

令和 3 年度

寝屋川市包括外部監査結果報告書
補助金等に係る事務の執行について

寝屋川市包括外部監査人
公認会計士 玉置 寿子

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
Ⅰ. 包括外部監査の種類	1
Ⅱ. 選定した特定の事件（テーマ）	1
Ⅲ. 事件（テーマ）を選定した理由	1
Ⅳ. 包括外部監査の対象期間	2
Ⅴ. 包括外部監査の視点、実施方法	2
Ⅵ. 包括外部監査の実施期間	3
Ⅶ. 外部監査人補助者の資格及び氏名	3
Ⅷ. 監査の結果及び意見の定義	3
Ⅸ. 利害関係	3
第2章 包括外部監査対象の概要	4
Ⅰ. 補助金等の意義	4
Ⅱ. 補助金等の交付事務について	4
Ⅲ. 補助金等のチェック・監査の状況	6
Ⅳ. 令和2年度の補助金等の概要	9
Ⅴ. 監査対象の選定	12
Ⅵ. 監査手続	16
第3章 包括外部監査の結果及び意見	18
Ⅰ. 監査の結果及び意見の一覧	18
Ⅱ. 全庁的な課題	30
Ⅲ. 各補助金等事業に関する結果及び意見	41
1. 寝屋川市職員共済会補助金（総務部 人事室）	41
2. 寝屋川市防犯協会活動補助金（危機管理部 監察課）	44
3. 寝屋川市地域協働基礎交付金（市民活動部 市民活動振興室）	53
4. 寝屋川市コミュニティ奨励補助金（市民活動部 市民活動振興室）	59
5. 寝屋川市地区集会所施設整備事業補助金（市民活動部 市民活動振興室）	63
6. 寝屋川市防犯灯維持管理事業補助金（市民活動部 市民活動振興室）	69
7. 寝屋川市市政協力委員自治推進協議会事業補助金（市民活動部 市民活動振興室）	72
8. 寝屋川市NPO支援補助金（市民活動部 市民活動振興室）	77
9. 寝屋川市一般コミュニティ助成事業補助金（市民活動部 市民活動振興室）	80
10. 寝屋川市太陽光発電システム設置費補助金（環境部 環境総務課）	84
11. 寝屋川市中小企業者等感染拡大防止協力支援金 （健康部 新型コロナウイルス感染症対策室）	89
12. 寝屋川市社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会事業補助金（福祉部 福祉総務課）	92

13.	公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター運営補助金（福祉部 高齢介護室）	95
14.	寝屋川市老人クラブ連合会補助金（福祉部 高齢介護室）	99
15.	寝屋川市高齢者交通系 IC カード購入補助金（福祉部 高齢介護室）	112
16.	寝屋川市軽費老人ホーム事務費補助金（福祉部 高齢介護室）	115
17.	寝屋川市ねやがわ子育てスタート応援クーポン事業補助金 （こども部 子育て支援課）	120
18.	寝屋川市一時預かり事業補助金（一般型）（こども部 子育て支援課）	124
19.	寝屋川市食物アレルギー対策事業補助金（こども部 保育課）	127
20.	寝屋川市保育体制強化事業補助金（こども部 保育課）	137
21.	寝屋川市障害児保育事業補助金（こども部 保育課）	142
22.	寝屋川市病児保育事業（体調不良児対応型）補助金（こども部 保育課）	145
23.	寝屋川市待機児童 ZERO プラン推進事業補助金（こども部 保育課）	148
24.	寝屋川市衛生用品等購入補助金（こども部 保育課）	151
25.	寝屋川市木造住宅耐震改修補助金（まちづくり推進部 住宅政策課）	157
26.	寝屋川市密集住宅地区老朽木造集合住宅除却費等補助金 （まちづくり推進部 住宅政策課）	160
27.	寝屋川市地域公共交通事業継続支援事業費補助金 （まちづくり推進部 交通政策課）	162
28.	寝屋川市ハッピースマイル寝屋川互助会事業補助金 （まちづくり推進部 産業振興室）	166
29.	寝屋川市商品券等発行事業支援補助金（まちづくり推進部 産業振興室）	170
30.	寝屋川市休業要請支援補助金（まちづくり推進部 産業振興室）	176
31.	寝屋川市事業継続支援補助金（まちづくり推進部 産業振興室）	179
32.	寝屋川市デリバリー・スタートアップ事業支援補助金 （まちづくり推進部 産業振興室）	183
33.	保存樹維持管理助成金（都市基盤整備部 公園みどり課）	186
34.	寝屋川市雨水貯留タンク設置助成金（上下水道局 下水道事業室）	190
35.	寝屋川市議会政務活動費（議会事務局）	193
36.	寝屋川市立小学校校庭の芝生化維持管理事業（学校教育部 教育政策総務課）	197
37.	寝屋川市市立校園 PTA 協議会安全共済会事業補助金 （小学校・中学校・幼稚園）（学校教育部 学務課）	200
38.	寝屋川市学校活性化事業補助金（英検受験料補助事業）（学校教育部 教育指導課）	209
39.	寝屋川市文化スポーツ振興事業費補助金（寝屋川文化芸術祭事業、 囲碁・将棋活動推進事業）（社会教育部 文化スポーツ室）	215
40.	寝屋川市文化スポーツ振興事業費補助金（寝屋川ハーフマラソン事業、 エンジョイフェスタ in ねやがわ事業、寝屋川市スポーツ少年団事業、 寝屋川ダンスフェスティバル事業）（社会教育部 文化スポーツ室）	218

(本報告書における記載内容の注意事項)

- 金額表記

報告書に記載している金額は、原則として消費税等込で表示している。

- 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しているため、端数処理が不明確な場合もある。

パーセンテージ等比率は表示単位未満を四捨五入している。

- 報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、寝屋川市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

- 報告書の数値等の正確性

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料に限定して行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

- 参考文献・参考資料

日本公認会計士協会 公会計委員会研究報告第11号 地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例

- 業務内容の性質及び業務範囲

本報告書は保証業務に該当せず、提供された資料及び説明に基づき気付いた範囲の報告事項に限られ、財務数値及び非財務情報の正確性、信頼性、真正性、網羅性等の保証を提供するものではない。

また、本報告書は、調査対象のすべての事項に関して網羅的に言及するもの及び報告した事項の十分性等を保証するものではなく、かつ内部統制に関する言及を行う場合にも、調査の過程で気付いたものに限定され、網羅的または包括的に言及するものではない。そのため実施された手続のほかに追加の手続を実施するか、または保証業務を行った場合には、追加的に報告すべき事項が発見される可能性がある。

第1章 包括外部監査の概要

I. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

補助金等に係る事務の執行について

III. 事件（テーマ）を選定した理由

市は、様々な種類の負担金・補助金・交付金を交付している（第1章では、負担金・補助金・交付金を総称して「補助金等」という）。

補助金等は、ここ数年恒常的に一般会計歳出額の約1割を占め、令和元年度の決算では101億円である。その歳出目的や公益上の必要性を確認し、その趣旨目的に照らして事務の執行が効果的かつ効率的になされているか否かについて検討することは有益である。

また、ここ数年の監査委員監査結果において、補助金等に対する指摘事項が散見され、令和2年度の監査委員監査でも4件の指摘事項が挙げられている。その内容は、市の例規の遵守状況に関するものが中心であり、合規性の面でも補助金等に関して検討することには意義がある。

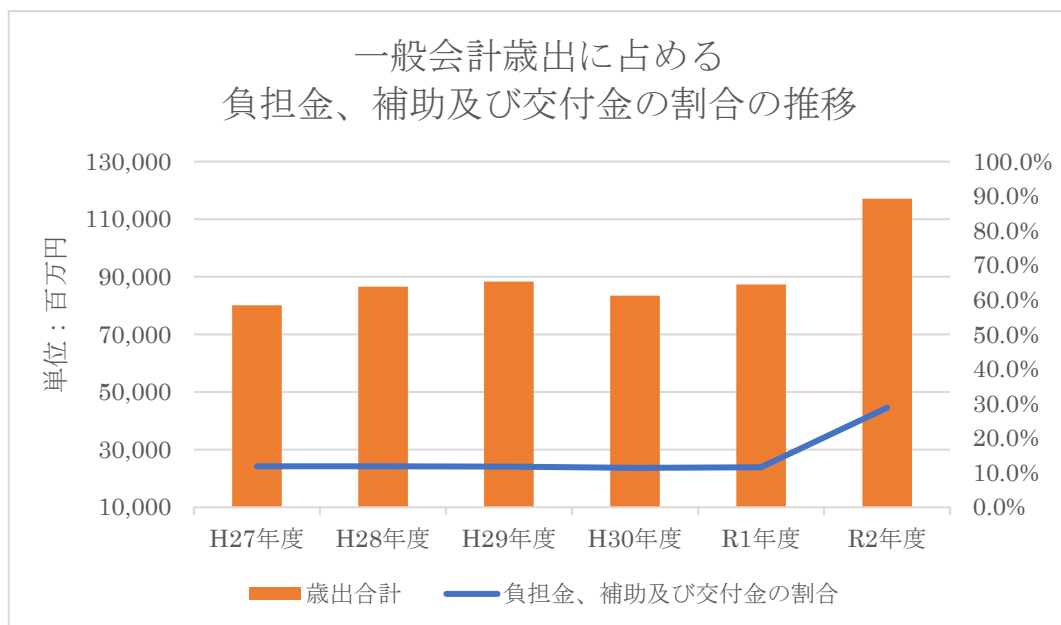
さらに、令和2年度においては新型コロナウイルス感染拡大に伴い新たな補助金等が交付されていることから、補助金等に対する市民の関心も高い。

以上の理由から、歳出の重要な割合を占め、合規性の面で検証する価値があり、市民の関心も高い補助金等の事務執行の状況について監査を行うことには意義があると考え、「補助金等に係る事務の執行について」を監査テーマとして選定することとした。

（単位：百万円）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
一般会計 歳出合計	80,175	86,596	88,325	83,502	87,337	117,101
負担金、補助 及び交付金	9,533	10,282	10,388	9,483	10,167	※ 33,721
割合%	11.9%	11.9%	11.8%	11.4%	11.6%	28.8%

※新型コロナウイルス感染拡大に伴う特別定額給付金23,056百万円を含む。



IV. 包括外部監査の対象期間

令和 2 年度

ただし、必要に応じて令和元年度以前及び令和 3 年度の一部を含む。

V. 包括外部監査の視点、実施方法

1. 監査の視点

(1) 合规性の視点

補助金等の交付に係る事務の執行は、地方自治法、地方自治法施行令、市が定める条例その他の法令等及びその趣旨に従い適切に行われているか。

(2) 公益性の視点

補助金等の公益性や政策目的適合性について配慮されているか。

(3) 経済性の視点

補助金等の算定過程は明確になっているか。

(4) 有効性の視点

補助金等の目的が明確化され、目的がよく達成されているかの確認を行っているか。補助金等の交付について、PDCA サイクル（「Plan=計画」「Do=実行」「Check=評価」「Action=改善」）は機能しているか。

(5) その他

- ・ 公平性、透明性、合理性、効率性に配慮して事務を執行しているか。
- ・ 補助事業の実績報告に対する審査は実施されているか。

2. 監査の実施方法

- ・ 調査票による事前調査
- ・ 関係書類の閲覧・分析
- ・ 監査対象とした補助金等の関係部署へのヒアリングの実施

VI. 包括外部監査の実施期間

自 令和3年4月1日 至 令和4年1月27日

VII. 外部監査人補助者の資格及び氏名

弁護士	中川 澄
公認会計士	守谷義広
公認会計士	谷口昌央
公認会計士	野坂宇内
公認会計士協会準会員	吉原 宏
公認会計士協会準会員	住田 瞳
公認会計士協会準会員	川崎航季

VIII. 監査の結果及び意見の定義

本報告書における監査の結果と意見の定義は次のとおりである。

監査の「結果」	法令、条例、規則等に違反している事項
監査の「意見」	「結果」以外で改善・検討を求める事項

IX. 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、包括外部監査人及び包括外部監査人補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査対象の概要

I. 補助金等の意義

地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされている。

ここで、補助金とは、「事業、研究の育成等、公益上必要であると認められた場合に、反対給付を求めることなく交付する金銭的給付である」（日本公認会計士協会 公会計委員会研究報告第11号 地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例）と示されている。

また寝屋川市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）では、補助金等の意義について以下のように定義されている。

第2条 （1）補助金等

公益上必要があると認める事務又は事業に対して、補助金、助成金、交付金等の名称で、予算の範囲内で交付するものであって、相当の反対給付を受けないものをいう。

「補助金等」は、歳出予算における節の区分としては地方自治法施行規則第15条別記における「負担金、補助及び交付金」に含まれている。

このうち負担金は「特定の事業について、当該事業から利益を受けることに対して自己の経費を負担すべきものとして交付する給付」（日本公認会計士協会 同上）であり、上記「補助金等」の定義とは異なる性格を有するため、当報告書では対象としていない（以降、「補助金等」は補助金・交付金を指すものとする）。

II. 補助金等の交付事務について

補助金等の交付事務については、交付規則及び各補助金等の補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）において定められている。補助金等の交付事務の基本的な流れは以下のとおりである。

(1) 交付要綱の制定（交付規則第4条）

補助金等の交付に当たっては、あらかじめ次の事項を記載した交付要綱を制定する。

- ・ 補助金等の交付の目的
- ・ 補助事業の内容
- ・ 補助金等の額の算定方法
- ・ 提出書類
- ・ 標準処理期間
- ・ 上記のほか、当該補助金等の交付に当たって必要な事項

(2) 補助金等の交付の申請（交付規則第 5 条）

補助金等の交付を受けようとする者又は団体の代表者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を、指定の期日までに市長に提出しなければならない。

- ・ 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ・ 交付を受けようとする補助金等の額

なお、申請書には以下の事項を記載した書類を添付しなければならない。

- ・ 補助事業の目的及び内容
- ・ 交付を受けようとする補助金等の積算基礎
- ・ 補助金等の使途の予定
- ・ 補助事業の経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の負担者、負担額及び負担方法
- ・ 補助事業の効果
- ・ 上記のほか、交付要綱に定める事項

(3) 補助金等の交付の決定等（交付規則第 6 条）

市長は、補助金等の交付の申請があったときは、申請者が暴力団等である場合を除き、当該申請に係る書類に不備がなく、かつ、補助事業に対する補助金等の交付が公益上必要と認めるときは、原則として標準処理期間内に、交付する補助金等の額を決定して、当該申請者に通知する。

(4) 実績報告（交付規則第 11 条）

補助事業者は、補助事業完了後 2 週間以内又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、当該年度中に補助事業者が行った補助事業の概要及び補助金等の使途を明らかにした書類、その他交付要綱に定める書類を提出しなければならない。

(5) 補助金等の確定等（交付規則第 13 条）

市長は、実績報告を受けた場合は、当該申請に係る書類に不備がなく、かつ、補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及び市長の意見等に適合すると認めたときは、原則として標準処理期間内に、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

(6) 補助金等の支払（交付規則第 14 条）

補助金等は、補助金等の額を確定した後又は補助事業の実績に基づき精算額で交付の決定をした後に支払うものとする。ただし、交付要綱で特別の定めをした場合には、補助金等の全部又は一部について概算払又は前金払をすることができる。

Ⅲ. 補助金等のチェック・監査の状況

市における補助金等のチェックは、毎年度の予算編成過程を通じた査定、担当課による実績確認のほか監査委員による定期監査が実施されている。

(1) 「ネヤガワ式予算スケール」

補助金等の評価に関連する事項として、市では、令和2年度当初予算から予算編成手法が見直されている。

従前は現状の延長線上で事業（予算）の在り方を考える「プレゼント・プッシュ」型の予算編成であり、継続事業については部局別に予算を配分し、配分された枠の中で各部局の裁量で優先すべき事業に予算を配分していたが、令和2年度以降は、より効果的な事業への予算の重点化等を反映していく、パフォーマンス重視型の予算編成へと移行している旨、ホームページに公表している。

具体的には、事業のパフォーマンスの評価に当たって、市の事業（予算）を投資的予算、補足的予算、福祉的予算と3つの区分に分け、それぞれに設定した基準（ネヤガワ式予算スケール）を用いている。

ネヤガワ式予算スケール

■投資的予算

「訴求効果」「収益効果」「効率性効果」を有するもの

評価点	評価基準
5点	【高い効果が見込まれる】 目標を上回る高い効果が見込まれる
4点	【十分な効果が見込まれる】 目標を上回る効果が見込まれる
3点	【効果がある】 目指す効果（目標）が得られる
2点	【小さい効果は見込まれる】 目標を下回る手法等を見直すことにより、更なる効果の上昇が見込まれる
1点	【効果がある可能性がある】 効果は極めて限定的である

■補足的予算（投資的予算、福祉的予算のいずれにも該当しない）

投資的予算・福祉的予算のいずれにも該当しないもの

あればより良いと考えられるもの（投資的予算、福祉的予算を補完する）

評価点	評価基準
2点	【優れている】 市民生活に不可欠な事業
1.5点	【やや優れている】 市民生活の向上に寄与している
1点	【可もなく不可もないもの】 当該事業が無くとも市民生活に大きな影響は無い
0.5点	【再検討が必要】 市民生活に影響はないものの、あれば便利
0点	【不可】 当該事業が無くとも影響は無い

■福祉的予算

この予算が無ければ、市民が「通常の生活」を維持できないもの

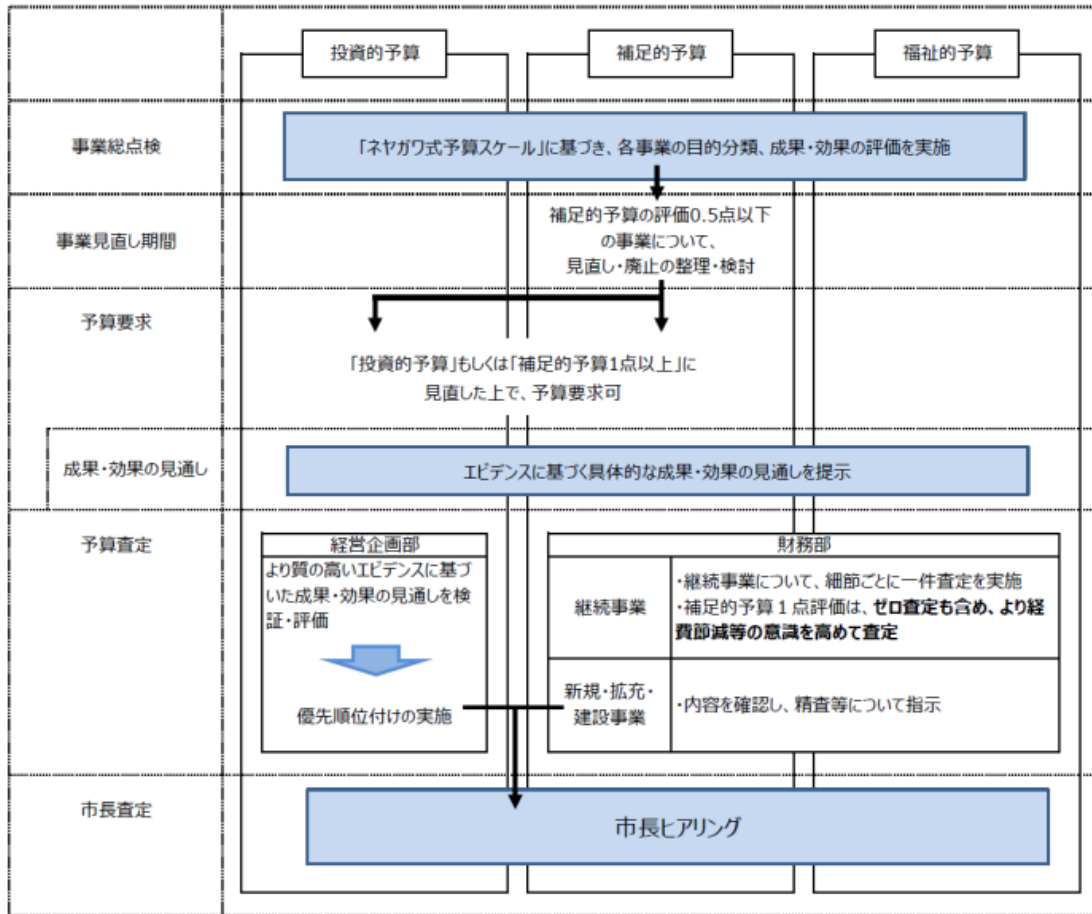
評価点	評価基準
-1点	【やや困難である】 無ければ市民生活が維持できない可能性がある
-2点	【困難である】 無ければ市民生活の維持が困難となる
-3点	【著しく困難である】 無ければ市民生活が維持できない
-4点	【緊急対応が必要なもの】 市の責務として緊急対応が不可欠
-5点	【命に係わるもの】 命に係わるなど市の責務として緊急対応が不可欠（児童虐待、いじめ対策 等）

※市として実施しなければならないが、仮に当該事業を実施しないとした場合に、通常の市民生活の維持に支障を及ぼす程度についてマイナス表記としている。



参考：ネヤガワ式予算スケール（寝屋川市 HP より）

「パフォーマンス重視型予算編成」の仕組、流れ



参考：「パフォーマンス重視型予算編成」の仕組、流れ（寝屋川市 HP より）

当該評価は一義的には事業担当課が行うが、予算編成過程では財政部門以外に企画部門も関与する。3つの区分のうち投資的予算については、対外的訴求力等の視点から見込まれる効果の検証・評価にあたっているのも特徴である¹。ネヤガワ式予算スケールは、市として統一されたスケール（尺度）で各事業の評価を数値化することで、事業の選択と集中に向けた意識を醸成し、行財政のPDCAにおいて好循環を実現することを目指していると考えられる。またこの予算編成手法の導入は市の「働き方改革」につなげる目的も持ち合わせており、業務の断捨離や効率化、断捨離によっても解消されない残業を表面化・顕在化していくことも主眼に置いているとのことである²。

市ではまちづくり及び市政運営の指針として総合計画を策定しており、令和3年度からは「第六次総合計画」が展開されていることから、当該予算編成手法の見直しが部局単位ではない俯瞰的な視点をもたらし、総合計画の実現に役立つことが期待される。

この新たな予算編成手法の導入に伴い、補助金等交付事業についても令和2年度を皮切りにパフォーマンス重視の評価が行われたのか確認するため、包括外部監査

¹ 令和元年12月定例会（第4日12月13日）会議録から

² 令和2年3月定例会（第4日3月6日）会議録から

で選定した任意の対象事業について、予算スケールでの評価が予算編成において具体的にどのように影響したかの聞き取りを行った。しかし補助金等という給付事業の性質上からか、ほとんどの事業が各予算スケール属性（投資的・福祉的・補助的）の中間値付近にあり、個々の補助金等においては、結果的に予算編成における影響は特段になかったという回答を得た。ネヤガワ式予算スケールの運用はまだ日が浅く、活用についてはこれからの課題でもあるが、導入当初としては個々の事業の予算編成に影響するというよりも、市全体の施策をスケール化して優先順位を目に見えた形にすることに意義があったものと考えられる。

(2) 各担当課における実績確認

交付額の確定に伴う実績確認において、補助の目的に沿わない支出が行われていないか確認を行うとともに、地区集会所施設整備事業補助金における概算払や耐震メニューの追加、防犯灯維持管理事業補助金における LED に対応した補助の追加など、ニーズの変化等に応じて補助対象や限度額等の見直しを行っている事業もある。

(3) 監査委員による監査

監査委員による定期監査では、補助金等について平成 30 年度に 2 件、令和元年度に 1 件、令和 2 年度に 4 件の指摘事項が挙げられており、その要旨は下記のとおりである。

平成 30 年度

(1) 補助金の交付決定について

寝屋川市高齢者交通系 IC カード購入補助金について、交付要綱に定められている標準処理期間内に交付決定がなされていないものが見受けられた。

(2) 補助金の交付決定について

寝屋川市一時預かり事業補助金について、交付要綱に定められている標準処理期間内に交付決定がなされていないものが見受けられた。

令和元年度

寝屋川市国民健康保険人間ドック助成事業に係る助成金の交付決定について、決裁権者の決裁がなされず、交付決定が行われていた。

また、助成金の額については請求時に費用を支払ったことを証する書類の提出を受けてはじめて金額が確定されるが、申請者に通知する決定通知書には、助成が決定したことについてのみ記載されており、申請者には金額を通知せず助成金が交付されていた。

令和 2 年度

- (1) 交付決定において、執行額が 50 万円以上の場合は財政課長の合議が必要であるが、寝屋川市職員研修に関する就学等経費助成について、合議を経ずに施行されていた。
- (2) 寝屋川市不育症治療費助成事業に係る助成金について、寝屋川市不育症治療費助成事業実施要綱に定められている期間内に助成金の交付がなされていないものが見受けられた。
- (3) 交付決定において、執行額が 50 万円以上の場合は財政課長の合議が必要であるが、寝屋川市国民健康保険人間ドック助成事業に係る助成金について、合議を経ずに施行されていた。
- (4) 寝屋川市結核対策費補助金の交付決定及び交付確定において、寝屋川市事務決裁規程に定める専決権者である副市長によって決裁されなければならないところ、部長による決裁がなされていた。また、寝屋川市結核対策費補助金交付要綱に定められている標準処理期間内に交付決定がなされていないものが見受けられた。

以上のとおり、定められた処理期日の超過が 4 件、決裁・合議の誤りが 4 件、書類通知の不備 1 件でいずれも合規性違反の案件であった。

この他、令和 2 年度においては、特別定額給付金事業について二重給付や過少振込、給付の遅れなど事務処理上の問題が生じたことから、令和 2 年 8 月に総務部による『「特別定額給付金に関する事務の執行」の検証』が行われて結果が公表³され、令和 2 年 11 月から令和 3 年 3 月まで監査委員による随時監査⁴が実施されている。

IV. 令和 2 年度の補助金等の概要

令和 2 年度の一般会計及び特別会計に係る補助金等（細節「補助金」「交付金」）の決算額は以下のとおりである。

（単位：円）

項目	一般会計	特別会計	合計
細節「補助金」	24,912,896,819	40,376,138	24,953,272,957
細節「交付金」	55,904,018	0	55,904,018

（企業会計については細節名称が異なることから表中に含めていない。対応する金額としては 329,316 円。）

令和 2 年度においては新型コロナウイルス感染拡大対策の一環で、特別定額給付金約 230 億円が補助金として交付されており、一般会計の補助金等の規模は膨らんでいる。

³ 『「特別低額給付金に関する事務の執行」の検証』 R0208kensyuo.pdf (city.neyagawa.osaka.jp)

⁴ 随時監査の報告書は、寝屋川市 HP の下記リンク先において公開されている。監査結果報告書・決算審査意見書等／寝屋川市 (city.neyagawa.osaka.jp)

なお、負担金は、前述したとおり「特定の事業について、当該事業から利益を受けることに対して自己の経費を負担すべきものとして交付する給付」であり、地方自治法上の「負担金、補助及び交付金」の節のうちでも「補助金・交付金」とは異なる性格を有する。

参考までに令和２年度の一般会計及び特別会計に係る細節「負担金」の決算額は以下のとおりである。

(単位：円)

項目	一般会計	特別会計	合計
細節「負担金」	8,752,913,941	48,326,847,199	57,079,761,140

一般会計の内、主な事業

(単位：円)

水道料金（基本料金）免除負担金	457,432,270
個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任等に係る交付金	99,632,000
大阪府後期高齢者医療広域連合負担金	2,567,040,701
北河内４市リサイクル施設組合	109,386,061
休業要請支援金（府市共同支援金）事業	214,000,000
下水道事業会計負担金	1,539,268,964
京阪本線連続立体交差事業負担金	606,750,000
枚方寝屋川消防組合	2,711,153,000

特別会計の内訳

(単位：円)

国民健康保険特別会計分	24,271,053,871
介護保険特別会計分	20,486,028,711
後期高齢者医療特別会計分	3,569,764,617

負担金には国の直轄事業に対する負担金、地方公共団体またはその機関の行う事務に対する負担金、都道府県が行う土木その他の建設事業に対する区市町村の負担金などがある。国と地方公共団体、あるいは地方公共団体相互間等で一定の事業についてその経費の負担割合が定められているときに、それに従って支出すべき金銭的負担が負担金であり、当報告書が扱う補助金・交付金と性質が異なるため、当報告書ではこれを対象としていない。

以降、「負担金」を除く「補助金」及び「交付金」の額は一般会計及び特別会計合わせて25,009,176,975円であり、当報告書ではこの「補助金」及び「交付金」を対象として扱っていく。

令和２年度の各部局における細節「補助金」及び細節「交付金」の数及び決算額は以下のとおりである。

【一般会計】

(単位：円)

部局	補助金等の数	決算額
経営企画部	1	7,858,000
財務部	0	—
総務部	3	7,847,615
危機管理部	3	3,490,000
市民サービス部	1	618,595
市民活動部	14	98,255,373
環境部	3	12,070,100
健康部	11	94,837,295
福祉部 ※	18	23,419,306,435
こども部	35	1,029,486,573
2 軸化事業部	0	—
まちづくり推進部	28	258,466,927
都市基盤整備部	2	230,000
上下水道局	2	682,000
議会事務局	1	9,359,281
学校教育部	11	14,967,174
社会教育部	5	11,325,469
合計	138	24,968,800,837

※特別定額給付金 23,056,961,000 円を含む。

【特別会計】

(単位：円)

部局	補助金等の数	決算額
市民サービス部	2	37,482,138
福祉部	2	2,894,000
合計	4	40,376,138

【企業会計】

(単位：円)

部局	補助金等の数	決算額
上下水道局	2	329,316

V. 監査対象の選定

令和2年度決算において、細節「補助金」及び「交付金」決算に計上された事業の中から、以下の手順で監査対象を選定した。

市の財務会計システムからは母集団として利用できる網羅的な補助金事業のリスト等が入手できなかったため、監査事務局が定期監査のために各部局に作成を依頼した「補助金及び交付金支出状況表（令和2年度）」の提供を受け、それを母集団として事業を選定した。なお、特別定額給付金はかなりの労力をかけた調査が市において行われたところであり、直近に結果も公表されていることから、対象からは除外した。

選定の考え方は次のとおりである。

- 原則として予算額が1,000万円以上の補助金等を抽出した上で、下記のような吟味を加えて加除
- 各部局の令和2年度の補助金等の数を勘案し、補助金等の数が多い部局ほど多くの調査対象が選定されるよう加除。加除に当たっては原則として予算額の大きいものを優先
- 幅広い部局が調査対象となるよう、予算額が1,000万円以上の補助金等がない部局の補助金等についても一部調査対象に追加
- 新型コロナウイルス関連の補助金等、市民の関心が高いと思われる補助金は別途追加
- 予算額が1,000万円以上であっても内容が類似する補助金を選定されている場合は調査対象から除外

以上を勘案の結果、次の58の補助金等事業を対象として監査を実施した。

(単位：円)

部局	補助金等の名称	現計予算額
経営企画部 情報化推進課	特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の 設置等関連事務の委任に係る交付金	7,858,000
総務部 人事室	寝屋川市職員共済会補助金	7,439,000
危機管理部 監察課	寝屋川市防犯協会活動補助金	3,090,000
市民サービス部 医療助成担当	寝屋川市不育症治療費助成金	3,000,000
市民サービス部 国民健康保険担当	寝屋川市国民健康保険人間ドック助成金	37,500,000
市民活動部 市民活動振興室	寝屋川市地域協働基礎交付金	52,560,000
市民活動部 市民活動振興室	寝屋川市コミュニティ奨励補助金	13,648,000

部局	補助金等の名称	現計予算額
市民活動部 市民活動振興室	寝屋川市地区集会所施設整備事業補助金	7,624,000
市民活動部 市民活動振興室	寝屋川市防犯灯維持管理事業補助金	32,482,716
市民活動部 市民活動振興室	寝屋川市市政協力委員自治推進協議会事業補助金	3,000,000
市民活動部 市民活動振興室	寝屋川市 NPO 支援補助金	2,000,000
市民活動部 市民活動振興室	寝屋川市一般コミュニティ助成事業補助金	2,500,000
環境部 環境総務課	寝屋川市太陽光発電システム設置費補助金	21,500,000
健康部 新型コロナウイルス 感染症対策室	寝屋川市中小企業者等感染拡大防止協力支援金	49,750,000
健康部 新型コロナウイルス 感染症対策室	寝屋川市新型コロナウイルス感染者 等感染拡大防止協力支援金	82,794,000
健康部 新型コロナウイルス 感染症対策室	寝屋川市児童・生徒等感染拡大防止協力支援金	45,212,000
福祉部 福祉総務課	寝屋川市社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会 事業補助金	141,568,000
福祉部 高齢介護室	公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター 運営補助金	21,638,000
福祉部 高齢介護室	寝屋川市老人クラブ連合会補助金	8,419,000
福祉部 高齢介護室	寝屋川市高齢者交通系 I C カード購入補助金	35,023,256
福祉部 高齢介護室	寝屋川市介護施設等の整備に関する事業補助金	32,536,000
福祉部 高齢介護室	寝屋川市軽費老人ホーム事務費補助金	123,754,000
福祉部 障害福祉課	寝屋川市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保 支援等事業費補助金	55,860,000
福祉部 障害福祉課	寝屋川市障害福祉分野の ICT 導入モデル事業	13,000,000
こども部 子育て支援課	寝屋川市ねやがわ子育てスタート応援クーポン 事業補助金	14,915,550
こども部 子育て支援課	寝屋川市妊婦特別支援給付金支給事業補助金	74,000,000

部局	補助金等の名称	現計予算額
こども部 保育課	寝屋川市一時預かり事業補助金（一般型）	20,991,000
こども部 保育課	寝屋川市民間保育所等運営費補助金	270,671,100
こども部 保育課	寝屋川市食物アレルギー対策事業補助金	43,200,000
こども部 保育課	寝屋川市保育体制強化事業補助金	55,800,000
こども部 保育課	寝屋川市障害児保育事業補助金	147,000,000
こども部 保育課	寝屋川市病児保育事業（体調不良児対応型） 補助金	76,194,000
こども部 保育課	寝屋川市待機児童 ZERO プラン推進事業補助金	161,784,000
こども部 保育課	寝屋川市衛生用品等購入補助金	77,500,000
こども部 保育課	寝屋川市給食費無償化補助金	129,724,000
まちづくり推進部 まちづくり推進課	寝屋川市土地区画整理事業補助金	26,967,000
まちづくり推進部 住宅政策課	寝屋川市木造住宅耐震改修補助金	50,000,000
まちづくり推進部 住宅政策課	寝屋川市ブロック塀等撤去補助	36,000,000
まちづくり推進部 住宅政策課	寝屋川市密集住宅地区老朽木造集合住宅 除却費等補助金	68,824,000
まちづくり推進部 交通政策課	寝屋川市地域公共交通事業継続支援事業費補助金	7,640,000
まちづくり推進部 産業振興室	寝屋川市ハッピースマイル寝屋川互助会事業補助金	6,700,000
まちづくり推進部 産業振興室	寝屋川市商品券等発行事業支援補助金	77,323,000
まちづくり推進部 産業振興室	寝屋川市休業要請支援補助金	7,250,000
まちづくり推進部 産業振興室	寝屋川市事業継続支援補助金	55,750,000
まちづくり推進部 産業振興室	寝屋川市デリバリー・スタートアップ事業支援補助金	19,500,000
まちづくり推進部 産業振興室	寝屋川市飲食店におけるキャッシュレス決済等 導入推進支援補助金	100,000,000

部局	補助金等の名称	現計予算額
都市基盤整備部 公園みどり課	保存樹維持管理助成金	230,000
上下水道局 下水道事業室	寝屋川市雨水貯留タンク設置助成金	149,000
議会事務局	寝屋川市議会政務活動費	12,960,000
学校教育部 教育政策総務課	寝屋川市立小学校校庭の芝生化維持管理事業	1,920,000
学校教育部 学務課	寝屋川市市立校園 PTA 協議会安全共済会事業 補助金（小学校）	1,064,000
学校教育部 学務課	寝屋川市市立校園 PTA 協議会安全共済会事業 補助金（中学校）	520,000
学校教育部 学務課	寝屋川市市立校園 PTA 協議会安全共済会事業 補助金（幼稚園）	9,000
学校教育部 教育指導課	寝屋川市学校活性化事業補助金 （英検受験料補助事業）	8,416,800
学校教育部 教育指導課	寝屋川市学校活性化事業補助金 （教育活動活性化推進事業）	4,160,000
学校教育部 教育指導課	寝屋川市修学旅行キャンセル料等補助金	37,600,000
社会教育部 文化スポーツ室	寝屋川市文化スポーツ振興事業費補助金 （寝屋川文化芸術祭事業、囲碁・将棋活動推進事業）	12,557,000
社会教育部 文化スポーツ室	寝屋川市文化スポーツ振興事業費補助金 （寝屋川ハーフマラソン事業、エンジョイフェスタ in ねやがわ事業、寝屋川市スポーツ少年団事業、寝 屋川ダンスフェスティバル事業）	23,200,000

VI. 監査手続

選定した補助金等について、主に以下の手続を実施した。

(1) 調査票による事前調査

選定した補助金等について、その概要を把握するため以下の質問項目を設けた調査票の回答を依頼し、分析を行った。なお第3章 III. 各補助金等事業に関する結果及び意見における各補助金等の内容等の説明は、調査票の回答結果に基づき作成している。

<調査票の質問項目>

- | | |
|------------------|---------------------------|
| ● 補助金等の名称 | ● 補助金額の算出方法 |
| ● 創設年度 | ● 補助金等の支払方法 |
| ● 終期年度 | ● 財源構成比（国費・府費・市費・その他） |
| ● 補助金等の見直しを行った年度 | ● 補助金等の予算額及び決算額の推移（直近3年間） |
| ● 補助金等の見直しを行った理由 | ● 補助金交付先数推移（直近3年間） |
| ● 補助金等の目的 | ● 実績報告の時期 |
| ● 補助金等の概要及び対象事業 | ● 実績審査の方法 |
| ● 補助金等の分類 | ● 補助金等に期待する効果 |
| ● 根拠法令・交付要綱等の名称 | ● 効果指標 |
| ● 補助金等の交付先 | ● 効果指標の過去3年の推移 |

(2) 関係資料の閲覧・分析

選定した補助金等について、交付事務の実態を把握するため、以下の資料を閲覧した。

<閲覧した資料>

- 補助金等交付要綱、実施要項・要領、その他関連規則等
- 補助金等事業の予算資料及び積算根拠資料
- 補助金等交付の申請書及びその添付書類※
- その他補助金等交付要綱において提出が求められている書類※
- 選考過程及び決定・承認の履歴がわかる書類（審査書類・調書等）※
- 補助金等交付の決定通知書における決裁文書※
- 補助金等交付請求書※
- 補助金等確定の通知書における決裁文書※
- 実績報告書及びその添付書類※
- 実績審査の過程及び承認履歴がわかる書類（審査書類・現地調査調書等）※
- 補助金等の返還・交付取消が行われた場合は、その関連書類
- 補助金等の効果測定に関連する書類（効果指標の分析資料等）
- その他補助金等の交付事務に関連する資料

※ 交付件数が多数の補助金等についてはサンプルとして交付金額順に上位3件の資料を閲覧した。
（同一金額を交付する補助事業の場合は、任意の3件について資料を閲覧した。）

(3) 監査対象とした補助金等の関係部署へのヒアリングの実施

調査票の分析及び関係資料の閲覧のみでは確認できなかった事項、調査票の分析及び関係資料の閲覧の結果、より詳細な内容を把握する必要があると判断した事項について、関係部署へのヒアリングを実施した。主な質問事項は以下のとおりである。

<ヒアリングを実施した事項>

- 補助金等の交付先が、暴力団等でないことの確認をどのように実施しているか。
- 補助金等の概要、支援内容、対象事業者、募集期間等の情報は市民にどのように周知しているか。
- 補助金等の支払方法が概算払の場合、概算払としている理由及び補助金等の精算に関連して返還されるべき金額が返還されていないといった事象は発生していないか。
- 補助金等の交付の申請を行った事業者のうち、補助金等の交付決定がなされなかったケースはあるか。
- 終期年度が設定されていない場合、終期年度が設定されていない理由は何か。
- 補助金等について、定期的な見直し時期は定められているか。
- 補助金等の支払にあたり、支払金額や交付先の誤りが生じぬよう、どのようなチェックを実施しているか。
- 交付先が消費税の課税事業者に該当する場合、消費税の仕入税額控除の取扱いはどうなっているか。
- 補助金等事業の実績審査をどのように実施しているか。
- その他、選定した各補助金等について、質問が必要と判断した事項。

第3章 包括外部監査の結果及び意見

I. 監査の結果及び意見の一覧

当包括外部監査を実施した結果及び意見を概観するために、以下に一覧表を掲げた。

その際、当包括外部監査結果報告書の利用者に監査結果の趣旨が伝わりやすいよう、以下のような工夫を行った。

- 各補助金等事業に関する結果及び意見には、それぞれ「課題の所在」を記載した。
- 地方自治法が包括外部監査の視点として求めている合規性と3Eに特に意を用いて監査を行った。
- 「結果」は合規性の視点から、是正・改善を求めるものである。
- 「意見」は主として3Eの視点から、改善について検討を求めるものである。

3Eの定義については以下を参考にした。

監査の実施に当たっては、「合規性」、「経済性」、「効率性」、「有効性」といった観点から監査対象を検証します。



- 合規性 法令等に従って行われているか
- 経済性 ムダな経費をかけていないか
- 効率性 より成果のあがる方法はないか
- 有効性 目的にかなっているか

(出典：東京都 HP)

(包括外部監査結果及び意見の一覧表)

全庁的な課題（総括意見）		
① 補助金等の過大交付等不適切事案の発生を防ぐため、既存の補助事業の実績確認においては内部統制上の課題を改善し、今後新規事業を実施するにあたっては補助対象経費としての交付要綱への適合性や団体収入の取り扱い等、考慮すべき事項を十分に勘案されたい。（意見）（P30）		過大交付/返還事業の見直し・あり方検討 補助対象経費の見直し
② アウトカムを意識した効果指標の設定を行われたい。（意見）（P31）		効果指標
③ 各事業に対して、終期の設定による不断の検証を図られたい。（意見）（P32）		事業の見直し・あり方検討
④ 補助金等に関する全庁的なガイドラインの策定について検討されたい。（意見）（P33）		事業の見直し・あり方検討 審査方法の見直し
⑤ 消費税に係る仕入税額控除の確認については誤りや誤解が生じやすいことから、全庁的なチェックリスト、統一規程や様式等を定めることを検討されたい。（意見）（P35）		消費税の取り扱い
⑥ 補助金等交付先が暴力団等でないことの確認について書面による確認を行われたい。（意見）（P37）		補助交付先の確認
No. / 補助金/ 部局	監査の結果/意見のサマリー (第3章Ⅲ. 各補助金等事業に関する結果及び意見)	課題の 所在
各補助金等事業に関する結果及び意見		
1. 寝屋川市職員共済会補助金		
総務部 人事室	① 本補助金を使って執行された事業が補助対象事業にふさわしいものか、市はチェックする必要があることから、補助対象事業の項目ごとに必要性を検討することが望まれる。（意見）（P42）	審査方法の見直し
2. 寝屋川市防犯協会活動補助金		
危機管理部 監察課	① 寝屋川市防犯協会は、補助金で購入した物品を希望する防犯委員に売却して得た収入に関し、市に返還することなく自己留保していた。この行為は市の承認を得ないで過年度から令和元年度まで行われていた。令和2年度決算に計上されている自主財源 291,202 円を含む、過年度からの売却収入について調査し、特定された当該収入分は市に返還を求めることが相当である。（意見）（P45）	過大交付/返還
	② 現状、事業計画書では主要事業の詳細（会議や活動の回数、購入物品の一覧等）が把握できないため、実績と比較した振り返り（増減の把握や支出の必要性の検討等）ができない状況となっていることから、事業計画書の記載内容について見直しを検討されたい。（意見）（P48）	審査方法の見直し

	③ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で例年より活動の幅が狭まっているにもかかわらず、交付額は変化していない。協会の事業費は防犯ベスト等売却収入がなければすべて補助金で賄われているため、補助金をより有効な使途に活用する観点から、今後は可能なコスト削減についても検討されたい。例えば、当協会は自治会の代表者等が多く関与していることから、自治会関係者が関与する他組織の送付ルートを活用する等、郵送費削減の可能性を検討されたい。(意見)(P48)	審査方法の見直し
	④ 本部が支部へ配布している活動費は、各支部で具体的な防犯活動に充てられているが、決算書にはその配布合計額が記されているのみで、実際の使途は明記されておらず、その確認も行われていない。支部の活動費も補助金の使途であることに違いはないことから、その実態把握及び実績確認を行われたい。(意見)(P49)	審査方法の見直し
	⑤ 本補助金は概算払であるが、精算に関する規定がない。交付要綱に条文を設けることを検討されたい。また周年記念事業について市が300,000円の増額補助を行うことの交付要綱上の位置づけが明確でないため、補助の必要性についてあらためて検討を行うとともに、今後も補助を行うにあたっては要綱上の位置づけを明確にすることを検討されたい。(意見)(P49)	事業の見直し・あり方検討
	⑥ 効果指標である「犯罪認知件数」は、犯罪発生件数の低下を観察できるものの、補助金の必要性や規模を振り返るための指標となっていない。防犯協会のすべての活動は補助金で賄われているため、対象経費が市の補助目的に寄与し、効果を上げているかの側面からPDCAを実施されたい。(意見)(P50)	効果指標・効果検証
	⑦ 現状、補助金交付先が暴力団等でないことの確認について口頭による確認に止まることから、補助金の合规性を担保するため、補助金交付先が暴力団等でないことの確認について申請書に誓約を盛り込む等、書面による確認を行われたい。(意見)(P52)	補助交付先の確認
3. 寝屋川市地域協働基礎交付金		
市民活動部 市民活動 振興室	① 各地域協働協議会の積立金の金額について、前年度から当期にかけての増減額が確認できる明細をすべての協議会から入手し、積立金の繰越が適切に行われているか確認されたい。(意見)(P55)	審査方法の見直し
	② 効果指標として「地域協働協議会の活動回数」を設定しているが、活動回数の中には、協議会が実施するイベントと協議会の運営方針や活動内容を検討するための会議が混在しているため、会議の実施数は除外した上で効果指標とすることが適当である。(意見)(P56)	効果指標・効果検証

	③ 現状、補助金交付先が暴力団等でないことの確認について口頭による確認のみであることから、補助金の合規性を担保するため、補助金交付先が暴力団等でないことの確認について誓約書を入手する等、書面による確認を行われたい。(意見)(P57)	補助交付先の確認
4. 寝屋川市コミュニティ奨励補助金		
市民活動部 市民活動 振興室	① コロナ禍において交付先数・金額が激減している。その大きな要因の一つは、現状対面集合を伴う活動のみを補助対象としているためである。補助金をコミュニティ活動に有効に活かすため、現状の社会状況に応じ、補助の目的に合致する活動を見直す等、補助対象の判定基準を再検討されたい。(意見)(P60)	補助対象経費の見直し
	② 現状、補助金交付先が暴力団等でないことの確認について行われていないことから、補助金の合規性を担保するため、補助金交付先が暴力団等でないことの確認について、書面による確認を行われたい。(意見)(P61)	補助交付先の確認
5. 寝屋川市地区集会所施設整備事業補助金		
市民活動部 市民活動 振興室	① 現存する集会所の老朽化・耐震化対応や少子高齢化、新型コロナウイルス感染拡大の影響による人と人との交流スタイルの変化など、社会ニーズの変化に対応するよう、短期的には市が推進しようとする方向性と整合性のある補助事業として、補助制度の今後のあり方を検討されたい。(意見)(P66)	事業の見直し・あり方検討
	② ライフスタイルの変化や少子高齢化等の影響を受けて自治会加入者が減少しつつある現状も踏まえると、集会所施設の共同利用、他施設の間借りやコミュニティセンターといった代替施設の利用等、既存の集会所施設を自治会ごとに所有し続けることを前提としない対応も考えられる。長期的には、現在の補助制度が自治会を取り巻く現状を踏まえたニーズに沿うものか、集会所に求める機能や役割から、施設の整備・所有を必ずしも前提としない、自治会との議論に基づいた補助制度の見直しを検討されたい。(意見)(P67)	事業の見直し・あり方検討
6. 寝屋川市防犯灯維持管理事業補助金		
市民活動部 市民活動 振興室	① 当該補助金の経済性をさらに高めるため、消費電力以外に効果や規模の観点から「新設・改造」に係る補助金額の区分について今後、見直しの検討が望ましい。(意見)(P70)	事業の見直し・あり方検討

7. 寝屋川市市政協力委員自治推進協議会事業補助金		
市民活動部 市民活動 振興室	① 市は、協議会が実施している「研修会」に対して補助を行っており、これが例年補助対象経費の大半を占める(ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて中止されている)。研修会は直近では鳥羽、日高川等で行われ、旅費が主な補助対象となっているが、現状当該研修会は補助実施目的とする「地域社会の発展や住民福祉の向上に寄与」に照らした効果が明確でない。当該研修会が自治会長の見識向上や親睦交流に止まらず、事業として補助する必要があることを検証するため、研修会の効果検証を行い、今後のあり方について検討されたい。(意見)(P74)	効果指標・ 効果検証 事業の見直し・ あり方検討
	② 協議会の決算額の推移に合理性が見られないことから、会議費の必要性に関する検証を徹底されたい。(意見)(P75)	審査方法の 見直し 事業の見直し・ あり方検討
	③ 周年記念事業の効果に関する検証を行い、市の補助の必要性について検討を行われたい。(意見)(P76)	効果指標・ 効果検証 事業の見直し・ あり方検討
8. 寝屋川市 NPO 支援補助金		
市民活動部 市民活動 振興室	① 当該補助金の交付の対象となり得る「支援希望団体」の数は平成30年度から16団体に止まり、変化はない。市内NPO法人等に対する確実な制度周知のための工夫を検討されたい。(意見)(P78)	事業運営方法の 工夫
	② 交付額を左右する寄附のインセンティブを高めるため、寄附先となる団体の情報アクセスに対する改善を検討されたい。(意見)(P79)	事業運営方法の 工夫
9. 寝屋川市一般コミュニティ助成事業補助金		
市民活動部 市民活動 振興室	① 当補助金の効果指標として「補助金の申請件数」としているが、「地域社会の健全な発展と住民福祉の向上」という交付目的を反映する指標を設定し、効果検証を行われたい。(意見)(P82)	効果指標・ 効果検証
10. 寝屋川市太陽光発電システム設置費補助金		
環境部 環境総務課	① 温室効果ガスの排出削減という目標(「第3次環境計画」)に対し、当補助金がどれほど貢献したのかを数値的に振り返り、当補助金の改廃も視野に入れた検討を行われたい。(意見)(P87)	効果指標・効果 検証 事業の見直し・ あり方検討
11. 寝屋川市中小企業者等感染拡大防止協力支援金		
健康部 新型コロナ ウイルス 感染症対策室	① 休業等に係る補助金の申請書類のうち、その事実を証明する提出書類については任意となっている。休業等の事実をよりの確に確認できる書類の提出を求めるなど、市のチェック体制を強化されたい。(意見)(P90)	審査方法の 見直し

12. 寝屋川市社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会事業補助金		
福祉部 福祉総務課	① 本補助金は効果指標が大きく減少しているが、補助金額は変わっていない。効果を適切に把握することができる指標を設定することが望ましい。(意見) (P94)	効果指標・ 効果検証
	② 本補助金は概算払であり、対象事業及び補助対象経費は規定されていることから、実績報告において補助対象事業の補助対象経費のみに使用されていることや、活動状況を確認することが望まれる。(意見) (P94)	審査方法の 見直し
13. 公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター運営補助金		
福祉部 高齢介護室	① 現在、市の審査においては補助金算定基準に含まれる寝屋川市シルバー人材センターの支出について、定性的な把握にとどまり、金額に関する確認を行っていない。審査を効果的なものにするとともに、交付先団体の事業に対する理解を促進し、より健全な事業運営を促すことや、市との連携を推進する上で、補助金執行内容に対する審査体制の整備及び算定基礎資料の理解に努められたい。(意見) (P97)	審査方法の 見直し
14. 寝屋川市老人クラブ連合会補助金		
福祉部 高齢介護室	① 市交付要綱の趣旨に沿った補助対象経費の認定が明確でなく、過大交付にあたる可能性がある。特に「先導的な取組」として3事業600万円という高額な補助限度額を認定している事業について、あらためて「先導的な取組」に該当するのか、貴重な税金を投入する補助対象経費にふさわしいのか、必要性を含めて再検討を行われたい。(意見) (P101)	過大交付/返還 事業の見直し・ あり方検討 補助対象経費の 見直し
	② 補助対象単位老人クラブの会員の規模は国基準ではおおむね30名以上とされているが、市では20名以上としている。補助金の効率的な利用を促進するため、国基準と同じく30名以上とすることが望ましい。(意見) (P109)	事業の見直し・ あり方検討
	③ 老人クラブ連合会の収入は約8割を補助金に頼っている。これに対応する支出項目を見ると、単位クラブから会費を徴収して再度単位クラブに還流している補助が5割、事務運営経費が3割で、老人クラブ連合会の事業としての支出は企画謝礼を除けばわずかである。老人クラブは自主的団体であり会員の拠出する会費によって運営することが原則であるから、市は自主的で健全な老人クラブ活動の発展が望めるよう、補助対象経費について再考されたい。(意見) (P110)	事業の見直し・ あり方検討
	④ 現状として補助対象経費の該当可否の明確な基準がなく、領収書等から支出実態を確認していないことから、基準の作成及び領収書等の実態確認に基づく補助対象経費該当可否の判断を行うことについて検討されたい。(意見) (P111)	審査方法の 見直し

15. 寝屋川市高齢者交通系 IC カード購入補助金		
福祉部 高齢介護室	① 令和3年度から一人当たり交付額を引き下げ、新たに「バス利用促進事業」及び「乗合いタクシー事業」が開始していることを踏まえ、令和3年度の各事業動向を踏まえた整理を検討されたい。(意見) (P113)	事業の見直し・あり方検討
16. 寝屋川市軽費老人ホーム事務費補助金		
福祉部 高齢介護室	① 補助金精算時における市の実績審査が十分でなかったことから、実績報告書(予定)と資金収支明細書(実績)が異なっているにもかかわらず、正しく精算が行われていないケースが発見された(159,522円)。本件は、その後、市への返還が行われているが、当該状況に鑑み、今後の審査体制について見直しを検討するべきである。(結果) (P116)	過大交付/返還
	② 補助金交付額の決定にあたり、所得階層区分の正確性・真正性は補助金計算にとって重要な要素であることから、所得階層区分の実態確認について十分性・適時性を高めるための対応を検討されたい。(意見) (P118)	審査方法の見直し
	③ 交付要綱に定める実績報告期限について現実的ではないことから、全庁的な通知を踏まえた内容にあらためることを検討されたい。(意見) (P119)	規則の見直し
17. 寝屋川市ねやがわ子育てスタート応援クーポン事業補助金		
こども部 子育て支援課	① 子育てスタート応援クーポン事業は平成29年度に開始したが、利用は低下傾向で、直近では3年前の4割に満たない。子育て支援サービスを広く市民に周知し、利用促進を図るという補助金の目的により適うよう、市民の利用が振るわない理由を見極め、事業の改良に努められたい。例えば子育て世帯の意見を聞く機会をもうけ、それを制度に反映することが望ましい。(意見) (P122)	事業の見直し・あり方検討
18. 寝屋川市一時預かり事業補助金(一般型)		
こども部 子育て支援課	① 補助金交付額決定の基礎となる利用者数は、現在、受給者の申告のみに依拠しており、市はその真正性について何ら確認を行っていない。補助金支出の前提となる実績の確認方法についてコスト(労力)も鑑みながら適当な方法を検討されたい。(意見) (P126)	審査方法の見直し
19. 寝屋川市食物アレルギー対策事業補助金		
こども部 保育課	① 監査で確認を行った任意の1園について、補助金が41万円(仮計算)過大に交付されていた。市はこれを精査し、誤りに相当する額の返還を求められたい。また、ほかの園でも同様の誤りが生じている可能性が高いため、市はすべての園を対象に再調査を実施し、過年度についても遡り同様の調査を行う必要がある。(結果) (P128)	過大交付/返還

	② 任意に確認した3園すべてについて、市の実績審査が形式的に行われていることを伺わせる事態が生じていた。実績審査は、補助金交付額を決定する重要な審査である。市は実質的な審査を行うことが必要である。(結果)(P131)	審査方法の見直し
	③ 誤りの生じた原因は交付申請書の様式によるものと考えられる。園の申請において誤りが生じただけでなく、市の実績審査においても誤りが発見されなかったことから、現状市が定めている交付申請書様式では誤りが生じやすいと考えられるため、市は様式の変更を検討されたい。(意見)(P132)	審査方法の見直し
	④ 交付申請書類に記載されている数値や内容の根拠資料を入手していない。虚偽記載を防ぐためにも、交付申請書類に記載されている数値や内容の根拠資料を入手されたい。(意見)(P133)	審査方法の見直し
	⑤ 本補助金は2号と3号認定(家庭において必要な保育を受けることが困難)アレルギー児が対象とされ、同園に1号認定アレルギー児がいても、対象とならない。しかし、1号認定児を対象外とすべき合理的理由はないように見受けられる。公平性に配慮し、1号認定児も対象とすることを検討されたい。(意見)(P135)	公平性
20. 寝屋川市保育体制強化事業補助金		
こども部 保育課	① 実績審査において、補助対象である人件費の実績値が確認できる支出控除一覧表や支出時の通帳コピー等も入手し確認を行うことが望ましい。(意見)(P139)	審査方法の見直し
	② 令和2年度における当補助金の申請は、交付対象施設の6割に留まっている。補助対象となる保育支援者には特段資格要件がなく、保育支援者の配置に伴う園の追加的経済負担も限定的であると考えられるため、導入施設が6割に留まっている理由について、申請を行っていない園から聞き取り調査を行うなど、交付先の増加を図る努力を行われたい。(意見)(P140)	事業運営方法の工夫
21. 寝屋川市障害児保育事業補助金		
こども部 保育課	① 実績審査において、補助対象である人件費の実績値が確認できる支出控除一覧表や支出時の通帳コピー等も入手し確認を行うことが望ましい。(意見)(P143)	審査方法の見直し
22. 寝屋川市病児保育事業(体調不良児対応型)補助金		
こども部 保育課	① 病児保育(体調不良児対応型)事業補助金の申請は、令和2年度において対象施設の4割に留まっている。病児保育対応に伴う園の追加的経済負担は、補助金でほぼカバーされるよう設計されているため、導入施設が4割に留まり伸び悩んでいる理由について、申請を行っていない園から聞き取り調査を行うなど、交付先の増加を図る努力を行われたい。(意見)(P146)	事業運営方法の工夫

23. 寝屋川市待機児童 ZERO プラン推進事業補助金		
こども部 保育課	① 保育士宿舎借り上げ支援事業の月額上限額について、市内の住居の賃借料の相場を加味した水準に設定することが望ましい。(意見) (P150)	事業の見直し・あり方検討
24. 寝屋川市衛生用品等購入補助金		
こども部 保育課	① 情報格差を原因とした施設ごとの認識の差により、補助金申請において公平性を欠く事態が生じることを避けるため、補助対象経費に対する各交付先の認識の差を是正する対策を検討されたい。(意見) (P153)	公平性
	② 補助金の有効性を担保するため、補助金交付申請のなかった施設に対して、申請を行っていないことが妥当かどうか判断し、場合によっては補助金を利用して新型コロナウイルス感染症対策を実施するよう呼びかけるといった働きかけをされたい。(意見) (P155)	事業運営方法の工夫
25. 寝屋川市木造住宅耐震改修補助金		
まちづくり 推進部 住宅政策課	① 補助金交付の決定をなす際、書面上、交付要綱の要件が充足されていることが明確であるかの確認を徹底されたい。(結果) (P159)	審査方法の見直し
26. 寝屋川市密集住宅地区老朽木造集合住宅除却費等補助金		
まちづくり 推進部 住宅政策課	① 不燃領域率は当補助金が達成したい効果とは直結していないため、効果測定にあたり、より適切な効果指標を検討されたい。(意見) (P161)	効果指標・効果検証
27. 寝屋川市地域公共交通事業継続支援事業費補助金		
まちづくり 推進部 交通政策課	① 本補助金は事業の継続支援を目的としていることから、申請者に対して実績報告の提出を要件とすることが望まれる。(意見) (P163)	審査方法の見直し
	② 補助金の交付先が課税事業者である場合、補助金交付額と仕入税額控除の額が重複することがないように留意されたい。(意見) (P164)	消費税の取り扱い
28. 寝屋川市ハッピースマイル寝屋川互助会事業補助金		
まちづくり 推進部 産業振興室	① ハッピースマイル寝屋川互助会の自立的運営が可能になるよう、補助の対象や規模について継続的に見直しを進められたい。(意見) (P167)	事業の見直し・あり方検討
	② 一民間組織であるハッピースマイル寝屋川互助会に市の補助金を投入するにあたっては、繰越金の累計金額の上限の目安となる金額を定めた上で、各年の実績確認において過年度からの繰越金の累計金額が確認できる資料を入手し、必要以上に繰越金が留保されていないか検証されたい。(意見) (P169)	審査方法の見直し

29. 寝屋川市商品券等発行事業支援補助金		
まちづくり 推進部 産業振興室	① 実績報告に必要な書類が提出されていない。(結果) (P171)	審査方法の 見直し
	② 補助金精算において、収入のうち、「手数料等事業収入」は控除する取扱いがなされているが、「商品券未使用分の購入代金等収入」についてはこれまで考慮されなかった結果、精算が行われていない。仮に手数料収入と同様の精算を行った場合と比較すると、当該収入分（未使用枚数 2,206 枚×500 円＝1,103,000 円）だけ補助金が多額に交付されていたことになる。このような混乱は、補助金精算における収入の取扱いについて交付要綱に明示的な定めがなく、解釈の範囲で行われているために生じている。商品券未使用分購入代金等収入の取扱いについて再検討すると共に、補助金額算定時の取扱いについて要綱に定められたい。また過去分の精算についても協議されたい。(意見) (P172)	過大交付/返還
	③ 現行の手続では補助金による経済的な利益を享受する対象が暴力団等でないことの確認を充分に行っていない。本補助金の合規性を担保するためにも、補助金による経済的な利益を享受する対象が暴力団等でないことについて、補助金交付先が充分に確認できているか否か市として把握されたい。(意見) (P174)	補助交付先の 確認
30. 寝屋川市休業要請支援補助金		
まちづくり 推進部 産業振興室	① 補助対象者が当補助金と国の持続化給付金を重複して受給することがないようにチェック体制を強化されたい。(意見) (P177)	審査方法の 見直し
31. 寝屋川市事業継続支援補助金		
まちづくり 推進部 産業振興室	① 当補助金は国の持続化給付金とのダブル受給が禁止されている。しかしこの防止対策や事後的確認は充分とは言えない。本補助金の適正交付及び公平性を担保するため、国による持続化給付金とのダブル受給防止対策の強化を検討されたい。(意見) (P180)	審査方法の 見直し
32. 寝屋川市デリバリー・スタートアップ事業支援補助金		
まちづくり 推進部 産業振興室	① 補助金の交付先が課税事業者である場合、補助金交付額と仕入税額控除の額が重複することがないように留意されたい。(意見) (P184)	消費税の 取り扱い

33. 保存樹維持管理助成金		
都市基盤 整備部 公園みどり課	① 交付決定に係る通知が標準処理期間内に行われていない。 (結果) (P187)	事務処理漏れ (交付決定日 の遅延)
	② 事業計画書上、実施の程度や時期等について把握することが できず、実績報告にあたっては、領収書や現況写真等の提出 を求めていることから、交付決定・実績審査に係る提出書 類の見直しを検討されたい。(意見) (P188)	審査方法の 見直し
	③ 現状、助成金交付先が暴力団等でないことの確認について十分 に行われていないことから、助成金の合规性を担保するた め、助成金交付先が暴力団等でないことの確認について申請 書に誓約を盛り込む等、書面による確認を行われたい。(意見) (P188)	補助交付先の 確認
34. 寝屋川市雨水貯留タンク設置助成金		
上下水道局 下水道事業室	① 交付実績が伸び悩む要因、例えば設置スペースの制約による 設置の難しさなどへの対応として、交付対象者にとって設置 を検討しやすい制度設計について検討されたい。(意見) (P191)	事業運営 方法の工夫
	② 交付実績の伸び悩みに対し、さらなる広報活動とともにその 後の交付実績を踏まえた制度見直しを検討されたい。(意見) (P192)	事業運営 方法の工夫
35. 寝屋川市議会政務活動費		
議会事務局	① クレジットカード利用時に付与されるポイントの取扱いにつ いて、細則等に規定されたい。(意見) (P195)	規則の 見直し
36. 寝屋川市立小学校校庭の芝生化維持管理事業		
学校教育部 教育政策 総務課	① 本補助金は概算払であるが、予算額と決算額が直近3年間で 同額であることから、提出される実績報告書に経費をすべて 報告させ、実態を把握することが望まれる。(意見) (P198)	審査方法の 見直し
37. 寝屋川市市立校園 PTA 協議会安全共済会事業補助金 (小学校・中学校・幼稚園)		
学校教育部 学務課	① 事業費を超えて交付した補助金は過大交付であり、交付要綱 に基づき精算する必要があるため、市は返還を含めた対応を 共済会に求めるべきである。(結果) (P203)	過大交付/返還
	② 令和2年度末に共済会は繰越金 9,932,705 円を保有している が、補助金交付要綱上、当繰越金の保有を容認する根拠とな る規定はない。年間事業費の約3年分に相当する多額の繰越 金を保有しながら、市が毎年同水準の補助金交付を行う必要 があるのかについては改めて透明性のある議論を行ったうえ で、必要と判断された場合には相当する規則を制定すべきで ある。(結果) (P205)	過大交付/返還
	③ 自治体による医療費助成が拡充されたという社会環境の変化 に応じ、市は寝屋川市市立校園 PTA 協議会安全共済制度のあ り方を提案し、あわせて当補助金の必要性を検討されたい。 (意見) (P207)	事業の見直し・ あり方検討

38. 寝屋川市学校活性化事業補助金（英検受験料補助事業）				
学校教育部 教育指導課	① 効果指標が受検率というインプット指標のみで、アウトプット、アウトカム指標を持たないことから、本補助金の目標達成状況確認に最も合致する効果指標が設定されておらず、結果に基づく補助金の有効性や合目的性を検証できていない。結果に基づく振り返りにより補助金の有効性・合目的性を確保するためにも、英検 3 級以上の合格率を本補助金の効果指標の一つとするなど、施策の PDCA を行う目的に整合する効果指標を考案されたい。（意見）（P210）		効果指標・ 効果検証	
39. 寝屋川市文化スポーツ振興事業費補助金（寝屋川文化芸術祭事業、囲碁・将棋活動推進事業）				
社会教育部 文化スポーツ 室	① 寝屋川文化芸術祭は例年 11 月に実施されるため、例年、6 月ないし 7 月に補助金が概算払いされている。令和 2 年度においては新型コロナウイルス感染により祭典が中止される蓋然性が相当程度高く、また、実際に中止となったが、例年通り 12 月に精算が行われ補助金の大半が返金されている。このように長期間にわたり、不使用の資金を実行委員会に預けておくことの必要性、安全性を鑑み、補助金の交付・精算時期について再検討されたい（寝屋川文化芸術祭）。（意見）（P217）		交付時期	
	② 予算編成がなされた後に予定されていた企画が実現できなかった場合の予算の流用の是非及び方法について慎重に検討されたい。（意見）（P217）		予算流用方法	
40. 寝屋川市文化スポーツ振興事業費補助金 （寝屋川ハーフマラソン事業、エンジョイフェスタ in ねやがわ事業、寝屋川市スポーツ少年団事業、寝屋川ダンスフェスティバル事業）				
社会教育部 文化スポーツ 室	① 補助金の交付時期について検討されたい（寝屋川ハーフマラソン事業、エンジョイフェスタ in ねやがわ事業）。（意見）（P220）		交付時期	
監査の結果及び意見の数			結果	8 件
			意見	67 件
			計	75 件

注釈1）事業の見直し・あり方検討：補助対象事業の現状や社会環境の変化等を勘案した見直しや今後のあり方等について課題の所在としている。

注釈2）補助交付先の確認：寝屋川市補助金等交付規則第3条の2各号に基づく、補助金交付先が暴力団等でないことの確認について課題の所在としている。

注釈3）審査方法の見直し：概算払で交付する事業は交付先が実績報告するにあたっての提出書類の見直しや追加、確認事項の見直し等、確定払いで交付する事業は要件確認の十分性（不十分性）等について課題の所在としている。

Ⅱ. 全庁的な課題

各個別事業の監査の結果はⅢ. 各補助金等事業に関する結果及び意見に記載しているが、個別事業の監査を通じて、個々の事業単独の課題にとどまらず市として留意・対応すべきと考えられる諸課題が把握されたことから、以下に総括意見としてまとめている。行政改革や内部統制に関連する課題が多いため、適切な担当課が主導して対応されたい。

【総括意見①】 補助金等の過大交付等不適切事案の発生を防ぐため、既存の補助事業の実績確認においては内部統制上の課題を改善し、今後新規事業を実施するにあたっては補助対象経費としての交付要綱への適合性や団体収入の取り扱い等、考慮すべき事項を十分に勘案されたい。

今回、監査対象とした事業のうち、補助金の過大交付や返還を求めるべきと捉えられる事案が6事業発見された（寝屋川市防犯協会活動補助金（No.2）、寝屋川市老人クラブ連合会補助金（No.14）、寝屋川市軽費老人ホーム事務費補助金（No.16）、寝屋川市食物アレルギー対策事業補助金（No.19）、寝屋川市商品券等発行事業支援補助金（プレミアム商品券、夢くじ券）（No.29）、寝屋川市市立校園 PTA 協議会安全共済会事業補助金（No.37））⁶。このような過大交付が発生した要因は下記に大別される。

- ア. 団体の収入に対する扱いが十分に検討されていない
- イ. 交付要綱に交付対象経費が明確に規定されていない、あるいは交付要綱に沿った運用が十分に行われていない
- ウ. 補助金審査に課題がある

アに関しては、団体がどのような収入を得ているか、どのような発生原因による繰越金をどの程度保有しているか、交付金額算定にあたってこれらをどのように考慮するかについて検討が不十分であることから発生している。（寝屋川市防犯協会活動補助金（No.2）寝屋川市商品券等発行事業支援補助金（プレミアム商品券、夢くじ券）（No.29）等）

イに関しては、補助金を交付することの本来の趣旨・目的に照らして、補助対象経費の考え方が適切または明確でないことから生じている。（寝屋川市老人クラブ連合会補助金（No.14）等）

ウに関しては、交付額の確定に係る運用体制が不十分であることから発生していた。（寝屋川市軽費老人ホーム事務費補助金（No.16）、寝屋川市食物アレルギー対策事業補助金（No.19）等）

上記の事案は主たる要因に分類したが、いずれの過大交付事例も多かれ少なかれ、複合的な要因で生じている。寝屋川市市立校園 PTA 協議会安全共済会事業補助金（No.37）などはその典型といえる。

⁶ 第2章Ⅴ.にて選定した58事業のうち、第3章Ⅰ.「包括外部監査結果及び意見の一覧表」に記載の事業については当該一覧表のNo.を付記している（以降の本文及び脚注においても同様）。

該当の6事業は、いずれも個人ではなく団体に対する補助であり、6事業中5事業⁷は概算払により交付されている。対個人かつ確定払の事業であれば比較的、事業の設計は単純であるが、対団体かつ概算払の場合、上述した団体が得る収入のように考慮事項は多く、また運用に反映するに際して様々な可能性を検討する必要性は高くなる。

既存の補助事業については上記ア・イ・ウに関連する状況がないか、改めて確認するとともに、今後新規事業を実施するに際しては交付対象や交付確定方法に応じたリスクを考慮し、過大交付等補助金等の返還を求めるべき事案の発生を防ぐため、真に補助対象とすべき経費の種類や団体収入等の考慮すべき事項を十分に勘案されるような内部統制を構築されたい。

【総括意見②】アウトカムを意識した効果指標の設定を行われたい。

効果指標に関しては、令和元年度の包括外部監査（委託契約に関する事務の執行について）においても全庁的な課題として指摘しているところである。その際にも言及しているとおり、地方自治体のすべての活動は、住民の福祉を目的としたものであるから、どのような事業も「ない」よりは「ある」ほうが住民福祉の増進となり、いったん始められた事業は、撤退の意思決定をすることが難しい。事業や組織規模の適切な水準がいかにほどであるかに関して不断の検証を加えるためには、各事務事業について PDCA がうまく機能するような効果指標を選択し、設定し、継続的に観察することが重要である。

効果指標について、個別意見では8事業で効果指標の追加設定や見直しについて指摘している（寝屋川市防犯協会活動補助金（No.2）、寝屋川市地域協働基礎交付金（No.3）、寝屋川市市政協力委員自治推進協議会事業補助金（No.7）、寝屋川市一般コミュニティ助成事業補助金（No.9）、寝屋川市太陽光発電システム設置費補助金（No.10）、寝屋川市社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会事業補助金（No.12）、寝屋川市密集住宅地区老朽木造集合住宅除却費等補助金（No.26）、寝屋川市学校活性化事業補助金（英検受検料補助事業）（No.38））。各意見を総括すると、効果指標が補助金交付先数といったインプットの把握に止まるものや、実施結果としてのアウトプット（交付対象としている活動の実施回数等）は把握しているものの、実施結果から交付の目的に対してどの程度寄与したか（アウトカム）の検証までは行われていないケースが多かった。

補助金等の場合、例えば委託事業のように「委託前に比べて人件費〇百万円の削減につながった」といった金銭的效果を図りにくい側面はあるものの、交付要綱に定める交付目的がある以上、その目的達成のために行う事業は「当該規模で」「現状の方法のまま」継続することが最も適切なのか、方法・手段に工夫の余地はないのか、創設当時と比べ、社会環境の変化に伴いその意義や重みが増しているにもかかわらず適切な見直しを行っていないということはないか、などの観点から継続的に検証していく必要はある。このような見直しの目的に合致する効果指標を選択することは非常に重要である。

交付の目的に対してどの程度寄与したかのアウトカムを測ることができる効果指標の設定を行われたい。

⁷ 寝屋川市食物アレルギー対策事業補助金（No.19）のみ確定払

【総括意見③】各事業に対して、終期の設定による不断の検証を図られたい。

寝屋川市補助金等交付規則第2条のとおり、補助金等は「公益上必要があると認める事務又は事業に対して、補助金、助成金、交付金等の名称で、予算の範囲内で交付するものであって、相当の反対給付を受けないもの」とされている。

一方、公益上の必要性については、社会環境の変化やこれに伴う市民ニーズの変遷等によって、程度や必要性そのものが変化すると考えられ、行政側としてもどのような事業内容として対応していくのか、あるいは事業そのものの廃止の必要性はないか、不断の検証が必要と言える。

補助金等に関しては、特に成果指標が設定しにくい事業について、見直しが行われないうまま交付が継続しやすく、そうした時代の変化に対して感応する機会が少なくなるリスクを有する。

実際、監査対象とした58事業のうち、45事業⁹について終期が設定されておらず、また終期が設定されていた13事業のうち9事業¹⁰は新型コロナウイルス感染症に関連する時限的な事業であったため、実質的に見直しのために終期の設定されている事業は4事業¹¹しか存在しなかった。また、終期の設定されていない45のうち9事業¹²については創設から10年以上が経過するものの、見直しが行われていなかった。

監査対象事業	58
終期の設定あり	13
うち新型コロナウイルス感染症関連以外	4
終期の設定なし	45
うち10年以上見直しなし	9

⁹ 下記13事業を除く45事業

寝屋川市不育症治療費助成金、寝屋川市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業費補助金、寝屋川市障害福祉分野のICT導入モデル事業、寝屋川市ねやがわ子育てスタート応援クーポン事業補助金（No.17）、寝屋川市妊婦特別支援給付金支給事業補助金、寝屋川市給食費無償化補助金、寝屋川市密集住宅地区老朽木造集合住宅除却費等補助金（No.26）、寝屋川市地域公共交通事業継続支援事業費補助金（No.27）、寝屋川市休業要請支援補助金（No.30）、寝屋川市事業継続支援補助金（No.31）、寝屋川市デリバリー・スタートアップ事業支援補助金（No.32）、寝屋川市飲食店におけるキャッシュレス決済等導入推進支援補助金、寝屋川市文化スポーツ振興事業費補助金（No.39）

¹⁰ 寝屋川市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業費補助金、寝屋川市障害福祉分野のICT導入モデル事業、寝屋川市妊婦特別支援給付金支給事業補助金、寝屋川市給食費無償化補助金、寝屋川市地域公共交通事業継続支援事業費補助金（No.27）、寝屋川市休業要請支援補助金（No.30）、寝屋川市事業継続支援補助金（No.31）、寝屋川市デリバリー・スタートアップ事業支援補助金（No.32）、寝屋川市飲食店におけるキャッシュレス決済等導入推進支援補助金

¹¹ 寝屋川市不育症治療費助成金、寝屋川市ねやがわ子育てスタート応援クーポン事業補助金（No.17）、寝屋川市密集住宅地区老朽木造集合住宅除却費等補助金（No.26）、寝屋川市文化スポーツ振興事業費補助金（No.39）

¹² 寝屋川市職員共済会補助金（No.1）、寝屋川市防犯協会活動補助金（No.2）、寝屋川市市政協力委員自治推進協議会事業補助金（No.7）、公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター運営補助金（No.13）、寝屋川市一時預かり事業補助金（一般型）（No.18）、寝屋川市民間保育所等運営費補助金、寝屋川市病児保育事業（体調不良児対応型）補助金（No.22）、寝屋川市土地区画整理事業補助金、保存樹維持管理助成金（No.33）

また、58 事業のうち 7 事業¹³は効果指標の設定がされておらず、直近に創設された事業（寝屋川市中小企業者等感染拡大防止協力支援金（No.11）：令和 2 年度創設）を除いてこれまで効果検証を行う機会が過去にあったと考えにくい。

大阪市や堺市をはじめとする自治体では、補助金等の支出に関するあり方について検証を行い、「適正化ガイドライン」や「見直しガイドライン」等としてガイドラインの策定・公表を行っている。それぞれのガイドラインをみると、見直しの方向性として終期（いわゆる「サンセット方式」）を定める自治体が多い。

例えば大阪市¹⁴では、新規で補助事業を創設する際には、あわせて終期を設定することとし、既存事業についても、原則として 3 年程度の終期を設定することとしている。また、終期の到来にあたっては当該事業の見直しを求めている。

堺市¹⁵においても、終期を設定した補助金交付要綱を整備あるいは改正することを求めている。また、堺市の場合は終期の到来を当該事業の「自動的な終了」としてより厳しく捉えており、継続の必要がある場合は終期の到来前に補助の必要性や効果等を検証し、要綱改正の手続を求めている。

その他、ガイドラインを定める自治体においても、3 年程度の終期の設定を求め、定期的な見直しを実施することとしている例は多い。終期の設定を原則とし、比較的短期間の設定とすることで、時代に即し市民に理解される適正な公金支出となっている事業であるかを検証することにつながると考えられる。

以上から、補助金等については新規事業に限らず 3 年程度の終期（見直し時期）の設定を原則とし、不断の検証を図る契機とすることを検討されたい。

【総括意見④】補助金等に関する全庁的なガイドラインの策定について検討されたい。

総括意見③で挙げた補助金等の支出に関するガイドライン（ここでガイドラインとは、補助金の見直し等に関する考え方（終期等）や運用（実績確認に係るチェックリストや指針等）を含んだものを指す）は、近畿圏では政令市 4 市中 3 市（大阪市・堺市・神戸市）が、中核市 13 市中 3 市（西宮市・大津市・枚方市）が制定している。中核市ではガイドラインを制定しているところまでは少ないが、終期の設定に限らず、基本的な視点や検証方法等、参考となる点が多い。

例えば、西宮市¹⁶は補助金の定期的な見直しについてフロー図を作成し、どのような過程で見直しを進めるのか明確にしている。また、西宮市は指針の公表に止まらず、そ

¹³ 寝屋川市国民健康保険人間ドック助成金、寝屋川市中小企業者等感染拡大防止協力支援金（No.11）、寝屋川市議会政務活動費（No.35）、寝屋川市市立校園 PTA 協議会安全共済会事業補助金（小学校・中学校・幼稚園で 3 事業）（No.37）、寝屋川市学校活性化事業補助金（教育活動活性化推進事業）

¹⁴ 大阪市「補助金等のあり方に関するガイドライン」（平成 19 年 3 月）

¹⁵ 堺市「補助金見直しガイドライン」（令和 2 年 10 月）

¹⁶ 西宮市「西宮市補助金制度に関する指針」（平成 25 年 11 月）

の指針に基づいた実際の運用状況について積極的な情報公開を行っている点も特徴的である。具体的には、公益性や効果等について常に検証を行い、透明性を高めるため「補助金一覧表」を作成、公表している。さらに、新設・拡充された補助金の評価状況や補助金の定期的な見直し状況についても公表している。

ここで、今回監査対象とした 58 事業のうち 21 事業¹⁷については補助金審査に関して個別意見を記載している。具体的には、交付先が実績報告するにあたっての提出書類の見直しや追加、確認事項の見直し、補助交付要件確認の十分性（不十分性）等について言及している。

実績審査では、単純に交付金額を確定することのみならず、設定した補助目的に対応する効果があったと実績から評価できるか、交付先の支出内訳が必要経費として補助の対象に適合するかといった点について、実績を踏まえて振り返り、確認する視点も必要である。各個別意見が出ている状況については、そうした視点が十分でないことに起因するものと言える。

また、実績審査については寝屋川市補助金等交付規則や各補助事業の交付要綱においても規定されているが、それらは実施時期等の基本的事項に関するものであり、具体的にどのような視点で各担当課が審査をしていくかについて、統一的な視点を与えるという意味においては、必ずしも十分ではないと考えられる。後に述べる総括意見⑤「消費税に係る仕入税額控除の確認」のためのチェックリストや総括意見⑥「補助金交付先が暴力団等でないことの確認」における指針についても同様であり、これらも合わせて考えると交付事務にあたって全庁的な考え方や運用をパッケージで示すことは必要であろう。

加えて、第 2 章に記載したとおり、市では「ネヤガワ式予算スケール」を活用した予算編成が行われており、補助金等についても同様に、投資的予算、福祉的予算、補足的予算のそれぞれに区分され、当該スケールによる評価が行われている。これに対し、補助金等について総括意見③に記した全庁的な指針に基づく定期的な検証が行われれば、各年度の予算編成過程において引き続き適切なスケールで評価されているかどうかを振り返る一助にもつながると考えられる。

こうした意味においても、各部署に対する全庁的な指針として、市においても補助金等の支出に関するガイドラインを策定されることを検討されたい。

¹⁷ 寝屋川市職員共済会補助金（No. 1）、寝屋川市防犯協会活動補助金（No. 2）、寝屋川市地域協働基礎交付金（No. 3）、寝屋川市市政協力委員自治推進協議会事業補助金（No. 7）、寝屋川市中小企業者等感染拡大防止協力支援金（No.11）、寝屋川市社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会事業補助金（No.12）、公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター運営補助金（No.13）、寝屋川市老人クラブ連合会補助金（No.14）、寝屋川市軽費老人ホーム事務費補助金（No.16）、寝屋川市一時預かり事業補助金（一般型）（No.18）、寝屋川市食物アレルギー対策事業補助金（No.19）、寝屋川市保育体制強化事業補助金（No.20）、寝屋川市障害児保育事業補助金（No.21）、寝屋川市木造住宅耐震改修補助金（No.25）、寝屋川市地域公共交通事業継続支援事業費補助金（No.27）、寝屋川市ハッピースマイル寝屋川互助会事業補助金（No.28）、寝屋川市商品券等発行事業支援補助金（プレミアム商品券、夢くじ券）（No.29）、寝屋川市休業要請支援補助金（No.30）、寝屋川市事業継続支援補助金（No.31）、保存樹維持管理助成金（No.33）、寝屋川市立小学校校庭の芝生化維持管理事業（No.36）

【総括意見⑤】消費税に係る仕入税額控除の確認については誤りや誤解が生じやすいことから、全庁的なチェックリスト、統一規程や様式等を定めることを検討されたい。

事業者（課税売上高が1,000万円以下の免税事業者等を除く）は、通常、事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付け、役務の提供について消費税の納税義務を負っている。

また、消費税の納税義務者は民間事業者に限られず、社会福祉法人や学校法人、公益法人等も消費税の課税事業者として申告納付が必要となり得る。例えば、社会福祉法人であっても政策的配慮から非課税とされる社会福祉事業以外に課税取引が行われている場合、その取引金額等に応じて消費税申告が必要となり得る。つまり、公共性の高い団体だからといって消費税の申告納付が不要とは限らない。

消費税の納税額は、一般的に収入に含まれる消費税（仮受消費税）から支出に含まれる消費税（仮払消費税）を差し引くことで算出する仕入税額控除の仕組みがとられている。このため、各収入・支出が消費税の課税対象であるか否かは、事業者が負担する消費税額を左右する。

市の交付する補助金等は、交付先の事業者にとって消費税が課されない不課税収入に該当する。一方、補助金等を利用した支出が消費税の課税対象である場合、交付先の事業者が課税事業者に該当するのであれば、仕入税額控除を受けることとなる。

仕入税額控除のイメージ

例1：自ら営む事業から得た収入1,100円（税込）をもって備品1,100円（税込）を購入した場合（消費税率10%）

収入1,100円に含まれる仮受消費税：100円

支出1,100円に含まれる仮払消費税：100円

納付すべき消費税：仮受消費税100円－仮払消費税100円＝0円

例2：市補助金等1,100円（不課税）をもって備品1,100円（税込）を購入した場合（消費税率10%）

収入1,100円に含まれる仮受消費税：0円

支出1,100円に含まれる仮払消費税：100円

納付すべき消費税：仮受消費税0円－仮払消費税100円＝△100円
(⇒100円が事業者へ還付される)

したがって、何ら調整を行わなければ、補助金等の交付目的とする支出と別個であるはずの消費税について負担を軽減させてしまうという問題が生じる。また、この問題を放置することにより課税事業者と課税事業者でない者の間で不公平が生じる（公平性が確保されないこととなってしまう）。

なお、交付先が免税事業者である場合にはそもそも申告納付を行う必要がないことから、上記問題は生じない。

また、社会福祉法人を含め公共・公益法人等においては、補助金等の対価性のない収入は「特定収入」として扱われる。一般課税により仕入控除税額を計算する場合かつ特定収入割合が5%を超える場合は、特定収入で賄われる支出に係る消費税額は仕入税額控除の対象から除外する必要がある、申告納付にあたって調整計算が求められることから、上記問題は生じない。逆に言えば、社会福祉法人等において特定収入が5%を下回る場合は調整計算が求められないため、上記問題が生じることとなる。

補助金等に係る仕入税額控除の取扱いについては、令和3年経済産業省大臣官房会計課公表の補助事業事務処理マニュアル¹⁸においても言及されており、補助金等により支払った支出にかかる消費税について仕入税額控除を受けた場合は、国に返還すべき旨が記載されている。

上記を踏まえると、補助金等を用いた支出に係る消費税について仕入税額控除を受けた場合は、仕入税額控除分の返還等の対応を求めるのが一般的かつ公平な取り扱いである。そこで、補助金交付要綱の策定にあたっては、消費税の課税事業者が交付対象になり得るか否かを検討し、交付対象となり得る場合には仕入税額控除分の返還に係る条文を設ける等の対応が必要と考えられる。

例えば、今回の監査において対象となった「寝屋川市障害福祉分野のICT導入モデル事業」では、市内の障害福祉サービス事業者等を交付先とするが、消費税に関し交付要綱上、以下の条文を設けている。

寝屋川市障害福祉分野のICT導入モデル事業補助金交付要綱

- | |
|--|
| <p>第11条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、速やかに市長に報告しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。</p> |
|--|

¹⁸ 補助事業事務処理マニュアル（令和3年1月 経済産業省大臣官房会計課）
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

交付された補助金等に対応する仕入税額控除が行われた場合には市への返還を求めることが可能となり、上記問題を避けることにつながる。

他自治体では、補助事業等の施行に必要な経費として、一律に仕入税額控除に対応する金額も含めて交付することを交付規則にあらかじめ規定している例もあるが、例外的と考えられる。

一方で、例えば新型コロナウイルス感染症に関連した補助金については、交付対象に課税事業者も含まれる事業も存在するが、交付要綱上の条文はなく、仕入税額控除について特段確認を行っていないケースも見られた。これに対し、交付要綱において補助金交付額を定額としていること、金額的影響も軽微であること、また補助金の性質上、迅速な支給が必要であったことは理解する。

ただし、現状として仕入税額控除に係る市の統一的な通知はないことから、どのように対応するかは各担当課での判断となっており、そもそも仕入税額控除に係る理解がなければ上記問題が起こり得ることにも気づかない状況となっている。今回のケースも市の検討過程が十分であったかどうかについては疑問が残る。

そこで、交付対象が仕入税額控除に関する対応が必要な事業者か判定する全庁的なチェックリスト及び対応が必要な場合に設ける統一規程や様式等が定められていれば、検討過程を明確に残すとともに統一的な対応が図られるものとする。

以上から、全庁的な通知をもって仕入税額控除に対する全庁的なチェックリスト及び対応が必要な場合に設ける統一規程や様式等を定めることを検討されたい。また、仕入税額控除分について返還を求めないのであれば、少なくともその旨を要綱や HP に記載するなどして、市民の理解に努めるべきである。

【総括意見⑥】 補助金等交付先が暴力団等でないことの確認について書面による確認を行われたい。

市では、寝屋川市暴力団排除条例において、公共工事等及び売払い等並びに公の施設の管理以外のその他市の事務または事業に関しては第 12 条第 1 項に基づき、市として「必要な措置を講ずること等により、寝屋川市の事務及び事業からの暴力団の排除を図る」ことを定めている。

これを受け、寝屋川市補助金等交付規則第 3 条の 2 各号では、「市長は、寝屋川市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条例同条第 3 号に規定する暴力団員、同条例同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者に対しては、補助金等を交付しない。」と定めており、補助金等を交付する際には交付先が暴力団等でないことを確認する必要がある。ただし、「補助金等を交付しない」と定めるのみで、具体的にどのような手続きを行うかは明確ではない。また、同規則第 5 条では、暴力団等は補助金等の申請書を提出することができないことを定めているが、どのように防ぐかその手段は同様に明らかでは

ない。

したがって、交付先が暴力団等でないことを確認する必要があるものの、その手段は各事業の担当課に委ねられている。

寝屋川市暴力団排除条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号（以下「法」という。）に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして大阪府暴力団排除条例施行規則第3条に規定する者をいう。

(寝屋川市の事務及び事業からの暴力団の排除)

第12条 寝屋川市は、第7条から第10条までに規定するもののほか、その行う事務又は事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者について必要な措置を講ずること等により、寝屋川市の事務及び事業からの暴力団の排除を図るものとする。

2 市長、教育委員会その他の執行機関及び上下水道事業管理者は、その事務又は事業の実施に当たり必要があると認めるときは、当該事務又は事業の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者であるかどうかについて、警察署長に照会することができる。

寝屋川市補助金等交付規則

(暴力団等の排除)

第3条の2 市長は、次の各号に掲げるものに対しては、補助金等を交付しない。

- (1) 寝屋川市暴力団排除条例（以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団密接関係者

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする者又は団体の代表者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、指定の期日までに市長に提出しなければならない。ただし、第3条の2各号に定めるものは、申請書を提出することができない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 交付を受けようとする補助金等の額

監査の対象とした全 58 事業について確認の有無・確認手段について調査したところ、16 事業¹⁹については誓約書の入手や申請書のチェック欄への記入等、書面による確認が行われており、交付先の性格（市職員で構成される共済会等）や交付時とは別の機会（団体設立時等）に確認を実施している事業等を除き、24 の事業²⁰は口頭による確認のみ、あるいはそもそも確認が行われていなかった。

個別意見においても触れるが、特に地縁団体等を対象とする場合は市としてもよく知る人物であること等を理由として、確認が不十分になりやすい。しかし、第三者の立場から見た際に、交付先が暴力団等でないことの確認を充分に行うことができているとは言えない。

市の公共工事等及び売払い等に関しては、寝屋川市暴力団排除措置要綱に基づき、「寝屋川市に競争入札参加資格申請する者」及び「契約金額 500 万円以上の元請人及び下請負人等」に関しては誓約書を提出することとされている²¹。すなわち、市の公共工事等及び売払い等に参加しようとする事業者に対しては、すべて書面による確認を行っている。口頭確認では事跡として残らないことから、補助金等に関しても同様に、書面による確認が一番望ましいと考えられる。

なお、誓約書という形をとらずとも、例えば、No.15「高齢者交通系 IC カード購入補助金事業」や No.34「寝屋川市雨水貯留タンク設置助成金事業」では、申請書上の確認事項として暴力団等関係者でないことを設けている。どのように書面確認を行うかに関しては、市・交付先双方の事務的負担を考慮して工夫する余地もある。

¹⁹ 寝屋川市国民健康保険人間ドック助成金、寝屋川市太陽光発電システム設置費補助金（No.10）、寝屋川市中小企業者等感染拡大防止協力支援金（No.11）、寝屋川市新型コロナウイルス感染者等感染拡大防止協力支援金、寝屋川市児童・生徒等感染拡大防止協力支援金、寝屋川市高齢者交通系 IC カード購入補助金（No.15）、寝屋川市土地区画整理事業補助金、寝屋川市木造住宅耐震改修補助金（No.25）、寝屋川市ブロック塀等撤去補助、寝屋川市密集住宅地区老朽木造集合住宅除却費等補助金（No.26）、寝屋川市地域公共交通事業継続支援事業費補助金（No.27）、寝屋川市休業要請支援補助金（No.30）、寝屋川市事業継続支援補助金（No.31）、寝屋川市デリバリー・スタートアップ事業支援補助金（No.32）、寝屋川市飲食店におけるキャッシュレス決済等導入推進支援補助金、寝屋川市雨水貯留タンク設置助成金（No.34）

²⁰ 寝屋川市防犯協会活動補助金（No.2）、寝屋川市不育症治療費助成金、寝屋川市地域協働基礎交付金（No.3）、寝屋川市コミュニティ奨励補助金（No.4）、寝屋川市地区集会所施設整備事業補助金（No.5）、寝屋川市防犯灯維持管理事業補助金（No.6）、寝屋川市市政協力委員自治推進協議会事業補助金（No.7）、寝屋川市 NPO 支援補助金（No.8）寝屋川市一般コミュニティ助成事業補助金（No.9）、寝屋川市社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会事業補助金（No.12）、寝屋川市老人クラブ連合会補助金（No.14）、寝屋川市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業費補助金、寝屋川市障害福祉分野の ICT 導入モデル事業、寝屋川市妊婦特別支援給付金支給事業補助金、寝屋川市ハッピースマイル寝屋川互助会事業補助金（No.28）、寝屋川市商品券等発行事業支援補助金（No.29）、保存樹維持管理助成金（No.33）、寝屋川市立小学校校庭の芝生化維持管理事業（No.36）、寝屋川市市立校園 PTA 協議会安全共済会事業補助金（小学校・中学校・幼稚園）（No.37）、寝屋川市学校活性化事業補助金（英検受験料補助事業）（No.38）、寝屋川市学校活性化事業補助金（教育活動活性化推進事業）、寝屋川市修学旅行キャンセル料等補助金

²¹ 『寝屋川市暴力団排除条例に基づく「誓約書」の提出の徹底について』（平成 25 年 10 月）

以上から、暴力団等でないことの確認について、その手段を各担当課に委ねるのではなく、書面による確認を前提とした統一的な対応を図られたい。

もっとも、寝屋川市暴力団排除条例第12条第2項では、「必要があると認めるときは、当該事務又は事業の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者であるかどうかについて、警察署長に照会することができる」としており、暴力団等を排除する上で確実なのは当該照会を行うことではある。このため、書面による確認を行うことそのものが確実な予防手段ではなく、補助金等の申請時点という第一段階において暴力団等でないことに關し、漏れなく確認を行うことが趣旨であることに留意されたい。

Ⅲ. 各補助金等事業に関する結果及び意見

1. 寝屋川市職員共済会補助金（総務部 人事室）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市職員共済会補助金			
創設年度	不明			
終期年度	—			
補助金等の見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の見直しを行った理由	該当なし			
補助金等の目的	寝屋川市職員の元気回復及び福利厚生の実をを図ることを目的とする。			
補助金等の概要及び対象事業	職員の文化、スポーツ、レクリエーション、健康増進等の充実を図るための厚生事業、または福利厚生のために必要と認められる事業経費の補助を行う。			
補助金等の分類	運営費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市補助金等交付規則 寝屋川市職員共済会補助金交付要綱			
補助金等の交付先	寝屋川市職員共済会			
補助金額の算出方法	補助対象事業に係る経費を限度とし、予算の範囲内で市長が定める（補助対象事業に係る経費の1/2）。			
補助金等の支払方法	確定払			
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10			
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近3年間）	（単位：円）			
	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	当初予算額	7,574,000	7,061,000	7,439,000
	現計予算額	7,574,000	7,061,000	7,439,000
	決算額	5,862,866	6,861,193	7,135,110
補助金交付先数推移 （直近3年間）	各年度とも1件			
実績報告の時期	年度末			
実績審査の方法	実績報告書類の審査			

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	職員の元気回復を支援し、勤務意欲の向上			
効果指標	福利厚生委託事業の利用実績 ※ 職員が、ガイドブック、会報誌、会員専用サイトより、各種サービスを選択・利用			
効果指標の過去3年の推移	利用実績 (単位：件)			
	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	目標値	80%	10,000件	14,000件
	実績値	79%	14,736件	13,068件
	※ 福利厚生委託事業 ・ 平成30年度：「OSG カフェテリアプラン」 指標は、通年ポイントの利用率 ・ 令和元年度：令和2年度：「福利厚生倶楽部」 指標は、各種サービスの利用件数			

(2) 補助金等の概要

本補助金は、寝屋川市職員の福利厚生に関する事業を行う団体に対し補助金を交付することにより、寝屋川市職員元気回復及び福利厚生の充実を図ることを目的とする（寝屋川市職員共済会補助金交付要綱 第1条）

(3) 監査の結果及び意見

① 本補助金を使って執行された事業が補助対象事業にふさわしいものか、市はチェックする必要があることから、補助対象事業の項目ごとに必要性を検討することが望まれる。（意見）

職員共済会は株式会社リロクラブ（以下「事業者」という。）へ福利厚生事業を委託しており、職員の会費月額1/2を本補助金で負担している。そのため、補助金を使って執行された事業が補助対象事業にふさわしいものかを、市はチェックする必要がある。

補助金がどのような事業に投入され、その事業を維持する必要額としての会費の算出方法（ひいては市の補助金負担額）が合理的であるかを確認するために、市は職員共済会の決算書を入手している。この報告様式では、必ずしも補助対象事業を明瞭に読み取れるわけではないが、少なくとも、補助金を使って執行している事業は事業者が運営する福利厚生倶楽部に関わるサービスであり、その内全会員が直接給付を受けるカタログギフトに係る経費には補助金を使用していないことを市において確認し、補助にふさわしくない事業が除外されていると判断している。事業者を使った職員の福利厚生事業に対する同様の補助は高槻市、豊中市、東大阪

市でも行っているとのことである。

事業者を通じて間接的にではあるが、職員の福利厚生に補助金を執行して行っている以上、その経済合理性について検討することは、補助金の有効な使用につながることから有用である。事業者が行っている事業は様々あるが、例えば、そのうち、各種媒体の作成・配送として、ガイドブック、会報誌、地域版会報誌、利用促進誌の発行事業 2,555,526 円(支出額の 15%を占める)がある。会員(市職員)は、当クラブの福利厚生事業を利用するにあたって、本倶楽部の専用サイトや会報誌等を介して、付与されたポイントを使用して、各種サービスを利用する仕組みである。大部分の職員が、インターネットを介して情報を収集し、当サービスを利用していることが推測できるため、各種媒体の作成・配送が補助対象事業として必要であるか、の提案を行うことで、より有効な福利厚生事業の実施につながる可能性がある。これは一例であるが、市としても、以上のような側面から補助金の使用方法、使用額の検討を実施されたい。

2. 寝屋川市防犯協会活動補助金（危機管理部 監察課）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市防犯協会活動補助金		
創設年度	平成 12 年度		
終期年度	—		
補助金等の見直しを行った年度	該当なし		
補助金等の見直しを行った理由	該当なし		
補助金等の目的	寝屋川市防犯協会における防犯活動の推進		
補助金等の概要及び対象事業	自治会、寝屋川警察等の関係団体と密接な連携の下に総合防犯対策を遂行する寝屋川市防犯協会に対し、活動に係る経費の補助を行う。		
補助金等の分類	その他事業費補助		
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市防犯協会活動補助金交付要綱		
補助金等の交付先	寝屋川市防犯協会		
補助金額の算出方法	補助対象経費の合計額または 3,090,000 円のいずれか低い額		
補助金等の支払方法	概算払		
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10		
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	（単位：円）		
		平成 30 年度	令和元年度
	当初予算額	3,090,000	3,090,000
	現計予算額	3,090,000	3,090,000
	決算額	3,090,000	3,090,000
補助金交付先数推移 （直近 3 年間）	（単位：件）		
		平成 30 年度	令和元年度
	交付先数	1	1
実績報告の時期	令和 3 年 3 月 31 日		
実績審査の方法	事業の実績資料等の実績報告書類の審査		

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	寝屋川市市民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯ボランティアが行う防犯活動の促進による犯罪のない明るい寝屋川市の実現		
効果指標	寝屋川市内における犯罪認知件数		
効果指標の過去 3 年の推移	(単位：件)		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
認知件数	2,013	1,762 (△12.5%)	1,466 (△16.8%)

(2) 補助事業の概要

寝屋川市防犯協会は昭和 42 年に設立され、主に各自治会で構成する班を最小単位として、自治会から推薦された防犯委員から役員が選出されている。活動としては、防犯意識の普及啓発に係る広報活動や夜間一斉街頭防犯活動等を行っている。収入としては、会費等を徴収しておらず、会則上、市補助金・その他寄附金をもってまかなうこととされている。ただし、現状はもっぱら市補助金のみである。防犯活動以外の自主事業等は特に行っていないが、令和元年度以前は補助金で購入した防犯ベスト等の売却に伴う収入があった。

令和元年 10 月に市に新たな組織（監察課）が発足してからは、事務事業の見直しを進めている。具体的には、①従来実施していた防犯協会における補助金で購入した物品等を各防犯委員に売却するといった形態を廃止するとともに、②自主財源としていた売上金の整理並びに③購入物品の在庫管理を始め④当該年度に配布した支部（各班）及び配布数量等の管理を行うなどの措置を行っている。さらには、各支部の活動費として交付していた補助金について、各支部長からの領収書受領に加え、⑤活動実績がわかる書類の提出を求め活動内容の確認を行っているとのことである。

(3) 監査の結果及び意見

- ① 寝屋川市防犯協会は、補助金で購入した物品を希望する防犯委員に売却して得た収入に関し、市に返還することなく自己留保していた。この行為は市の承認を得ないで過年度から令和元年度まで行われていた。令和 2 年度決算に計上されている自主財源 291,202 円を含む、過年度からの売却収入について調査し、特定された当該収入分は市に返還を求めることが相当である。（意見）

寝屋川市防犯協会会則第 30 条では、「防犯協会の経費は、市補助金、その他寄附金によって賄う」こととされている。

一方、『令和 2 年度寝屋川市防犯協会会計予算』では 3,090,000 円の市補助金と 295,000 円の自主財源による収入が計上されており、決算では 3,197,347 円の支出に対して、市補助金 3,090,000 円全額をまず充当し、不足分 107,347 円については、当該自主財源から充当している。

当該自主財源の内容について市に確認したところ、具体的には、令和元年度以前に協会が補助金で購入した防犯ベスト等を希望する防犯委員に対し、売却したことで得た収入が含まれていた。なお、現時点では自主財源のうちどの程度が当該収入であったか、また過年度の状況について市は遡及して事実関係等について調査中であることから、特定できていない。

寝屋川市防犯協会 令和２年度予算・決算状況

歳入の部

項目	内訳	予算	決算
補助金	市補助金	3,090,000	3,090,000
その他	自主財源	295,000	291,202
合計		3,385,000	3,381,202

歳出の部

項目	内訳	予算	決算
会議費	会議諸経費、郵便代等	200,000	321,193
需用費	防犯ベスト、腕章、消耗品代等	670,000	1,000,407
分担金	大阪府防犯協会連合会分担金	255,000	250,110
地域安全運動費	ポスター、チラシ、懸垂幕等	235,000	130,037
特別防犯費	のぼり、懸垂幕等	550,000	155,600
使用料及び賃借料	市民会館使用料	100,000	0
原材料費	バン線等	5,000	0
活動費	支部・組合の活動費	1,340,000	1,340,000
予備費		30,000	0
合計		3,385,000	3,197,347

出典：市から入手した寝屋川市防犯協会決算書を監査人が一部加工

このように補助金で購入した防犯ベスト等の売却の取り扱いについて考察する。国は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）」にて以下のとおり定めている。

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

また、これに反した場合、同法第 17 条・18 条に基づき取消・返還を求めている。

市において、同法 22 条と同一の条文は定められていないが、『寝屋川市補助金等交付規則』第 3 条で「公正、かつ、有効に使用されるように努めなければならない」とあることから、同じ趣旨があてはまるものと考えられる。また第 15・16 条で取消・返還に係る定めを設けている。

このような規定の趣旨を鑑みると、防犯委員への物品の配布について、売却することが本補助金交付の目的に沿うとは考えにくいため、市の「承認を受けないで」売却したことは問題であり、売却収入については返還を求めることが相当と考えられる。

この点に関し、市は補助金で購入した物品の売却については問題として捉え、令和元年度に協会に対して指導を行っている。協会は市の指導に基づき売却による各防犯委員への配布を取りやめ、無料で配布することとしたが、市は過去に協会が売却で得た収入については返還を求めている。

協会が市の補助金で購入した防犯ベスト等の物品は、防犯協会という団体の活動にあたって必要なものであり、個人に帰属すべきものではない。

防犯ベストには、夜間見回りの際など、協会としての防犯活動を行っている者であることを明確にし、不審者と間違われなくするために「寝屋川市防犯協会」の印字が目立つように記されている。このような物品が個人の所有にわたり、不要になった際にインターネット等で売買されるようなことがあっては問題である。このような趣旨からも協会の物品を各防犯委員に配布するにあたっては、個人への譲渡ではなく、貸与の形をとることが相当と考えられる。

この点、個人の所有物とならないよう、協会の各支部で後任の防犯委員に引き渡す等の対応を行っている市は理解しているとのことであるが、購入した物品の直接的な管理は各防犯委員に委ねられることから、必ず他の防犯委員に引き渡すことは担保できないと考えられ、これまで後任の防犯委員に引き渡しているかを確認するような管理体制は設けられてない。防犯委員の数は膨張し続けるのではなく、一定数を保つものと考えられることからすると、引継ぎの際にすべての防犯ベストが引き継がれているのであれば、新品の投入は棄損品の取り換え程度で、数は多くないはずだが、令和2年度は270着の購入が行われている。在庫管理や配布状況の管理は行っているものの、直近の令和2年度からの情報のみであるため、棄損に伴う取替サイクルを踏まえて当該購入数が妥当であるか、情報が十分ではないことからしても、「寝屋川市防犯協会」と印字したベストが全数、防犯協会に返却されていることを裏付けるには現状、十分な管理を行っているとはいえない。

以上、補助金を利用して購入した物品を無断で売却することをやめるように市が指導したことは評価できるが、防犯ベストの不適切な利用を防止するため在庫管理は数量だけでなく、誰にいつ配布したかについても適切に管理することが望ましい。

また、協会が得た収入について、国の「適正化法」第17・18条を鑑みると、返還を求めることが相当であるため、協会が売却によって得た収入分について調査し、特定された当該収入分は遡って返還を求めるか、当年度以降の補助金から減額することが相当である。

- ② 現状、事業計画書では主要事業の詳細（会議や活動の回数、購入物品の一覧等）が把握できないため、実績と比較した振り返り（増減の把握や支出の必要性の検討等）ができない状況となっていることから、事業計画書の記載内容について見直しを検討されたい。（意見）

協会が補助金の交付を受けようとする際、市は協会の予算案とともに事業計画書を受領しており、当該計画書には主要事業の内容が記載されている。

一方、実績報告の際、市は決算報告と併せて事業報告書を受領している。当該報告書には実施した事業内容や開催回数、使用物品の一覧が記載されている。

予算案と決算報告はそれぞれ「会議費」や「需用費」等、項目別の分類となっており、項目別の増減比較を行える。一方、事業報告書には記載されている会議や活動の回数、購入物品の一覧等について、事業計画書には記載されておらず、実績について計画と比較した振り返りができない。

例えば、令和2年度は需用費が増加（予算・決算比＋330,407円）しており、市は役員の交代に伴う腕章等の買い替えや新型コロナウイルス感染症対策用品の購入を増加理由として把握している。しかし、それぞれの要因がどの程度影響したのかが明確に分析されていない。このため、予算案との紐づけや、事業報告書と比較した実施事業の増減の把握や支出の必要性の検討ができない状況となっている。

以上から、予算案・事業計画書との連関、決算報告・事業報告の連関を明確にし、実施事業と紐付けた支出の必要性を検討できるよう、また事業計画書に会議や活動の予定回数、購入予定物品の一覧を設ける等、計画と実績の比較ができる形になるよう、今後あらためていくことを検討されたい。

- ③ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で例年より活動の幅が狭まっているにもかかわらず、交付額は変化していない。協会の事業費は防犯ベスト等売却収入がなければすべて補助金で賄われているため、補助金をより有効な使途に活用する観点から、今後は可能なコスト縮減についても検討されたい。例えば、当協会は自治会の代表者等が多く関与していることから、自治会関係者が関与する他組織の送付ルートを活用する等、郵送費削減の可能性を検討されたい。（意見）

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、協会の会議や安全運動を開催しなかったことから、郵送費（会議にて配布する書類、活動中止の案内、賞状や記念品の発送等）が増加している（予算・決算比＋121,193円）。

安全運動の中止による活動経費の減や市民会館使用回数の減による減少項目はあるものの、意見②の需用費の増と合わせ、決算としては3,197,347円の支出となった（前年度実績3,288,923円）。新型コロナウイルス感染症という影響への対応は必要でありながらも、例年より活動の幅は狭まりながら交付額以上の決算額

となっている実態に対しては今後、対策が必要と考えられる。

これに対し、協会の構成として自治会の代表者等が多く関与していることから、可能ならば自治会関係者が関与する他組織の送付ルートを活用する等、コスト縮減を検討されたい。

- ④ 本部が支部へ配布している活動費は、各支部で具体的な防犯活動に充てられているが、決算書にはその配布合計額が記されているのみで、実際の使途は明記されておらず、その確認も行われていない。支部の活動費も補助金の使途であることに違いはないことから、その実態把握及び実績確認を行われたい。(意見)

補助金交付額 3,090,000 円の使途のうち 4 割超に当たる 1,340,000 円は、協会内の各支部が地域にて自主的に行う防犯活動に充てるものとして支部に配分されている。決算報告では各支部の支出した金額や内訳は明確になっていない。これに対し、市は、活動実績がわかる書類の提出を求め、定性的な(文章としての)活動内容の確認を行っているものの、補助対象経費として適切であるかを判断する支出内容の確認は行っていない。

当該活動費は、交付額の 4 割超を占めることから、支部の活動や実際の支出が補助金交付要綱、趣旨に合致するか、実態の把握及び実績の確認は十分に行われるべきである。

以上から、協会は実績報告に際して、単に各支部への配布額として決算報告するのではなく、実際の活動内容がわかるよう、使途に従った費目に計上し、明瞭に決算報告すべきである。また、市は精算に当たり、補助金の使途が要綱、給付の趣旨に合致するかの側面から、実態の把握及び実績の確認を行っていく中で、是正すべき点については適切な指導を行われたい。

- ⑤ 本補助金は概算払であるが、精算に関する規定がない。交付要綱に条文を設けることを検討されたい。また周年記念事業について市が 300,000 円の増額補助を行うことの交付要綱上の位置づけが明確でないため、補助の必要性についてあらためて検討を行うとともに、今後も補助を行うにあたっては要綱上の位置づけを明確にすることを検討されたい。(意見)

当該補助金は概算払で支出されるため、市は交付額の確定にあたり、協会から決算報告及び事業報告書等を受領して精査し、予算額(3,090,000 円)または実際にかかった事業費のいずれか低い金額を交付額として確定(精算)している。

概算払を行うことについては寝屋川市防犯協会活動補助金交付要綱に規定されているが、その精算に関する規定がない。他の補助金交付要綱では「実績報告」として精算に関する定めがあるにもかかわらず、当補助金では相当する定めがないため、実績報告の時期や提出すべき書類について交付要綱に明文規定がなく、不明

確となっている。

以上から、交付額確定にあたっての条文を要綱上設けることを検討されたい。

また、補助金額は 3,090,000 円で推移しており、周年記念事業を行った際は、300,000 円の増額を行っている。この周年記念事業について、自己収入ではなく、市の補助金を使用して実施することの必要性が明確でない。当該補助の根拠は、寝屋川市防犯協会活動補助金交付要綱第 3 条 4 号「協会の活動を振興するための事業のうち市長が適当と認めたもの」に該当すると捉えるほかなく、その他に交付要綱から必要性・金額の妥当性を直接読み取ることはできない。

都度の予算査定による検討だけでなく、事業課である監察課としても周年記念事業に対する補助の必要性について、あらためて検討を行うとともに、今後も補助を行うにあたっては要綱上の位置づけを明確にすることを検討されたい。

- ⑥ 効果指標である「犯罪認知件数」は、犯罪発生件数の低下を観察できるものの、補助金の必要性や規模を振り返るための指標となっていない。防犯協会のすべての活動は補助金で賄われているため、対象経費が市の補助目的に寄与し、効果を上げているかの側面から PDCA を実施されたい。（意見）

当該補助金の効果指標は、「寝屋川市内における犯罪認知件数」（警察によって犯罪の発生が認知された件数）とされている。過去 3 年の件数は減少傾向にあり、一見すると当該補助金を支出する効果がある、と評価できるように見える。しかし、令和元年度後半からは新型コロナウイルス感染症蔓延による外出自粛があったこともあり、犯罪件数の減少が当該補助金の効果であるかの関係性は明確でない。また、市内の防犯施策は協会の活動以外にも様々に行われており、補助金の効果であるかは明確でない。

効果指標を設定し、その動きを観察することの意義は、市が貴重な税金を投入して行う事業について、その支出の意義を常に問い、支出するだけの効果があるかどうか、金額や事業規模は適切かどうか、社会環境の変化に応じた歳出の効率的・効果的な再配分を行うため、場合によってはその事業の必要性までを問い直すことにある。

したがってこのような評価を行えるような指標を設定することが望ましいが、現在、市は協会の事業内容と効果を関連付けて詳細に検証していないことから、協会の活動が犯罪の減少に寄与しているかどうか、当該指標をもって効果検証を行っていない。

上述の協会の歳出内訳を振り返ると、防犯活動として行われる地域安全運動費、特別防犯費並びに各支部の活動費は、犯罪認知件数の減少につながるような活動を行っていることが想定されるが、意見④のとおり、各支部の活動費の実態は市として把握できておらず、ひいては犯罪認知件数の減少に寄与する活動費としてどの程度使用され、どの程度の補助金の額が適当なのか、という目線での検証は行えていない。また、地域安全運動費、特別防犯費は、新型コロナウイルス感染症の影響で縮小しているにも関わらず、補助金の総額は全く変わっていない。

次に、歳出内訳のうち需用費は、腕章や帽子等、活動にあたっての物品購入等に充てられることから、地域安全運動や各支部の活動の規模に左右され、この環境下にあっては通常減少するものと考えられるが、逆に増加している。意見②のとおり、市は増加要因について、役員の交代に伴う腕章等の買い替えや新型コロナウイルス感染症対策用品の購入を把握しているが、当該補助金の趣旨・目的と合致する支出なのか、新型コロナウイルス感染症の影響で例年の安全対策事業が減少することにより予算が余るため、購入した物品なのか、あるいは精算時に不用額として市に返還してもらうことが適当であったのか、などの吟味を行わず、予算の範囲内であること、支出総額が過年度と大きく変動していないことなどから、協会の決算を受け入れ、補助金確定精算における返還額は0となっている。

会議費についても、コロナによる影響で減少したと類推されるにもかかわらず、意見③のとおり補助金の額に減少はない。この事実について、効果指標と結び付けてどのような検証がなされたのか明らかでない。

すなわち現状の効果指標では、犯罪発生件数の低下は観察できても、補助金の必要性や規模を振り返るための指標となっていない。この効果指標では、犯罪件数の低下が観察され、効果があるから、補助金は見直す必要がない、というだけの結果になってしまう。

市として補助金を交付するからには、補助対象経費としてふさわしいか、すなわち、補助金の効果として目指した「犯罪認知件数低下」につながる活動に対し、確かに補助を行っているのか、会議、会報、物品の費用を補助していることが効果につながるのか、について、改めて毎回検証する必要がある。

市に予算と決算、計画と実績を提出させ、精算において確認することの意義は、精算額の確定のみならず、設定した補助目的に対応する効果があったと評価できるか、そのための必要経費として補助対象に適合するかといった点について、実績を踏まえて振り返り、確認することにある。

市は、防犯協会の活動のうち、補助金対象経費が、市の補助目的に寄与し、効果を上げているかの側面から PDCA を行い、補助必要額を確定されたい。

- ⑦ 現状、補助金交付先が暴力団等でないことの確認について口頭による確認に止まることから、補助金の合規性を担保するため、補助金交付先が暴力団等でないことの確認について申請書に誓約を盛り込む等、書面による確認を行われたい。(意見)

寝屋川市補助金等交付規則第3条の2各号より、「市長は、寝屋川市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条例同条第3号に規定する暴力団員、同条例同条第5号に規定する暴力団密接関係者に対しては、補助金等を交付しない。」とされていることから、補助金等を交付する際には交付先が暴力団等でないことを確認する必要がある。

寝屋川市防犯協会活動補助金は、寝屋川市防犯協会活動補助金交付要綱の規定に基づき、寝屋川市防犯協会（以下「協会」という。）に対して交付される。

現状、協会は本市としてもよく知る人物である地縁団体の代表者等で構成されることを勘案し、代表者に対する口頭確認に止まっていた。

しかし、口頭による確認のみでは、第三者の立場から見た際に、交付先が暴力団等でないことの確認を充分に行うことができているとは言えない。

以上から、規則等による明文規定はないものの例えば交付対象者が補助金の交付を受けようとする際に提出する書類に、役員を含む構成員が暴力団等でないことの誓約を盛り込むなど、補助金交付時に交付先が暴力団等でないことについて客観的な立場からも理解を得られるよう書面による確認を行われたい。

3. 寝屋川市地域協働基礎交付金（市民活動部 市民活動振興室）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市地域協働基礎交付金																			
創設年度	平成 27 年度																			
終期年度	－																			
補助金等の見直しを行った年度	平成 29 年度																			
補助金等の見直しを行った理由	校区自主防災協議会を地域協働協議会に統合したため。（定額交付金を追加）																			
補助金等の目的	地域協働の推進																			
補助金等の概要及び対象事業	地域課題を地域が主体的に解決するため、協議会が実施する各種活動及び事業に要する経費を対象として交付金を交付する。																			
補助金等の分類	運営費補助・施設整備補助・その他事業費補助																			
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市地域協働基礎交付金要綱																			
補助金等の交付先	地域協働協議会																			
補助金額の算出方法	交付金総額に基づき、均等割（交付金総額の 50%）、人口割（交付金総額の 45%）、面積割（交付金総額の 5 %）で算定した額に、定額交付金（17 万円）を加算																			
補助金等の支払方法	前金払																			
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10																			
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	（単位：円） <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>当初予算額</td><td>52,560,000</td><td>52,560,000</td><td>52,560,000</td></tr><tr><td>現計予算額</td><td>52,560,000</td><td>52,560,000</td><td>52,560,000</td></tr><tr><td>決算額</td><td>50,051,308</td><td>50,938,554</td><td>38,121,762</td></tr></table>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	当初予算額	52,560,000	52,560,000	52,560,000	現計予算額	52,560,000	52,560,000	52,560,000	決算額	50,051,308	50,938,554	38,121,762
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																	
当初予算額	52,560,000	52,560,000	52,560,000																	
現計予算額	52,560,000	52,560,000	52,560,000																	
決算額	50,051,308	50,938,554	38,121,762																	
補助金交付先数推移 （直近 3 年間）	（単位：件） <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>交付先数</td><td>24</td><td>24</td><td>24</td></tr></table>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	交付先数	24	24	24								
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																	
交付先数	24	24	24																	
実績報告の時期	令和 3 年 3 月 31 日																			
実績審査の方法	実績報告書、領収書等の書類審査																			

② 効果測定について

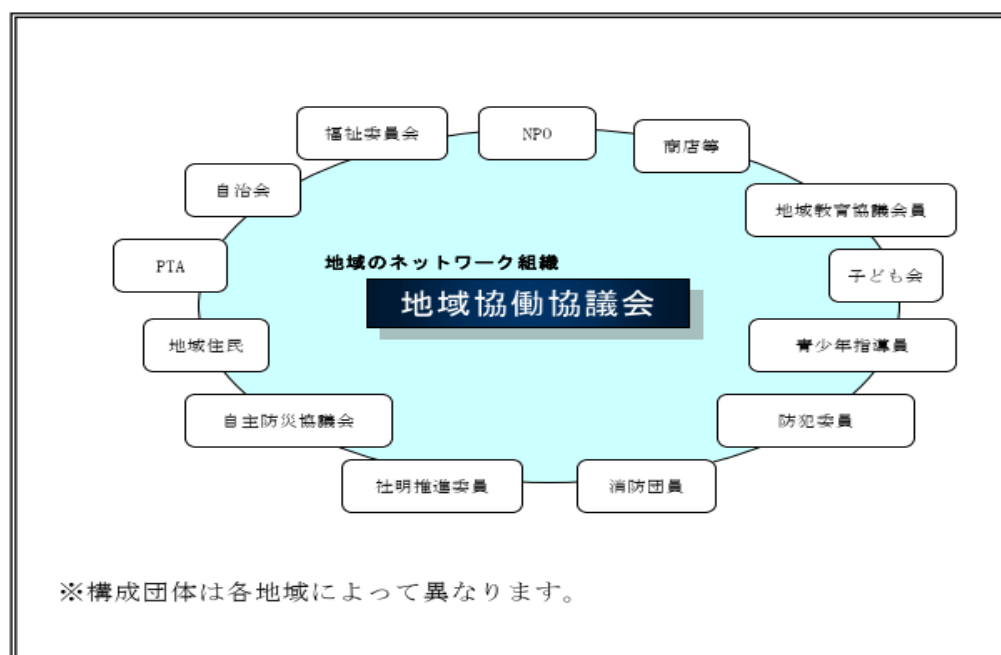
補助金等に期待する効果	多様化する地域課題の解決及び各種団体のネットワーク化		
効果指標	① 地域協働協議会の活動回数 ② 地域協働協議会主催事業への参加者数		
効果指標の過去3年の推移		平成30年度	令和元年度
	①	396回	353回
	②	22,316人	24,546人

(2) 補助金等の概要

当補助金は、地域協働協議会が実施する各種活動及び事業に要する経費を対象として交付金を交付するものである。

地域協働協議会とは、地域のコミュニティ活動の推進や地域課題の解決のために設立された組織であり、寝屋川市内の24校区それぞれにおいて存在する。地域協働協議会は、地域の様々な団体のネットワーク化などにより、地域コミュニティを総合的に活性化していく役割を担っている。

具体的な活動内容は、それぞれの地域協働協議会により様々であるが、地域の夏祭り等のイベントの運営や、地域の防災・防犯に向けた取り組みなどを行っている。



出典：寝屋川市地域協働推進プラン

当補助金の補助金額算定方法は以下のとおりであり、計算式により補助金額が確定するため前金払となっている。

補助金額の算出方法	交付金総額に基づき、均等割（交付金総額の 50%）、人口割（交付金総額の 45%）、面積割（交付金総額の 5 %）で算定した額に、定額交付金（17 万円）を加算
-----------	--

なお補助金額のうち各年度の交付金の 20%に相当する額を限度として翌年度以降の対象活動等のための積立金とすることができ、積立金の総額は 200 万円を上限とすることが定められている。また積立の上限を超える場合には全額市に返還されることとなっている。

(3) 監査の結果及び意見

- ① 各地域協働協議会の積立金の金額について、前年度から当期にかけての増減額が確認できる明細をすべての協議会から入手し、積立金の繰越が適切に行われているか確認されたい。（意見）

寝屋川市地域協働基礎交付金要綱第 8 条によると、地域協働協議会は各年度の交付金の 20%に相当する額を限度として翌年度以降の対象活動等のための積立金とすることができ、積立金の総額は 200 万円を上限とすることが定められている。

参考：寝屋川市地域協働基礎交付金要綱第 8 条

第 8 条 協議会は、当該年度に交付される交付金（第 4 条に規定する加算額は除く。）の額の 20 パーセントに相当する額を限度として、翌年度以降の対象活動等の費用に充てるための額を積み立てることができる。

2 前項の規定により各年度に積み立てる交付金（以下「積立金」という。）の各年度を通じた総額（当該積立金から生じる利息の額を含む。）は、200 万円を限度とする。

市は、各年の積立金の金額が交付金の 20%以下になっているかについて各地域協働協議会の決算報告資料をもとに確認を実施し、積立金の総額が 200 万円以下となっているかについては、通帳のコピー等を入手し確認を実施している。

この点、積立金の総額については、確かに通帳のコピーにより確認をすることはできるが、決算時点での通帳のコピーの確認のみでは、一時点の残高のみしか確認できず、前年度からの繰越額や使用額が不明で、使途も確認できない。基本的には市の交付金で成り立っている協議会であるから、交付金が不適切に使用されてい

ないことについては市が注視する必要がある、積立金について使用額を報告させてない今の報告様式では、十分とは言えない。

現状、大半の地域協働協議会からは以下のような前年度から当期にかけての増減額が確認できる明細を入手しているが、一部協議会からは入手できていないため、報告様式を明記した上で、このような資料を 24 存在する地域協働協議会すべてから入手し、積立金の繰越が適切に行われているか確認することが望ましい。

科 目	金 額	備 考
令和元 年度末までの積立金	1,500,210 円	
令和 2 年度積立金	300,000 円	
令和 2 年度使用額	0 円	
令和 2 年度銀行利息	138 円	
令和 2 度末までの積立累計額	1,800,348 円	

- ② 効果指標として「地域協働協議会の活動回数」を設定しているが、活動回数の中には、協議会が実施するイベントと協議会の運営方針や活動内容を検討するための会議が混在しているため、会議の実施数は除外した上で効果指標とすることが適当である。（意見）

当該補助事業の効果指標として、市は以下の 2 つの指標を設定している。

- (1) 地域協働協議会の活動回数
- (2) 地域協働協議会主催事業への参加者数

各指標について、直近 3 年間の推移は以下のとおりである。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
(1) 活動回数	396 回	353 回	82 回
(2) 参加者数	22,316 人	24,546 人	1,870 人

効果指標の推移をみると、令和 2 年度の効果指標が大きく減少している。

これは、新型コロナウイルスの影響により令和 2 年度は多くのイベントが中止になったためである。

また、上記の指標について決算額との比較を行った結果は以下である。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
(1)活動回数	396 回	353 回	82 回
(2)参加者数	22,316 人	24,546 人	1,870 人
(3)決算額	50,051,308	50,938,554	38,121,762
(3)÷(1)	126,392 円/回	144,302 円/回	464,900 円/回
(3)÷(2)	2,243 円/人	2,075 円/人	20,386 円/人

上記の分析によると、令和 2 年度の効果指標の減少幅に対して、決算額の減少額が小さい。これは、令和 2 年度はイベントの実施の代わりに校区内の防災物品の購入等、効果指標には表れない項目に予算を使用した地域協働協議会が多かったためである。

効果指標のうち、(1) 地域協働協議会の活動回数は、地域コミュニティ活性化のために実施されたイベントの数と協議会の運営方針や活動内容を検討するための会議の数値を合わせたものとなっている。

この点、地域のコミュニティ活動の推進という協議会の役割を踏まえれば、費用対効果を測るときに効果指標としてふさわしいのは実施されたイベントの数であり、会議の実施回数は効果はゼロではないものの、効果指標としての活用価値は低い。両者を混在させたまま効果指標としてしまうと、単に会議の数が増えただけのような場合にも効果指標の数値が上昇することとなり、適切な評価が困難となる。

したがって会議の実施数は除外した上で効果指標とすべきである。

- ③ 現状、補助金交付先が暴力団等でないことの確認について口頭による確認のみであることから、補助金の合规性を担保するため、補助金交付先が暴力団等でないことの確認について誓約書を入手する等、書面による確認を行われたい。(意見)

寝屋川市補助金交付規則第 3 条の 2 によると、市長は次に掲げる者に対して補助金を交付しないことと定められている。

- (1) 寝屋川市暴力団排除条例（平成 25 年寝屋川市条例第 20 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- (2) 暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団排除条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団密接関係者

当補助金について、補助金の申請者はそれぞれの地域協働協議会の代表者である。市はそれぞれの協議会の代表者が誰であることを毎年確認しているが、暴力団排除条例に関する誓約書等は特に入手していない。

例えば市が委託契約を締結する場合などでも、委託先から誓約書を入手することが一般的であるため、補助金交付についても交付先が暴力団等でないことについて誓約書を入手する等、書面による確認を行われたい。

4. 寝屋川市コミュニティ奨励補助金（市民活動部 市民活動振興室）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市コミュニティ奨励補助金			
創設年度	昭和 58 年度			
終期年度	－			
補助金等の見直しを行った年度	平成 17 年度：世帯割額の導入 平成 23 年度：世帯割額の増額			
補助金等の見直しを行った理由	自治意識の希薄化による自治会加入率の低下、地域コミュニティの衰退が懸念される中、補助の拡充を行うことで、自治会活動の活性化を図るため。			
補助金等の目的	地域コミュニティの振興			
補助金等の概要及び対象事業	自治会が主催する盆踊り、運動会等の地域コミュニティづくりに資する事業に要する経費に対し補助を行う。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市コミュニティ奨励補助金交付要綱			
補助金等の交付先	自治会			
補助金額の算出方法	30,000 円＋80 円×自治会加入世帯数（上限額 120,000 円）			
補助金等の支払方法	確定払			
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10			
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	（単位：円）			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	当初予算額	13,736,000	13,753,000	13,648,000
	現計予算額	13,736,000	13,753,000	13,648,000
	決算額	12,302,172	12,350,162	4,047,790
補助金交付先数推移 （直近 3 年間）		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	交付先数	184 自治会	183 自治会	69 自治会
実績報告の時期	実績報告は不要（事業完了後に申請のため）			
実績審査の方法	－			

③ 効果測定について

補助金等に期待する効果	地域のコミュニティ活動の振興			
効果指標	補助件数			
効果指標の過去3年の推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	想定件数 (全自治会数)	200 自治会	200 自治会	200 自治会
	実績件数	184 自治会	183 自治会	69 自治会

(2) 監査の結果及び意見

- ① コロナ禍において交付先数・金額が激減している。その大きな要因の一つは、現状対面集合を伴う活動のみを補助対象としているためである。補助金をコミュニティ活動に有効に活かすため、現状の社会状況に応じ、補助の目的に合致する活動を見直す等、補助対象の判定基準を再検討されたい。(意見)

当該補助金は、自治会が実施する地域コミュニティづくりに資する活動に係る費用に充てるために交付されるものである。現在寝屋川市が認可している200の交付対象自治会のうち、例年9割超にあたる自治会がその交付を受けている。交付を受ける自治会は、市に協力する義務があるとされている。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
交付先数	185	185	184	183	69
割合(%)	92.5%	92.5%	92.0%	91.5%	34.5%

出典：市から入手した交付先数推移資料を監査人が一部加工

※交付対象である自治会数は全部で200

令和2年度の当該補助金の案内を実施する頃には、既に新型コロナウイルス感染症の影響が生じ始めていたことから、市は、各自治会長に対して、従来イベント活動に充当してきた補助金は、イベントのみではなく清掃活動等に係る費用に対しても充てることができるといった例示の伝達や、実施した活動が補助対象経費に該当するか否かに関する相談への対応を実施してきた。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響は甚大なものであったことから、補助金交付申請数は激減、交付数も上記のとおり34.5%と大きく下落することとなった。

現状、寝屋川市コミュニティ奨励補助金交付要綱第3条「補助対象経費は、自治会が主催する盆踊り、運動会等の地域コミュニティづくりに資する事業に要する費用とする。」に基づき、交付申請された活動内容が地域コミュニティづくりに資するのか、その中で何が補助対象経費に該当するのかを複数名の市職員で判断している。令和2年度では、清掃活動やクリスマス会などに要した費用が補助対象経費と認められている一方で、コロナ禍で自治会活動ができない代わりに自治会加入者へ QUO カードやマスクを配布するといったことが行われていたが、対面集合を伴わないことから地域コミュニティづくりに資する事業に該当せず、補助対象外経費と判断されている。

確かに、QUO カードの配布は、現金を配布することと変わりなく、「地域コミュニティづくりに資する」とはいいがたい。物品の配布も、直接的には現金の配布とは異なるが、それと類似している。一方で、補助対象外かどうかの判断を「対面集合を伴うかどうか」によることは、今後の社会の実情に適合しない可能性もある。この点、寝屋川市コミュニティ奨励補助金交付要綱第3条における地域コミュニティづくりに資する事業に関して、対面集合を要するとは明記されておらず、また、ウィズコロナの時代における地域コミュニティづくりにおいて対面集合を伴うことを1つの目安とすることは難しいと考えられる。

引き続き、補助対象となる活動の例示伝達と各自治会からの相談対応を実施するとともに、先行き不透明なウィズコロナ・アフターコロナの時代において、対面集合を伴わずとも地域コミュニティづくりに資することができる新しい形の活動を各自治会と協議し、補助対象経費の範囲についても再検討する等の工夫をされたい。

- ② 現状、補助金交付先が暴力団等でないことの確認について行われていないことから、補助金の合規制を担保するため、補助金交付先が暴力団等でないことの確認について、書面による確認を行われたい。(意見)

寝屋川市補助金等交付規則第3条の2各号より、「市長は、寝屋川市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条例同条第3号に規定する暴力団員、同条例同上第5号に規定する暴力団密接関係者に対しては、補助金等を交付しない。」とされていることから、補助金等を交付する際には交付先が暴力団等でないことを確認する必要がある。

寝屋川市コミュニティ奨励補助金の交付対象は、寝屋川市住民自治組織に関する指導要綱第6項第2号の規定により認定を受けた自治会（以下「自治会」という。）であり、実務上、交付申請等の手続は代表者である自治会長を通じて行われる。

現状、当該補助金の交付申請にあたり、交付手続実施者である自治会長を含めた交付先が暴力団等でないことの確認は、下記の理由から特段行われていない。

- ・ 各自治会より年度当初に一回、自治会役員の名簿や自治会構成に関する資料を入手しているため。
- ・ 交付手続実施者である自治会長は市との付き合いが多く、市としてもよく知る人物であるため。
- ・ 各自治会に関する情報は、随時人伝で確認しているため。

しかし、各自治会より年度当初に一回入手している自治会役員の名簿や自治会構成に関する資料については、暴力団等でないことの誓約を明記している箇所が設けられている訳ではなく、また、市としてもよく知る人物であることや情報を随時人伝で確認していることのみでは、第三者の立場から見た際に、交付先が暴力団等でないことの確認を充分に行うことができているとは言えない。

以上のことから、各自治会より年度当初に一回入手する自治会役員の名簿や自治会構成に関する資料に暴力団等でないことの誓約書を盛り込むといったように、暴力団等でないことについて明記された書面を入手するなど、客観的な立場からも理解を得られるよう、補助金交付時に交付先が暴力団等でないことについて書面による確認を行われたい。

5. 寝屋川市地区集会所施設整備事業補助金（市民活動部 市民活動振興室）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市地区集会所施設整備事業補助金																		
創設年度	昭和 63 年度																		
終期年度	—																		
補助金等の見直しを行った年度	平成 22 年度：限度額の増額、耐震設計工事・耐震診断に対する補助の追加 平成 27 年度：補助金限度額の起算日の見直し等 平成 29 年度：新築時の概算払の新設																		
補助金等の見直しを行った理由	地震などの自然災害の発生に備え、老朽化が進む集会所の改修の必要性が高まってきたため。																		
補助金等の目的	地域コミュニティの活性化																		
補助金等の概要及び対象事業	集会所用地の取得、集会所の新築・増改築、耐震診断及び耐震設計工事の実施、備品購入に係る経費に対し補助を行う。																		
補助金等の分類	施設整備補助・その他事業費補助																		
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市地区集会所施設整備及び維持促進事業補助金交付要綱																		
補助金等の交付先	自治会																		
補助金額の算出方法	① 新築（用地購入あり）：事業費の 1/2（上限 1,000 万円） ② 新築（用地購入なし）：事業費の 1/3（上限 750 万円） ③ 増改築・備品購入：事業費の 1/3 耐震設計・耐震工事：事業費の 2/3 ④ 耐震診断：事業費の 2/3（上限 10 万円） ※①②：交付を受けた年度を初年度として 25 年度を経過しなければ、交付を受けることはできない ※③： 1 自治会当たり 25 年間で 300 万円まで																		
補助金等の支払方法	確定払																		
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10																		
補助金等の予算額及び決算額の推移（直近 3 年間）	（単位（円）） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算額</td><td>20,511,000</td><td>22,494,000</td><td>7,624,000</td></tr> <tr> <td>現計予算額</td><td>20,511,000</td><td>22,494,000</td><td>7,624,000</td></tr> <tr> <td>決算額</td><td>20,012,000</td><td>18,924,000</td><td>6,342,000</td></tr> </tbody> </table>				平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	当初予算額	20,511,000	22,494,000	7,624,000	現計予算額	20,511,000	22,494,000	7,624,000	決算額	20,012,000	18,924,000	6,342,000
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																
当初予算額	20,511,000	22,494,000	7,624,000																
現計予算額	20,511,000	22,494,000	7,624,000																
決算額	20,012,000	18,924,000	6,342,000																

補助金交付先数推移 (直近3年間)	(単位：件)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	交付先数	60	62	64
実績報告の時期	新築（概算払）：事業完了後 その他：実績報告は不要（事業完了後に申請のため）			
実績審査の方法	領収書等の書類審査			

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	地域の良好な活動拠点づくり			
効果指標	補助件数			
効果指標の過去 3 年の推移	(単位：件)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	想定件数	58	60	58
	実績件数	60	62	64

(2) 補助事業の概要

当該補助は自治会の所有する集会所施設の新築、増改築、耐震診断等に対して交付される補助金である。補助の対象は市の認定を受けた自治会であることが前提で、認定自治会は市内に200存在し、うち177自治会²²が施設を所有している。新築等の高額に及ぶケースは要綱上、市との事前協議を求めている。

過去3年は上表のとおり、認定自治会の1/3程度が補助を受けている。25年間という長期間にわたる上限を設定していることから、上限を超える交付の誤りを防ぐため、市はエクセルで一覧表を作成して管理している。毎年、補助の対象となった自治会は同一ではなく、ほぼすべての自治会が程度の差はあれ、補助を受けていることになる。一方、自治会の規模は様々であるが、1人当たりの公平性に配慮した補助金でないことから、1人当たりで分析すると補助の額には大きな差がある。

自治会活動に関連する市の補助をまとめると、次表のようになる。

²² 複数施設を所有している自治会があるため、総施設数は185

自治会に対する補助金等一覧

1. 補助金

(単位：円)

No. 4 寝屋川市コミュニティ奨励補助金		自治会の健全な育成に資するため、自治会が主催する地域コミュニティづくり事業全般に補助
令和2年度 予算額	13,648,000	
令和2年度 決算額	4,047,790	
No. 5 寝屋川市地区集会所施設整備事業補助金		・新築・増改築に対する補助 ・備品購入に対する補助 ・耐震診断に対する補助 ・耐震設計工事に対する補助 ・集会所の地代、家賃に対する補助
令和2年度 予算額	7,624,000	
令和2年度 決算額	6,342,000	
No. 6 寝屋川市防犯灯維持管理事業補助金		①維持管理事業補助金：各自治会が管理する防犯灯の電気料金への補助 ②新設・改造事業補助金：街を明るくし、良好で安全な地域環境をつくり、犯罪の予防や青少年の非行防止等を図ることを目的とした防犯灯の新設・改造に対する補助
令和2年度 予算額	①32,482,716 ②11,253,000	
令和2年度 決算額	①32,601,882 ② 4,652,900	
- 広報板新設・改造事業補助金		地域の自治活動の振興を図ることを目的とした広報板の新設・改造に対する補助（一部修繕を含む）
令和2年度 予算額	4,873,000	
令和2年度 決算額	4,810,900	
- 消火器具新設・改造事業補助金		安全な地域環境をつくることを目的とした消火ホース・消火器の購入及び格納箱の新設・改造に対する補助
令和2年度 予算額	400,000	
令和2年度 決算額	127,000	
- 集会所建設融資あっせん利息補給		集会所の建設資金の一部を融資あっせんし、その利息を補助
令和2年度 予算額	945,498	
令和2年度 決算額	945,498	

2. 委託料

(単位：円)

- 回覧チラシ等配布業務委託料		自治会が行う回覧チラシの配布やポスターの掲示について、市と自治会で委託契約を結び、自治会に委託料を支払う
令和2年度 予算額	10,000,000	
令和2年度 決算額	6,931,043	

出典：寝屋川市 HP を参考に監査人作成

自治会関係団体に対する補助金一覧

(単位：円)

No. 3 寝屋川市地域協働基礎交付金		市内24の小学校区を単位とする「地域協働協議会」に対し、地域行事や防災、福祉、緑化等の活動を対象として補助 ※交付先：地域協働協議会
令和2年度 予算額	52,560,000	
令和2年度 決算額	38,121,762	
No. 7 寝屋川市市政協力委員自治推進協議会事業補助金		市政協力委員である市内の各自治会長から構成される「寝屋川市市政協力委員自治推進協議会」が行う事業への補助 ※交付先：寝屋川市市政協力委員自治推進協議会
令和2年度 予算額	2,000,000	
令和2年度 決算額	1,641,641	
No. 9 寝屋川市一般コミュニティ助成事業補助金		一般財団法人自治総合センターの助成金を活用し、コミュニティ活動に必要な設備等の整備に関する事業に対して補助 ※交付先：自治会、町内会等の団体（窓口として「寝屋川市市政協力委員自治推進協議会」に一括配分）
令和2年度 予算額	2,500,000	
令和2年度 決算額	2,500,000	
No. 14 寝屋川市老人クラブ連合会補助金		市内の単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の行う事業または活動に対して補助 ※交付先：単位老人クラブ・老人クラブ連合会（窓口として老人クラブ連合会に一括配分）
令和2年度 予算額	8,419,000	
令和2年度 決算額	7,946,554	

出典：寝屋川市 HP を参考に監査人作成

(3) 監査の結果及び意見

- ① 現存する集会所の老朽化・耐震化対応や少子高齢化、新型コロナウイルス感染拡大の影響による人と人との交流スタイルの変化など、社会ニーズの変化に対応するよう、短期的には市が推進しようとする方向性と整合性のある補助事業として、補助制度の今後のあり方を検討されたい。（意見）

当該補助金は、寝屋川市の区域内の自治会が行う地区集会所施設の整備及び維持管理を目的に昭和 63 年に創設された。補助率及び補助限度額は、事業の種類別の補助率（「新築」、「維持管理促進事業」等）と、自治会単位での上限額が定められている。

市内の住宅及び建築物に対する耐震診断補助金事業が平成 20 年度に開始されたことを契機として、平成 22 年度には自治会の集会所施設についても「耐震診断」、「耐震設計工事」が補助事業として追加されることとなった。

うち、「耐震診断」については、一つの補助事業として同表に定められ、独立して補助率及び上限額が設けられている。

一方、「耐震設計工事」については「増改築」「備品購入」と合わせて一つの補助事業に集約されており、25 年度間で 3,000,000 円を限度として交付される。また、25 年度経過後においては、さらに 25 年度ごとに同額を限度として交付される。

この点、「増改築」、「備品購入」及び「耐震設計工事」は、それぞれ緊急性や必要性の度合いは異なると考えられる。また、市では各施設の築年数や耐震度合いを把握しておらず、耐震設計工事や改築等の実施に係る判断は集会所施設を管理する自治会に委ねられている。

結果として例えば、ある自治会の集会所施設で耐震設計工事が必要になったとしても、過去25年間の備品購入で上限に達していれば要綱上の同表が制約となり、必要な事業が適時に行われない可能性がある。どの事業を行って、どの補助金の申請を行うかは各自治会の判断であるが、市が当初から上記を一つの補助事業として集約する合理性はないものと考えられる。

また、市が補助してまで自治会に実施を促すべき事業であるのか、という側面からも検討する必要がある。当該補助金は昭和63年に、地域住民の福祉の向上を目指して、集会所の新設や備品購入を補助する目的で創設された。昭和63年当時は、行政施策全般においてハード整備事業は盛んであり、地域住民の福祉の向上を目指す手段として、施設整備そのものに期待する効果は大きかったと考えられる。一方で昨今、既存施設の老朽化対策や耐震対策の必要性が高まる中、項目を追加しているが、ハードよりソフトの重視、人口減少、新型コロナウイルス感染拡大の影響による人と人との交流スタイルの変化など、社会環境の変化に応じた方向での見直しは行っていない。

仮に市が、自治会施設の耐震診断や耐震化を促進すべきと考えるのであれば、それらを適時に使いやすくするために、「耐震設計工事」を「増改築」、「備品購入」と一つの限度枠に入れず、別の枠とすることが適当であることもあろうし、「新築」補助金枠の利用度合い、必要性、緊急性等を勘案して、「耐震」系の費用に充当する（例えば同枠とする）、など様々な制度設計が考えられる。

自治会が自らの意思において、自己資金のみで実施する事業でなく、市として補助を行うからには、市が推進しようとする方向性と整合性のある補助事業として構成を再検討されたい。また、集会所施設の今後のあり方を検討する上で、各施設の築年数や耐震基準、改築状況等については市においても把握することが望ましいと考えられる。

- ② ライフスタイルの変化や少子高齢化等の影響を受けて自治会加入者が減少しつつある現状も踏まえると、集会所施設の共同利用、他施設の間借りやコミュニティセンターといった代替施設の利用等、既存の集会所施設を自治会ごとに所有し続けることを前提としない対応も考えられる。長期的には、現在の補助制度が自治会を取り巻く現状を踏まえたニーズに沿うものか、集会所に求める機能や役割から、施設の整備・所有を必ずしも前提としない、自治会との議論に基づいた補助制度の見直しを検討されたい。（意見）

当該補助金は各自治会単位に交付される。現状、市認定自治会は 200 あり、そのうち、177 自治会が集会所施設を所有している。補助金交付額は、令和 2 年度はコロナの影響もあってか、新築がなく増改築も少なかったため、6 百万円であったが、令和元年度は新築 2 件、平成 30 年度は増改築が 10 件あり、いずれも 2 千万円内外と、高くなっている。

既存の集会所施設を自治会ごとに所有し続けることを前提とし、新設の補助を続けるならば、維持管理すべき物件が増え、施設の老朽化が進むと、維持修繕や改築等の補助申請が増加し、平成 30 年度や令和元年度のように市の財政負担が今後高止まり、あるいは増大することも想定される。

ライフスタイルの変化や少子高齢化等の影響を受けて自治会加入者が減少しつつある現状も踏まえると、集会所施設の共同利用、他施設の間借りやコミュニティセンターといった代替施設の利用等、既存の集会所施設を自治会ごとに所有し続けることを前提としない対応も考えられる。

このように、集会所施設のあり方については議論の必要がある。一方、市と各自治会長との会合等では上記に関連する議論は現状行われていない。

また、議論内容に応じて補助制度の見直しも必要と考えられる。現行の補助制度が自治会を取り巻く現状を踏まえたニーズに沿うものか、集会所に求める機能や役割から、施設の整備・所有を必ずしも前提としない、より柔軟な補助メニューの検討を行われたい。

6. 寝屋川市防犯灯維持管理事業補助金（市民活動部 市民活動振興室）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市防犯灯維持管理事業補助金
創設年度	昭和 53 年度
終期年度	—
補助金等の見直しを行った年度	平成 22 年度：LED に対応（10W～20W の区分追加） 平成 23 年度：LED に対応（10W 未満の区分追加） 平成 26 年度：消費税増税に伴う変更 平成 28 年度：電気料金改定に伴う補助金額の変更
補助金等の見直しを行った理由	LED の普及や電気料金の改定のため
補助金等の目的	明るく安全・安心な地域環境づくり
補助金等の概要及び対象事業	自治会が所有する防犯灯の維持管理の補助を行うことにより、まちを明るくし、犯罪の予防、青少年の犯罪防止等を図る。
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市防犯灯新設・改造事業補助金等交付要綱
補助金等の交付先	自治会
補助金額の算出方法	（１）新設・改造補助金 ① 消費電力 40 ワット以下の防犯灯：補助事業に係る経費の 4 分の 3（1 灯につき 20,000 円を限度） ② 消費電力 40 ワット超～60 ワットの防犯灯及び LED 防犯灯：補助事業に係る経費の 10 分の 9（1 灯につき 40,000 円を限度） ③ 消費電力 60 ワット超の防犯灯：補助事業に係る経費の 5 分の 4（1 灯につき 35,000 円を限度） ④ 防犯灯の新設または改造に係るポール工事（ポールの修繕を除く）：補助事業に係る経費の 10 分の 9（1 基につき 36,000 円を限度） （２）維持管理補助金 ① 消費電力 10 ワット以下 1 灯につき 月額 129 円 ② 消費電力 10 ワット超～20 ワット以下 1 灯につき 月額 158 円 ③ 消費電力 20 ワット超～40 ワット以下 1 灯につき 月額 217 円 ④ 消費電力 40 ワット超～60 ワット以下 1 灯につき 月額 276 円 ⑤ 消費電力 60 ワット超 1 灯につき 月額 394 円
補助金等の支払方法	概算払

財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10			
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	（単位：円）			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	当初予算額	32,505,996	32,485,980	32,482,716
	現計予算額	32,505,996	32,485,980	32,482,716
	決算額	32,658,552	32,284,220	32,601,882
補助金交付先数推移 （直近 3 年間）		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	交付先数	188 自治会	187 自治会	188 自治会
	※ 市の認定自治会 200 のうち、12 は府営住宅および UR が管理しているため、補助金の申請はない。			
実績報告の時期	令和 3 年 3 月 31 日			
実績審査の方法	実績報告書の書類審査			

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	安全・安心な地域環境づくり			
効果指標	補助灯数			
効果指標の過去 3 年の推移		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	想定灯数	15,940 灯	16,030 灯	16,160 灯
	実績灯数	15,980 灯	15,853 灯	16,077 灯
	※いずれも現存灯数			

(2) 監査の結果及び意見

- ① 当該補助金の経済性をさらに高めるため、消費電力以外に効果や規模の観点から「新設・改造」に係る補助金額の区分について今後、見直しの検討が望ましい。
（意見）

寝屋川市防犯灯新設・改造事業補助金等交付要綱第 4 条では、（１）新設・改造補助金について、基本的に消費電力の高低で補助率と金額を決定しているが、LED はワット数にかかわらず補助率を高く設定している。これは LED が従来型の防犯灯よりもワット数が少なくても十分な照度がある反面、当初の設置費用が高額であるためである。

消費電力	補助率	1 灯当たりの限度額	
40W 以下	4 分の 3	20,000 円	
40W 超～60W	10 分の 9	40,000 円	LED 防犯灯
60W 超	5 分の 4	35,000 円	

LED に対して補助率を手厚くすることは、設置者である自治会に対し、LED 防犯灯の新設や LED への取替えを促す効果があったと考えられる。実際、令和 2 年度末では、自治会で管理されている防犯灯のうち、約 91%が LED となっている。

また、LED は長寿命かつ消費電力も低いため、消費電力を基準とする（２）維持管理補助金を抑えることにつながることから、市にとっても長期的なメリットがあると考えられる。実際、平成 22・23 年度には LED の低い消費電力（20 ワット以下）に対応した維持管理補助金の区分を設けており、他の区分に比較して補助金額は低く抑えられている。

このように防犯灯の LED 化を促すことで、当該補助金の経済性を消費電力の面から高くすることができた。

一方、設置灯数は直近 3 年間では 15,980→15,853→16,077 灯と、127 灯減少し 224 灯増加と、トータルでは増え続けている。防犯灯の設置計画は地域の実情をよく知る自治会が主導であるものの、消費電力以外に効果や規模の観点から当該補助金の経済性を検討することも必要ではないか。

例えば、他市では照度・設置間隔・取付高を交付要件としている例もある（例：福岡市防犯灯補助事業）。補助目的「街を明るくし、良好で安全な地域環境をつくることをもって犯罪の予防、青少年の非行防止等を図る（交付要綱第 2 条）」に鑑みると、防犯効果の面から見た照度や取付高についても検討されたい。

また、防犯灯の設置計画は自治会の判断に委ねられていることから、過度な設置を避けるため、例えば設置間隔についても交付要件として検討することが望ましい。

7. 寝屋川市市政協力委員自治推進協議会事業補助金（市民活動部 市民活動振興室）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市市政協力委員自治推進協議会事業補助金			
創設年度	平成 8 年度			
終期年度	－			
補助金等の見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の見直しを行った理由	該当なし			
補助金等の目的	地域社会の健全な発展と住民福祉の増進			
補助金等の概要及び対象事業	市政協力団体（自治協）が行う事業のうち、市政の発展に寄与すると認められる事業に対し補助を行う。			
補助金等の分類	運営費・その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市市政協力委員自治推進協議会事業補助金交付要綱			
補助金等の交付先	寝屋川市市政協力委員自治推進協議会			
補助金額の算出方法	1 年度につき上限 200 万円 周年記念事業を実施する年度は上限 300 万円			
補助金等の支払方法	概算払			
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10			
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	(単位 (円))			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	当初予算額	2,000,000	2,000,000	3,000,000
	現計予算額	2,000,000	2,000,000	3,000,000
	決算額	2,000,000	2,000,000	1,641,641
補助金交付先数推移 （直近 3 年間）	(単位 (件))			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	交付先数	1	1	1
実績報告の時期	令和 3 年 3 月 31 日			
実績審査の方法	決算書等の実績報告書類の書類審査			

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	自治会相互の連携及び市政への更なる協力														
効果指標	① 会議回数（定期総会・定例理事会） ② 回覧チラシ等の依頼件数														
効果指標の過去3年の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定回数</td><td>①10回 ②39件</td><td>①10回 ②46件</td><td>①10回 ②50件</td></tr> <tr> <td>実績</td><td>①10回 ②48件</td><td>①9回 ②48件</td><td>①5回 ②28件</td></tr> </tbody> </table>				平成30年度	令和元年度	令和2年度	想定回数	①10回 ②39件	①10回 ②46件	①10回 ②50件	実績	①10回 ②48件	①9回 ②48件	①5回 ②28件
	平成30年度	令和元年度	令和2年度												
想定回数	①10回 ②39件	①10回 ②46件	①10回 ②50件												
実績	①10回 ②48件	①9回 ②48件	①5回 ②28件												

(2) 補助事業の概要

当該補助金は、寝屋川市市政協力委員自治推進協議会事業補助金交付要綱に基づき、市政協力委員である市内の各自治会長から構成される「寝屋川市市政協力委員自治推進協議会（以下「協議会」という。）」が行う事業に対して交付される。

協議会の役割は、市との連絡調整であり、市が伝達すべき情報（各課が携わる事業・活動の周知等）を受け取り、各自治会に伝えることなども含まれる。当該連絡会議にかかる費用は市が負担するという思想のもと、対象経費に対し補助金が支給されている。もっとも、市政に関する情報は『広報ねやがわ』や市ホームページを通じても発信されており、協議会を通じての情報伝達は、「重ねて」の位置づけとなっている。

なお、当協議会は市内24校区それぞれの地域コミュニティ内で自治会、PTA、住民等で組織する「地域協働協議会」とは別個のものである。

当該補助金の対象経費は、会議費、研修費、記念事業費（対象年度のみ）に大別され、直近3か年の補助金の決算としては、以下のとおりである（同協議会を交付先とする寝屋川市一般コミュニティ助成事業補助金（各年度2,500,000円）を除く。）。市補助金の概算払3,000,000円と下表令和2年度支出額1,641,641円との差額1,358,359円は未使用残高として、市に返還されている。

内訳	平成30年度	令和元年度	令和2年度
会議費	725,782円	664,220円	600,000円
研修費	1,274,218円	1,335,780円	264,611円
記念事業費	—	—	777,030円
合計	2,000,000円	2,000,000円	1,641,641円

なお、協議会は下部団体である各自治会から自治協会費を徴収しており、令和2年度は189の自治会から@10,000円、計1,890,000円の自己収入がある。自己収入は上記補助金決算とは別に決算書を作成しており、市の補助の必要性の低い支出（会議時の食事代、研修費のうち宿泊費・飲食費、記念品代等）に自己収入を充当している。令和2年度は1,113,000円が使用され、前年度からの繰越金や受取預金利息と合わせ1,376,998円が残余额として次年度に繰り越されている。

(3) 監査の結果及び意見

- ① 市は、協議会が実施している「研修会」に対して補助を行っており、これが例年補助対象経費の大半を占める(ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて中止されている)。研修会は直近では鳥羽、日高川等で行われ、旅費が主な補助対象となっているが、現状当該研修会は補助実施目的とする「地域社会の発展や住民福祉の向上に寄与」に照らした効果が明確でない。当該研修会が自治会長の見識向上や親睦交流に止まらず、事業として補助する必要性があることを検証するため、研修会の効果検証を行い、今後のあり方について検討されたい。(意見)

補助金の使途としては、例年、研修費が最も多額である。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて中止となり、少額に留まっているが、平成29年度から令和元年度までは平均して約1,340,000円の支出に上り、交付額の6割以上を占める。内容としては、「管外研修会」（自治会長対象）及び「理事研修会」（自治推進協議会の理事対象）を実施している。

当該研修会は、「市政の主要施策や行政課題等について、市政協力委員としての見識を高め、地域社会の発展や住民福祉の向上に寄与するとともに、自治会間の情報交換の場とする」ことを目的として、毎年度実施されているとのことである。研修実施先としては、先進的な施策を行う自治体等が選ばれており、直近（令和元年度）ではバリアフリー観光によるまちづくりの観点から三重県鳥羽商工会議所（管外研修会）や防災の観点から日高川防災センター（理事研修会）にて行われた。

なお、補助金の交付対象は平成17年に見直しが行われ、現在は交通費（バス代・通行料）と研修費用のみ交付の対象とし、それ以前までは補助対象であった宿泊費・飲食費等は自己収入である自治協会費や参加者の自己負担とすることとした。

令和2年度は上記のとおり特殊事情で研修旅行が実施されていないため、代わりに直近（令和元年度）の実績を見てみると、管外研修会では全体経費3,882,744円に対して市補助金1,186,704円、理事研修会では全体経費457,730円に対して市補助金236,880円と合計1,423,584円が市負担となっている。それ以前も市の負担は同程度となっている。

当該研修会の実施内容は自治会報で各自治会あてに共有される一方、市の各課への連携や政策立案といった市政への具体的なフィードバックは行われていない。またこの事業は地域住民全体が補助を享受するというよりは、参加者である一部の住民が享受している。当該研修会は補助金交付額の7割以上を占めるが、自治会が自主的に自己資金で行うのではなく、市が補助金を投入して行う事業としてみた場合、実施目的とする「地域社会の発展や住民福祉の向上に寄与」に照らし合わせると、管外研修会と理事研修会に分けた開催や毎年実施する必要性や効果の検証が不十分といえる。

以上から、当該研修会に対して補助の効果検証を行い、今後のあり方について検討されたい。また、当該研修会への参加に市民の税を投入している以上、単なる親睦交流とならないためには、以前からの慣例を続けるという理由以外に、実際にその効果の市への還元を求め、市はその必要性を毎回チェックするべきである。

② 協議会の決算額の推移に合理性が見られないことから、会議費の必要性に関する検証を徹底されたい。(意見)

協議会の各年の支出内訳としては、周年記念事業が行われる年度を除くと会議費(郵便代、コピー用紙等の事務用品費等)及び研修費(管外研修会、理事研修会)から構成されている。当該補助金は年度当初概算払が行われた後、決算後に確定額で精算が行われ、令和2年度は研修会が中止となったことから例年になく多額の返還が生じているが、事業の概要に記載のとおり、平成29年度から令和元年度までの交付確定額は概算払時の金額と同額の2,000,000円であり、市への返還はない。

この点、研修費は実施先や実施内容によって年度ごとの金額は異なることが自然だが、会議費は開催回数が同じであれば、概ね一定額で毎年推移すると想定される。このため、研修会に要した金額が年度によって異なるにも関わらず、会議費と合算した結果は概算払時と同額の2,000,000円となる合理的な理由はない。

また、令和2年度の会議費決算額は600,000円と報告されているが、市の負担となる会議費(郵便料、事務用品等)がぴったり600,000円であることは不自然ともいえる。しかし、市はこれに対し検討を行っていない。

市は、協議会からの実績報告書提出時に予算差引簿と領収書を確認しているが、支出の必要性について確認が必要である。実際に必要な金額以上に会議費として支出が行われていないか、購入した事務用品等が協議会以外の目的で流用されていないか、検証を徹底されたい。

③ 周年記念事業の効果に関する検証を行い、市の補助の必要性について検討を行わ
れたい。(意見)

上述のとおり、協議会の役割は、市との連絡調整であるから、会費で運営されて
いる同協議会において、市との連絡関連費用については自治会の負担経費とは分
けて、市の補助対象経費としてきた経緯がある。

市との連絡調整や情報(つまり市のサービス)を市民に伝達することは、市民の
便益の増進ともいえ、市政情報の発信は『広報ねやがわ』や、市のホームページ等
他の手段でも行っていることから、一方的に市の負担とすべき性質の費用、とも言
えないが、市においては、上記の考え方から、具体的には会議費、研修費、周年記
念行事費を補助対象経費の取扱いとしてきた。

このうち、会議費、研修費については上述の意見①②に記載しているので、ここ
では周年記念事業費について考察する。交付要綱第4条では、周年記念事業(第3
条に規定する事業に該当するものに限る。)を実施する年度にあつては、補助金は
300万円を限度(通常、200万円を限度)とし、100万円の増額が定められている。
交付要綱上は、協議会の記念事業に対して市が補助をすることが明確であり、令和
2年度では、新型コロナウイルス感染症の影響で式典が中止となったものの、これ
に基づいて記念冊子の発行等、記念事業費として当該補助金から 777,030 円が支
出された。

費用負担に関しては記念品の購入や式典開催時の飲食費は自治協会費で負担し、
市は記念冊子の作成費や式典の会場代を負担する形で一定のすみわけは行われて
おり、市も無条件に補助金を交付しているわけではない。

しかし一方、支出面からみた協議会の活動の多くは研修費が占めており、現状と
して補助実施目的とする「地域社会の発展や住民福祉の向上に寄与」に照らした効
果が明確でない中、交付要綱第4条が引用する第3条に、「市政の発展に寄与する
と認められる事業に対し、予算の範囲内で交付する」旨、定められていることと併
せると、協議会の活動費補助に相当する効果に疑問が残る中で、さらに協議会の記
念事業がこれらの趣旨に合った補助対象経費に該当するか、改めて整理すること
が求められる。

以上から、通常年度に比べて 1,000,000 円も増額して記念事業に交付する効果
については十分な検証を行われない。

8. 寝屋川市 NPO 支援補助金（市民活動部 市民活動振興室）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市 NPO 支援補助金																			
創設年度	平成 24 年度																			
終期年度	－																			
補助金等の見直しを行った年度	該当なし																			
補助金等の見直しを行った理由	該当なし																			
補助金等の目的	市民協働によるまちづくりの推進及び地域の活性化																			
補助金等の概要及び対象事業	寝屋川市ふるさと寄附金を財源として、寄附者が指定する市内 NPO 法人等の特定非営利活動に対して補助金を支出する。																			
補助金等の分類	その他事業費補助（特定非営利活動に限る）																			
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市特定非営利活動支援補助金交付要綱																			
補助金等の交付先	寄附者が指定する団体																			
補助金額の算出方法	個人から納付された寄附金の額を限度とする。																			
補助金等の支払方法	概算払																			
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	その他（寄附金）10																			
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	（単位：円） <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>当初予算額</td><td>2,000,000</td><td>2,000,000</td><td>2,000,000</td></tr><tr><td>現計予算額</td><td>2,000,000</td><td>2,000,000</td><td>2,000,000</td></tr><tr><td>決算額</td><td>978,000</td><td>810,000</td><td>601,000</td></tr></table>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	当初予算額	2,000,000	2,000,000	2,000,000	現計予算額	2,000,000	2,000,000	2,000,000	決算額	978,000	810,000	601,000
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																	
当初予算額	2,000,000	2,000,000	2,000,000																	
現計予算額	2,000,000	2,000,000	2,000,000																	
決算額	978,000	810,000	601,000																	
補助金交付先数推移 （直近 3 年間）	（単位：件） <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>交付先数</td><td>4</td><td>3</td><td>4</td></tr></table>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	交付先数	4	3	4								
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																	
交付先数	4	3	4																	
実績報告の時期	令和 3 年 3 月 31 日																			
実績審査の方法	事業の実績資料、収支決算書																			

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	特定非営利活動の促進及び市民活動の活性化			
効果指標	寄附申込件数（市が団体に対する寄附を受け付けた件数）			
効果指標の過去3年の推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	目標値	30件	32件	34件
	実績	22件	18件	18件

(2) 補助事業の概要

当補助金は、個人が行うふるさと納税で、寝屋川市内の NPO 法人等に寄附したいとの希望があった場合、個人の指定した NPO 法人等に個人の寄附額をそのまま補助金として交付するものである、当該補助を受給するためには、主たる事務所の所在地及び活動区域が寝屋川市内であり、1年以上の活動実績等の要件を満たす NPO 法人等が、「支援希望団体」として市のふるさと納税の寄附対象団体に登録されていることが必要である。

NPO 法人等が登録を申請した場合、市は申請書のほか、NPO 法人設立認証時の書類や定款、直近2か年の所轄庁提出書類等（NPO 法人以外の場合は団体規約、構成員名簿、直近2か年の決算書等）を審査して、寄附を受けるにふさわしい団体と判断すれば、「寝屋川市特定非営利活動支援補助金対象団体登録簿」に登録する。

令和3年3月31日付け登録団体は16団体であり、ここ数年変化はない。

寄附希望者数は過去3年の間、20件内外で大きな変動はないが、寄附額は直近令和2年度では60万円と、3年前の約6割に落ち込んでいる。

(3) 監査の結果及び意見

- ① 当該補助金の交付の対象となり得る「支援希望団体」の数は平成30年度から16団体に止まり、変化はない。市内 NPO 法人等に対する確実な制度周知のための工夫を検討されたい。（意見）

寄附事業の概要に記載のとおり、補助額を伸ばすためには、個人が寄附をしたいと思うような団体が寝屋川市ふるさと納税の寄附対象団体に登録されていることが必要である。したがって、まず各団体が市への登録を申し込むよう、市は各団体に対して十分な制度周知を図ることが望まれる。

この点、市はホームページ（通年）、市広報誌（年1回）で周知を行うほか、市内 NPO 法人等への施設提供や情報提供等を行う「寝屋川市立市民活動センター」へ広報物の配架を行っている。

しかしながら、登録簿に登録された「支援希望団体」の数は16団体に止まっており、直近3年間の変化はない。市内には、NPO法人だけでも60団体以上が設立されていることから、「支援希望団体」の数は少数と考えられる。

これに対し、ホームページや広報誌での発信は一方向からの発信であるため、登録を希望する可能性のある団体に対して確実な周知が図られていない可能性がある。

60団体程度であれば、一斉メールで周知する等も可能であり、市にとって追加コストもさほどかからない確実な周知方法でもある。寄附数の増加を効果指標とし、当該補助金の目的である「市民協働によるまちづくりの推進及び地域の活性化」に寄与する、としているのであれば、趣旨にかなう団体の登録数を増やすため、市としても積極的な努力を行うことが望ましい。このため、例えば市民活動センターや寝屋川市民活動ネットの発行する情報誌を活用する等、市内NPO法人等への確実な制度周知を行われたい。

② 交付額を左右する寄附のインセンティブを高めるため、寄附先となる団体の情報アクセスに対する改善を検討されたい。(意見)

上記のとおり、当該補助金は登録簿に登録された団体の支援を希望する個人からの寄附金納付が要件となる。このため、交付額を増やすには、できる限り多くの支援希望者を募るとともに寄附の意欲を持たせる必要があり、寄附先となる団体の情報発信が欠かせないと捉えられる。

寄附先となる団体について、市ホームページでは文章による紹介に止まっており、寄附者にとって団体のイメージが付きづらくなっている可能性がある。一方、寝屋川市立市民活動センターのホームページでは、写真を交えた団体紹介が掲載されていることから、例えば市では当該リンクを掲載することや団体のホームページへのリンクを掲載する等、閲覧者に対し、団体情報をつかみやすくし、寄附のインセンティブを高める改善を検討されたい。

なお、現状として、他自治体と比べた登録簿への登録団体数や寄附金の交付団体数の比較・分析は行われていない。市として当該補助事業の運用が十分であるか、検証ができない状況と考えられる。

このため、現状分析として他自治体の状況を把握し、好事例については参考とする等の改善を図っていくことを検討されたい。

9. 寝屋川市一般コミュニティ助成事業補助金（市民活動部 市民活動振興室）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市一般コミュニティ助成事業補助金			
創設年度	平成 27 年度			
終期年度	－			
補助金等の見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の見直しを行った理由	該当なし			
補助金等の目的	地域社会の健全な発展と住民福祉の向上			
補助金等の概要及び対象事業	一般財団法人自治総合センターの助成金を活用し、コミュニティ活動に必要な設備等の整備に関する事業に対し補助を行う。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市コミュニティ助成事業に関する補助金交付要綱			
補助金等の交付先	自治会、町内会等の団体			
補助金額の算出方法	予算に定める範囲内で、一般財団法人自治総合センターが助成金として決定した額			
補助金等の支払方法	概算払			
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	その他（一般財団法人自治総合センターの助成金）10			
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近3年間）	（単位：円）			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	当初予算額	2,500,000	2,500,000	2,500,000
	現計予算額	2,500,000	2,500,000	2,500,000
	決算額	2,500,000	2,500,000	2,500,000
補助金交付先数推移 （直近3年間）		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	交付先数	1 件	1 件	1 件
実績報告の時期	令和 2 年 8 月 11 日			
実績審査の方法	事業の実績資料等の実績報告書類の審査			

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	地域社会の健全な発展と住民福祉の向上			
効果指標	申請件数			
効果指標の過去3年の推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	想定件数	1件	1件	1件
	実績	1件	1件	1件

(2) 補助事業の概要

市は、一般財団法人自治総合センター²³（以下「自治センター」という。）が行う「一般コミュニティ助成事業」を利用して、平成27年度より当補助事業を実施している。

自治センターが公表している「令和2年度コミュニティ助成事業実施要綱」によると、自治センターは、「宝くじの社会貢献広報事業として、この要綱の定めるところにより、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する」ことを目的として各種の助成事業を行っており、そのうち、市が利用する「一般コミュニティ助成事業」とは、「住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業」をいう。助成金は1件につき100万円から250万円、10万円単位、とされている。

当該助成を受けて購入した設備には、

1. 宝くじの受託事業収入を財源として助成されることから、事業で整備する施設または設備等、若しくは実施するイベント等ソフト事業のポスターやチラシ及び看板等に、宝くじの広報表示を行うものとする。なお、表示に係る経費は助成対象とする。
2. 広報誌等を通じ、「宝くじの助成金で整備した」若しくは「宝くじの助成金で実施する」旨の広報を行うものとする。

ことが定められている。

自治センターの要綱により、助成対象は市（区）町村（政令指定都市は除く。）、広

²³ 「自治総合センターは、地域社会の変動及び住民生活の変化に即応し、住民の自治意識の向上を図るとともに、地方公共団体の行政運営の円滑化に資する各種の活動及び地域の振興に資する事業を通じての宝くじの普及広報に関する活動を行い、もって、地方自治の振興及び住民福祉の増進に寄与することを目的として、地方自治関係者並びに地方6団体代表者が設立者となり、自治大臣の許可を得て、昭和52（1977年）年4月1日に設立された」法人(自治総合センターのHPより転載)

域連合、一部事務組合等とされているため、いったん市が助成を受け、自治会に補助金として交付する形をとっている。財源は 100%自治センターの資金であり、市費による追加は行っていない。市は、「寝屋川市コミュニティ助成事業に関する補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」という。）を設け、「助成事業を実施するコミュニティ活動を行っている」と市長が認める自治会、町内会等の団体」に助成することとしているが、自治会間の公平性を図るため、平成 28 年度からは市政協力委員である市内の各自治会長から構成される寝屋川市政協力委員自治推進協議会（以下「協議会」という。）に、交付することとした。

当補助金により購入した備品については、市内にある 6 か所のコミュニティセンターに配備され、市域の自治会等は無償で貸し出しを行うことで、地域住民にコミュニティセンターの利用を通じてコミュニティ活動の活性化を図っている。これまでに購入した備品としては、会議用テーブル及び椅子、システムアンプ及び冷水ショーケースなどがある。

(3) 監査の結果及び意見

① 当補助金の効果指標として「補助金の申請件数」としているが、「地域社会の健全な発展と住民福祉の向上」という交付目的を反映する指標を設定し、効果検証を行われたい。（意見）

当助成事業は、宝くじの収益金の一部を地域社会に還元し、宝くじの社会貢献について広報活動を行うものであるから、実施主体である自治センターにとって事業の効果は、「宝くじの助成金で整備した」という事実が多くの人に長期間広報されることであり、その旨を記載したシール貼付けや印字を義務付けること等で対応している。このことから、助成対象は要綱において「宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。」で「原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設または設備等の整備でないもの。」とされている。この効果検証について、自治会に代理交付している市としては、シール等の貼り付けを確認することで行っている。

また、物品の種類によっては、長期に多数の人が目にするという宣伝効果を満たさないものや、個人が持ち帰り私消できるようなものもあることから、市は、要綱趣旨に適合する物品等の購入であるかを吟味する必要がある。

この点、物品の調達先は、多くの自治体が利用し、自治会等の什器・備品を専門的に取扱う事業者となっており、当事業者は自治センターの要綱趣旨にあう物品を取り揃えることから、物品に貼付するシールまで納入する仕組みになっており、この調達先を利用する限り要綱の要件を満たしていることは確認できる、と市はしている。

一方、市がこの助成事業を利用し、代理事務を行うコストをかけて補助金を交付する目的は、「地域社会の健全な発展と住民福祉の向上²⁴」であり、地域コミュニティ活動の活性化に寄与することである、としている。その効果を測る指標は「補助金の申請件数」としているが、現状の交付方法によると毎年度協議会1相手先に交付を行うこととなり、効果指標として特段の意味はない。

当補助事業において、各コミュニティセンターに配備された備品の活用を通じて、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上という効果を期待しているのであれば、配備した備品が各コミュニティセンターで利活用され、実際コミュニティ活動の活性化に寄与しているのかをみるのが直接的な効果測定といえる。原資が宝くじとはいえ、市が介在して購入した物品等が無駄にならないよう、また、その利活用状況によっては次年度以降の物品購入においてより効果が見込める対象に修正するなど、実施した効果検証を次年度以降に活かす、というサイクルで効果の確認を実施することが望まれる。よって、現在の効果指標の見直しを行い、当補助金に期待する効果をより反映する指標を検討するとともに、当該効果検証を行われたい。

²⁴ 「(1)①補助金等の目的」参照

10. 寝屋川市太陽光発電システム設置費補助金（環境部 環境総務課）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市太陽光発電システム設置費補助金																			
創設年度	平成 25 年度																			
終期年度	－																			
補助金等の見直しを行った年度	なし																			
補助金等の見直しを行った理由	－																			
補助金等の目的	二酸化炭素の排出抑制に寄与するとともに、環境への負荷が少ない太陽光エネルギーの活用に対する市民の意識の高揚に資するため。																			
補助金等の概要及び対象事業	自宅への太陽光発電システムの設置に対し、補助を実施。																			
補助金等の分類	施設整備補助																			
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱																			
補助金等の交付先	市民																			
補助金額の算出方法	受給最大電力の値×3万円（上限 12 万円）																			
補助金等の支払方法	確定払																			
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10																			
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	（単位：円） <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>当初予算額</td><td>63,150,000</td><td>46,580,000</td><td>21,500,000</td></tr><tr><td>現計予算額</td><td>63,150,000</td><td>46,580,000</td><td>21,500,000</td></tr><tr><td>決算額</td><td>13,398,600</td><td>14,873,000</td><td>11,043,000</td></tr></table>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	当初予算額	63,150,000	46,580,000	21,500,000	現計予算額	63,150,000	46,580,000	21,500,000	決算額	13,398,600	14,873,000	11,043,000
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																	
当初予算額	63,150,000	46,580,000	21,500,000																	
現計予算額	63,150,000	46,580,000	21,500,000																	
決算額	13,398,600	14,873,000	11,043,000																	
補助金交付先数推移 （直近 3 年間）	（単位：件） <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>住宅</td><td>86</td><td>102</td><td>97</td></tr><tr><td>地区集会所</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td></tr></table>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	住宅	86	102	97	地区集会所	2	1	0				
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																	
住宅	86	102	97																	
地区集会所	2	1	0																	
実績報告の時期	申請と同時																			
実績審査の方法	実績資料等の実績報告書類の審査																			

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	市内における再生可能エネルギーの普及による、市域の二酸化炭素の排出抑制			
効果指標	設置された太陽光発電システムの能力合計			
効果指標の過去 3 年の推移	(単位：kW)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	住宅	379	507	512
	地区集会所	14.21	14.62	0

(2) 補助事業の概要

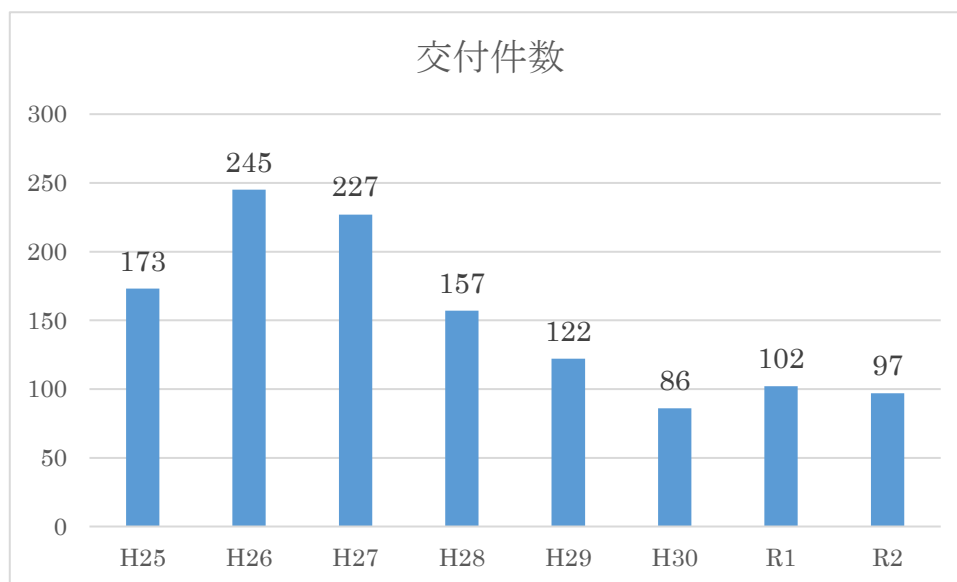
太陽光発電システム設置費補助金は、国が実施してきた同様の補助事業が設置コストの低下等を要因として、平成26年度以降、廃止されたものの、住宅及び地区集会所における太陽光発電の導入を引き続き補助するため、市費100%で継続しているものである。

ここで、大阪府内で同様の補助事業を実施している自治体の現状は、下表にまとめたとおりである。上限額を比較すると、市の上限額12万円は、他自治体に比べて高いことがわかる。

自治体名	事業名	補助の内容
高槻市	エコハウス補助金	設置にかかる費用の3分の1の額（上限10万円） 太陽光発電システム（余剰電力買取制度に限る）と蓄電池の同時設置
茨木市	住宅用太陽光発電システム等設置事業補助制度	太陽電池容量が10kW未満の設備が対象 1kW当たり1.25万円（上限5万円）
池田市	太陽光発電システム設置費補助制度	2万円/kW（上限 住宅用：10万円、非住宅用：20万円）
豊中市	住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金	1.5万円/kW（上限6万円）
岸和田市	地球温暖化対策設備導入補助金	一律5万円（上限5万円） 太陽光発電機器並びに定置用リチウムイオン蓄電池又はHEMSを同時に設置
泉大津市	住宅用太陽光発電システム設置補助金	1.5万円/kW（上限9万円）
貝塚市	住宅用省エネルギー設備の設置費補助事業	一律4万円（上限4万円） 太陽光発電設備と定置用リチウムイオン蓄電設備を同時に設置
河南町	住宅用太陽光発電システム設置費補助	3万円/kW（上限10.5万円（3.5kW上限）） 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

出典：「大阪府内における太陽光発電システム設置事業に係る補助金の一覧」
(各自治体のホームページから監査人が作成)

また、過去3か年の予算額と決算額の推移を見ると、地区集会所への太陽光発電システム設置費補助金を加えた予算の達成率は2割から5割程度となっており、市が見込んだ件数に比べ実績は下回っている状況である。市が当補助事業を開始した平成25年度から令和2年度までの住宅分の交付件数は以下のとおりであり、件数は減少傾向である。なお、令和2年度までの交付件数累計は、1,209件である。



出典：「補助金交付件数」（市から入手した資料をもとに監査人が作成）

また、市から提供を受けた資料によると、当補助事業による近年の年間発電量及びそれに基づくCO₂削減量の推計値は以下のとおりである。

当補助事業における年間発電量及びCO₂削減量の推計

年度	H30	R 1	R 2
年間発電量	378,900kWh	507,000kWh	512,000kWh
CO ₂ 削減量	164.82 t - CO ₂	178.46 t - CO ₂	174.15 t - CO ₂

※ 年間発電量を能力1kW 当たり 1,000kWh とし、各年度の基礎排出係数（関西電力公表）を乗じて算出している。

年度	H30	R 1	R 2
CO ₂ 基礎 排出係数	0.000435 t - CO ₂ /kWh	0.000352 t - CO ₂ /kWh	0.000340 t - CO ₂ /kWh

令和元年度から2年度にかけて、年間発電量は増えているが、CO₂削減量は減少している。これは排出係数の変動によるものである。

市は、令和3年3月に第3次寝屋川市環境基本計画（以下「第3次環境計画」という。）を策定している。前計画である、寝屋川市環境基本計画（改定版）（以下「環境計画改定版」という。）では、市は「太陽光発電システム設置補助数」を、地球温暖化対策としての主な取組項目に位置づけ成果指標として確認していたが、環境計画改定版の総括として次のとおり記載している。

また、住宅や自治会集会所への太陽光発電システム設置補助により、温室効果ガスの排出削減に取り組んできましたが、平成2年度（1990年度）を基準とした、令和2年度（2020年度）の削減目標である25%は達成できない見込みであることから、国等の削減施策等を取り入れた実効性の高い施策を実施する必要があります。

出典：「第3次寝屋川市環境基本計画」より抜粋

なお、令和2年度までに削減目標としていた排出量は、210,617 t-CO₂であったが、平成30年度までに削減できた排出量は累計で68,355 t-CO₂と大きく目標から乖離する状況である。ちなみに、第3次環境計画の中で確認できる寝屋川市の直近のCO₂排出量実績値は、822,462 t-CO₂（平成29年度）である。

第3次環境計画では、太陽光発電システムに係る新たな指標として、補助事業で設置したか否かを問わず「市域の太陽光発電システム設置件数」及び「市域の太陽光発電システム設備容量」を導入し、これまで掲げてきた「太陽光発電システム設置補助数」以外の設置件数も指標としている。さらに、新たに導入した指標を達成するために、再生可能エネルギーの普及啓発や公共施設における再生可能エネルギーの導入促進を施策の柱としている。

(3) 監査の結果及び意見

- ① 温室効果ガスの排出削減という目標（「第3次環境計画」）に対し、当補助金がどれほど貢献したのかを数値的に振り返り、当補助金の改廃も視野に入れた検討を行われたい。（意見）

現在100%市費で実施している当補助事業は当初、国で同様の事業を実施していたが、平成26年度以降、補助は廃止されている。市での補助を開始した当初は、太陽光発電の固定価格買取制度による買取価格が今より高かったという要因もあって、交付件数は比較的多く推移していたが、近年の補助金申請数は当初より減少し、地区集会所の補助金と合わせた予算は大幅に未達となっている。また、令和3年3月に見直した第3次環境計画では、太陽光発電システム設置補助事業による温室効果ガスの排出削減だけでなく、「国等の削減施策等を取り入れた実効性の高い施策を実施する必要があります」としている。

第3次環境計画では、効果指標を「太陽光発電システム設置補助数」から「市域の太陽光発電システム設置件数」及び「市域の太陽光発電システム設備容量」に変更しているが、いずれも静的な指標であり、また当補助金によって設置したか否かを問わず、市域における太陽光発電の設備能力を示しているため、当補助金によって増加した発電量や、CO₂削減量などの効果を直接表すものではなく、政策の評価を行う指標としては弱い。補助事業を行うにあたっては、当該補助金の目標をできるだけ端的に表し、直接事業効果を評価できる指標を導入することが望ましい。

市では、市域の二酸化炭素排出量削減に向けて、今後も太陽光発電システムの設置件数の増加の必要性を認識しており、そのためには、市民や事業者へその必要性について普及啓発を実施していくこととともに、住宅向けに併せて発電容量の大きい公共施設への状況に応じた設置を検討している、とのことである。直近3か年平均予算額は約40百万円となっている当補助事業であるが、第3次環境計画において取り組むべき施策も明確化されていることを考慮し、上記PDCAを行った上で、現補助金の改廃も視野に入れた検討を行うべきである。

11. 寝屋川市中小企業者等感染拡大防止協力支援金（健康部 新型コロナウイルス感染症対策室）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市中小企業者等感染拡大防止協力支援金																	
創設年度	令和２年度																	
終期年度	－																	
補助金等の見直しを行った年度	令和２年度																	
補助金等の見直しを行った理由	補助金交付の目的に鑑み、対象者の拡充を実施した。																	
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止																	
補助金等の概要及び対象事業	従業員や利用者に感染者等が発生した場合、施設閉鎖または自主公表に応じ感染拡大防止に協力した中小企業者等に対し支援金を交付する。																	
補助金等の分類	その他																	
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市中小企業者等感染拡大防止協力支援金交付要綱																	
補助金等の交付先	市内に事業所を有する中小企業者等																	
補助金額の算出方法	休業等の期間及び法人格の有無によって定額を交付 <table><tr><td>休業等期間</td><td>中小企業者</td><td>個人事業主</td></tr><tr><td>1～3日</td><td>20万円</td><td>10万円</td></tr><tr><td>4～7日</td><td>30万円</td><td>15万円</td></tr><tr><td>8日以上</td><td>50万円</td><td>25万円</td></tr><tr><td>施設名公表企業等</td><td colspan="2">10万円</td></tr></table>			休業等期間	中小企業者	個人事業主	1～3日	20万円	10万円	4～7日	30万円	15万円	8日以上	50万円	25万円	施設名公表企業等	10万円	
休業等期間	中小企業者	個人事業主																
1～3日	20万円	10万円																
4～7日	30万円	15万円																
8日以上	50万円	25万円																
施設名公表企業等	10万円																	
補助金等の支払方法	確定払																	
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	国費 9.6：市費 0.4 ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を一部充当																	
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近３年間）	【令和２年度】 当初予算額 0円 現計予算額 49,750,000円 決 算 額 22,000,000円																	
補助金交付先数推移 （直近３年間）	【令和２年度】 100件																	
実績報告の時期	休業等の終了後速やかに																	
実績審査の方法	申請書類の審査																	

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	新型コロナウイルス感染症の更なるまん延の予防
効果指標	なし
効果指標の過去3年の推移	なし

(2) 監査の結果及び意見

- ① 休業等に係る補助金の申請書類のうち、その事実を証明する提出書類については任意となっている。休業等の事実をよりの確に確認できる書類の提出を求めるなど、市のチェック体制を強化されたい。(意見)

当補助金は、不特定多数の者が利用する施設において、従業員や施設利用者に新型コロナウイルス感染症や濃厚接触者が発生した場合、寝屋川市の要請等により、一時的に施設を閉鎖または一時閉鎖に至らない場合であっても市が行う施設名の公表への協力要請（以下「休業要請等」という。）に応じ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に協力した中小企業者等に対して交付する補助金である。

中小企業者等については、当補助金要綱第3条に以下のように規定している。

- | |
|--|
| <p>(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び個人</p> <p>(2) ア 保育所 イ 認定こども園 ウ 事業所内保育事業所
エ 高齢者福祉施設 オ 障害者福祉施設
カ アからオまでに掲げる者のほか、これらに準ずると認められる施設</p> <p>(3) 前号2号に掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に協力する者で、特に市長が必要と認める者</p> |
|--|

また、上記(1)①補助金等の概要「補助金額の算出方法」に記載のとおり、当補助金については、休業等期間に係る補助金と施設名公表に係る補助金があり、申請者はいずれか一方に限り申請できるとされている。なお、休業等期間に係る補助金については、中小企業者等のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び個人のみが申請できるとされている。

さらに、当補助金の交付を申請する場合は、当補助金要綱第6条に規定する以下の書類を市に提出する必要がある。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 誓約書(2) 補助金の振込先の口座番号等を確認できる書類(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める書類 |
|---|

ここで、施設名公表に係る補助金の申請の場合には、市は申請書のほか、施設が実際に施設名の公表を行っていることを確認しており、申請者が申請要件に合致した者であることを確認できている。

一方、休業等に係る補助金の申請の場合には、市は申請書のほか、事業者が休業していたことを証明できる任意の書類の提出を求めている。実際に市に提出されていた書類として申請した事業者の現金元帳があったが、市は休業期間に売上金の変動がなかったことをもって休業を証明する資料としていていた。

上述のとおり、休業等に係る補助金の申請書類については、自己申告に過ぎず、市が実際に休業していたかの確認を十分に実施できていたとは言えない。例えば、補助金申請時に、申請書類として元帳とともに売上金の預金口座の通帳のコピーの提出を求めるなど、休業等の事実を確認できる書類の提出を求め当該申請内容のチェックを強化すべきである。

12. 寝屋川市社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会事業補助金（福祉部 福祉総務課）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会事業補助金			
創設年度	平成 10 年度			
終期年度	－			
補助金等の見直しを行った年度	平成 18 年度 平成 30 年度			
補助金等の見直しを行った理由	更なる地域福祉の推進を図るため補助対象事業の見直しを行った			
補助金等の目的	地域福祉の推進に係る社会福祉協議会が行う事業の充実に資するため。			
補助金等の概要及び対象事業	社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会が行う別紙の事業に対して、人件費・経費の補助を行う。			
補助金等の分類	運営費補助・その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会事業補助金交付要綱			
補助金等の交付先	社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会			
補助金額の算出方法	寝屋川市社会福祉協議会の予算における別紙記載の補助対象経費から補助金以外に収入が見込まれる額を控除した額			
補助金等の支払方法	概算払			
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10			
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	(単位：円)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	当初予算額	142,352,000	141,446,000	141,568,000
	現計予算額	142,352,000	141,446,000	141,568,000
	決算額	142,352,000	141,446,000	141,047,553
補助金交付先数推移 （直近 3 年間）	(単位：件)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	交付先数	1	1	1
実績報告の時期	令和 3 年 3 月 31 日			
実績審査の方法	事業の実績資料等の実績報告書類の審査			

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	人件費等補助の安定化により、市民が抱える問題を身近な場所で解決できる環境整備が進み、多数の相談に応じることができる。また、地域で支え合い・助け合いのネットワークが拡充されることにより地域福祉の推進を図ることができる。														
効果指標	(1) まちかど福祉相談所の相談件数 (2) 小地域ネットワーク活動の回数														
効果指標の過去 3 年の推移	<table border="1"> <tr> <td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr> <tr> <td>(1) 相談件数</td><td>832</td><td>982</td><td>169</td></tr> <tr> <td>(2) 活動回数</td><td>1,292</td><td>1,234</td><td>206</td></tr> </table>				平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	(1) 相談件数	832	982	169	(2) 活動回数	1,292	1,234	206
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度												
(1) 相談件数	832	982	169												
(2) 活動回数	1,292	1,234	206												

(2) 補助金等の概要

本補助金は寝屋川市の地域福祉の推進を図るため、寝屋川市社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会が行う事業に係る経費の一部に充てるため、予算の範囲内において、補助金の交付を行っており、補助事業の内容及び補助金の額の算定方法は以下のとおりである。（寝屋川市社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会事業補助金交付要綱 第 2 条、別表第 3 条、第 4 条関係）

事業	補助対象経費	補助対象経費の算出方法
法人管理運営事業	協議会の管理運営に関する事業に係る事業費（給料、手当、福利厚生費、賞与、法定福利費等を含む。以下同じ。）	雇用形態に応じた平均給与額に職員数を乗じた金額
日常生活自立支援事業	「生活困窮者自立支援相談支援事業の実施について」（平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号）に規定する日常生活自立支援事業に係る事業費	雇用形態に応じた平均給与額に職員数を乗じた金額
小地域ネットワーク活動推進事業	グループ援助活動（ふれあい食事（会食）サービス活動・ミニデイサービス活動・いきいきサロン活動・世代間交流活動・子育て支援活動等）及び個別援助活動（見守り声かけ訪問活動・配食サービス活動等）に係る事業費	・ 500 千円に 24 校区を乗じた金額 ・ 機関紙発行に要する費用 ・ 雇用形態に応じた平均給与額に職員数を乗じた金額
地域福祉活動促進事業	まちかど福祉相談所事業及び緊急時安否確認（かぎ預かり）事業に係る事業費	・ 900 千円にまちかど福祉相談所数（6 を上限とする。）を乗じた金額 ・ 雇用形態に応じた平均給与額に職員数を乗じた金額

(3) 監査の結果及び意見

- ① 本補助金は効果指標が大きく減少しているが、補助金額は変わっていない。効果を適切に把握することができる指標を設定することが望ましい。(意見)

本補助金は、実施した事業の規模や回数、必要経費額、あるいはその効果に対する補助ではなく、福祉協議会の運営費に対する補助であり、協議会の存続に対し補助金を交付しているものである。このように運営費補助金は、効果が明らかに減少している場合でも同程度の額の交付が保証され、協議会の努力を促さないことにもつながりかねない。そのため、運営費補助金においては、交付額に見合った活動を行っているか検証することが一層必要であり、適切な効果指標を設定することが重要である。

本補助金の効果指標は、まちかど福祉相談所の相談件数及び小地域ネットワーク活動の回数を設定しているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止が相次ぎ、活動件数が大きく減少した。

一方、本協議会は、令和2年度、新型コロナウイルス感染症拡大の防止に努めるため、個人別の活動に重点を置いたことから、個別援助活動や個別相談対応件数は増加しているとのことである。現在の効果指標では活動内容を適切に評価することができないことから、効果指標は活動内容を適切に評価できるものに見直すことが望ましい。

- ② 本補助金は概算払であり、対象事業及び補助対象経費は規定されていることから、実績報告において補助対象事業の補助対象経費のみに使用されていることや、活動状況を確認することが望まれる。(意見)

本補助金は補助対象事業に係る収入及び支出を示す書類の他、必要と認められる書類を実績報告として提出することが規定されている(寝屋川市社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会事業補助金交付要綱第7条)。

しかし、市が入手している社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会の実績報告からは、本補助金が対象事業及び補助対象経費のみに使用されていることや、本対象事業の活動状況を明確に把握できない。

そのため、市は本協議会に対して、別途明細の提出を求めるなど、本補助金が補助対象経費のみに使用されていることや、活動状況を確認することが望まれる。

13. 公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター運営補助金（福祉部 高齢介護室）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター運営補助金		
創設年度	昭和 58 年度		
終期年度	—		
補助金等の見直しを行った年度	該当なし		
補助金等の見直しを行った理由	該当なし		
補助金等の目的	高齢者の労働能力の活用と就業機会の増大		
補助金等の概要及び対象事業	公益社団法人寝屋川市シルバー人材センターに対して、運営費、高齢者活用・現役世代サポート事業の補助を行う。		
補助金等の分類	運営費補助		
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市補助金等交付規則第 6 条 公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター運営補助金の交付に関する要綱		
補助金等の交付先	公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター		
補助金額の算出方法	運営費：国の算定基準に基づき算出した限度額を参考に、シルバー人材センターと協議をし、事業規模に応じた額を交付 高齢者活用・現役世代サポート事業：国の算定基準に基づき算出した限度額と同額を交付 職業紹介事業等アルバイト賃金：該当経費から運営費補助と自前財源を差し引いた金額を交付		
補助金等の支払方法	概算払		
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10		
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	（単位：円）		
		平成 30 年度	令和元年度
	当初予算額	21,710,000	21,345,000
	現計予算額	21,710,000	21,345,000
	決算額	21,710,000	21,145,000
補助金交付先数推移 （直近 3 年間）	（単位：件）		
		平成 30 年度	令和元年度
	交付先数	1	1
実績報告の時期	令和 3 年 3 月 31 日		
実績審査の方法	事業の実績資料等の実績報告書類の審査		

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	高齢者の社会参加と生きがいつくり			
効果指標	会員数、年間就業延人数、契約金額			
効果指標の過去3年の推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	会員数（人）	1,219	1,189	1,139
	年間就業延人数（人）	150,351	146,752	132,147
	契約金額（千円）	575,212	576,360	525,789

(2) 補助事業の概要

1. 運営費補助 下記①～②に応じた区分を定め、区分に応じて交付限度額を算出 国庫補助対象経費と交付限度額のいずれか低い額を交付する ①会員数の実績 ②就業延人員数（派遣含む全体）の実績 交付限度額 <table> <tr> <th>区分</th><th>総計</th><th>人件費</th><th>管理費</th></tr> <tr> <td>A</td><td>732.9万円</td><td>551.7万円</td><td>181.2万円</td></tr> <tr> <td>B</td><td>533.9万円</td><td>410.0万円</td><td>123.9万円</td></tr> <tr> <td>C</td><td>392.2万円</td><td>268.3万円</td><td>123.9万円</td></tr> </table> ※寝屋川市シルバー人材センターは区分A（国・市がそれぞれ732.9万円を補助）				区分	総計	人件費	管理費	A	732.9万円	551.7万円	181.2万円	B	533.9万円	410.0万円	123.9万円	C	392.2万円	268.3万円	123.9万円
区分	総計	人件費	管理費																
A	732.9万円	551.7万円	181.2万円																
B	533.9万円	410.0万円	123.9万円																
C	392.2万円	268.3万円	123.9万円																
2. 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助 下記①～④に応じた得点を定め、得点に応じて交付限度額を算出 国庫補助対象経費と交付限度額のいずれか低い額を交付する ①会員数の実績 ②派遣の就業延人員数の実績 ③高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、指定を受けた業種・職種における派遣の就業延人員数の実績 ④派遣のうちホワイトカラー向け職種の就業延人員数の実績 交付限度額 = 300万円 + (100万円×得点) ※寝屋川市シルバー人材センターは得点5（国・市がそれぞれ800万円を補助）																			
3. 職業紹介事業等アルバイト賃金 交付限度額＝国庫補助対象経費－職員給与等に係る運営費補助－自前財源 令和2年度交付実績：630.9万円（市単独で補助）																			

上記１．と２．は、シルバー人材センターの申請書類が真正であることを前提に、国の基準で補助金負担額が決まっており、市に裁量の余地はない。３．は国の基準ではなく、市がシルバー人材センターの実情に鑑み、補助を決定しているものであり、交付の有無、またその額の決定は、市に裁量の余地がある。

(3) 監査の結果及び意見

- ① 現在、市の審査においては補助金算定基準に含まれる寝屋川市シルバー人材センターの支出について、定性的な把握にとどまり、金額に関する確認を行っていない。審査を効果的なものにするとともに、交付先団体の事業に対する理解を促進し、より健全な事業運営を促すことや、市との連携を推進する上で、補助金執行内容に対する審査体制の整備及び算定基礎資料の理解に努められたい。(意見)

寝屋川市シルバー人材センター（以下「人材センター」という。）への補助は、その出し手の違いによって２種類に分けることができる。（２）補助事業の概要に記載した、国庫補助の対象となる「１．運営費補助」「２．高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助」と、市単独補助の「３．職業紹介事業等アルバイト賃金」である。以下、国庫補助の入るものと、市単独補助に分けて、実績審査について述べていく。

まず、「１．運営費補助」及び「２．高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助」については、厚生労働省『高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）の執行方針』に基づき、地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に国庫補助金が交付される。そのため市は、これらについては、国と同額を補助している。

市の補助金は概算払であるため、年度末には補助金確定精算における実績審査を行う必要がある。しかし、市は、国と同額を交付することを前提に、「会員数」や「就業者数延人数」等国が提示している交付限度額表及び区分表と合致しているか、という点を中心に審査しており、支出内容（金額）に関する審査までは行っていない。ここで、国の補助制度は「地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に」していることから、「支出内容（金額）の審査を国が中心に行うこと」や、それを前提に「地方自治体が支出内容（金額）の審査を行わないでよいこと」を明示しているとは読み取れない。むしろ、地方自治体がしっかりと確認し、応分の負担額を決定することを前提に国は補助金を交付するとも考えられる。１．２．の補助金は「円滑な事業運営のために必要な人件費」及び「事業目的を達成するために必要な運営費」に使用されることを想定して、当該対象経費と交付限度額のいずれか低い額で決定されることから、実績確認にあたっては人材センターの補助対象経費が適正なものであったか、対象外経費が正しく除外されていたか、は重要な審査点であると考えられる。

しかし、現在市が審査内容としている「会員数」や「就業者数延人数」等は交付条件に適合しているかどうかとは直結しない。市は人材センターに対し、都度ヒアリングを行うなどして実態把握に努めているものの、把握した状況と国庫補助対象経費等との金銭的な結び付けにまで踏み込んでいないことから、適正性・真正性に対する審査として十分とは言えない。

次に市単独補助である「(2) 補助事業の概要 3. 職業紹介事業等アルバイト賃金」の実績審査について述べる。

この交付額算定の基礎となる算定式 及び交付額については、上記 1. 2. と異なり国は関与しておらず、市と人材センターとの協議の中で決定される。つまり市に裁量の余地がある。ここで、交付金額算定の基礎となる数値は、「(2) 補助事業の概要」に示したとおり国庫補助対象経費の額や自前財源の大小に影響を受けるため、ヒアリングに基づく定性的な実態把握のみでは交付額を正確に算定することができない。したがって、金額算定の基礎が適正なものであるか、市は検証を行う必要がある支出内容（金額）に関する審査までは行っていない。

算定基礎資料の理解は審査を効果的なものにするだけでなく、交付先団体の事業に対する理解をもたらし、より健全な事業運営を促すことや、市との連携を推進する端緒にもつながると考えられる。本事業の場合、人材センターの作成する決算書からどのように国庫補助対象経費等が算定され交付金額の確定に至っているのか、市においても理解することは、そうした前向きな意義がある。

以上から、国と同額という前提にとらわれず、市においても人材センターの補助金執行内容に対する審査体制の整備を検討されたい。その前提として、国の交付額算定基礎となる対象経費が人材センターでどのように算定されているのか、人材センターの決算書と当該調書との関係について、把握に努められたい。

14. 寝屋川市老人クラブ連合会補助金（福祉部 高齢介護室）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市老人クラブ連合会補助金			
創設年度	平成 2 年			
終期年度	－			
補助金等の見直しを行った年度	平成 23 年度			
補助金等の見直しを行った理由	大阪府の在宅福祉事業費補助金交付要綱が改正されたため。 （運営補助から事業費補助へ変更）			
補助金等の目的	老人クラブの活動を促進し高齢者福祉の向上に寄与			
補助金等の概要及び対象事業	寝屋川市老人クラブ連合会に対して、地域支え合い事業、地域支え合い支援事業、先進的な取組 3 事業の補助を行う。			
補助金等の分類	事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市補助金等交付規則第 6 条 寝屋川市老人クラブ補助金交付要綱			
補助金等の交付先	寝屋川市老人クラブ連合会			
補助金額の算出方法	寝屋川市老人クラブ補助金交付要綱第 5 条（別表）に定める補助基準額とする。			
補助金等の支払方法	概算払			
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	国費 3.3：市費 6.7			
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	（単位：円）			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	当初予算額	8,169,000	8,169,000	8,419,000
	現計予算額	8,169,000	8,169,000	8,419,000
	決算額	8,001,000	7,929,000	7,946,554
補助金交付先数推移 （直近 3 年間）	（単位：件）			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	交付先数	1	1	1
実績報告の時期	令和 3 年 3 月 31 日			
実績審査の方法	事業の実績資料等の実績報告書類の審査			

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	高齢者の生きがいを高め、健康づくりの促進を図る。														
効果指標	クラブ数、会員数														
効果指標の過去3年の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラブ数 (クラブ)</td><td>128</td><td>125</td><td>123</td></tr> <tr> <td>会員数(人)</td><td>9,670</td><td>9,341</td><td>9,029</td></tr> </tbody> </table>				平成30年度	令和元年度	令和2年度	クラブ数 (クラブ)	128	125	123	会員数(人)	9,670	9,341	9,029
	平成30年度	令和元年度	令和2年度												
クラブ数 (クラブ)	128	125	123												
会員数(人)	9,670	9,341	9,029												

(2) 補助事業の概要

寝屋川市には各地区に単位老人クラブが123あり、それを束ねる「寝屋川市老人クラブ連合会（以下「老人クラブ連合会」という。）」が組織されている。当補助金は、老人クラブの活動を促進し、高齢者福祉の向上に寄与するため、厚生労働省の「在宅福祉事業費補助金」を一部財源に、老人クラブ連合会を交付先として『寝屋川市老人クラブ補助金交付要綱（以下「市交付要綱」という。）』に則り、下記事業に対する補助を行っている。

(1) 単位老人クラブの行う事業又は活動

ア 高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動

イ ボランティア活動等の地域を豊かにする活動

ウ ア及びイに掲げるもののほか、高齢者福祉の向上に寄与する事業

補助限度額：単位老人クラブごとに24,000円（市交付要綱第5条別表第1号）

(2) 老人クラブ連合会の行う事業又は活動

ア 単位老人クラブ及び大阪府老人クラブ連合会と連携した調査研究及び啓発広報活動

イ 生きがいと健康づくりに資する事業

ウ ア及びイに掲げるもののほか、高齢者福祉の向上に寄与する事業

補助限度額：1事業当たり200,000円（市交付要綱第5条別表第2号）

(3) 単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の行う事業又は活動

前2号に掲げる事業又は活動に関連するものであって、先導的な取組である次に掲げるもの

ア 寝屋川市に特有の課題に対して寝屋川市が推進する事業又は活動

イ 大阪府に特有の課題に対して大阪府が広域展開を期待する事業又は活動

補助限度額：1事業当たり2,000,000円（市交付要綱第5条別表第3号）

寝屋川市老人クラブ連合会の令和２年度決算状況は以下のとおりである。

表１．寝屋川市老人クラブ連合会 令和２年度決算状況

歳入		単位：円	
款	項	予算	決算
補助金		8,273,520	7,946,554
会費	会費	2,008,800	1,953,400
	特別会費	1,505,000	230,500
雑収入	雑収入	100,000	83,869
	広告協賛金	180,000	0
繰越金		1,171,096	1,171,096
繰入金		1,300,000	0
		14,538,416	11,385,419

歳出			
款	項	予算	決算
事業費		10,800,080	7,312,499
事務費		3,102,000	3,121,738
その他		636,336	3,000
		14,538,416	10,437,237

うち補助金対象経費
5,263,289
2,683,265
0
7,946,554

予算－決算 948,182 ⇒翌年度繰越

出典：市から入手した寝屋川市老人クラブ連合会決算書を監査人が一部加工

(3) 監査の結果及び意見

- ① 市交付要綱の趣旨に沿った補助対象経費の認定が明確でなく、過大交付にあたる可能性がある。特に「先導的な取組」として３事業 600 万円という高額な補助限度額を認定している事業について、あらためて「先導的な取組」に該当するのか、貴重な税金を投入する補助対象経費にふさわしいのか、必要性を含めて再検討を行われたい。（意見）

令和２年度補助金交付額（7,946,554 円）の内訳は、(2) 補助金の概要に記した分類に当てはめると、下表のとおりである。

表２．令和２年度補助金内訳

(単位：円)

(1) 単位老人クラブの行う事業又は活動	
単位老人クラブへの配分金 24,000 円×123 クラブ	2,952,000
(2) 老人クラブ連合会の行う事業又は活動	
200,000 円×1 事業(地域支えあい事業)	200,000
(3) 単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の行う事業又は活動	
先導的な取組	4,729,000
(4) 老人クラブ連合会の 60 周年記念事業費	
グランドゴルフ大会の開催費用	65,554
計	7,946,554

表 2. (1) ～ (3) は交付要綱に定められた項目である。(4) は交付要綱にはない項目だが、過去より慣例的に補助を行っているとのことである。

以下 (1) ～ (4) に分けて、順に分析していく。

そもそも当該事業は、厚生労働省の「在宅福祉事業費補助金交付要綱²⁵⁾」(13) 介護予防・地域支え合い事業に位置付けられている「老人クラブ及び市老人クラブ連合会が行う活動に対して中核市が行う助成事業」である。これにより、市は補助額の 3 分の 1 について国庫補助を受けている。

同要綱によると、活動内容は (13) ②平成 13 年 10 月 1 日老発第 390 号厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」に基づく活動であるとされ、同通知(別紙)の「老人クラブ等事業運営要綱 3 事業について」の項に、老人クラブ事業は「老人クラブにおける高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動」とあるため、補助対象はこれに沿った活動であるかを確認することが必要である。市としては補助対象経費にふさわしいものについて補助が行われるよう、交付要綱を定めている。

表 2. (1) 単位老人クラブの活動に対する補助(2,952,000 円)は、単位老人クラブごとに補助限度額(24,000 円)を定めて交付するもので、活動の範囲は上記のとおり広範に定められていることから、市としては補助対象として不適切な飲食に充てられていないことさえ確認すればよい²⁶⁾。

次に表 2. (2) は、市交付要綱において、以下に対し 1 事業 200,000 円を限度として補助する、と定めている。

(2) 老人クラブ連合会の行う事業又は活動

ア 単位老人クラブ及び大阪府老人クラブ連合会と連携した調査研究及び啓発広報活動

イ 生きがいと健康づくりに資する事業

ウ ア及びイに掲げるもののほか、高齢者福祉の向上に寄与する事業

市は、これらを「地域支え合い支援事業」と位置づけ、広報発行及び世代間交流が主に該当するとして、具体的には下表 3. の経費を補助対象としている。

²⁵⁾ 平成 4 年 3 月 2 日 厚生省発老第 19 号

²⁶⁾ ただし、会員数に関する課題については意見②に述べる。

表 3. 「地域支え合い支援事業」内訳

単位：円

支出の内容	金額	市の判断
会報発行	49,701	上記（２）アに該当
市老連大会 会場費使用料	59,900	上記（２）イに該当
市長杯グラウンドゴルフ大会	127,599	上記（２）イに該当
総会資料作成	2,000	上記（２）ウに該当
計	239,200	

⇒補助対象額 200,000

出典：市から入手した寝屋川市老人クラブ連合会決算書を監査人が一部加工

これらの異なる事業を１事業としてまとめる根拠は不明だが、過去から同様に複数の支出項目を合わせて１事業とし、20 万円を限度額としているとのことである。このうち市長杯グラウンドゴルフ大会は別途参加費 125,000 円を徴収しているため、市補助としては当該収入を差し引いたものを補助対象経費と判断することが相当と考えられる。このように自己収入を控除する考え方は、厚生労働省の「在宅福祉事業費補助金」を一部使用して行われている当該補助事業においては、厚生労働省の「在宅福祉事業費補助金交付要綱」及び「老人クラブ活動等事業の実施について」に基づく、利用者の実費負担相当額を除くことが相当であることから、同様の考え方を採用することが合理的であると考えられるためである。

この考え方に従うと、グラウンドゴルフ大会の実質負担額は 2,599 円となることから、（２）の補助項目の対象経費は、114,200 円となり、20 万円との差 85,800 円は補助金を過大交付したこととなる。

なお、グラウンドゴルフ大会（またはその類似の大会）は、（３）（４）でも補助対象としている。（３）ではゲートボール大会を、（４）では 60 周年記念事業グラウンドゴルフ大会をそれぞれ補助対象としているが、これらを（２）と別の項目の補助対象経費とする根拠は明確でない。（４）はそもそも交付要綱にないし、（３）では１事業に対する補助限度額が 10 倍異なる。この区別の根拠について質問したところ、（３）「先導的な取組」という補助項目が平成 23 年に追加され、それ以前から開催していた大会は（２）で補助し、（３）導入以降に始めた大会は（３）で補助しているとのことであった。当該根拠は性質的分類として合理的とはいえず、連合会が開催するグラウンドゴルフ大会またはそれに類似する、交流や健康増進を目的として開催する企画は（２）に整理することが理にかなっているように見える。

次に、表 2（３）は、市交付要綱において、以下に対し１事業 2,000,000 円を限度として補助する、と定めている。この項目は平成 23 年度に追加された。

(3) 単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の行う事業又は活動

前2号に掲げる事業又は活動に関連するものであって、先導的な取組である次に掲げるもの

ア 寝屋川市に特有の課題に対して寝屋川市が推進する事業又は活動

イ 大阪府に特有の課題に対して大阪府が広域展開を期待する事業又は活動

令和2年度の補助金 4,794,554 円の具体的な補助対象経費は下表4. のとおりである。

表4. 「先導的な取組」内訳

単位:円

補助対象額(老人クラブ連合会分1)		2,000,000	③ (=1事業あたり上限額 ※1)
対象経費	老人クラブ連合会事務費	2,709,265	①
	会長杯ゲートボール大会	10,000	うち人件費1,652,500円
	女性リーダー研修会講師謝礼	16,000	
	▲利用者の実費負担	▲ 265,428	②
	特別会費	▲ 125,000	市長杯グランドゴルフ大会参加費
	特別会費	▲ 105,500	60周年記念グランドゴルフ大会参加費
	雑収入	▲ 34,928	コピー機・インターネット使用料
補助対象額(老人クラブ連合会分2)		729,000	④
対象経費	新規事業事務費(事業企画に対する謝礼)	729,000	人件費
補助対象額(単位老人クラブ分)		2,000,000	⑤ (=1事業あたり上限額 ※2)
対象経費	単位クラブ補助金	2,063,899	
	会報発行	1,953,600	
		110,299	
先導的取組 補助対象額合計		4,729,000	③+④+⑤

出典：市から入手した寝屋川市老人クラブ連合会決算書を監査人が一部加工

※1：①+②=2,443,837円>2,000,000円(1事業あたり上限額)のため、補助対象額2,000,000円

※2：2,063,899円>2,000,000円(1事業あたり上限額)のため、補助対象額2,000,000円

この表に沿って、老人クラブ連合会への補助(③+④)と単位老人クラブへの補助(⑤)それぞれについて順に論じていく。

まず老人クラブ連合会に対する補助2,729,000円(③+④)については、以下のような問題がある。

ア. 利用者の実費負担の差引265,428円(②)について

- 経費から差引いた利用者の実費負担(②)には、市長杯グランドゴルフ大会参加者収入125,000円が含まれている。しかし市長杯グランドゴルフ大会は(2)の補助対象経費であるから(3)ではなく(2)で差引く必要がある。

- ・ 同じく、60 周年記念グランドゴルフ大会参加者収入（105,500 円）は（４）60 周年記念事業費の実費負担であるから（３）ではなく（４）で差し引く必要がある。
- ・ 利用者の実費負担 265,428 円（②）のうち、コピー機・インターネット使用料収入 34,928 円のみが（３）の補助対象経費とした事務費に対応する自己収入なので、これのみを差し引くべきである。

イ．「老人クラブ連合会事務費」2,683,265 円について

- ・ 老人クラブ連合会事務費は、旅費・慶弔費等一部を除いて²⁷、事務のための謝礼（人件費²⁸）、通信費、印刷機リース料、電気代等、連合会運営費の全額（2,683,265 円）を補助対象経費としている。市はこれを先導的な取組を行うために必要な関連経費と認定しているが、上記のとおり慶弔費等そもそも性質的に対象外の経費を除いて事務局運営費の全額を対象経費としているため、事業関連経費というよりは団体の運営を維持するための「運営費補助」に近い²⁹。
- ・ 当該補助金は「運営費補助（団体の運営を維持するための補助）」ではなく「事業費補助（特定の事業費に対して補助を行うもの）」である。
- ・ 連合会では単位老人クラブの事務は行っていないので、連合会事務費を「先導的な取組」の関連経費と位置づけようとするれば、老人クラブ「連合会」が行う「先導的」事業のみに直接関連付けることができる事務費に限定する必要がある。市が老人クラブ連合会の「先導的な取組」と認定した事業は表４「女性リーダー研修会（講師謝礼 16,000 円）」「会長杯ゲートボール大会（10,000 円）」の計 26,000 円であるから、連合会事務費の 2,683,265 円全額がこの 2 事業を行うためにかかる関連経費と認定することには無理がある。しかも、当該 2 事業の企画にあたっては、別途外部に謝礼 729,000 円を払っている。したがって、運営事務費の全額³⁰を「先導的な取組」事業に関連する経費と認定するのは相当でなく、少なくとも金額基準等で配分するなど、合理的な基準を定める必要がある。

ウ．「新規事業事務費（企画立案の謝礼）」729,000 円について

- ・ 729,000 円は新規事業の企画立案の謝礼として、特定の 1 名に毎年同額を支払っている。

²⁷ 理事活動出張費、慶弔費、記念品等は、性質的に補助対象経費から除外されている。

²⁸ 決算書上では歳出項目の一つに、Ⅱ事務費／細目「有償ボランティア」と表示され、摘要欄には「日直ボランティア 244 日間」1,662,500 円と記載されているのみである。これでは一見、清掃等ボランティア活動の補償費用が主要な支出であるように見えるが、実質は連合会の事務を固定的に担う 1 名に支払われているため、ここでは事務経費の分析上、人件費として整理。

²⁹ 実際の補助額は上限にかかるため 2,000,000 円。

³⁰ 先述のとおり、性質的に補助対象経費に当たらないものは除いているが、残りの運営費の全額を補助対象経費と認定していることを指す。

- ・ 市は当該「謝礼」を単独で1事業と認定しているが、謝礼の成果物である「新規事業」が明確でない。補助対象として認定するからにはその成果を測り、全額補助対象経費としてよいかどうか審査する必要がある。
- ・ 仮に、「女性リーダー研修会（講師謝礼 16,000 円）」「会長杯ゲートボール大会（10,000 円）」がこの年の成果であるとする、謝礼は単独の事業でなく、この企画の関連経費であるが、関連経費が事業費に比してあまりに多額³¹である。
- ・ また、毎年ほぼ同様の企画が実施されており特段新規の取り組みがないことから、決算書上「新規事業事務費」とのみ記載し、これ単独で「先進的な取組」に相当する事業であるかのような表示をしていることには誤解を与える可能性があり、問題がある。
- ・ 以上から、「新規事業事務費（企画立案の謝礼）」729,000 円を「女性リーダー研修会」「会長杯ゲートボール大会」の関連経費として全額補助認定することには社会通念上疑問が残ると言わざるを得ない。

エ. 「2事業で4百万円の補助限度額」と認定していることについて

- ・ 表4. のとおり、事業を行うための事務費（2,683,265 円＋729,000 円）を別にすれば、連合会の行った「先導的」事業それ自体は「女性リーダー研修会」「会長杯ゲートボール大会」のみである。「会長杯ゲートボール大会」は類似の「市長杯」が（2）の補助対象経費とされ、その区分は（3）補助項目創設（平成23年）以前から行われていたか、創設以後に開始されたか、であり、類似性から見て特段「先導的な取組」とは言えないため、（2）に分類することがふさわしいとも考えられる。そうすると（3）の「先導的」事業は「女性リーダー研修会（費用は16,000 円）」のみとなる。
- ・ 事業を行うための事務費（2,683,265 円＋729,000 円）だけで補助限度額2百万を超えているため、これを補助対象経費としようとする、2事業以上を認定せざるを得なかったようにも見える。

以上をまとめると、老人クラブ連合会の補助対象経費 2,729,000 円（表4③＋④）のうち相当部分について（3）寝屋川市あるいは大阪府に特有の課題に対して行う事業又は活動であって「先導的な取組」に当たるとは言い難いものが含まれている。

³¹ もっとも、市によると令和2年度は新型コロナ感染拡大の影響で中止となった事業があるため事業費が極端に小さく、企画立案謝礼が事業費に比して特に過大に見えるとのことである。令和元年度の連合会の事業は、同様に女性リーダー研修会、会長杯ゲートボール大会のほか、理事三役会・委員長会旅費、カラオケ大会、単位老人クラブ会長研修会、ボウリング大会をはじめとする計1,456,143 円。謝礼の成果としてどの事業が当たるかは明確でないが、すべてが成果であったとしても、事業そのものに比し企画費 729,000 円（毎年同額）が多額であることは同様。

次に、単位老人クラブの補助対象経費 2,000,000 円（表 4 ⑤）について論じる。

- ・（１）「単位老人クラブの行う事業又は活動」と（３）「先導的な取組」は補助メニューとして別個のものである。このため、決算書上、どの補助メニューに相当する経費か明瞭に判断できるように区分掲記することが望ましいが、会報発行費を除く単位クラブの支出は 4,905,600 円と合計でのみ記載されている。合計額から（１）の単位クラブへの補助 $24,000 \times 123 \text{ クラブ} = 2,952,000$ 円を差引いて逆算すると、（３）「先導的な取組」としては 1,953,600 円を認定したと考えられるが、1,953,600 円を確定した根拠は不明である。
- ・市は単位老人クラブの活動実態について、単位老人クラブから老人クラブ連合会へ提出される報告書をもって確認しているとのことであるが、定性的な把握に止まっており、会報発行費を除く単位老人クラブの支出 4,905,600 円を（１）の単位老人クラブの行う事業活動と（３）の先導的な取組に区分して補助対象経費に認定する根拠を持っていない。つまり、4,905,600 円については、市は経費総額に対し、２つの補助メニューを重複して適用している。
- ・決算書に計上されている毎月の会報誌の発行費用（130,000 円）を（３）単位クラブの会報発行費 110,299 円（表 4）と、（２）連合会の会報発行費 19,701 円³²（表 3）に分け、それぞれ別の補助メニューを適用している。市は会報発行を「地域支え合い支援事業」と整理して補助メニュー（２）に認定しているのであるから、主体が違うからといって同じ性質の活動を「先導的な取組」認定することには無理があるが、（２）は連合会に対してのみの補助メニューであるため、単位クラブの場合には（３）に分類して補助対象としていると考えられる。
- ・毎月の会報発行は特に先導的な取組ではなく、経常的な活動であると考えられ、本来的には（１）単位クラブ補助金として各クラブに配分される活動費や会費で弁償すべき性質のものとも考えられる。

以上をまとめると、単位老人クラブの補助対象経費 2,000,000 円（表 4 ⑤）は、（３）の「先導的な取組」の補助限度額を適用しているが、「先導的な取組」として認定できる事業かどうかを個々に判定せず、全体として（１）「単位老人クラブの行う事業又は活動」と（３）「先導的な取組」の補助限度額を混然一体として適用し、（１）単位老人クラブ当たりの定額補助額を約 4 万円（〔（１）2,952,000 円＋（３）2,000,000 円〕÷123 クラブ）に引き上げたことに等しい運用を行っている。

³² 連合会の会費発行費 49,701 円（表 3）は、毎月発行 19,701 円と隔月発行 30,000 円の合計。ここではこの連合会の毎月発行費 19,701 円を除いている。

(3) についてまとめると、市は(3)「先導的な取組」として3事業(清掃活動、健康づくり介護予防活動、新規事業事務費)を採択し、200万円×3事業=600万円を補助限度額として交付要綱を適用した、とのことであるが、市から入手した決算書及び市の認定した補助対象経費の分析をしても、清掃活動や健康づくり介護予防活動事業に対応する経費は明確でない。また、新規事業事務費(企画立案を行う推進員の人件費)については平成28年度から1事業として採択しているとのことであるが、成果として対応する新規企画が明確でなく独立した1事業として認定するには無理があること、あるいは公費の対象にするにはそれなりの「先導的な取組」としての成果を測るべきこと、事業の関連経費とする場合でもその費用のバランスによっては全額を公費の対象とすることには無理があることなど、補助金認定に疑問があり、市は、以上を勘案して補助金認定審査を行う必要がある。

以上より、実際に市交付要綱に想定するそれぞれ「先進的な取組」としてふさわしい事業につき200万円を限度としてみると補助額は4,729,000円(表4合計)を下回る可能性もある。

最後に(4)について述べる。

周年記念事業は市交付要綱において対象経費とする定めはないが、市はこれまで慣例的に補助対象経費として認定していたとのことである。市交付要綱に補助事業の内容を明記しているにも関わらず、根拠なく慣例的に補助対象としていることは大変問題である。

また、老人クラブ連合会は60周年記念事業の開催にあたり、参加費(105,500円)を徴収している。市は当該参加費収入を表2(3)の先導的な取組から差引いているが、補助が(4)の分類であれば(4)の大会開催費用(65,554円)から差引くべきである。いずれにしろ65,554円は全額参加費で賄え、連合会の負担額は0円であるから、市が補助対象とする経費はない。あえて市交付要綱の枠組みから外れて認定するに至った過程は疑問であるが、この整理において(4)65,544円は過大交付である。

以上、様々な角度から考察しても、市は当補助金認定審査において、交付要綱に照らして厳正な審査を行っていたというよりは、過去の慣例に従い、同額程度の予算の範囲内で、交付要綱をできる限り拡大解釈して補助金を交付していた、と言わざるを得ない。国庫補助を受けて、市の交付要綱を定めるにあたってはそれなりの背景と根拠、考え方があったはずであり、それをみだりに踏みにじるような運用をすることは厳に慎むべきである。

監査人が他市の老人クラブへの補助メニューのいくつかを任意に参照してみると、当市(1)に対応するメニューや(2)に該当するメニューはあるが、(3)のような高額な補助が用意されている市はあまりない。全国の市と比較すること

はできないが、市としては、(3)のような特別な補助メニューの整備、運用については細心の注意を払い、第三者から見ても一層明瞭で、かつ公明正大な交付となるよう心掛けるべきである。上記分析を踏まえて、実際に「先導的な取組」として該当する事業にあたるのか、補助対象経費としてふさわしいのか、あらためて必要性検討を行われたい。

またこれまでに述べたように、老人クラブ連合会の決算書は、市補助を受ける目的としては、あまりにも不明瞭かつ誤解を与えかねない記載となっている。決算書の表示については、市が指導し、第三者から見ても、補助を適切に行っているかが明瞭に判断できるような記載に改善していくべきである。決算書の明瞭表示については意見④でも述べる。

② 補助対象単位老人クラブの会員の規模は国基準ではおおむね 30 名以上とされているが、市では 20 名以上としている。補助金の効率的な利用を促進するため、国基準と同じく 30 名以上とすることが望ましい。(意見)

意見①のとおり、当該事業は厚生労働省の「在宅福祉事業費補助金交付要綱」(13)介護予防・地域支え合い事業に位置付けられている、「老人クラブ及び市老人クラブ連合会が行う活動に対して中核市が行う助成事業」である。

同要綱によると、(13) ②平成 13 年 10 月 1 日老発第 390 号厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」に基づく活動であるとされている。

同通知(別紙)の「老人クラブ等事業運営要綱」によると、1 組織について(1)老人クラブ イ会員の規模として「おおむね 30 人以上とする。ただし、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事情がある場合はこの限りではない」とある。

一方、市の交付要綱第 3 条第 2 項(5)では「20 名以上とする。」となっている。ここでの老人クラブは単位老人クラブのことで、当市では 123 クラブが存在する(令和 2 年度現在)。市の交付要綱に基づくと、(1)各単位老人クラブへの 24,000 円補助は、単位老人クラブ数が増えるほど市の負担額が大きくなる。例えば仮に人数の制限がなければ 50 名の 2 クラブと、10 名の 10 クラブでは活動に参加する住民は 100 名と同じだが、前者は $24,000 \text{ 円} \times 2 \text{ クラブ} = 48,000 \text{ 円}$ 、後者は $24,000 \text{ 円} \times 10 \text{ クラブ} = 240,000 \text{ 円}$ の補助金を交付することとなる。

このことから、国が一部の例外を除いて一クラブの構成員をおおむね 30 名以上とするのは、補助金の効率性を考慮してのことと考えられる。

国の 30 名という考え方には見直しの要望も上がっているところではあるが、大阪府内でも例えば堺市や吹田市、東大阪市では 30 名以上としており、豊中市では会員数と活動延べ月数に応じて補助金額を設定している。人数について要綱に規

定していない団体もあるが、その場合は厚生労働省の「老人クラブ等事業運営要綱」「おおむね 30 人以上」の考え方を取っていると推察される。市としても、補助金の効率性を考えた時、また国補助を受けるにあたって国の基準を十分に考慮し、1 単位クラブの会員数は 30 名以上とすることが望ましい。

- ③ 老人クラブ連合会の収入は約 8 割を補助金に頼っている。これに対応する支出項目を見ると、単位クラブから会費を徴収して再度単位クラブに還流している補助が 5 割、事務運営経費が 3 割で、老人クラブ連合会の事業としての支出は企画謝礼を除けばわずかである。老人クラブは自主的団体であり会員の拠出する会費によって運営することが原則であるから、市は自主的で健全な老人クラブ活動の発展が望めるよう、補助対象経費について再考されたい。(意見)

老人クラブは、昭和 38 年 8 月に施行された「老人福祉法」第 13 条第 2 項において、「地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。」と位置付けられている。この条項をもとに、国では意見②のとおり「老人クラブ活動等事業の実施について」通知し、地方公共団体（都道府県や市区町村）を通して、老人クラブに対する公的な補助を行っている。

一方、国・市が高齢者の福祉を増進するため補助を行うといっても、本来老人クラブは地域の自主的団体であるから、会員の拠出する会費によって自主的・民主的に運営を行うことが原則であり、できる限り会費で運営すべきものと考えられる。市の老人クラブ連合会は、単位老人クラブ及び大阪府老人クラブ連合会と連携した調査研究及び啓発広報活動や生きがいと健康づくりに資する事業のほか、高齢者の福祉の向上に寄与する事業を行うものとされ、単位クラブからの会費をもって運営されている。

令和 2 年度の老人クラブ連合会の収支構造を見ると、前年度繰越金を差引いた当年度収入 10,214 千円のうち会費収入等自己収入は 2 割程度で、8 割近くが市からの補助金である。自己収入のうち 2 百万円近く（1,953,400 円）は単位クラブからの会費収入であるが、単位クラブには再度支出項目で 5 百万円近く（4,905,600 円）の補助金を出しているため、この出入りを相殺すると純粋な収支規模は 8 百万円、つまりほぼ全額が市からの補助金収入で、会費で自主的に運営しているとはいえない構造である。

このように補助金への依存度が高くなっているのは、意見①で示したように市が「先導的な取組」として 1 事業 200 万円という高額な補助金に相当する事業を 3 事業認定していることによるものであるが、実際に高額補助金に相当するような事業は明らかではない。俯瞰的に決算を眺めると、約 5 百万円が単位老人クラブへ再配分³³され、約 3 百万円が連合会運営事務費に使われ、老人クラブ連合会事業

³³ 会費と相殺後は $4,905,600 - 1,953,400 = 2,952,200$ 円

に該当する支出はわずか2百万円である。

この2百万円をさらに見ていくと、老連大会費に約100万円、意見①に記した企画謝礼に約70万円、残り30万円が健康増進のためのスポーツ大会等で、大会は参加費を徴収しているため連合の実質負担額は小さい。老連大会費は「先導的な取組」として認定されていないため、全体の支出構造から見ても、連合会は「先導的な取組」として1事業当たり高額の補助金を必要とするような事業を行っているようには見えない。

補助金額が最も大きい単位老人クラブへの補助は、「先導的な取組」の名目からして清掃活動やスポーツ大会に費やされていると推測されるが、単位老人クラブへ均等に補助するとされている24,000円と合算で、結果的には1クラブ当たり4万円程度が配分されていることになる。

市の交付要綱を逸脱した補助を行っていることにならないか再度検討するとともに、補助対象経費について利用者にわかりやすい手引を作成すること等が望まれる。他市の同様の補助についても研究し、参考にされたい。

④ 現状として補助対象経費の該当可否の明確な基準がなく、領収書等から支出実態を確認していないことから、基準の作成及び領収書等の実態確認に基づく補助対象経費該当可否の判断を行うことについて検討されたい。(意見)

実績審査にあたり、支出内容が補助対象経費に該当するか否かは、市交付要綱等に基準や例示はなく、現状としては老人クラブ連合会の事業報告書に記載の活動名称からその都度、市にて判断している。

これに対し、補助対象経費の該当有無を判断に委ねることは、担当者によって線引きが異なり、統一性が取れない危険性がある。また、判断の根拠は事業報告書のみであり、現状として領収書等から支出実態を確認していないことから、架空の支出や実際と異なる内容を記載した支出が記載されている危険性もある。

実際、意見①にて列挙したとおり、市の判断基準と市交付要綱の整合性には疑義があり、「補助対象としてふさわしいか」を精査すべき経費も含まれている。

以上から、補助対象の活動としては具体的に何があてはまるのか、基準を設けることを検討されたい。

併せて、実績審査に際しては領収書等を確認することで事業報告書の記載内容が真正なものであるか、実態確認を行われたい。

また将来的には、市が審査可能なように、基準と対応した実績報告書となるよう、老人クラブ連合会の提出する事業報告書等について報告様式の改善を促していくことを検討されたい。

15. 寝屋川市高齢者交通系 IC カード購入補助金（福祉部 高齢介護室）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市高齢者交通系 IC カード購入補助金			
創設年度	平成 29 年度			
終期年度	－			
補助金等の見直しを行った年度	平成 30 年度、令和元年度			
補助金等の見直しを行った理由	利用促進のため、補助金額を 1,000 円から 1,500 円（平成 30 年度）、1,500 円から 2,000 円（令和元年度）に増額			
補助金等の目的	介護予防、閉じこもり防止			
補助金等の概要及び対象事業	65 歳～74 歳の市民税非課税者と 75 歳以上の高齢者に対し、交通系 IC カード購入の補助を行う			
補助金等の分類	その他			
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市高齢者交通系 IC カード購入補助金交付要綱			
補助金等の交付先	対象者 65 歳～74 歳の市民税非課税者と 75 歳以上の高齢者			
補助金額の算出方法	定額			
補助金等の支払方法	確定払			
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10			
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	（単位：円）			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	当初予算額	43,745,341	26,556,162	35,023,256
	現計予算額	43,745,341	34,806,162	35,023,256
	決算額	17,444,901	28,128,108	32,289,138
補助金交付先数推移 （直近 3 年間）	平成 30 年度 10,670 件、令和元年度 13,213 件、 令和 2 年度 15,171 件			
実績報告の時期	申請時（確定払いのため）			
実績審査の方法	添付資料（領収証）を目視			

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	経済的事情で外出を控える高齢者の外出を促進するため、公共交通機関で利用できる IC カードの購入またはチャージに対し支援することで、外出促進を促し、生きがい活動や社会参加等の促進を図ることにより、介護予防や閉じこもり防止が期待できる。																		
効果指標	申請件数、申請割合（対象者数）																		
効果指標の過去 3 年の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請件数</td><td>10,670 件</td><td>13,213 件</td><td>15,171 件</td></tr> <tr> <td>申請割合</td><td>19.7%</td><td>24.3%</td><td>27.9%</td></tr> <tr> <td>対象者数</td><td>54,082 人</td><td>54,363 人</td><td>54,365 人</td></tr> </tbody> </table>				平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	申請件数	10,670 件	13,213 件	15,171 件	申請割合	19.7%	24.3%	27.9%	対象者数	54,082 人	54,363 人	54,365 人
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																
申請件数	10,670 件	13,213 件	15,171 件																
申請割合	19.7%	24.3%	27.9%																
対象者数	54,082 人	54,363 人	54,365 人																

(2) 監査の結果及び意見

- ① 令和 3 年度から一人当たり交付額を引き下げ、新たに「バス利用促進事業」及び「乗合いタクシー事業」が開始していることを踏まえ、令和 3 年度の各事業動向を踏まえた整理を検討されたい。（意見）

当該補助金は、65 歳以上 74 歳以下で住民税が非課税の市民または 75 歳以上の市民を交付対象として、交通系 IC カードの購入またはチャージ額を補助するものである。創設当初は補助金額を一人当たり 1,000 円としていたが、利用促進を図るため、平成 30 年度、令和元年度に一人当たり交付額を増額した。令和 3 年度には、本市の交通政策課にて「バス利用促進事業」及び「乗合いタクシー事業」（ともに 70 歳以上の高齢者、妊婦、障害者等を対象）が開始することを受け、一人当たり 1,000 円に減額している。

平成 30 年度	1,000 円から 1,500 円に増額
令和元年度	1,500 円から 2,000 円に増額
令和 3 年度	2,000 円から 1,000 円に減額

このように令和 3 年度からは、交通系 IC カードの一人当たり補助金額を引き下げる代わりに、バス・タクシーにも補助対象を広げているが、交付対象者の範囲は異なる。

高齢介護室の交通系 IC カードの補助は、高齢者の外出促進による介護予防・閉じこもり防止が目的であり、交通政策課のバス・タクシー事業は、地域交通の充実が主な狙いのため、それぞれ別の目的を持っているが、同じく市の財源を交通系の民間企業に投入する政策であることから、効果を最大化するよう、合わせて検討することが必要である。このため、市は交通政策課のバス・タクシー事業が開始すると合わせて、当補助金の単価を引き下げるなどの検討を行っている。

事業のPDCAを行うにあたり、当該補助金事業の効果検証の観点からは、補助金額を引き下げたことでICカード補助単体での検討を難しくしている。また交付対象者が異なることから「バス利用促進事業」及び「乗合いタクシー事業」と合わせた検討も難しい状況と考えられるが、新たに開始した事業は「バス」「タクシー」と交通機関を限定していることから、実績をもとに、高齢者にとってどのような交通機関の需要が高いか検討することは可能と考えられる。令和3年度の交通系ICカードの申請実績も踏まえ、バス事業への統合といった整理を図ることも検討されたい。

16. 寝屋川市軽費老人ホーム事務費補助金（福祉部 高齢介護室）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市軽費老人ホーム事務費補助金																			
創設年度	令和元年度																			
終期年度	－																			
補助金等の見直しを行った年度	該当なし																			
補助金等の見直しを行った理由	該当なし																			
補助金等の目的	入居者が安心して生活を送れるようにすること																			
補助金等の概要及び対象事業	軽費老人ホームの事務費に対し補助金を出すことにより入居者の自己負担額を軽減する																			
補助金等の分類	運営費補助																			
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱																			
補助金等の交付先	寝屋川市内軽費老人ホーム																			
補助金額の算出方法	補助対象経費の合計額または基準額のいずれか低い額																			
補助金等の支払方法	概算払																			
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10（特別地方交付税により財源措置）																			
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近３年間）	（単位：円） <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>当初予算額</td><td>該当なし</td><td>122,599,254</td><td>123,754,000</td></tr><tr><td>現計予算額</td><td>該当なし</td><td>122,599,254</td><td>123,754,000</td></tr><tr><td>決算額</td><td>該当なし</td><td>116,087,700</td><td>113,699,600</td></tr></table>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	当初予算額	該当なし	122,599,254	123,754,000	現計予算額	該当なし	122,599,254	123,754,000	決算額	該当なし	116,087,700	113,699,600
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																	
当初予算額	該当なし	122,599,254	123,754,000																	
現計予算額	該当なし	122,599,254	123,754,000																	
決算額	該当なし	116,087,700	113,699,600																	
補助金交付先数推移 （直近３年間）	（単位：件） <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>交付件数</td><td>該当なし</td><td>5</td><td>5</td></tr></table>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	交付件数	該当なし	5	5								
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																	
交付件数	該当なし	5	5																	
実績報告の時期	令和３年３月 31 日																			
実績審査の方法	事業の実績資料等の実績報告書類の審査																			

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	入居者が安心して生き生きと明るく生活ができること		
効果指標	交付先施設での入居者数		
効果指標の過去3年の推移	(単位：人)		
		平成30年度	令和元年度
	年度末の入居者数	該当なし	203
	交付対象(5施設)の定員	該当なし	220

(2) 補助事業の概要

当該補助金は、本市が中核市に移行したことに伴い、令和元年度から本市の事業として実施している。交付額は、平成30年度以前に大阪府が運営していた際の算定式にしたがい、下記のとおり算出される。令和2年度における市内の軽費老人ホームは5施設であり、すべてが補助対象となっている。

補助金交付額＝(サービスの提供に要する費用と事務費基準額のいずれか低い額)－事務費本人徴収額 ※ サービスの提供に要する費用：職員の俸給その他諸手当、旅費、庁費、被服費、修繕費、嘱託医手当、社会保険事業主負担金、利用者保健衛生費等に充当する経費 ※ 事務費基準額：軽費老人ホームの種類、定員、職員の配置状況、併設施設の状況等を勘案し、毎年、市長が決定し各施設へ通知する単価(月額)に、各月初日の所得階層別の利用人数を乗じて当年度分を算定 ※ 事務費本人徴収額：市長が決定し各施設へ通知する内容に基づき、本人からの徴収額(月額)を基に、各月初日の所得階層別の利用人数を乗じて当年度分を算定したもの

(3) 監査の結果及び意見

- ① 補助金精算時における市の実績審査が十分でなかったことから、実績報告書(予定)と資金収支明細書(実績)が異なっているにもかかわらず、正しく精算が行われていないケースが発見された(159,522円)。本件は、その後、市への返還が行われているが、当該状況に鑑み、今後の審査体制について見直しを検討するべきである。(結果)

事業の概要に記載のとおり、補助金交付額は「サービスの提供に要する費用」と「事務費基準額」のいずれか低い額を基礎としている。

「事務費基準額」は、軽費老人ホームの種類、定員、職員の配置状況、併設施設の状況、各月初日の所得階層別の利用人数等、施設の静態的情報を基に決定され

る。このうち、市は、各月初日の所得階層別の利用人数について、収入申告書及び証明書類で確認している。

これに対し、「サービスの提供に要する費用」は、社会福祉法人会計基準に基づいて軽費老人ホーム運営者が作成する『資金収支計算書』と突合することで確認している。また、実績報告書の提出時期である4月時点では『資金収支計算書』は未確定であるため、確定後の7月にも再度『資金収支計算書』を受領している。

実績報告書と『資金収支計算書』の項目は同一であるが、作成時点が異なることから、補助金精算の基礎とした4月の実績報告書（この時点では決算実績は予定額にすぎない）と、決算締め後の実績を記載した『資金収支計算書』との同一性を確認しなければならない。しかし、この確認が十分に行われていないことを示す事例が監査で発見された。

具体的には、当方で両者を照合し、再計算を実施したところ、令和2年分について実績報告書と『資金収支明細書』の内訳（水道光熱費支出）に齟齬が見受けられ、市への返還 159,522 円が必要となるケースが発見された³⁴。

またその他にも、市への返還は生じないものの、実績報告書と『資金収支明細書』の内訳に齟齬があるケースが令和元年度及び令和2年度分それぞれで発見された。

以上から、根拠資料として『資金収支計算書』が提出されているにも関わらず、実績報告書との照合が確実に行われていないことが伺える。

また、当該補助金は概算払であることから、実績報告時に概算払により支出した金額では不足する軽費老人ホーム運営者に対しては追加給付を行っている。この追加給付にあたって、現状としては実績報告書のみに基づく判断となっており、運営者へのヒアリングや証拠書類の確認等は実施されていない。

資金収支計算書との整合確認が不十分である現状を踏まえると、追加給付を実施するための十分な検討（追加給付に至った原因の特定等）が行われているとはいえず、この点においても改善が必要である。

以上から、市の実績審査体制が十分に形成されていると言い難いため、見直しを検討されたい。また、申請者である軽費老人ホーム運営者に対しても実績報告時にチェックリストの提出を求める等、事実に基づく実績報告の意識付けを図ることを検討されたい。

³⁴ 市はこの指摘により直ちに対応し、現時点で返還は完了している。

- ② 補助金交付額の決定にあたり、所得階層区分の正確性・真正性は補助金計算にとって重要な要素であることから、所得階層区分の実態確認について十分性・適時性を高めるための対応を検討されたい。(意見)

事業の概要に記載のとおり、補助金交付額は、軽費老人ホームのサービスに要する費用から入居者本人の負担額を差し引いて算定される。このうち入居者本人の負担額（補助要綱による用語は「事務費本人徴収額」）は利用者の所得階層によって決定される。階層区分が低いほど、事務費本人徴収額は低いため、他の要素が同じであれば、差し引きの結果として補助金算定額が高くなる仕組みとなっている。したがって階層区分の正確性・真正性は補助金計算にとって重要な要素である。

階層区分の認定は、軽費老人ホーム運営者が入居者から「収入申告書」とその証明書類を入手し、厚生労働省の通知による「前年の収入として認定するものから必要経費を控除した額」に基づき、各施設で決定している。

市として所得階層区分を確認できる書類としては、補助金申請者である軽費老人ホーム運営者が提出する書類のうち、「別表 3 階層別・月別利用人員内訳」が該当し、これは申請時・実績報告時の 2 度、市に提出されている。

この点、「別表 3」の真正性について第三者からの確認がなければ、軽費老人ホームは、「別表 3」上のみで実際の本人徴収額よりも低い階層で市に申告することで、計算上、補助金交付額を増やすことができる。このため、市は別表 3 を収入申告書及びその証明書類と照合し確認する必要がある。

現状、市としては、階層区分の認定に係る実態確認として、毎年 10 月に入所者の「収入申告書」の提出を求め、別表 3 と照らし、施設側が行った階層区分の決定が妥当かどうかを確認している。当該補助金は概算払であって、年度決算後には精算されるため、「本人徴収額」算定期間に該当する所得階層認定が正しいことが確認できれば、申告に誤りがあっても発見されるため、精算時までに確認ができればよい。

ところが市は、11 月以降の実態について、翌年度にあらためて突合するといったバックテストを実施しておらず、4～10 月までの実態確認に止まっている。11 月以降も入所者の変動は生じているため、11 月以降の決定状況に瑕疵はないか、また別表 3 ととも整合しているかについては確認できていない状況である。

一方、所得階層認定が誤っていても、ホームが実際に市に申告する所得階層で本人負担額を徴収しているのであれば、ホームに差額利益は生じないため、実際の徴収額と照らし合わせるといった確認も有効である。この場合でも、意図しない誤りは発見できないため、やはり認定の真正性を確認できる資料との突合は重要な手続といえる。

なお、その他に申告の適正性の確認という市の役割を補完するものとして、3～4 年に一度、市による監査を別途実施しており、その際に網羅的な確認を実施している。しかし、数年経たなければ相違の確認が取れないことから、当該補助金事業

を運営する上で適時性に欠ける面も否めない。

以上から、所得階層区分の実態については、10月の実態確認時に前年度の11～3月に係る突合を実施する、あるいは実績報告書が提出される4月に確認するといった対応を検討されたい。

③ 交付要綱に定める実績報告期限について現実的ではないことから、全庁的な通知を踏まえた内容にあらためることを検討されたい。(意見)

当該補助金は、年度単位（4月1日～3月31日）の運営費に対して補助を行うものであり、交付先にとっては事務処理上、3月31日以降でなければ運営費の実績が確定しないことは容易に想定される。一方、寝屋川市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第8条に基づく、原則として実績報告書は年度の末日日まで（3月31日まで）に市へ提出することを求めている、現実的ではない規定となっている。実際、実績報告書の提出は4月に入ってから提出されている。

寝屋川市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱

第8条 補助事業者は、規則第11条に規定する実績報告については、補助事業を実施した年度の末日日まで（補助事業を中止または廃止した場合は、当該中止または廃止に係る承認の申出を行った日から起算して14日以内）に、寝屋川市軽費老人ホーム事務費補助金実績報告書に市長が必要と認める書類を添えて提出するものとする。

一方、令和3年4月15日に市の総務課から『決裁手続きの取扱いについて』发出されており、文書起案に関して「市補助金の交付確定などの案件については、遡らず、実際の日付で決裁（意思決定）」することとされている。当該記載からすると、3月31日に実績報告書が提出されなければ行政手続上の問題が生じるとは考えられず、逆に交付先は3月31日に必ず実績報告書提出する義務があるわけではないと考えられる。

したがって、当該補助金交付要綱についても当該通知に則るべきであり、現状の規定では年度の末日日以降に実績報告書を提出することが許容されていると解釈することが困難であることから、交付要綱の改正について検討されたい。

17. 寝屋川市ねやがわ子育てスタート応援クーポン事業補助金(こども部 子育て支援課)

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市ねやがわ子育てスタート応援クーポン事業補助金		
創設年度	平成 29 年度		
終期年度	令和 3 年度		
補助金等の見直しを行った年度	令和元年度		
補助金等の見直しを行った理由	クーポンの利用状況に鑑みて、対象事業の追加を行っている。		
補助金等の目的	子育て支援サービスを広く市民に周知するとともに、利用の増進を図ることによって、本市の子育て支援の充実を図るため。		
補助金等の概要及び対象事業	【概要】 クーポンの対象事業を実施する者に対し、クーポンの使用により、減額または免除された利用料金の全部または一部を補助する。 【対象者】 クーポン対象事業を実施する者または委託を受けている者(クーポン事業実施事業者) 【対象事業】 補助対象者が実施する一時預かり事業、養育支援訪問事業、養育支援訪問育児援助・家事援助事業、対象児童が参加できる講座 等		
補助金等の分類	その他事業費補助		
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市ねやがわ子育てスタート応援クーポン実施要綱 寝屋川市ねやがわ子育てスタート応援クーポン事業補助金交付要綱		
補助金等の交付先	クーポン対象事業を実施する者または委託を受けている者		
補助金額の算出方法	対象事業に係るクーポンの利用実績に基づき算出		
補助金等の支払方法	確定払		
財源構成比(国費・府費・市費・その他)	市費 10		
補助金等の予算額及び決算額の推移 (直近3年間)	(単位:円)		
		平成 30 年度	令和元年度
	当初予算額	32,400,000	22,000,000
	現計予算額	32,400,000	21,684,250
	決算額	16,857,300	10,733,100
			令和 3 年度
			15,000,000
			14,915,550
			6,033,300

補助金交付先数推移 (直近3年間)	(単位：件)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	交付先数	56	58	81
実績報告の時期	該当なし			
実績審査の方法	該当なし			

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	クーポンの交付によって、本市の子育て支援サービスの利用促進を図るとともに、クーポンによる各事業の利用によって、保護者の育児負担や経済的負担の軽減を図り、子育て支援の充実につなげる。			
効果指標	補助対象事業利用人数			
効果指標の過去3年の推移	補助対象事業利用人数（単位：人）			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	一時預かり事業	470	189	81
	養育支援訪問	53	71	93
	各種講座	20	105	41
	予防接種	2,272	1,362	856
	産後ケア	1	1	9
	フッ素塗布	－	18	13
	その他	0	2	0
	合計	2,816	1,748	1,093

(2) 補助事業の概要

本補助金は、寝屋川市の区域内で子育てをしている保護者で、クーポンの申請手続きをした者に対し、子育て支援サービスを利用するにあたって使用することができるクーポンを交付する事業で、平成29年度に創設された。クーポンの交付を受けた者は、所定の登録手続きを行った事業者の行うクーポン使用対象事業に係る料金の全部または一部としてクーポンを使用することができ、市は、利用料金のうちクーポンの使用があった額を、事業者に対し、補助金として交付する。

令和2年度に補助対象事業とされたものは、一時預かり事業、養育支援訪問、各種講座、予防接種、産後ケア、フッ素塗布、その他市長が認める事業である。産後ケアは平成30年度、フッ素塗布は令和元年度に追加された。

追加の事業については、市の新規事業の実施状況や保護者の対象事業を追加してほしいとの要望を踏まえ、子育てサービスの利用促進のため、決定されたとのことである。

(3) 監査の結果及び意見

- ① 子育てスタート応援クーポン事業は平成 29 年度に開始したが、利用は低下傾向で、直近では 3 年前の 4 割に満たない。子育て支援サービスを広く市民に周知し、利用促進を図るという補助金の目的により適うよう、市民の利用が振るわない理由を見極め、事業の改良に努められたい。例えば子育て世帯の意見を聞く機会をもうけ、それを制度に反映することが望ましい。(意見)

当事業は寝屋川市内で 3 歳（3 歳を迎える最初の 3 月 31 日を迎えるまで）の子どもを持つ世帯を支援するため、子育てサービスに利用できるクーポンをこども 1 人当たり 10,000 円まで発行することで、子育て支援サービスを広く市民に周知するとともに、子育て支援の充実を図り、若い活力ある世代に市の魅力を感じてもらおうとするものである。予算額は過年度の利用状況を踏まえ、設定している。クーポンを入手・利用することに保護者には何らマイナスはないので、予算満額が使用されてもよいところであるが、実利用額は予算の 5 割に満たない。制度創設後の利用実績が振るわないことから予算は年々減少し、利用額は創設当初の平成 30 年度の 16 百万円から令和 2 年度では 6 百万円にまで落ち込んでいる。利用が低下した最大の要因は、予防接種のロタウイルスワクチンが令和 2 年 10 月に公費接種の対象となったこと、新型コロナウイルス感染拡大による一時預かり事業の利用や各種講座の減少等である。

市としては利用促進のため、利用可能なサービスの範囲を拡大し、平成 30 年度に産後ケア、令和元年度にフッ素塗布を追加しているが、令和 2 年度利用実績千件のうち、追加 2 サービスの利用者は合わせて 20 数件と全体の 2 % 程度であり、利用促進に大きく貢献しているとはいいがたい。これらのサービス追加に関しては利用者の声を反映したとのことであるが、多数のニーズを反映しているとはいいがたい実態である。例年、最も利用者が多いサービスは予防接種で全体の 8 割近くを占めるが、上記ロタウイルスワクチンの公費接種化により 3 年前の 2,272 件から 856 件に減少している。同期間で唯一増加しているのは養育支援訪問であるが、全体の 9 % にも満たない。

子育て支援サービスは、子育て世帯の呼び込みの誘因となり、少子化対策にもつながる重要な施策である。利用しやすい子育て支援サービスがあれば、子育て世帯にとっては確実に市の魅力を高めることができる。

クーポン発行については母子健康手帳交付時にお知らせし、本人確認書類を提示して申請書を提出すればクーポンの交付を受けられるので、申請率は対象者の約 9 割とのことである。したがってクーポンが利用されなかった理由は直近では新型コロナウイルス感染拡大の影響もあるが、毎年度予算と比較して利用が低調で、予算減額されていることを鑑みると、真に利用したいサービスが対象となって

いないことが最大の原因と考えられる。多くの子育て世帯が子育て支援サービスを利用するようになるためには、子育て世帯がどのようなサービスを必要としているか調査を実施することが有用である。

18. 寝屋川市一時預かり事業補助金（一般型）（こども部 子育て支援課）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市一時預かり事業補助金（一般型）																		
創設年度	平成 22 年度																		
終期年度	－																		
補助金等の見直しを行った年度	該当なし																		
補助金等の見直しを行った理由	該当なし																		
補助金等の目的	安心して子育てのできる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。																		
補助金等の概要及び対象事業	○ 概要 家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、民間保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行うために要する人件費・経費の補助を行う。 ○ 対象事業 国実施要綱第 4 項第 1 号に定める事業																		
補助金等の分類	その他事業費補助																		
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市一時預かり事業補助金交付要綱																		
補助金等の交付先	一般型にあつては、国実施要綱第 4 項第 1 号①に定める施設																		
補助金額の算出方法	国交付要綱別紙一時預かり事業の項 3 基準額の欄に定める基準額に準じて算定した 補助基準額と、補助対象経費から利用料、寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額。																		
補助金等の支払方法	確定払																		
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	国費 1/3：府費 1/3：市費 1/3																		
補助金等の予算額及び決算額の推移（直近 3 年間）	(単位：円) <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>当初予算額</td><td>22, 297, 000</td><td>20, 004, 000</td><td>20, 991, 000</td></tr><tr><td>現計予算額</td><td>22, 297, 000</td><td>20, 004, 000</td><td>20, 991, 000</td></tr><tr><td>決算額</td><td>15, 322, 000</td><td>15, 919, 000</td><td>15, 625, 600</td></tr></table>				平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	当初予算額	22, 297, 000	20, 004, 000	20, 991, 000	現計予算額	22, 297, 000	20, 004, 000	20, 991, 000	決算額	15, 322, 000	15, 919, 000	15, 625, 600
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																
当初予算額	22, 297, 000	20, 004, 000	20, 991, 000																
現計予算額	22, 297, 000	20, 004, 000	20, 991, 000																
決算額	15, 322, 000	15, 919, 000	15, 625, 600																

補助金交付先数推移 (直近3年間)	(単位：件)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	交付先数	7	7	7
実績報告の時期	令和3年3月31日			
実績審査の方法	事業の実績資料等の実績報告書類の審査			

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	子育て世帯の子育てに対する不安等の解消を図る。			
効果指標	補助申請件数、利用実績			
効果指標の過去3年の推移				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	交付先数	7件	7件	7件
	利用者数	4,407人	3,639人	2,295人

(2) 補助事業の概要

本補助金は、一時預かり事業を実施する者に対し交付することにより、安心して子育てのできる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とするものである。補助金の額は、平成28年度子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知）別紙に定める平成28年度子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）別紙一時預かり事業の項3基準額の欄に定める基準額に準じて算定した補助基準額と、補助対象経費から利用料、寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ないほうの額とされている（寝屋川市一時預かり事業補助金交付要綱第7条）。

なお、国交付要綱別紙一時預かり事業の項3基準額の欄に定める基準額は、下記のとおりである。

記

1 運営費

ア 特別利用保育等対象以外の児童（1か所当たり年額）

(ア) 基本分

- ① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を終了した者の場合。

年間延べ利用児童数	基準額
300 人未満	2,607,000 円
300 人以上 900 人未満	2,997,000 円
900 人以上 1,500 人未満	3,213,000 円
1,500 人以上 2,100 人未満	4,641,000 円
2,100 人以上 2,700 人未満	60,690,00 円
2,700 人以上 3,300 人未満	7,497,000 円
3,300 人以上 3,900 人未満	8,925,000 円
3,900 人以上	10,353,000 円

※令和 2 年度時点基準額（毎年変更あり）

※特別利用保育等対象児童を除く

(3) 監査の結果及び意見

- ① 補助金交付額決定の基礎となる利用者数は、現在、受給者の申告のみに依拠しており、市はその真正性について何ら確認を行っていない。補助金支出の前提となる実績の確認方法についてコスト（労力）も鑑みながら適当な方法を検討されたい。（意見）

国交付要綱別表のとおり、当該補助金の交付額は年間利用者数によって決まる。交付額決定の基礎となる利用者数について市は、対象事業を実施する施設から、毎月、月別利用実績表の送付を受け、実施確認を行っているが、月別利用実績表と実際の利用状況が合致するか否かの確認はなされていないとのことである。実際の補助額の分布は下表のとおりである。

年間延べ 利用児童数	月平均 利用数	基準額	平成 30 年度 交付先数	令和元年度 交付先数	令和 2 年度 交付先数 ³⁵
300 人未満	25 人未満	2,607,000 円	3 施設	4 施設	4 施設
300 人以上 900 人未満	75 人未満	2,997,000 円	2 施設	1 施設	3 施設
900 人以上 1,500 人未満	125 人未満	3,213,000 円	1 施設	1 施設	—
1,500 人以上 2,100 人未満	175 人未満	4,641,000 円	1 施設	1 施設	—

（出典：市から入手した国交付要綱別表を監査人が一部加工）

³⁵ 令和 2 年度の補助基準額は、2,607,000 円×4 施設+2,997,000 円×3 施設=19,419,000 円となる。これに対し補助金交付額は、補助対象経費から利用料、寄附金その他の収入額として控除した額が基準額に満たない施設が複数あり、その差額が 4 百万円ほどあったため、当該補助基準額と比較して少ないほうの額である 15 百万円が決算額となっている。

19. 寝屋川市食物アレルギー対策事業補助金（こども部 保育課）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市食物アレルギー対策事業補助金		
創設年度	平成 28 年度		
終期年度	—		
補助金等の見直しを行った年度	令和元年度		
補助金等の見直しを行った理由	令和元年度 保育所等における食物アレルギー対策のさらなる充実を図るため補助基準額を月額 45,000 円から 90,000 円に改正。		
補助金等の目的	食物アレルギー対策を充実させることによって、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。		
補助金等の概要及び対象事業	○ 概要 食物アレルギーのある子どもに安全な給食を提供するため、国が定める基準を上回る給食調理員の配置による人件費及び食器購入費を補助する。 ○ 対象事業 食物アレルギー対策事業		
補助金等の分類	運営費補助		
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市食物アレルギー対策事業補助金交付要綱		
補助金等の交付先	民間保育所、寝屋川市内の区域内に所在する幼保連携型認定こども園、家庭内保育事業等を行う事業所を設置する者。		
補助金額の算出方法	補助対象経費から寄附金及びその他の収入額を控除した額と 1 施設につき 1 か月当たり上限 90,000 円とする補助基準額とを比較し低い方の額。		
補助金等の支払方法	確定払		
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10		
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	（単位：円）		
		平成 30 年度	令和元年度
	当初予算額	21,600,000	21,600,000
	現計予算額	21,600,000	32,400,000
	決算額	19,508,733	28,384,261
			34,992,604

補助金交付先数推移 (直近3年間)	(単位：件)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	交付先数	39	36	35
実績報告の時期	令和3年3月31日			
実績審査の方法	補助事業の実績資料等の実績報告書類の審査			

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	安心して給食提供ができる環境整備及び児童福祉の向上につながる。			
効果指標	申請件数			
効果指標の過去 3 年の推移	(単位：件)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	交付先数	39	36	35

(2) 監査の結果及び意見

- ① 監査で確認を行った任意の1園について、補助金が41万円(仮計算)過大に交付されていた。市はこれを精査し、誤りに相当する額の返還を求められたい。また、ほかの園でも同様の誤りが生じている可能性が高いため、市はすべての園を対象に再調査を実施し、過年度についても遡り同様の調査を行う必要がある。(結果)

本補助金の算定に関して交付要綱に定められている箇所は以下の条文のみである。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、食物アレルギー児が在籍する民間保育所等において要する次の各号に規定する経費とする。

- (1) 食物アレルギー児のために、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成27年3月31日付け府政共生第350号、26文科初第1464号及び雇児発0331第9号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙2(保育所(保育認定2・3号))Ⅱ第1項第2号(i)ⅰ、別紙3(認定こども園(教育標準時間認定1号))Ⅱ第1項第2号(i)ⅱ又は別紙8(事業所内保育事業(保育認定3号))Ⅱ第1項第2号(i)ⅰに規定する調理員の配置基準(以下「国基準」という。)を超えて配置する調理員の人件費

- (2) 食物アレルギー児のための食器等の購入に係る経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費から寄附金及びその他の収入額を控除した額と1施設につき1か月当たり上限90,000円とする補助基準額とを比較し低い方の額とする。

当交付要綱によると、利用定員によって定められた調理員の数(例:利用定員41人以上150人以下の施設は2人、など)を超えて配置する調理員の人件費(第6条(1))³⁶と1か月当たり上限9万円の補助基準額を比較して低い方の額を補助する(第7条)、となっている。具体的な交付額は、市が定めた交付申請書と実績報告書の様式を用いて、配置基準を超えた調理員を配置している月を判定し、超えた月について補助対象として金額を確定している。

ここで、配置基準が2人の施設が、3人目を通年雇用していれば、その超えた1人分の人件費が補助対象経費となるため、これを9万円×12か月=108万円と比較し、低い方を交付額とすればよいので単純である。しかし、今回監査で交付申請書と実績報告書を抽出調査した3園は何れも、このような単純明快な超過配置でなく、就業規則における勤務時間数(1月当たり)を超えた勤務実績を超過配置、と判定していた。これは市が指導しているとおりの考え方で間違いではない。

市の実績報告書では以下のような判定表となっている(例として任意の1園を抽出)。

(ア) 市の判定表による計算

- 就業規則における勤務時間数 160h/月
- 利用定員に基づく必要調理員数(配置基準) 2人の園
- 調理員の実就業人員は2名

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実時間 a	344	330	350	361	353	351
160h で除した人数 b	2.2	2.1	2.2	2.3	2.2	2.2
補助対象月か否か	○	○	○	○	○	○

10月	11月	12月	1月	2月	3月
405	334	363	341	343	464
2.5	2.1	2.3	2.1	2.1	2.9
○	○	○	○	○	○

出典：市から入手した実績報告書を監査人が一部加工

a. 調理員の月別実勤務時間

b. 就業規則上の所定勤務時間(ひとり1月当たり): 160時間

³⁶ 抽出した園については第6条(2)食器等の購入に係る経費の申請がなかったため、議論から除外する。

上記により 12 か月すべてに超過配置された調理員がいると判定され、任意の A 氏の年間人件費(約 250 万円)と 9 万円/月×12 か月=108 万円を比較し、低い方の額 108 万円補助額として確定していた。しかし、交付要綱第 6 条(1)に従えば、「基準を超えて配置する調理員の人件費」が対象となることから、配置基準内の 2 名の給与そのものは対象になるとは解釈し得ず、あくまで超過相当分のみが対象となると考えられる。したがって正しくは(イ)のような判定を行うべきである。

(イ) 正しい判定表による計算

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
実時間 a	344	330	350	361	353	351
160h で除した人数 b	2.2	2.1	2.2	2.3	2.2	2.2
超過人員相当分 c	0.2	0.1	0.2	0.3	0.2	0.2

10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
405	334	363	341	343	464	
2.5	2.1	2.3	2.1	2.1	2.9	
0.5	0.1	0.3	0.1	0.1	0.9	3.2

出典：市から入手した実績報告書を監査人が一部加工

- a. 調理員の月別実勤務時間
- b. 就業規則上の所定勤務時間（ひとり 1 月当たり）：160 時間
- c. 利用定員に基づき国の定める必要調理員数(当園の場合は 2 名)を超える勤務時間に相当する人員分

正しくは、各月ごとに配置基準 2 人を超える超過人員相当(c)を対象に、9 万円/月の補助限度額と比較して補助額を決定すべきであったと考えられる。超過人員相当の年間合計は、表のとおり延べ 3.2 人月³⁷となる。現在市が算定しているように特定の 1 名の年間人件費 250 万円を補助対象経費として、3.2 人月に相当する金額を算出すると、 $250 \text{ 万円} \div 12 \text{ か月} \times 3.2 = 67 \text{ 万円}$ となる。そのため、この計算によると年間補助申請額は補助上限額（9 万円×12 か月=108 万円）と比べて低い方の 67 万円となる。当園は 108 万円を交付申請していた。しかし市の実績審査では誤りが発見されず、正しいと考えられる交付額との差 41 万円分はそのまま過大に交付された。

³⁷ ただし、意見③にあるとおり、正しくは b の計算を小数点 2 位以下切捨てを行う必要がある。切り捨てで計算し直すと、超過人員相当年合計は 2.5 人月となり、さらに補助金確定額は小さくなる。ここでは論点を単純化するため、当該誤りは除外して園の提出した実績報告の数値に基づいて計算している。

過大交付額 41 万円の計算は、かなり仮定が入っているため、現時点の仮計算である。すなわち、1. 算定基礎となる人件費は人によってかなり異なるところ、うち任意の方の人件費を基礎として算定して良いのかが交付要綱からは不明³⁸、2. 超過人員の計算は上記申請書の例では 3.2 人月となるが、この園は各月を四捨五入した数値を記載しており、正しくは切捨て計算したものを記載することが必要であるため、超過人員数はこれより少なくなる、3. その他申請書に書かれた数値が正しいとして計算している、ためである。

そのため、市は交付額に誤りがないかさらに精査し、過大交付については還付を求められたい。

また、ほかの園でも同様の誤りが生じている可能性が高いため、市はすべての園を対象に再調査を実施し、過年度についても遡り同様の調査を行う必要がある。

- ② 任意に確認した 3 園すべてについて、市の実績審査が形式的に行われていることを伺わせる事態が生じていた。実績審査は、補助金交付額を決定する重要な審査である。市は実質的な審査を行うことが必要である。(結果)

任意の 3 園の交付申請書（11 月提出）と実績報告書（3 月末提出）から情報を抜粋すると以下のとおりとなっている。

施設名	就業規則労働時間/人 (a)	計画時間/ 月 (b)	実績時間/ 月 (c)	配置人員/ 月 (d) = (c) ÷ (a)	超過配置人員/年 (e)	アレルギー 児童数 (f)
A	171h	462h	462h	2.7	8.4 人月	4 人
B	160h	変動	変動	2.1～2.9	3.2 人月	7 人
C	155h	370h	370h	2.4	4.8 人月	12 人

出典：市から入手した実績報告書を監査人が一部加工

(b)は交付申請書に記載された月別労働時間（11 月提出のため、以降は予定）

(c)は実績報告書に記載された実績労働時間、月別に報告されている。

(d)は(c)÷(a)で計算し、小数点 2 位以下を切り捨てることとなっている。

³⁸ 市としては、算定基礎となる適切な人件費について今後検討すること。

これらの申請書類を見ると、以下の疑問が生じる。

- (ア) AとCの園では、実績報告書の労働時間が変動せず、毎月同じである。
- (イ) AとCの園では、交付申請書に記載の月別労働時間（10月まで実績、11月以降予定）と実績報告書の労働時間が、毎月ぴったり一致している。これに対しB園では、毎月実績は変動し、交付申請書（予定時間）とも一致していない。
- (ウ) (d) 1月当たり配置人員数の計算は交付申請書記載様式の説明（市作成）によると小数点2位以下切り捨てだが、BとCの園では四捨五入されている。
- (エ) 超過人員相当の人件費（補助対象経費）として、任意の1名（園によっては2名）の年間人件費支出が申請書に記載されているが、支払額は人によって異なるため、どの人の給与を基礎にするかによって、算出される交付額は異なる。対象人件費として正しい金額が記載されているのか。
- (オ) いずれの園も配置基準は2人だが、アレルギー児童数が4人と最も少ないA園の超過配置が最も多い（年間8.4人月）。アレルギー児童ひとり当たりで超過配置延べ人員数（年間）を比較すると、A園で2.1人月（8.4人月÷4人）、B園で0.3人月、C園で0.4人月と大きく違いがある。

これら申請書類から読み取れる状況について、市では疑問を持たず、また質問による合理性の吟味や根拠資料の確認を行っていないため、実績報告書の審査を真に行っていたとは言い難い。

(ウ)について、市所定のとおり切り捨て計算を行うと、補助金額は少なくなる。
(イ)について、実績労働時間が間違いであれば、これも交付金額の誤りにつながる。このような誤りは、通常過少申告する動機がないため、過大交付につながる可能性が高い（これらの誤りは①意見の仮計算とは別に発生している）。

市は、補助金交付額を決定する実績審査の重要性を鑑み、実質的な審査を行うことが必要である。

- ③ 誤りの生じた原因は交付申請書の様式によるものと考えられる。園の申請において誤りが生じただけでなく、市の実績審査においても誤りが発見されなかったことから、現状市が定めている交付申請書様式では誤りが生じやすいと考えられるため、市は様式の変更を検討されたい。（意見）

市は、交付申請書の記載方法について、毎年園に指導を行っているとのことである。しかしこの申請書類の判定様式では、超過人員分を示す箇所、意見①（イ）表cに当たる記載箇所がないため、cに相当する配置基準超過人件費のみが対象になることは園には理解されておらず、市の交付申請審査、実績審査においてもその誤りを発見できなかった。その事実から見て、現在の判定表は誤りが生じやすい

様式であると言える。こうした実態を見ると、ほかの園でも同様の誤りが生じている可能性が高いため、意見①に記載したとおり、市は補助金を交付したすべての園に対して、再調査を行う必要がある。また過年度についても遡り調査を実施する必要があると考えられる。

交付申請書及び実績報告書の判定シートの様式の変更を検討されたい。

- ④ 交付申請書類に記載されている数値や内容の根拠資料を入手していない。虚偽記載を防ぐためにも、交付申請書類に記載されている数値や内容の根拠資料を入手されたい。（意見）

寝屋川市食物アレルギー対策事業補助金交付要綱第8条において、本補助金における交付申請書類は下記のとおり定められている。

- (1) 補助事業に係る計画書
- (2) 補助事業に関する収入と支出を示した書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

そして、上述に基づき、現状では補助金申請時には下記の資料が交付申請書類として提出されている。

- (1) 寝屋川市食物アレルギー対策事業補助金交付申請書
- (2) 同補助金所要額調書
- (3) 同補助金事業実施計画書
- (4) 同補助金に係る収支予算書

これら(1)～(4)の書類については、市が指定した様式に沿って数値や内容を埋める形式となっており、特段これらの数値や内容の裏付けとなる資料の添付が求められているものではない。

すなわち、各保育園等から提出される寝屋川市食物アレルギー対策事業補助金事業実施計画書において補助対象経費の計算に用いられる数値を記入する欄があるが、これらの数値の算定根拠や最終的に補助対象経費として導き出される計算過程等は記載されていない。仮に誤った数値や虚偽の数値による申請が行われたとしても、その時点で、市はその数値が正しいものであるか否かを確認していない。

また、市は同実施計画書の中で列挙される、①食物アレルギーを有すると判断された児童の氏名②同児童の生年月日③同児童の入所年月日④同児童の診断書の年月日⑤同児童のアレルギー食物より、食物アレルギーを有すると判断された児童の有無を確認するに留まっている。仮にアレルギー診断がなされていない児童の名前を書類に記載し、あたかも食物アレルギーを有すると判断された児童がいるものとして申請が行われたとしても、その時点で、市は事実か否かを確認していない。

そのような虚偽記載の対策として、市は、寝屋川市食物アレルギー対策事業補助金交付要綱第5条で「(省略) 根拠となる医師の診断書は、民間保育所等で管理することとし、寝屋川市は、必要に応じて民間保育所等に資料提供を求めるものとする。」また、要綱第10条で「(省略) 職員に実地に調査を行わせ、又は補助事業者に対し必要な書類の提出を求めることができる。」と明記し、対象施設の監査や指導検査のタイミングで交付申請書類に記載されている数値や内容の根拠資料の提供を求める機会を設けている。

しかし、現実問題として毎年すべての交付先に対して監査や検査を行うわけではなく、数年に一度の周期である上、過去に「補助対象経費として申告された数値が虚偽であるか」「アレルギーとして申告された児童数が虚偽であるか」を必ず確認項目にしているかも確実ではない。実際、①で記載した誤謬による過大交付が本補助金で行われていた。また、昨今、ほかの地方自治体において補助金交付に際して保育園等が虚偽の申請を行い、補助金を不正受給していた例も下記のとおりいくつか見受けられる。それらは、市の監査や情報提供によって発覚し、最終的には補助金の返還を請求している。

横浜市 認可保育園	実際に勤務していない系列園の保育士5人が働いているように見せかけて、市の給付費を不正に受け取っていた事例 出典： https://www.asahi.com/articles/ASMCG4SQXMCGUTIL01Q.html
神戸市 認可保育園	保育に従事していた園長が管理運営業務に専念していたとする報告書を提出し、管理者を設置すると上乗せされる給付金を不正受給した事例 出典： https://www.sankei.com/article/20210830-6EJCHHBYHBOYFCIBIBB7ZJUYNM/

不正申告を未然に防ぐためにも、必要に応じ、交付申請書類に記載されている数値や内容の根拠資料を確認されたい。

- ⑤ 本補助金は2号と3号認定(家庭において必要な保育を受けることが困難)アレルギー児が対象とされ、同園に1号認定アレルギー児がいても、対象とならない。しかし、1号認定児を対象外とすべき合理的理由はないように見受けられる。公平性に配慮し、1号認定児も対象とすることを検討されたい。(意見)

寝屋川市食物アレルギー対策事業補助金交付要綱第5条において、本補助金における補助対象児童は、「補助事業の対象となる児童は、民間保育所等を利用する児童で、医師の診断により食物アレルギーを有すると判断された児童(以下「食物アレルギー児」という。)とする。」と定められている。

補助事業の対象となる未就学児童は下記のとおり3種類に分類されている。

1号認定児	満三歳以上の小学校就学前子ども(次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)
2号認定児	満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
3号認定児	満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

出典：子ども・子育て支援法第19条1号、2号、3号

ここで、本補助事業の実施計画書と実績報告書添付書類を確認したところ、補助対象児童の氏名等を記入する欄において、「2、3号児のみ記入してください。」との記載があった。この記載を踏まえて市に1号児は本補助金の対象児童に含まれるのか否かを確認したところ、現状市の取扱いでは補助金の対象としていないが、「含まれるべきかどうか」については検討を行っていないとの回答を得た。

元来より市では、「保育を必要とする子」にあたる2号認定児・3号認定児のみが補助事業の対象であるという認識であった。これは当課の担当範囲が福祉政策上「保育に欠ける子」を対象としており、1号認定児は対象外であったことに起因すると推測される。しかし、国の幼保一体化の政策の下に(旧)幼稚園と(旧)保育園の垣根は以前より低くなり、認定こども園では1号～3号認定児が同じ園に所属していることもありうる。認定こども園が本補助事業の補助対象事業者に含まれることを踏まえると、食物アレルギー児が1号児のみの補助対象事業者は本補助事業の対象とならず、補助金の交付を受けることができない、といったことに合理性はない。また、同じ施設にあっても、2、3号の児童はアレルギー対策費の補助を受けることができるが、1号児童は受けることができない、という不公平が生じる。もっとも、園として1号～3号という認定に関わらずアレルギーの子供に対応するために調理員の加配を行っていれば、当該園に2、3号認定アレルギー児がい

る限り補助金は交付されるため、結果に影響を及ぼさないとも考えられる。しかし 1 号児のみがいる園は調理員を加配してもこの補助金を受けられないことになるため、公平性を担保する観点から、本補助事業の対象を 2、3 号児童のみに限定することが適切なのかについては、改めて検討されたい。

上表のとおり、各利用者数の規模はランクによって大きく異なるため、ランクをごまかすことは容易ではないと考えられる。しかし、市が利用実績の真正性を確認するための措置を何ら取っていないことから、園が虚偽申告をしても判明しがたいことが施設には明らかであるから、年間 300 人前後、900 人前後などランクが変わる前後の利用実績であった場合は、虚偽申告の動機が高まりやすい。したがって市は、確認に要するコスト（労力）を鑑みながらも、一定の確認をすることが望ましい。施設の規模や過去の利用状況の推移などから、申告された利用実績に合理性があるか、ランクが変わる前後の利用者数の施設に着目するなども一案である。

月別利用実績表と実際の利用状況の合致について全件調査を行うことは事実上不可能であると考えられるが、不定期に抜き取り調査を行うことにより実績確認を行うことは可能であり、かつ補助金が適正に使用されたことを確認する上で有用であると考えられる。

20. 寝屋川市保育体制強化事業補助金（こども部 保育課）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市保育体制強化事業補助金
創設年度	平成 26 年度
終期年度	—
補助金等の見直しを行った年度	該当なし
補助金等の見直しを行った理由	該当なし
補助金等の目的	保育の体制を強化し、保育士が働きやすい職場環境を整備することで、保育士の就業継続及び離職防止を図るとともに、児童の園外活動時の安全管理を図る。
補助金等の概要及び対象事業	○ 概要 民間保育所等において、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備する事業に対して、人件費等の補助を行う。 ○ 対象事業 保育士の負担軽減のため保育支援者を配置する事業及び児童の園外活動時の見守り等を行う事業（国実施要綱に規定する要件を満たすものに限る。）
補助金等の分類	運営費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市保育体制強化事業補助金交付要綱
補助金等の交付先	民間保育所等
補助金額の算出方法	寝屋川市保育体制強化事業補助金交付要綱内の表に定める補助基準額と、補助事業に要する経費からその経費に係る寄附金その他市長が認める収入を控除した額とを比較して少ない方の額
補助金等の支払方法	確定払
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	国費 5：府費 2.5：市費 2.5

補助金等の予算額及び 決算額の推移 (直近3年間)	(単位：円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	当初予算額	36,720,000	33,480,000	55,800,000
	現計予算額	36,720,000	33,480,000	55,800,000
	決算額	19,191,470	27,764,761	23,929,754
補助金交付先数推移 (直近3年間)	(単位：件)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	交付先数	26	30	25
実績報告の時期	令和3年3月31日			
実績審査の方法	補助事業の実績資料等の実績報告書類の審査			

② 効果測定について

補助金等に期待する 効果	保育の体制強化による保育士の就業継続、離職防止及び保育士が働きやすい環境整備につながる。			
効果指標	補助申請件数			
効果指標の過去3年の 推移	(単位：件)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	交付先数	26	30	25

(2) 補助事業の概要

当補助事業は、国の「保育体制強化事業」に基づき実施されるものである。当補助事業は、住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時の安全管理を図ることを目的としている。

なお保育支援者とは、保育士資格を有しない者で、次の業務を行う者である。

- ① 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- ② 給食の配膳・あとかたづけ
- ③ 寝具の用意・あとかたづけ
- ④ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
- ⑤ 児童の園外活動時の見守り等
- ⑥ その他、保育士の負担軽減に資する業務

(3) 監査の結果及び意見

① 実績審査において、補助対象である人件費の実績値が確認できる支出控除一覧表や支出時の通帳コピー等も入手し確認を行うことが望ましい。(意見)

当補助金の補助対象経費は保育支援者に対する人件費が主な内容である。補助金額については、下記の補助基準額と補助事業に要する経費を比較し、いずれか少ない方の額を補助することとしている。

補助対象経費	補助基準額
補助事業を実施するために必要な経費	(1)民間保育所等 1 か所当たり月額 100,000 円(当該保育支援者が児童の園外活動時の見守り等に取り組む場合は、民間保育所等 1 か所当たり月額 150,000 円)に対象月数を乗じて得た額 (2)児童の園外活動時の見守り等に取り組む場合(保育支援者が児童の園外活動時の見守り等に取り組む場合を除く。)民間保育所等 1 か所当たり月額 50,000 円に対象月数を乗じて得た額

出典：寝屋川市保育体制強化事業補助金交付要綱

この補助金は確定払いのため、実績報告時に「当該補助金精算書」「当該補助金事業実施報告書」「当該補助金に係る決算見込み」「職員名簿」の 4 点の提出を求め、補助対象経費の実績値を確認し、補助基準額と比較の上、補助金額を決定している。

実績審査における補助対象経費たる人件費の金額の確認とは、補助金精算書と補助実施計画書に記載された数値の一致の確認が中心で、人件費の実際の支出額の直接的な根拠となる支出控除一覧表や支出時の通帳のコピー等までは確認していない。

この点、実績審査時は上記の確認にとどまっているものの、交付決定時に雇用契約書を入手し、保育支援者の時給は確認しているため、人件費の実績金額の妥当性について一定程度確認はできている。

しかし、より正確に実績数値を把握するためには実際支給額を直接的に把握できる支給控除一覧を確認するのが最も信頼性が高くかつ効率的であり、実際、ほかの担当課の補助金の実績確認においては、人件費の実績確認は支給控除一覧や支出時の通帳のコピー等まで確認を実施しているケースが多い。

したがって、保育課の実績審査においても、補助対象である人件費の実績値が確認できる支出控除一覧表等を入手し、確認を行うことが望ましい。

- ② 令和2年度における当補助金の申請は、交付対象施設の6割に留まっている。補助対象となる保育支援者には特段資格要件がなく、保育支援者の配置に伴う園の追加的経済負担も限定的であると考えられるため、導入施設が6割に留まっている理由について、申請を行っていない園から聞き取り調査を行うなど、交付先の増加を図る努力を行われたい。(意見)

当補助金は、保育士の負担軽減のため保育支援者を配置する事業及び児童の園外活動時の見守り等を行う事業(国実施要綱に規定する要件を満たすものに限る。)を実施する認可保育施設であれば、申請可能である。寝屋川市内には認可保育施設は市内に42か所存在するため、要件を充足すれば最大で42か所の認可保育施設が補助対象となる。

市は補助事業の周知自体は42か所すべてに個別に行っており、実際に交付申請があった施設についてはすべて交付を行っている。なお直近3年の交付先数の推移は以下のとおりである。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
交付先数	26	30	25

当補助事業について、交付するための主な要件は保育士の負担軽減のため保育支援者を配置することのみであり、保育支援者には特段資格要件等は定められていないため、要件を充足することは特段難しくない。しかし、実際の交付先数は過去3年25～30件と寝屋川市内には認可保育施設の総数の6～7割にとどまっている。また令和元年度から令和2年度にかけて交付先数が5件減少している。

補助金の交付申請を行っていない園が多い理由について、市は、適当な保育支援者を確保することが難しいからではないか、と推測しているが、現状市として補助金申請を行っていない理由等を詳細に把握・検討していない。

補助金申請を行わない理由として、適当な保育支援者が見つからないことのほかに、保育支援者を新規に雇用することによる保育園側の金銭的な負担がハードルになることも考えられるが、補助対象となる保育支援者の大半はパートや非常勤職員であるため、追加人件費が補助基準額内に収まるよう、保育園側で保育支援者の就業時間を設定することも可能であり、その場合保育園側の金銭的な負担の増加は限定的である。人材の確保が困難であれば、シルバー人材センターに依頼して適切な人材がいらないか確認してみることも一案である。

このように、補助金申請を行っていない理由が定かではない状況を踏まえると、補助金申請を行っていない理由を把握・検討することは、交付先数の増加や保育園が抱える課題の把握に資すると考えられる。

本補助事業は、国の「保育体制強化事業」に基づき実施されるものであるため具体的な制度設計を変更することは困難であるが、補助金の交付先数を効果指標にするのであれば、市としては効果の増進に努めなければならない。

保育の体制を強化し、保育士が働きやすい職場環境を整備することは、市全体としても力を入れて取り組んでいる施策であるため、補助申請を行っていない民間保育所等に対して、補助申請を行っていない理由をヒアリングし分析することは、効果指標としている交付先数の増加や、市独自の補助事業の内容の改変に反映できる可能性がある。

補助申請を行っていない民間保育所等に対して、補助申請を行っていない理由をヒアリングし、補助金交付先数の増加が図れるよう検討されたい。

21. 寝屋川市障害児保育事業補助金（こども部 保育課）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市障害児保育事業補助金			
創設年度	平成 21 年度			
終期年度	—			
補助金等の見直しを行った年度	令和元年度			
補助金等の見直しを行った理由	厚生労働省こども家庭局保育課発、「障害児保育に係る保育士等の配置について」（平成 30 年 9 月 11 日付事務連絡）において、概ね障害児 2 名に対し、保育士 1 名を配置する旨の通知があったため			
補助金等の目的	障害のある子どもが地域の中で共に育ち、暮らすことができる環境づくりに努めることによって、児童福祉の増進を図る。			
補助金等の概要及び対象事業	○ 概要 心身に障害がある児童を保育所等で受入れ、集団保育を行うことで、障害のある児童の心身の発達を促す。 ○ 対象事業 障害児保育事業			
補助金等の分類	運営費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市民間保育所運営費補助金交付要綱			
補助金等の交付先	民間保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等			
補助金額の算出方法	補助基準額と、補助対象経費からその経費に係る利用料、寄附金その他市長が認める収入を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。 （補助基準額） 加配対象児童に対して必要となる加配保育士数 1 人当たり 3,000,000 円 （重度 1：1、中度・軽度 2：1）			
補助金等の支払方法	概算払（一部確定払いを含む）			
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10			
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	（単位：円）			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	当初予算額	125,000,000	150,000,000	147,000,000
	現計予算額	125,000,000	150,000,000	147,000,000
	決算額	83,699,295	133,128,380	146,257,161

補助金交付先数推移 (直近3年間)	(単位：件)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	交付先	28	30	34
実績報告の時期	令和3年3月31日			
実績審査の方法	補助事業の実績資料等の実績報告書類の審査			

② 効果測定について

補助金等に期待する 効果	障害児保育の充実			
効果指標	申請件数			
効果指標の過去3年の 推移	(単位：件)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	交付先	28	30	34

(2) 監査の結果及び意見

① 実績審査において、補助対象である人件費の実績値が確認できる支出控除一覧表や支出時の通帳コピー等も入手し確認を行うことが望ましい。(意見)

当補助金の補助対象経費は保育支援者に対する人件費が主な内容である。補助金額については、下記の補助基準額と補助事業に要する経費を比較し、いずれか少ない方の額を補助することとしている。

障害児保育事業	(1)概ね加配対象児童2人に対して保育士又は保育教諭（以下「保育士等」という。）1人（加配対象児童が重度障害児に場合は加配対象児童1人に対して保育士等1人）を配置して障害児保育を実施すること。 (2)重度障害児又は中度障害児の保育を実施している場合において、当該障害児の保育に必要な既存施設の改修、設備の設置及び修繕又は備品の購入等の環境改善を実施すること。	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費 (1)補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 障害児保育事業の実施に必要な経費 (2)補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 障害児保育に必要な既存施設の修繕費、設備の設置費及び修繕費又は備品の購入費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 (1)補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 加配対象児童の人数に応じて必要となる保育士等の人数に3,000,000円を乗じた額 (2)補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 1施設当たり年額1,029,000円
---------	---	--	---

出典：寝屋川市民間保育所等運営補助金交付要綱

補助申請時には、「補助金所要額調書」「収支予算書」「保育士証」「補助金実施計画書」等の提出を求め審査を実施している。補助の対象となる児童の情報については「補助金実施計画書」に記載されている。当該児童が要綱に定める要件を満たしているかについては、障害者手帳交付時の情報と突合することで確認を行っている。

実績報告時には、「当該補助金精算書」「当該補助金事業実施報告書」「当該補助金に係る決算見込み」の3点の提出を求め、補助対象経費の実績値を確認し、補助基準額と比較の上補助金額を決定している。

実績審査における補助対象経費たる人件費の金額の確認については、補助金精算書と補助実施計画書に記載の数値の整合性の確認が中心であり、人件費の実際の支出額の直接的な根拠となる支出控除一覧表や支出時の通帳のコピー等までは確認を実施していない。

この点、実績審査時は上記の確認にとどまっているものの、交付決定時に必要に応じて雇用契約書を確認し、保育支援者の時給は確認しているため、人件費の実績金額の妥当性について一定程度確認はできている。

しかし、より正確に実績数値を把握するためには実際支給額を直接的に把握できる支給控除一覧を確認するのが最も信頼性が高くかつ効率的であり、実際、ほかの担当課の補助金の実績確認において、人件費の実績確認は支給控除一覧や支出時の通帳のコピー等まで確認を実施しているケースが多い。

したがって、実績審査において、補助対象である人件費の実績値が確認できる支出控除一覧表等も入手し確認を行うのが望ましい。

22. 寝屋川市病児保育事業（体調不良児対応型）補助金（こども部 保育課）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市病児保育事業（体調不良児対応型）補助金																			
創設年度	平成 19 年度から病児・病後児型で事業開始 平成 20 年度から体調不良児対応型となる																			
終期年度	－																			
補助金等の見直しを行なった年度	該当なし																			
補助金等の見直しを行なった理由	該当なし																			
補助金等の目的	病児保育を行うことによって、児童福祉の増進を図る。																			
補助金等の概要及び対象事業	○ 概要 保育中に、微熱を出すなどの「体調不良」になった場合において、保護者が迎えに来るまでの間に緊急的な対応を行うため、経費に対する補助を行う。 ○ 対象事業 病児保育事業（体調不良児対応型）																			
補助金等の分類	運営費補助																			
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市民間保育所運営費補助金交付要綱																			
補助金等の交付先	民間保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等																			
補助金額の算出方法	補助対象経費の合計額と補助基準額のいずれか低い額 （補助基準額） 実施保育所等 1 施設当たり 4,472,000 円を上限 研修参加費用職員 1 人当たり 10,000 円を上限																			
補助金等の支払方法	概算払																			
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	国費 1/3：府費 1/3：市費 1/3																			
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	（単位：円） <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>当初予算額</td><td>64,995,000</td><td>70,096,000</td><td>76,194,000</td></tr><tr><td>現計予算額</td><td>64,995,000</td><td>70,096,000</td><td>76,194,000</td></tr><tr><td>決算額</td><td>61,957,229</td><td>64,615,387</td><td>67,293,978</td></tr></table>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	当初予算額	64,995,000	70,096,000	76,194,000	現計予算額	64,995,000	70,096,000	76,194,000	決算額	61,957,229	64,615,387	67,293,978
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																	
当初予算額	64,995,000	70,096,000	76,194,000																	
現計予算額	64,995,000	70,096,000	76,194,000																	
決算額	61,957,229	64,615,387	67,293,978																	

補助金交付先数推移 (直近3年間)	(単位：件)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	交付先	15	16	17
実績報告の時期	令和3年3月31日			
実績審査の方法	事業の実績資料等の実績報告書類の審査			

② 効果測定について

補助金等に期待する 効果	病児保育の充実			
効果指標	補助申請件数			
効果指標の過去3年の 推移	(単位：件)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	交付先	15	16	17

(2) 監査の結果及び意見

- ① 病児保育（体調不良児対応型）事業補助金の申請は、令和2年度において対象施設の4割に留まっている。病児保育対応に伴う園の追加的経済負担は、補助金でほぼカバーされるよう設計されているため、導入施設が4割に留まり伸び悩んでいる理由について、申請を行っていない園から聞き取り調査を行うなど、交付先の増加を図る努力を行われたい。（意見）

当補助金は、病児保育事業を実施する認可保育施設であれば、申請可能である。寝屋川市内には認可保育施設は市内に42か所存在するため、要件を充足すれば最大で42か所の認可保育施設が補助対象となる。令和2年度においては、病児保育事業を実施する認可保育施設は17か所であり、申請した園のすべてが交付対象となっている。

通常保育を行う場合、看護師配置は法律上義務付けられていないため、病児保育（体調不良児対応型）を行うために追加的に必要な要件は主に、看護師等を1人以上配置することである。病児保育用の部屋を別途確保するなどといった設備面での要件やその他複雑な要件は課されていない。抽出して資料閲覧した園でも看護師配置は1名で、人件費全額を補助金で賄うことができおり（補助金上限額4,472,000円）、園の追加的経済負担は限定的であると想定される。事業の内容は「保育中に、微熱を出すなどの「体調不良」になった場合において、保護者が迎えに来るまでの間に緊急的な対応を行う」ものであるため、積極的に実施すべきものであると考えられる。

しかし、直近3年間における実際の交付件数は15～17件と寝屋川市内には認可保育施設の総数の3.5～4割にとどまっている。看護師の人材確保が困難であるなどの理由は想定されるが、市は明確な理由を把握していない。

本補助事業は、国の「病児保育事業」に基づき実施されるものであるため具体的な制度設計を変更することは困難であるが、補助金の交付先数自体は市の努力によって改善できる点である。

補助申請を行っていない理由をヒアリングし、分析することは、効果指標としている交付先数の増加や、市独自の補助事業の内容の検討に効果的である可能性がある。

補助申請を行っていない民間保育所等に対して、補助申請を行っていない理由をヒアリングし、補助金交付先数の増加が図れるよう検討されたい。

23. 寝屋川市待機児童 ZERO プラン推進事業補助金（こども部 保育課）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市待機児童 ZERO プラン推進事業補助金
創設年度	平成 29 年度
終期年度	—
補助金等の見直しを行った年度	平成 30 年度 保育士宿舎借り上げ支援事業
補助金等の見直しを行った理由	平成 29 年 4 月 1 日以降に寝屋川市の区域内に存する補助事業の対象となる施設に初めて採用された保育士に係る宿舎を借り上げる場合の当該事業に係る補助率は、10/10 とする。
補助金等の目的	保育士の確保、待機児童の解消及び児童の福祉の増進を図る。
補助金等の概要及び対象事業	・児童受入促進事業 年度途中の児童の受入れを促進するため、受入れが見込める民間保育所等で、配置基準を上回る保育士 1 人分の人件費を補助する ・保育士処遇改善事業 平成 29 年度から令和 5 年度までの間に初めて市内で正規職員として採用された保育士に対して補助する ・保育士宿舎借り上げ支援事業 保育士の家賃負担の軽減を図るため、民間保育所等が保育士の入居用に借り上げた宿舎の費用を補助する
補助金等の分類	その他事業補助
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市待機児童 ZERO プラン推進事業補助金交付要綱
補助金等の交付先	民間保育所、認定こども園、家庭的保育事業等
補助金額の算出方法	・児童受入促進事業 1 施設当たり 月額 300,000 円を上限 ・保育士処遇改善事業 1 人当たり 月額 ①採用 1 年目 15,000 円 ②採用 2 年目 8,000 円 ③採用 3 年目 3,000 円 ・保育士宿舎借り上げ支援事業 宿舎 1 戸当たり 月額 82,000 円を上限
補助金等の支払方法	概算払
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10 (宿舎借り上げのみ、市費 5 : 国費 5)

補助金等の予算額 及び決算額の推移 (直近3年間)	(単位：円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	当初予算額	185,562,000	154,656,000	161,784,000
	現計予算額	186,485,000	154,656,000	161,784,000
	決算額	92,627,735	111,732,913	118,591,692
補助金交付先数推移 (直近3年間)	(単位：件)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	交付先	41	40	40
実績報告の時期	令和3年3月31日			
実績審査の方法	事業の実績資料等の実績報告書類の審査			

② 効果測定について

補助金等に期待する 効果	待機児童の解消			
効果指標	待機児童数			
効果指標の過去3年の 推移	(単位：人)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	待機児童数	0	0	0

(2) 補助事業の概要

当補助事業は、待機児童 ZERO プランに基づき、円滑に待機児童対策を行うため、保育士の事業活動等を実施し、保育士確保及び保育士の離職防止を図ることで、年間を通じた待機児童の解消に資することを目的としている。

待機児童 ZERO プランとは、保育士不足が深刻化する状況を踏まえ、年間を通じた待機児童ゼロに取り組むために平成29年に策定された計画である。寝屋川市では、平成26年度からは4月1日時点で待機児童は0名であったが³⁹、平成25年4月に国が作成した「待機児童解消加速化プラン」においては、平成29年度に保育ニーズがピークを迎えると想定されており、また近隣市においても保育士不足が顕在化していることから、待機児童の発生を未然に防ぐために待機児童 ZERO プランが作成された。

待機児童 ZERO プランでは、当補助事業のほか、保育士等を対象として保育セミナーの実施、保育士キャリアアップ研修の経費補助などを実施している。なお待機児童 ZERO プランは、令和元年7月に取組期間を2年間延長することが決定され「待機児童 ZERO プランR」として引き続き実行されている。

³⁹ 平成26年から平成29年は年度途中で待機児童は発生しており、平成30年度以降は通年で待機児童が0名となっている。

当補助事業では保育士の確保のため以下の3つの事業を実施している。

① 児童受入促進事業

年度途中の自動受入れを促進するため、保育士の配置基準を超えて配置する保育士1人に要する人件費を補助する。

② 保育士処遇改善事業

保育士の確保及び職場への定着を図るために必要な賃金改善に要する人件費を補助する。

③ 保育士宿舍借り上げ支援事業

保育士の処遇改善に資するため、保育士用の宿舍を借り上げるにあたり必要な経費、賃借料等を補助する。

(3) 監査の結果及び意見

① 保育士宿舍借り上げ支援事業の月額上限額について、市内の住居の賃借料の相場を加味した水準に設定することが望ましい。(意見)

保育士宿舍借り上げ支援事業について、補助金額は宿舍1戸当たり月額82,000円を上限としている。

しかし、民間企業の不動産賃貸情報サイトを参照すると、寝屋川市における一般的な一人暮らし用住居の家賃の相場は3.5万円～7万円程度がボリュームゾーンとなっている。また当補助金の申請実績を見ても賃料は3.5万～7万の範囲内となっているケースが大半であり、ボリュームゾーンを上回る上限額となっている。

寝屋川市の家賃相場のボリュームゾーンを上回る上限額を設定することは、必要以上に家賃の高い物件の借り上げを誘導することにつながりかねず、補助事業の経済的な実施上望ましくない。

保育士宿舍借り上げ支援事業の月額上限額について、市内の住居の賃借料の相場を加味した水準となるよう検討されたい。

24. 寝屋川市衛生用品等購入補助金（こども部 保育課）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市衛生用品等購入補助金		
創設年度	令和 2 年度		
終期年度	—		
補助金等の見直しを行った年度	該当なし		
補助金等の見直しを行った理由	該当なし		
補助金等の目的	感染症に強い体制を整え、感染症対策を徹底することで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する。		
補助金等の概要及び対象事業	○概要 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策を目的とした衛生用品の購入経費を支援するとともに、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費を補助する。 ○対象事業 新型コロナウイルス感染症対策事業		
補助金等の分類	その他事業補助		
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市民間保育所等衛生用品等購入補助金交付要綱		
補助金等の交付先	保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、認可外保育所、延長保育事業、一時預かり事業または病児保育事業を実施する者。		
補助金額の算出方法	補助対象経費の合計額と補助基準額 500,000 円のいずれか低い額（各事業で 500,000 円を上限）		
補助金等の支払方法	確定払		
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	国費 10		
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	（単位：円）		
		平成 30 年度	令和元年度
	当初予算額	—	—
	現計予算額	—	—
	決算額	—	—

補助金交付先数推移 (直近3年間)	(単位：件)		
		平成30年度	令和元年度
	交付先	—	54
実績報告の時期	令和3年3月31日		
実績審査の方法	事業の実績資料等の実績報告書類の審査		

② 効果測定について

補助金等に期待する 効果	新型コロナウイルス感染拡大の防止		
効果指標	補助申請件数		
効果指標の過去3年の 推移	(単位：件)		
		平成30年度	令和元年度
	交付先	—	54

(2) 保育所等に対する新型コロナウイルス感染症対策関連の補助金事業

i 寝屋川市民間保育所等運営費補助金（新型コロナウイルス感染症対策事業）

対象年度	令和元年度・令和2年度
補助金額	令和元年度と令和2年度で合算して1施設50万円
概要	- 国費財源は保育対策総合支援事業費補助金 - 寝屋川市民間保育所等運営費補助金の一環として交付申請及び交付確定が行われる
補助対象経費	子ども用マスク及び消毒液等の購入、施設の消毒その他新型コロナウイルス感染症対策として実施する安全対策事業に要する経費

ii 寝屋川市民間保育所等衛生用品等購入補助

対象年度	令和2年度
補助金額	延長保育、一時預かり、病児保育、通常保育それぞれ50万円、 よって1施設最大200万円
概要	国費財源は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
補助対象経費	下図（寝屋川市民間保育所等衛生用品等購入補助金交付要綱）参照

- ・上記2つの補助金事業は重複受給が可能

(3) 監査の結果及び意見

- ① 情報格差を原因とした施設ごとの認識の差により、補助金申請において公平性を欠く事態が生じることを避けるため、補助対象経費に対する各交付先の認識の差を是正する対策を検討されたい。(意見)

本補助金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）の実施について（令和2年6月19日付け子発0619第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙に定める新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱の第3項第2号「児童福祉施設等における感染拡大を防止する観点から、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入等に対する支援を行うとともに、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費を支援することにより、児童福祉施設等における継続的な事業実施に向けた環境整備を図ることを目的とする。」に基づき創設された。

上記の目的に資する補助対象経費として、寝屋川市民間保育所等衛生用品等購入補助金交付要綱第4条では、下記のとおり記載がなされている。

補助対象経費	補助基準額
新型コロナウイルス感染症対策のために要する経費で次の各号に掲げる経費	1施設当たり 500,000 円
(1) 子ども用マスク、消毒液等の購入、施設の消毒その他衛生用品を購入するための経費	
(2) 研修の受講に要する経費	
(3) 通常想定していない感染症対策に関する業務として職員が消毒・清掃等を実施した場合の手当（超過勤務手当、休日勤務手当等）及び非常勤の職員を雇上した場合の賃金	
(4) マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋その他職員個人が施設及び日常生活において必要とする物品等の購入に要する経費	

（出典：寝屋川市民間保育所等衛生用品等購入補助金交付要綱）

交付対象施設である保育園等のうち、91.5%にあたる54施設が寝屋川市民間保育所等衛生用品等購入補助金交付要綱に基づき交付申請を行い、そのすべてが補助金を受給していた。当補助金は補助対象保育種別（延長保育、一時預かり、病児保育、通常保育）ごとに50万円が限度額であるため、施設が行っている保育種別が何種類あるかで受給額は大きく異なるが、種別ごとに見ても、50万円の限度額いっぱい受給している施設と、限度額の半額から1割に満たない施設が見られるなど、差が生じていた。

ここで、補助金の交付を受けた施設の実績報告書に記載された補助対象経費を比較すると、各施設で下記のような違いが散見された。

A 保育園

補助対象経費			
スリッパ	支出額	<	補助 基準額
非接触型機械			

(出典：市から入手した実績報告書を監査人が一部加工)

支出額が補助基準額に満たないため、支出額のみ補助

B 保育園

補助対象経費			
体温測定器	支出額	>	補助 基準額
保育用教材（玩具）			

(出典：市から入手した実績報告書を監査人が一部加工)

支出額が補助基準額を超えるため、補助基準額満額支給

A 保育園のスリッパや非接触型機械、また、B 保育園の体温測定カメラに関しては、職員や児童同士が直接接触する機会を減らすもの、また体調管理に資するものにあたることから上図の補助対象経費に該当すると判断できる。一方で、B 保育園の保育用教材（玩具）については、上図の補助対象経費(1)～(4)のいずれにも該当するとは判断しがたい。つまり、(1)衛生用品ではなく、(2)研修費でなく、(3)手当・賃金でなく、(4)職員個人が必要とする物品にもあたらない。そこで、市はB 保育園に保育用教材（玩具）の使用用途についてB 保育園に確認を行い、「新型コロナウイルス感染症対策のために園児を少人数毎に分けて保育したことから、追加で保育用教材（玩具）が必要となり購入に至った。」との回答を得たため、新型コロナウイルス感染防止に関連した支出として補助対象経費に該当すると判断し交付を決定した。

この判断が適正であったか要綱上の文言のみでは判断しがたいが、それであるからこそ、補助を申請した各施設においても解釈が異なる可能性があり、下記のとおり補助金交付に関して公平性に欠ける事態が生じるおそれがある。

例) 補助対象経費に該当すると直ちに判断しがたい物品 C

D 保育園	交付要綱に記載されている補助対象経費の範囲を文字どおり受け取り、物品 C は補助対象外経費であると判断。 実績報告書の支出額には含めなかった結果、勿論物品 C に対する補助額は受け取れず。
E 保育園	交付要綱に記載されている補助対象経費の範囲にあてはまるか判断しがたいが、新型コロナウイルス感染症対策のための支出であることから、物品 C は補助対象経費であると判断。 実績報告書の支出額には含めた結果、市からの問い合わせはあったが、内容を説明したところ補助対象経費と判断され、物品 C に対する補助額を受け取った。

同様の物品等に支出していたとしても、各施設の認識や判断の違いにより補助金交付の有無に差が出るような公平性に欠く事態は、市としても避けられたい。また、上記例のように(1)～(4)に該当するとは直接的に判断しがたい支出について、実際に交付対象として良かったのかどうかについては、上記公平性の観点とも合わせて再度検証を行われたい。引き続き積極的に各施設からの相談対応を行うとともに、他施設で補助対象経費と判断された事例を紹介する等、補助対象経費に対する各交付先の認識の差を少しでも是正する対策を今後検討されたい。

- ② 補助金の有効性を担保するため、補助金交付申請のなかった施設に対して、申請を行っていないことが妥当かどうか判断し、場合によっては補助金を利用して新型コロナウイルス感染症対策を実施するよう呼びかけるといった働きかけをされたい。(意見)

本補助金の交付対象施設は、児童福祉法第 35 条第 3 項または第 4 項に基づいて設置された寝屋川市認可保育施設 43 施設と寝屋川市認可外保育施設 16 施設を合わせた全 59 施設となっている。全対象施設の中で、本補助金の交付を受けたのは、下図のとおりである。

	交付申請数/母数	割合
認可保育施設	43 施設/43 施設	100%
認可外保育施設	11 施設/16 施設	68.75%

(出典：市からのヒアリングをもとに監査人が作成)

市における認可外保育施設の施設種別としては、ベビーホテル・企業主導型保育施設・事業所内保育施設・院内保育施設・居宅訪問型保育事業が挙げられる。そのうち図のとおり、交付申請のなかった5施設に関して、市が補助金の交付申請について状況確認を行ったところ、「院内保育施設であるため別の補助金で賄っている。」「小規模な施設であるため不要である。」といった回答を入手した。ここで市は、病院内の3施設については、病院内施設ということもあり衛生対策が十分にとられているものと考えたが、その他の小規模2施設について、その後は特段市から働きかけを実施することはなかった。なお、この包括外部監査を機に、その他の小規模2施設についても再度聞き取り調査を実施したところ、「国等、別の補助金を利用して衛生対策を実施済」との回答を得ており、その具体的な感染対策内容も確認できた。

市としては、各施設において新型コロナウイルス感染症対策を充分に実施し、安心して事業を継続していくことができるようすべての交付対象施設に対して働きかけることで、補助金の有効性を確保していく必要がある。そのため、交付申請のなかった施設に対して、引き続き状況確認を実施すると共に、その回答の妥当性の検討、ひいては本補助金を利用して新型コロナウイルス感染症対策を実施するよう呼びかけるといった働きかけを行っていきたい。

25. 寝屋川市木造住宅耐震改修補助金（まちづくり推進部 住宅政策課）

（1）補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市木造住宅耐震改修補助金
創設年度	平成 20 年
終期年度	—
補助金等の見直しを行った年度	平成 22 年度、平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度、平成 26 年度、平成 29 年度、平成 30 年度
補助金等の見直しを行った理由	平成 22 年度： ・ シェルター設置工事を補助対象にした。 平成 23 年度： ・ 補助対象経費を変更した。 （100 分の 23 補助から全額補助へ。） 平成 24 年度： ・ 設計補助を追加した。 ・ その他、文言等を修正した。 平成 25 年度： ・ 改修補助の上限金額を上乗せした。 （60 万円から 90 万円へ。） ・ 長屋または共同住宅の上限金額を設けた。 平成 26 年度： ・ 簡易改修（上部構造評点を 0.7 以上に上げる工事）を補助対象とした。 平成 29 年度： ・ 簡易改修（上部構造評点を 1 階のみ 1.0 以上に上げる工事）を補助対象とした。 平成 30 年度： ・ 代理受領制度に係る条文を追加した。
補助金等の目的	市内の木造住宅の耐震改修を促進し、もって地震による市内の人的・経済的な被害の軽減を図ることを目的とする。
補助金等の概要及び対象事業	市内に存する木造住宅の耐震改修工事を行う当該木造住宅の所有者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助金等の分類	施設整備補助
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市木造住宅耐震改修補助金交付要綱 寝屋川市木造住宅耐震改修補助金交付要領
補助金等の交付先	補助対象建築物を所有する個人
補助金額の算出方法	設計： 補助対象経費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、100,000 円を上限とする。 改修： 補助対象経費の額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てたがく）または 900,000 円のうちいずれか低い額。 ただし、長屋または共同住宅にあつては、当該補助対象経費の額を「1 住戸当たり、その床面積の合計（その面積に

	1 平方メートル当たり 20,000 円を乗じて得た額の各住戸の合計額または住戸数に 900,000 円を乗じて得た額のうちのいずれか低い額。 ※ シェルター設置工事の場合は、補助対象経費の額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）または 900,000 円のうちのいずれか低い額。																			
補助金等の支払方法	確定払																			
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	設計 国費 5：府費 2.5：その他 2.5 改修 国費 5：府費 1.6：その他 3.4 または 国費 5：府費 1.1：その他 3.9 その他は「安全・安心なまちづくり対策基金」。																			
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	(単位：円) <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>当初予算額</td><td>40,000,000</td><td>40,000,000</td><td>50,000,000</td></tr><tr><td>現計予算額</td><td>60,000,000</td><td>41,320,000</td><td>50,000,000</td></tr><tr><td>決算額</td><td>22,206,000</td><td>41,320,000</td><td>7,700,000</td></tr></table> ※ 令和元年度の実績増加は、平成 30 年度大阪府北部地震が発生し耐震診断が増加したが、年度内は需給がひっ迫して工事が完了せず、次年度に工事を行ったことによるもの。					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	当初予算額	40,000,000	40,000,000	50,000,000	現計予算額	60,000,000	41,320,000	50,000,000	決算額	22,206,000	41,320,000	7,700,000
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																	
当初予算額	40,000,000	40,000,000	50,000,000																	
現計予算額	60,000,000	41,320,000	50,000,000																	
決算額	22,206,000	41,320,000	7,700,000																	
補助金交付先数推移 （直近 3 年間）	(単位：件) <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>交付先数</td><td>22</td><td>42</td><td>8</td></tr><tr><td>住宅の耐震化率</td><td>81.3%</td><td>82.1%</td><td>82.7%</td></tr></table>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	交付先数	22	42	8	住宅の耐震化率	81.3%	82.1%	82.7%				
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																	
交付先数	22	42	8																	
住宅の耐震化率	81.3%	82.1%	82.7%																	
実績報告の時期	耐震改修工事の完了した日から 20 日を経過した日または補助金の交付申請に係る会計年度の 3 月 15 日のいずれか早い日まで。																			
実績審査の方法	書類審査																			

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	地震による建築物の倒壊等の被害から、市民の生命、身体及び財産を保護することができる。			
効果指標	交付申請件数			
効果指標の過去 3 年の推移	(単位：件)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	交付先数	22	42	8

(2) 監査の結果及び意見

① 補助金交付の決定をなす際、書面上、交付要綱の要件が充足されていることが明確であるかの確認を徹底されたい。(結果)

寝屋川市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第4条(2)において、補助対象建築物の要件の1つとして、「前号に掲げるもののほか、法の規定に適合していること」が挙げられている。しかし、交付決定がなされているにもかかわらず、建物の建ぺい率・容積率が建築基準法に適合しているか否かについて担当者が作成した「不明」とのメモがあり、メモ作成後法適合性について確認したか否かについて全く資料がないものがある。

上記事案において、交付決定前に当該建物の建ぺい率・容積率が建築基準法に適合していることが確認されたとしても、その事実が書面に記載されなければ、事後的に補助金交付が適正になされたか判断することができない。

交付要綱の要件が充足されていることは書面上明確にする必要がある。

26. 寝屋川市密集住宅地区老朽木造集合住宅除却費等補助金（まちづくり推進部 住宅政策課）

（1）補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市密集住宅地区老朽木造集合住宅除却費等補助金			
創設年度	平成 23 年度			
終期年度	令和 2 年度			
補助金等の見直しを行った年度	平成 27 年度			
補助金等の見直しを行った理由	木造長屋住宅を補助対象とし、補助金の一層の活用促進を図る。			
補助金等の目的	防災性の向上を図りつつ良好な市街地の形成を促進することを目的とする。			
補助金等の概要及び対象事業	密集住宅地区内の老朽木造集合住宅の所有者に対して除却費及び入居者移転費の補助を行う。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市密集住宅地区老朽木造集合住宅除却費等補助金交付要綱			
補助金等の交付先	密集住宅地区内の老朽木造集合住宅の建物所有者等			
補助金額の算出方法	除却工事費：除却工事に要する費用と算定基準により算出した金額とのいずれか低い方の金額（補助限度額 250 万円） 入居者移転費：動産移転に要する費用と算定基準により算出した金額とのいずれか低い方の金額（補助限度額 180 千円）			
補助金等の支払方法	確定払			
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	国費 5：府費 2.5：市費 2.5（重点密集市街地内の除却であり、入居者なしの場合） 国費 10/24：府費 5/24：市費 9/24 上記以外）			
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	(単位：円)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	当初予算額	83,080,000	82,480,000	68,824,000
	現計予算額	83,080,000	82,480,000	68,824,000
	決算額	74,697,000	56,972,000	32,687,000

補助金交付先数推移 (直近3年間)	(単位：件)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	交付先数	47	32	20
実績報告の時期	令和3年3月31日			
実績審査の方法	事業の実績資料等の実績報告書類の審査			

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	老朽木造集合住宅の除却費等を補助し、除却を促進することにより、地区内の不燃領域率向上を図る。			
効果指標	不燃領域率（寝屋川地区）			
効果指標の過去3年の推移				
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	目標値	40%	40%	40%
	実績値	36.3%	37.7%	38.6%

(2) 監査の結果及び意見

① 不燃領域率は当補助金が達成したい効果とは直結していないため、効果測定にあたり、より適切な効果指標を検討されたい。(意見)

本補助金の効果指標として、不燃領域率が選択されている。不燃領域率が上昇することは確かに当補助金が目指すアウトカムではある。

しかし、不燃領域率は、老朽木造集合住宅の除却数・除却面積だけではなく、一定の広さの面積の水面、公園、運動場、学校、政策緑地、一団地の施設等の面積や、幅員6m以上の道路面積等によっても左右されるため、当補助金が達成した効果とは直結していない。仮に当補助金を利用した密集住宅地区の老朽木造集合住宅の取り壊しが全く行われなくても、別の要因で、例えば緑地が増加すれば不燃領域率は上昇する。そのため、不燃領域率のみを効果指標とすると、本補助金がどの程度利用され、それが不燃領域率の増加にどのように寄与したかの検証はできなくなる。

そこで、本補助金自体の存在意義を確認するため、不燃領域率に加え、本補助金の申請件数、あるいは本補助金の申請により除却された建物の敷地面積を効果指標とすることを検討されたい。

27. 寝屋川市地域公共交通事業継続支援事業費補助金(まちづくり推進部 交通政策課)

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市地域公共交通事業継続支援事業費補助金		
創設年度	令和2年度		
終期年度	令和2年度		
補助金等の見直しを行った年度	該当なし		
補助金等の見直しを行った理由	該当なし		
補助金等の目的	新型コロナウイルス感染症により、利用者の減少に伴い、大きな影響を受けている交通事業者に対し、安定的な事業の継続を支援するため。		
補助金等の概要及び対象事業	交通事業者に対し、安定的な事業の継続を支援するため、寝屋川市の区域内に事業所を有する事業者に補助を行う。		
補助金等の分類	運営費補助		
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市地域公共交通事業継続支援事業費補助金交付要綱		
補助金等の交付先	京阪バス株式会社		
補助金額の算出方法	基本額25万円に大阪運輸支局に届出している登録事業用車両1台につき、6万円を加算した額		
補助金等の支払方法	確定払		
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 交付金 9.82：市費 0.18		
補助金等の予算額及び決算額の推移 (直近3年間)	(単位：円)		
	年度	平成30年度	令和元年度
	当初予算額	—	7,640,000 (内、京阪バス 2,890,000)
	現計予算額	—	7,640,000 (内、京阪バス 2,890,000)
	決算額	—	7,280,110 (内、京阪バス 2,890,000)

補助金交付先数推移 (直近3年間)	(単位：件)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	交付先数	—	—	4
実績報告の時期	該当なし			
実績審査の方法	該当なし			

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	交通事業者に対する事業の継続			
効果指標	交付件数			
効果指標の過去3年の推移	(単位：件)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	目標値	—	—	4
	成果実績	—	—	4

(2) 補助金等の概要

本補助金は、新型コロナウイルス感染症により、利用者の減少に伴い、大きな影響を受けている寝屋川市の区域内に事業所を有する路線バスを運行する事業者1社、タクシーを運行する事業者3社に対して、安定的な事業の継続を支援することを目的として交付を行っている。(寝屋川市地域公共交通事業継続支援事業費補助金交付要綱第5条2項)

(3) 監査の結果及び意見

① 本補助金は事業の継続支援を目的としていることから、申請者に対して実績報告の提出を要件とすることが望まれる。(意見)

本補助金は「新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けている交通事業者に対し、安定的な事業の継続を支援する」目的で、「寝屋川市の区域内に事業所を有する事業者に補助を行う」ものである。補助金を支給する目的は、当該事業者が新型コロナウイルス感染症により経営に大きな影響を受けているから、とされているが、実績報告を求めていることから、実際に影響を受けているかどうか、またその程度を市は確認していない。

補助金の交付目的に鑑み、当該事業者が新型コロナウイルス感染症によってどの程度影響を受けたのか、補助金が安定的経営の支援になっているかを確認するため、市は、補助金交付要綱の交付申請において、実績報告を要しないとの要件を変更されるようにされたい(寝屋川市地域公共交通事業継続支援事業費補助金交付要綱 第5条2項)。

② 補助金の交付先が課税事業者である場合、補助金交付額と仕入税額控除の額が重複することがないように留意されたい。(意見)

本補助金は、安定的な事業の継続を支援するため、寝屋川市の区域内に事業所を有する交通事業者に補助するものであり、事業者からの申請に基づき税込金額で補助を実施している。

消費税の納税額は、一般的に収入に含まれる消費税（仮受消費税）から支出に含まれる消費税（仮払消費税）を差し引くことで算出する仕入税額控除の仕組みがとられている。このため、各収入・支出が消費税の課税対象であるか否かは、事業者が負担する消費税額を左右する。

市の交付する補助金は、交付先の事業者にとって消費税が課されない不課税収入に該当する。一方、補助金を利用した支出が消費税の課税対象である場合、交付先の事業者が課税事業者に該当するのであれば、仕入税額控除を受けることとなる。

このため、何ら調整を行わなければ、仕入税額控除の金額分二重で税負担を軽減させてしまうという弊害が生じる。またこの弊害により課税事業者と課税事業者には該当しない者の間で公平性が確保されないことになってしまう。

この点について、市は交付先の事業者が本補助金について不課税収入として処理していることを把握しているが、特段報告書等は受領していないため、上記の弊害が生じている可能性がある。

補助金に係る仕入税額控除の取扱いについては、令和3年経済産業省大臣官房会計課公表の補助事業事務処理マニュアルにおいても言及されており、補助金により支払った支出に係る消費税について仕入税額控除を受けた場合は、国に返還すべき旨が記載されている。このように仕入税額控除分の返還等の対応を求めるのが一般的かつ公平な取扱いである。

例えば、今回の監査において対象となった「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」では、市内の障害福祉サービス事業者等を交付先とするが、消費税に関し交付要綱上、仕入控除税額に係る報告等について条文を設けている。一方、本事業の交付要綱ではそうした条文は設けられていない。

仕入税額控除分について返還を求めないのであれば、少なくともその旨を要綱やHPに記載するなどして、市民の理解に努めるべきである。

当補助金は令和２年度のみの実施であるが、当補助金のように民間事業者を対象とした補助金の交付を行う場合には、交付対象事業者が課税事業者に該当するかどうかの確認を実施し、課税事業者に該当する場合は、事業者から消費税の仕入税額控除金額が確定後、当該補助金に係る仕入税額控除の返還を求める等の対応を実施し、補助金交付額と仕入税額控除の額が重複することがないように、今後とも留意されたい。

28. 寝屋川市ハッピースマイル寝屋川互助会事業補助金（まちづくり推進部 産業振興室）

（1）補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市ハッピースマイル寝屋川互助会事業補助金																			
創設年度	平成 5 年度																			
終期年度	－																			
補助金等の見直しを行った年度	平成 30 年度																			
補助金等の見直しを行った理由	時代のニーズに則した互助会事業になるよう名称等を変更																			
補助金等の目的	勤労者の福祉の増進及び事業者の振興・発展のため、ハッピースマイル寝屋川互助会が行う勤労者の福利厚生事業等の経費の全部または一部に充てる。																			
補助金等の概要及び対象事業	一事業所では実施困難な慶弔費等の給付事業及び健康管理事業、福利厚生事業等																			
補助金等の分類	その他事業費補助																			
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市ハッピースマイル寝屋川互助会事業補助金交付要綱																			
補助金等の交付先	ハッピースマイル寝屋川互助会																			
補助金額の算出方法	予算の範囲内で市長が定める額																			
補助金等の支払方法	概算払																			
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10																			
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	（単位：円） <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>当初予算額</td><td>7,200,000</td><td>7,200,000</td><td>6,700,000</td></tr><tr><td>現計予算額</td><td>7,200,000</td><td>7,200,000</td><td>6,700,000</td></tr><tr><td>決算額</td><td>7,200,000</td><td>7,200,000</td><td>6,700,000</td></tr></table>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	当初予算額	7,200,000	7,200,000	6,700,000	現計予算額	7,200,000	7,200,000	6,700,000	決算額	7,200,000	7,200,000	6,700,000
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																	
当初予算額	7,200,000	7,200,000	6,700,000																	
現計予算額	7,200,000	7,200,000	6,700,000																	
決算額	7,200,000	7,200,000	6,700,000																	
補助金交付先数推移 （直近 3 年間）	毎年度 1 件（同一交付先）																			
実績報告の時期	令和 3 年 3 月 31 日																			
実績審査の方法	事業の実績資料等の実績報告書類の審査																			

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	勤労者の福祉の増進及び事業者の振興・発展			
効果指標	ハッピースマイル寝屋川互助会 事業所数及び会員数			
効果指標の過去3年の推移		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	事業所数（箇所）	130	127	119
	会員数（人）	1,852	1,871	1,898

(2) 補助金等の概要

当補助事業は、ハッピースマイル寝屋川互助会に対する補助である。ハッピースマイル寝屋川互助会は、一事業所では実施困難な慶弔金等の給付事業、レクリエーション等の福利厚生事業を行うことにより、事業主と従業員が安心して楽しく働ける環境づくりを進めるとともに、事業所、商店等の健全な振興発展を図ることを目的として平成5年に設立された互助組織である。ハッピースマイル寝屋川互助会は、市内の事業所に勤務する勤労者を会員とし、事業主の代表者、市の職員の代表を中心とする理事会により運営されている。

ハッピースマイル寝屋川互助会の実施する事業と主な内容は以下のとおりである。

① 共済金給付事業

会員に対する結婚祝金、出産祝金、死亡保険金や災害保険金の給付等を実施している。

② 福利厚生事業

各種レクリエーション事業、チケットや物品のあっせん、宿泊補助などを実施している。

③ その他目的達成に必要な事業

健康管理補助として、人間ドックの補助等を実施している。

(3) 監査の結果及び意見

① ハッピースマイル寝屋川互助会の自立的運営が可能になるよう、補助の対象や規模について継続的に見直しを進められたい。（意見）

ハッピースマイル寝屋川互助会は、いわゆる互助会の一つである。そもそも互助会とは、会員が一定の会費を支払うことで冠婚葬祭に係る費用を会員同士で助けることを目的とした組織である。互助会は割賦販売法に基づき経済産業省の認

可を受けた事業者が設立することができ、全国に 300 社以上存在する。互助会は民間の事業者であり、主な運営主体は株式会社や一般社団法人などである。

ハッピースマイル寝屋川互助会も民間組織である以上、ほかの民間の互助会と同様に自立的運営に向けて検討を進めていくのが望ましいところではある。しかし、設立当初から、一事業所では実施困難な慶弔金等の給付事業、レクリエーション等の福利厚生事業を行うことにより、事業主と従業員が安心して楽しく働ける環境づくりを進めるとともに、地域の小規模事業所、商店等の健全な振興発展を図る互助組織の形成を支援する目的で、市として、補助の対象としてきた経緯がある。

一方、令和元年度の決算に目を転じてみると、収入で最も大きい項目は会費で、その金額は約 1,600 万円と総収入金額の約 45%を占めている。現在の会員数は約 1,800 人～1,900 人と既に一定の規模に成長し、月額会費 800 円であることからすると、毎年、安定的な会費収入が約 1,600～1,800 万円あると推定される。令和元年度収入総額 3,500 万円のうち補助金は 720 万円と約 2 割を占め、約 30 万円の事業実施後残余额がある。そして令和 2 年度末においては約 310 万円の繰越金を保有している。この点、ほかの民間の互助会の HP 数件と比較してみると月額会費は数千円であり、ハッピースマイル寝屋川互助会の会費は相対的に安い水準といえ、ハッピースマイル寝屋川互助会は会費を値上げすることで、補助金の依存度合いを減少させる余地がある。無論、会費の値上げは会員数の減少にもつながるリスクがあるため、慎重な検討は必要であるが、ハッピースマイル寝屋川互助会の自立的運営に向けては議論を深めるべきである。

また互助会会員名簿によると現在では設立当初と異なり、会員には数百人規模の事業所も存在し、会員数は年々順調に増加している。

ハッピースマイル寝屋川互助会は、平成 5 年に設立された組織であり、設立から 30 年近く経過しているため、事業の効率的かつ効果的な運営に対するノウハウも一定程度蓄積されていると考えられる。補助金に依存せずとも、効果指標としている会員数を維持し、自立的な運営ができるよう、市と協力しながら検討を進めるべきである。

市は現状も、ハッピースマイル寝屋川互助会の自律的な運営に向け実績報告の審査や予算額の見直しを実施しているが、ハッピースマイル寝屋川互助会の自立的運営が可能となるよう、引き続き検討を実施すべきである。

- ② 一民間組織であるハッピースマイル寝屋川互助会に市の補助金を投入するにあたっては、繰越金の累計金額の上限の目安となる金額を定めた上で、各年の実績確認において過年度からの繰越金の累計金額が確認できる資料を入手し、必要以上に繰越金が留保されていないか検証されたい。(意見)

ハッピースマイル寝屋川互助会の決算では、収入金額から支出金額を差し引いた金額を次年度の繰越金としている。毎年の繰越金は 30 万円程度となるのが通例とのことであるが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響等で通常より支出が抑えられ、約 280 万円の繰越金が生じており、繰越金の累計金額は約 310 万円となっている。

ハッピースマイル寝屋川互助会は補助金のみでなく会員の会費収入など自己収入によっても事業を行っており、継続的な事業の遂行のため、必要と認められる範囲内で繰越金を保有することは妥当である。しかし、市から補助金を受領して事業を運営していることを踏まえると、多額の繰越金があるならばまずそれを事業に充当すべきことから、補助金の必要額を判定する際に影響すると考えられる。したがって各年度の繰越金額、繰越金の累計金額の妥当性について一定に基準を設けて検証し、次年度の補助金額の見直し等に活用すべきである。

この点、ハッピースマイル寝屋川互助会が各年度に繰越金として処理を行った金額については、市は、実績審査において決算書を入手し確認しているが、繰越金の累計総額については残高が確認できる明細や通帳のコピー等は入手しておらず、繰越金総額の上限額も特段定められていない。

以上から、繰越金の累計金額の上限の目安となる金額を定めた上で、各年の実績確認において過年度からの繰越金の累計金額が確認できる資料を入手し、必要以上に繰越金が留保されていないか検証すべきである。

29. 寝屋川市商品券等発行事業支援補助金（まちづくり推進部 産業振興室）

（1）補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市商品券等発行事業支援補助金（プレミアム商品券、夢くじ券）
創設年度	平成 10 年度
終期年度	—
補助金等の見直しを行った年度	令和 2 年度
補助金等の見直しを行った理由	令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症に対する地域経済活性化の事業として、シルバー世代を限定に商品券を発行。
補助金等の目的	市内商店街の活性化
補助金等の概要及び対象事業	消費者の購買意欲の向上と消費の拡大を図る。
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市商品券等発行事業支援補助金交付要綱、令和 2 年度寝屋川市商品券等発行事業支援補助金の特例に関する要綱
補助金等の交付先	プレミアム商品券：寝屋川市商業団体連合会 夢くじ券：夢くじ事業実行委員会
補助金額の算出方法	次の額の合計額を限度として市長が定める額 ① 商品券等発行事業に要した費用のうち商品券等、ポスター及びチラシの印刷に要した費用の額 ② 商品券等発行事業に要した費用のうち商品券等の啓発のための新聞折込に要した費用の額 ③ プレミアム商品券の付加価値分（プレミアム商品券の各券面に記載された金額の合計額からプレミアム商品券の売価の額を差し引いた金額）の 10 分の 6 に相当する額。 ※ 社会経済状況等に鑑み、予算の範囲内でこの額を増額し、又は減額することがある。 ④ 商品券等発行事業に要した全費用の額から前 3 号に掲げる額を除いた額の 2 分の 1 に相当する額
補助金等の支払方法	概算払
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	プレミアム商品券 国費 7.72：市費 2.15：その他（財政調整基金繰入金）0.13 夢くじ券 市費 10

補助金等の予算額及び 決算額の推移 (直近3年間)	プレミアム商品券 (単位: 円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	当初予算額	31,073,000	—	31,073,000
	現計予算額	31,073,000		76,323,000
	決算額	31,073,000	—	57,626,298
	※ 令和元年度については、国が実施するプレミアム商品券事業により委託事業として実施。			
	夢くじ券 (単位: 円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	当初予算額	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	現計予算額	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	決算額	1,000,000	1,000,000	1,000,000
補助金交付先数推移 (直近3年間)	プレミアム商品券、夢くじ券ともに毎年度1件ずつ(同一交付先)			
実績報告の時期	プレミアム商品券: 令和3年3月31日 夢くじ券: 令和3年3月8日			
実績審査の方法	事業の実績資料等の実績報告書類の審査			

② 効果測定について

補助金等に期待する 効果	市内商店街の活性化及び消費者の購買意欲の向上と消費拡大			
効果指標	商品券等販売実績			
効果指標の過去3年の 推移	プレミアム商品券			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	販売実績	60,000冊	—	49,281冊
	※ 令和元年度については、国が実施するプレミアム商品券事業により委託事業として実施。			
	夢くじ券			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	販売実績	121,900枚	107,200枚	92,700枚

(2) 監査の結果及び意見

① 実績報告に必要な書類が提出されていない。(結果)

寝屋川市商品券等発行事業支援補助金交付要綱第7条では、「規則第11条の要綱に定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。(1)事業完了報告書(2)収支決算書(3)商品券等発行事業に要した経費の領収書の写し(4)商品券等啓発等事業に

において作成した成果品の見本(5)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類」として、実績報告時に市に提出する書類を先述の(1)～(5)のとおりに定めている。

令和2年度の商品券等発行事業支援補助金(寝屋川「あきんど」初夢くじ発行)事業における実績報告では、下記の書類が提出されている。

- ・寝屋川市商品券等発行事業支援補助金対象事業完了報告書
- ・収支決算書
- ・商品券等発行事業に要した経費の領収書のコピー
- ・商品券等啓発等事業において作成した成果品の見本のコピー(一部)

この点、寝屋川市商品券等発行事業支援補助金交付要綱第7条に規定されている(4)商品券等啓発等事業において作成した成果品の見本については、一部が書類として提出されていないが、市としては、寝屋川市商業団体連合会のホームページでポスターが掲載されていること、令和2年12月号「広報ねやがわ」でも商品券の概要について掲載していることから、実績報告時に作成した成果物の見本が書類として添付されていなくとも実績報告を受理している。

一方で、同じ交付要綱に基づく本件と異なる補助金(寝屋川市シルバー世代限定プレミアム商品券)事業については、(4)成果品にあたる寝屋川市商業団体連合会のホームページで掲載されているポスターのコピー、令和2年11月号「広報ねやがわ」に掲載されているポスターのコピーが実績報告時の書類として提出されている。

これを踏まえると、寝屋川市商品券等発行事業支援補助金交付要綱第7条にしたがって、(寝屋川「あきんど」初夢くじ発行)事業に関しても、実績報告時に(4)商品券等啓発等事業において作成した成果品の見本をすべて提出する必要がある。

- ② 補助金精算において、収入のうち、「手数料等事業収入」は控除する取扱いがなされているが、「商品券未使用分の購入代金等収入」についてはこれまで考慮されなかった結果、精算が行われていない。仮に手数料収入と同様の精算を行った場合と比較すると、当該収入分(未使用枚数2,206枚×500円=1,103,000円)だけ補助金が多額に交付されていたことになる。このような混乱は、補助金精算における収入の取扱いについて交付要綱に明示的な定めがなく、解釈の範囲で行われているために生じている。商品券未使用分購入代金等収入の取扱いについて再検討すると共に、補助金額算定時の取扱いについて要綱に定められたい。また過去分の精算についても協議されたい。(意見)

当補助金は事業前に概算払いされ、事業後確定値で精算が行われている。精算の方法については寝屋川市商品券等発行事業支援補助金交付要綱第5条において、下記のとおり定められている。

- (1) 商品券等発行事業に要した費用のうち商品券等、ポスター及びチラシの印刷に要した費用の額
- (2) 商品券等発行事業に要した費用のうち商品券等の啓発のための新聞折込に要した費用の額
- (3) プレミアム商品券の付加価値分(プレミアム商品券の各券面に記載された金額の合計額からプレミアム商品券の売価の額を差し引いた金額をいう。)の10分の6に相当する額。ただし、社会経済状況等に鑑み、予算の範囲内でこの額を増額し、又は減額することがある。
- (4) 商品券等発行事業に要した全費用の額から前3号に掲げる額を除いた額の2分の1に相当する額

※ 上記の額の合計額を限度として市長が定める。

※ 令和2年度は(3)但書に則り、付加価値分の10分の9に相当する額を市が負担する。

(1)～(4)は、商品券の付加価値分に対する補助(3)と、この事業を実施するにあたっての経費(1)(2)(4)に分類できる。市の負担は、(1)(2)の経費については100%、(3)はプレミアムの一定割合、(4)は全費用から(1)～(3)の額を引いたものの2分の1として計算されている。このように費用負担に関する取り決めはあるが、収入の取扱いに関する規定は交付要綱に明記されていない。一方、実際には登録店舗からの手数料収入等があるため、補助金精算において実務上の取扱いとしては、(4)の2分の1に相当する額を計算した後、手数料分の収入を控除して補助金が計算されている。すなわち手数料収入は全額市の負担経費を減らす取扱いがなされている。

ところで、消費者の購入したプレミアム商品券は、期限までに使用されないものが存在する。未使用分について連合会が預かっている購入代金を未使用券の保有者に各々返金することは実務上不可能であるため、期限までに使い切ってもらうよう、また未使用の場合でも返金を行わない旨を券面に明記している。

この使われなかった商品券について、プレミアム分は補助を要しないため、事前に概算払いした補助金は精算時に連合会から返金されている。一方プレミアム分以外の、市民から得た購入代金そのものについては、市はこれまで詳細に検討することをしておらず、精算上考慮されていない。この結果、未使用券購入代金相当額は各店舗に渡す必要がないため、連合会に留保され、連合会負担分の(4)経費に充当されている。精算における取り決め(1)～(4)に収入に関する取扱いが明記され

ていないことは手数料と同様であるが、手数料収入は市の補助金対象経費から控除されていることと衡平を欠く。

交付要綱第5条(4)の趣旨からすると、(1)～(3)の特別な負担率の支出を除き、残りは市と連合会で2分の1ずつ負担する、という取り決めであるようにも読める。仮にそうであるならば、(1)～(3)の支出を除いた後、(4)の支出に手数料収入、未使用券購入代金など各種収入を充当した後、残る支出についてその2分の1を補助金として確定することが相当であるようにも読める。一方、仮に手数料収入と同じ考え方に従って令和2年度の未使用券購入代金を精算すると、市の補助金は1,103,000円（未使用枚数 2,206 枚×500 円）追加で返還を要することとなる。

いずれにせよ、収入に関する取扱いが要綱上明らかでないことで、様々な誤りや混乱が生じるおそれがある。収入の取扱いについて市と連合会で協議し、相当の規定を明記されたい。これに合わせ、過去分の取扱いについても連合会と協議し、市民の貴重な税金が投入される補助金が事業に有効に使用され、正確に精算されるよう、合理的な解決方法を定めるべきである。なお過去分の精算にあたっては、その考え方の根拠とともに精算の証跡を残されたい。

- ③ 現行の手続では補助金による経済的な利益を享受する対象が暴力団等でないことの確認を充分に行えていない。本補助金の合规性を担保するためにも、補助金による経済的な利益を享受する対象が暴力団等でないことについて、補助金交付先が充分に確認できているか否か市として把握されたい。（意見）

寝屋川市補助金等交付規則第3条の2各号に記載されている「市長は、寝屋川市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条例同条第3号に規定する暴力団員、同条例同上第5号に規定する暴力団密接関係者に対しては、補助金等を交付しない。」は、寝屋川市暴力団排除条例第3条「暴力団の排除は、暴力団が市内における事業活動及び市民の生活に不当な影響を与える存在であることに鑑み、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、寝屋川市及び市民が相互に連携を図りながら協力して、社会全体として推進されなければならない。」を背景に持つ。すなわち、市から暴力団等に対して直接的、間接的を問わず、資金提供ひいては経済的な利益の享受が行われることを防止する必要がある。

商品券等発行事業支援補助金における補助金の交付先は、寝屋川市商業団体連合会（夢くじ事業実行委員会は、寝屋川市商業団体連合会の構成員によって組織された委員会）である。なお、寝屋川市商業団体連合会とは、寝屋川市の商業の振興発展を促進すること、市民福祉の向上に寄与することを目的とした、寝屋川市の区域内において商店街及び小売市場を形成している商業者で組織する連合組織のこ

とであり、市としては、寝屋川市補助金等交付規則第3条の2各号に則り、補助金交付先である寝屋川市商業団体連合会に対して、暴力団等でないことの確認を行っている。

ここで、補助金交付の目的である市内商店街の活性化という点に焦点を当てると、当該補助金が交付されることによって、最終的に経済的な利益を享受するのは、プレミアム商品券や初夢くじ券が市民によって利用される場となる各店舗である。実務上、そのような経済的な利益を享受する各店舗が暴力団等でないことの確認は、各店舗をとりまとめる寝屋川市商業団体連合会が実施すべきことであり、市としても寝屋川市商業団体連合会が当該確認を行っているか否か把握すべきである。

しかし、市は寝屋川市商業団体連合会が上記の確認を実施しているかどうかを把握しておらず、補助金交付申請時においてもその確認を行うことができていなかった。

この包括外部監査を機に、寝屋川市商業団体連合会に対して当該確認を行っているか否か市を通じて確認したところ、各店舗の周辺店舗等からの情報収集を行い、暴力団排除の確認を実施しているとのことであった。しかし、周辺店舗等からの情報収集のみでは、第三者の立場から見た際に、交付先が暴力団等でないことの確認を充分に行うことができていたとは言い難い。

以上を踏まえると、市として、客観性を担保する観点から、各店舗から直接誓約書入手するといった方法への変更を寝屋川市商業団体連合会へ進言するとともに、補助金交付申請に際して、寝屋川市商業団体連合会による確認が充分に実施されているか適宜把握されたい。

30. 寝屋川市休業要請支援補助金（まちづくり推進部 産業振興室）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市休業要請支援補助金
創設年度	令和 2 年度
終期年度	令和 2 年度
補助金等の見直しを行った年度	令和 2 年度
補助金等の見直しを行った理由	補助金の申請及び交付の期間の延長
補助金等の目的	補助対象となる中小企業及び個人事業主に対し、家賃等の固定費を支援し、将来に向けて、事業の継続を下支えすること。
補助金等の概要及び対象事業	新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言に伴う、大阪府の施設の使用制限の要請等を受け、特に深刻な影響を被っている中小企業及び個人事業主を対象に、令和 2 年 4 月の売上が前年同月比 20 パーセント以上 50 パーセント未満の減少となった事業者を対象として、家賃等の固定費を支援する。
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市休業要請支援補助金交付要綱
補助金等の交付先	有限会社ナーサリー販売 他
補助金額の算出方法	中小企業：500,000 円 個人事業主：250,000 円
補助金等の支払方法	確定払
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	国費 8.97：その他（財政調整基金繰入金）1.03
補助金等の予算額及び決算額の推移（直近 3 年間）	令和 2 年度 当初予算額：0 円 現計予算額：7,250,000 円 決算額：7,000,000 円
補助金交付先数推移（直近 3 年間）	令和 2 年度交付先数：25 件
実績報告の時期	交付申請と同時
実績審査の方法	事業の実績資料等の実績報告書類の審査

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	新型コロナウイルス感染症の特に深刻な影響を被っている中小企業及び個人事業主の事業継続の下支え。
効果指標	交付件数
効果指標の過去3年の推移	令和2年度交付件数：25件

(2) 監査の結果及び意見

① 補助対象者が当補助金と国の持続化給付金を重複して受給することがないようにチェック体制を強化されたい（意見）

当補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言に伴う、大阪府の施設の使用制限の要請等を受け、特に深刻な影響を被っている中小企業及び個人事業主を対象に、令和2年4月の売上が前年同月比20パーセント以上50パーセント未満の減少となった事業者を対象として、家賃等の固定費を支援し、将来に向けて、事業の継続を下支えすることを目的として交付されるものである。

寝屋川市休業要請支援補助金交付要綱第4条によると、当補助金は国の持続化給付金、休業要請支援金（府・市町村共同支援金）及び寝屋川市事業継続支援補助金交付要綱（令和2年5月11日制定）に基づく寝屋川市事業継続支援補助金を受ける場合は、補助対象者としなないこととされている。

このうち休業要請支援金（府・市町村共同支援金）については、交付要件に「令和2年4月の売上が前年同月対比で50パーセント以上減少をしていること」と定められているため、当補助金と補助の対象者が重複しておらず、また補助金申請書において売上金額の減少割合について、申請時に書類で確認を実施しているため、当補助金と重複して受給するリスクは低い。

また、寝屋川市事業継続支援補助金についても、補助金受給者に重複がないことをエクセルで照合して確認している。

しかし、国の持続化給付金については交付要件が「2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること」とされていることから⁴⁰、寝屋川市休業要請支援補助金で定める「令和2年4月の売上が前年同月比20パーセント以上50パーセント未満」の要件と併せて充足する可能性があり、重複して受給するリスクがある。

⁴⁰ 持続化給付金 HP (jizokuka-kyufu.go.jp)より。その他、資本金額や事業継続の意思等の要件も定められている。

したがって、当補助金交付決定前に国の持続化給付金と重複受給がないかを確認する必要があるが、国の持続化給付金の受給者の情報は、個人情報保護の観点から国からデータを入手することができず、補助金申請者から申請要件を満たしていることの誓約書を入手して確認を実施しているのみである。

申請要件を満たしていることの誓約書はあくまで自己申告に過ぎず、重複受給の防止対策としては十分とは言えない。今回のケースで言えば、補助金申請時に、2021年1月以降の各月の事業収入と前年同月の事業収入が確認できる資料を事業者から入手し、国の持続化給付金の交付要件である「2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること」の要件を満たす場合には、国の持続化給付金を受給していないか別途確認するなど、補助対象者が当補助金と国の持続化給付金を重複して受給することがないようにチェックすることが望ましい。

当補助事業は令和2年度のみの実施であるが、今後類似の補助事業を実施する場合は、補助対象者が国支給の補助金等と重複して受給することがないように、チェック体制の強化を検討されたい。

31. 寝屋川市事業継続支援補助金（まちづくり推進部 産業振興室）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市事業継続支援補助金
創設年度	令和2年度
終期年度	令和2年度
補助金等の見直しを行った年度	令和2年度
補助金等の見直しを行った理由	補助金の申請及び交付の期間の延長並びに補助対象者の拡大
補助金等の目的	補助対象となる中小企業、個人事業主に対して、家賃等の固定費を支援し、事業の継続を下支えすること。
補助金等の概要及び対象事業	新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言に伴う影響等を受け、国による持続化給付金及び休業要請支援金（府・市町村共同支援金）の対象とならず、令和2年4月の売上が前年同月比で20パーセント以上50パーセント未満の減少をしている中小企業、個人事業主に対して、家賃等の固定費を支援する。
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市事業継続支援補助金交付要綱
補助金等の交付先	ヘアーサロンササダ 他
補助金額の算出方法	中小企業：250,000 円 個人事業主：125,000 円
補助金等の支払方法	確定払
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	国費 9.5：その他（財政調整基金繰入金）0.5
補助金等の予算額及び決算額の推移（直近3年間）	令和2年度 当初予算額：0 円 現計予算額：55,750,000 円 決算額：52,875,000 円
補助金交付先数推移（直近3年間）	令和2年度交付先数：301 件
実績報告の時期	交付申請と同時
実績審査の方法	事業の実績資料等の実績報告書類の審査

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	新型コロナウイルス感染症の影響等を受けている中小企業、個人事業主の事業継続の下支え。
効果指標	交付件数
効果指標の過去3年の推移	令和2年度交付件数：301件

(2) 監査の結果及び意見

- ① 当補助金は国の持続化給付金とのダブル受給が禁止されている。しかしこの防止対策や事後的確認は充分とは言えない。本補助金の適正交付及び公平性を担保するため、国による持続化給付金とのダブル受給防止対策の強化を検討されたい。
(意見)

寝屋川市事業継続支援補助金交付要綱第2条において、「補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言に伴う影響等を受け、国による持続化給付金及び休業要請支援金（府・市町村共同支援金）の対象とならず、令和2年4月の売上が前年同月比で20パーセント以上50パーセント未満の減少をしている中小企業、個人事業主に対して、家賃等の固定費を支援し、事業の継続を下支えするため支援金を給付することを目的として交付する。」とされていることから、国による持続化給付金及び休業要請支援金（府・市町村共同支援金）を受ける者は、市の事業継続支援補助金の交付を受けることができない建付けとなっている。

このうち、休業要請支援金（府・市町村共同支援金）に関しては、その交付要件に「令和2年4月の売上が前年同月対比で50パーセント以上減少をしていること」が挙げられており市事業継続支援補助金の交付要件を満たさないこと、大阪府からの情報提供と照合して、市事業継続支援補助金とのダブル受給がないことを確認している。

一方、国による持続化給付金とは、経済産業省中小企業庁主体で実施された新型コロナウイルス感染症による経済的な影響の対策として、要件を満たした中小法人・個人事業者等に一定金額を給付するものである。

経済産業省 中小企業庁

新型コロナウイルスの感染拡大により、休業を余儀なくされるなど
事業継続にお困りの中堅・中小企業、小規模事業者
フリーランスを含む個人事業者の皆様へ

【中小法人・個人事業者のための】

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

売上が前年同月比50%以上減少している事業者の方は、事業の継続を
下支えし、事業全般に広く使える給付金を申請できます。

(今年12月までに売上が50%以上減少した月がある事業者が対象。申請期限は令和3年1月15日(金)としておりますが、必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない事情のある方については、書類の申請期限を令和3年2月15日まで延長いたします。なお、書類の提出期限延長の申込期限は令和3年1月31日までとなります。)

※2019年に創業した方や売上が一定期間に低迷している方などには特例があります。
※今までと同じ制度であり、一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※詳細は、申請要領等をご確認ください。

持続化給付金とは?

中堅・中小企業、小規模事業者 上限 **200万円** フリーランスを含む個人事業者 上限 **100万円**

給付額 前年の総売上(事業収入) × (前年同月比▲50%の売上 × 12ヶ月)

申請方法

迅速かつ安全に給付を行うため、電子(オンライン)申請で受け付けます。パソコンでも、スマホでも、簡単にできます。

申請は持続化給付金ホームページから。「持続化給付金」の詳細情報もご覧いただけます

<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

パソコンでの申請は 持続化給付金 検索 スマホでの申請は

持続化給付金相談窓口

0120-279-292 (IP電話専用回線) 03-6832-6631

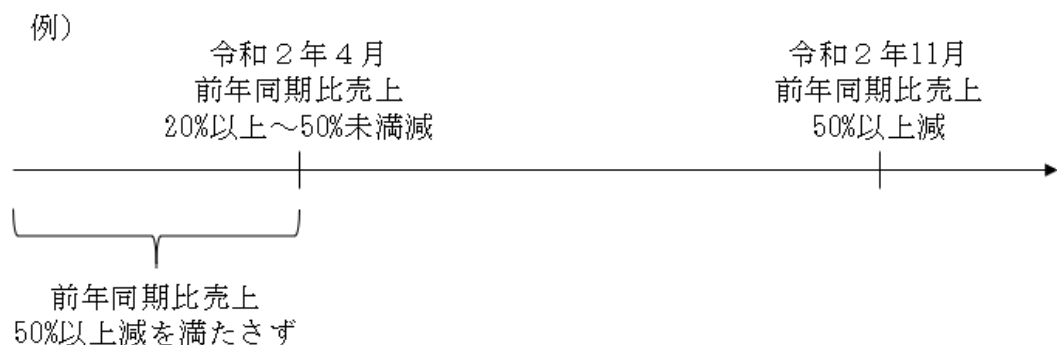
受付時間 8:30-19:00 (土曜日・祝日も除く日曜～金曜日) 開設期間 9/1(火)～2/28(日)予定 (12/29(金)～1/3(金)は年末年始のため休業)

※申請期限は令和3年1月15日(金)です。必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない事情のある方については、書類の申請期限を令和3年2月15日まで延長いたします。なお、書類の提出期限延長の申込期限は令和3年1月31日までとなります。

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください!

(出典：中小企業庁持続化給付金ホームページ)

国持続化給付金の給付要件の一つに、令和2年1月から令和2年12月までの間に売上が前年同期比50%以上減少していることというものがある。すなわち、下図の例のように、市事業継続支援補助金の交付申請時は、国の持続化給付金の給付要件を満たさなかったために市事業継続支援補助金の交付を受け、その後、国持続化給付金の給付要件を満たしたために、本補助金に加えて国持続化給付金の給付を受けるといったダブル受給が考えられる。



(出典：中小企業庁持続化給付金ホームページをもとに監査人が作成)

そのため、市としても国による持続化給付金とのダブル受給防止対策は、下記のとおり実施されている。

- ・ 交付申請時に「申請要件をすべて満たしていること」「申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合は、本支援補助金の返還と違約金の支払いに応じること」等を明記した誓約書の入手
- ・ 本支援補助金を受給した中小企業・個人事業主が、交付後、国による持続化給付金を受けたかどうか大阪府の担当者を通じた国への問い合わせ

しかし、2点目に挙げた「本支援補助金を受給した中小企業・個人事業主が、交付後、国による持続化給付金を受けたかどうか大阪府の担当者を通じた国への問い合わせ」に関しては、問い合わせを実施したものの、問い合わせた窓口の説明によると個人情報保護の観点から、その回答を得ることはできていない。そのため、国による持続化給付金とのダブル受給がないことは、同様の回答があった大阪府のケースと異なり、十分に確認できていないとは言えない。

実際、寝屋川市補助金等交付規則第9条「補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないことが明らかな場合または当該事業の遂行が困難となった場合においては、事業施行状況報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。」に従い、寝屋川市事業継続支援補助金施行状況報告書にて国の持続化給付金を受給したことを報告し、寝屋川市事業継続支援補助金を返還した企業も存在する。その中で、国から回答を得られないがために、返還がないほかの交付先がダブル受給となっているかどうか分からないで交付後の調査を打ち切るのは公平性に欠け、また、市としても本来支給する必要のない補助金を交付していることになるため経済性にも欠ける。

本補助金については令和2年度が終期となっているが、ほかの補助事業で類似事例が生じた際には、年度末時点で、ダブル受給が生じている場合は補助金を返還してほしい旨の周知を行う、同様の補助事業を実施している近隣他市のダブル受給防止対策について情報収集を実施し、交付先の交付後の状況を追う体制を整えるといったように、ダブル受給防止対策の強化に向けて努力をされたい。

32. 寝屋川市デリバリー・スタートアップ事業支援補助金（まちづくり推進部 産業振興室）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市デリバリー・スタートアップ事業支援補助金										
創設年度	令和２年度										
終期年度	令和２年度										
補助金等の見直しを行った年度	該当なし										
補助金等の見直しを行った理由	該当なし										
補助金等の目的	市民の不要不急の外出自粛を促進するとともに、経営に多大な影響を受けている飲食店を支援すること。										
補助金等の概要及び対象事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、国の緊急事態宣言、大阪府の施設の使用制限の要請等及び市による市民の外出自粛要請等を踏まえ、市内飲食店が新たにデリバリーサービスを導入するに当たり、その初期経費の一部を補助する。										
補助金等の分類	その他事業費補助										
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市デリバリー・スタートアップ事業支援補助金交付要綱										
補助金等の交付先	株式会社壺藤 FOODIES' LAB　他										
補助金額の算出方法	1 事業 30 万円以内（交付対象となる各経費について、下表の金額を上限とする。） <table><tr><td>車両購入費</td><td rowspan="3">30 万円以内</td></tr><tr><td>車両改造費</td></tr><tr><td>車両賃借費</td></tr><tr><td>デリバリーに必要となる容器、はし類等の購入費</td><td rowspan="2">5 万円以内</td></tr><tr><td>デリバリー代行登録料及び代行システム整備費等</td></tr><tr><td>電子決済登録料及び電子決済システム整備費等</td><td>5 万円以内</td></tr></table>		車両購入費	30 万円以内	車両改造費	車両賃借費	デリバリーに必要となる容器、はし類等の購入費	5 万円以内	デリバリー代行登録料及び代行システム整備費等	電子決済登録料及び電子決済システム整備費等	5 万円以内
車両購入費	30 万円以内										
車両改造費											
車両賃借費											
デリバリーに必要となる容器、はし類等の購入費	5 万円以内										
デリバリー代行登録料及び代行システム整備費等											
電子決済登録料及び電子決済システム整備費等	5 万円以内										
補助金等の支払方法	確定払										
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	国費 9.82：その他（財政調整基金繰入金） 0.18										

補助金等の予算額及び 決算額の推移 (直近3年間)	令和2年度 当初予算額：0円 現計予算額：19,500,000円 決算額：11,132,759円
補助金交付先数推移 (直近3年間)	令和2年度交付先数：42件
実績報告の時期	補助事業完了後2週間以内
実績審査の方法	事業の実績資料等の実績報告書類の審査

② 効果測定について

補助金等に期待する 効果	市民の不要不急の外出自粛の促進、経営に多大な影響を受けている飲食店の支援。
効果指標	交付件数
効果指標の過去3年の 推移	令和2年度交付件数：42件

(2) 監査の結果及び意見

① 補助金の交付先が課税事業者である場合、補助金交付額と仕入税額控除の額が重複することがないように留意されたい。(意見)

本補助金は、市内飲食店が新たにデリバリーサービスを導入するに当たり、その初期経費の一部を補助するものであり、事業者からの申請に基づき税込金額で補助を実施している。交付対象は民間事業者であるため、交付先の事業者が課税事業者に該当する可能性がある。

消費税の納税額は、一般的に収入に含まれる消費税（仮受消費税）から支出に含まれる消費税（仮払消費税）を差し引くことで算出する仕入税額控除の仕組みがとられている。このため、各収入・支出が消費税の課税対象であるか否かは、事業者が負担する消費税額を左右する。

市の交付する補助金は、交付先の事業者にとって消費税が課されない不課税収入に該当する。一方、補助金を利用した支出が消費税の課税対象である場合、交付先の事業者が課税事業者に該当するのであれば、仕入税額控除を受けることとなる。

このため、何ら調整を行わなければ、仕入税額控除の金額分二重で税負担を軽減させてしまうという弊害が生じる。またこの弊害により課税事業者と課税事業者には該当しない者の間で公平性が確保されないことになってしまう。

この点について、市は交付対象者が課税事業者に該当するかの確認を実施していないため、上記の弊害が生じている可能性がある。

補助金に係る仕入税額控除の取扱いについては、令和3年経済産業省大臣官房会計課公表の補助事業事務処理マニュアルにおいても言及されており、補助金により支払った支出に係る消費税について仕入税額控除を受けた場合は、国に返還すべき旨が記載されている。このように仕入税額控除分の返還等の対応を求めるのが一般的かつ公平な取扱いである。

例えば、今回の監査において対象となった「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」では、市内の障害福祉サービス事業者等を交付先とするが、消費税に関し交付要綱上、仕入控除税額に係る報告等について条文を設けている。一方、本事業の交付要綱ではそうした条文は設けられていない。仕入税額控除分について返還を求めないのであれば、少なくともその旨を要綱やHPに記載するなどして、市民の理解に努めるべきである。

当補助金は令和2年度のみの実施であるが、当補助金のように民間事業者を対象とした補助金の交付を行う場合には、交付対象事業者が課税事業者に該当するかどうかの確認を実施し、課税事業者に該当する場合は、事業者から消費税の仕入税額控除金額が確定後、当該補助金に係る仕入税額控除の返還を求める等の対応を実施し、補助金交付額と仕入税額控除の額が重複することがないように、今後とも留意されたい。

【※3補助金に係る消費税の仕入控除とは】

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。

税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者は消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはなりません。

しかし、補助金として受け補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象となるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることになります。

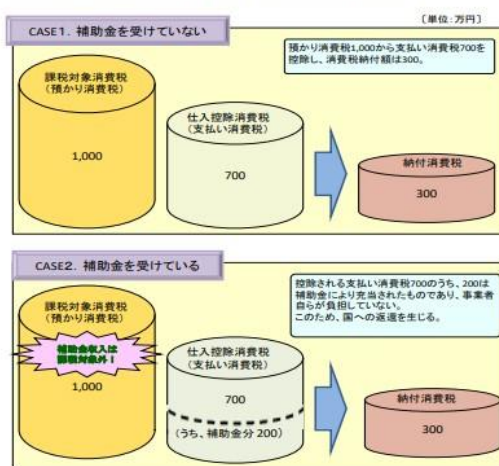
したがって、補助金により支払った消費税についても仕入税額控除を受けたときは、その控除額に含まれる補助金額を補助金交付要綱に従い国に返還しなければなりません。（下記参照）

事業活動による売上に係る消費税（預かり消費税）が1,000万円、仕入に係る消費税（支払い消費税）を700万円として消費税の確定申告を行ったとする。

この事業者は、国から補助金を受けていない場合、 $1,000 - 700 = 300$ 万円の消費税額を税務署に納めるのみである。＜CASE1＞

しかし、補助金を受け、仮に支払い消費税700万円のうち200万円が補助金によるものであったとする。この場合、当該200万円は預かり消費税1,000万円には計上されない一方、支払い消費税700万円には計上される。このため、CASE1（税務署への納付）に加え、自らが負担していない当該200万円を国へ返還することも必要となる。＜CASE2＞

〈注〉ここでは、支払い消費税額700万円全額の控除が認められたことを想定。



参考:補助事業事務処理マニュアル(令和3年1月 経済産業省大臣官房会計課)

33. 保存樹維持管理助成金（都市基盤整備部 公園みどり課）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	保存樹維持管理助成金																			
創設年度	昭和 52 年度																			
終期年度	－																			
補助金等の見直しを行った年度	－																			
補助金等の見直しを行った理由	－																			
補助金等の目的	地域の良好な美観風致を維持するため																			
補助金等の概要及び対象事業	保存樹等の枯損の防止、その他その保存に関する必要な助言及び、経費の一部を助成（剪定、害虫駆除、維持管理経費等）																			
補助金等の分類	その他																			
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市美しいまちづくり条例 第 34 条～第 39 条 寝屋川市美しいまちづくり条例施行規則 第 9 条～第 12 条																			
補助金等の交付先	保存樹の所有者または管理者																			
補助金額の算出方法	樹木 1 本につき、1 年度当たり 5,000 円以内																			
補助金等の支払方法	概算払																			
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10																			
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	(単位：円) <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>当初予算額</td><td>235,000</td><td>230,000</td><td>230,000</td></tr><tr><td>現計予算額</td><td>235,000</td><td>230,000</td><td>230,000</td></tr><tr><td>決算額</td><td>235,000</td><td>230,000</td><td>230,000</td></tr></table>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	当初予算額	235,000	230,000	230,000	現計予算額	235,000	230,000	230,000	決算額	235,000	230,000	230,000
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																	
当初予算額	235,000	230,000	230,000																	
現計予算額	235,000	230,000	230,000																	
決算額	235,000	230,000	230,000																	
補助金交付先数推移 （直近 3 年間）	(単位：件) <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>交付先数</td><td>16</td><td>15</td><td>15</td></tr></table>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	交付先数	16	15	15								
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																	
交付先数	16	15	15																	
実績報告の時期	令和 3 年 3 月 31 日																			
実績審査の方法	事業の実績資料等の実績報告書類の審査																			

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	都市の美観風致を維持し、もって都市の健全な環境の維持及び向上。		
効果指標	保存樹の指定本数		
効果指標の過去3年の推移	(単位：本数)		
		平成30年度	令和元年度
	成果実績	47	46

(2) 補助事業の概要

当該補助金は、地域の良い美観風致を維持するため、寝屋川市美しいまちづくり条例第34条に基づいて市が指定する保存樹または保存樹林に関し、枯損の防止や保存に関する経費の一部について、所有者または管理者に助成するものである。

現在市で指定されているのは保存樹のみであり、市内の神社等に46本存在する。保存樹となるには「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」施行令第1号に規定する基準※に合致する必要がある。

※次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特にすぐれていること。

- ① 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること。
- ② 高さが15m以上であること。
- ③ 株立ちした樹木で、高さが3m以上であること。
- ④ はん登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上であること。

(3) 監査の結果及び意見

① 交付決定に係る通知が標準処理期間内に行われていない。(結果)

寝屋川市美しいまちづくり条例施行規則第12条第3項より、交付対象者から助成金の交付を受けようとする旨の申請があったときは、「これを審査し、当該申請があった日から30日以内に、助成金を交付することを決定したときは保存樹等助成金交付決定通知書により、助成金を交付しないことを決定したときは保存樹等助成金不交付決定通知書によりその理由を示して、申請者に通知するものとする。」とされていることから、市は標準処理期間として30日以内に交付対象者へ通知する必要がある。

しかし、令和2年度の交付決定に関して、決裁日は申請日から30日以内である令和2年8月28日である一方、決裁後の処理が漏れていたため、交付決定通知書は30日を上回る10月2日付けで通知していた。

当該助成金は、交付決定に係る通知後に交付を行うことから、後の事務処理の遅延に至らないよう、担当者が最終処理を行ったかについては上席による確認等の徹底を図るべきである。

- ② 事業計画書上、実施の程度や時期等について把握することができず、実績報告にあたっては、領収書や現況写真等の提出を求めていることから、交付決定・実績審査に係る提出書類の見直しを検討されたい。(意見)

寝屋川市美しいまちづくり条例施行規則第 12 条第 2 項に基づき、交付対象者が助成金の申請を行う際、市は申請者に対して『保存樹維持管理事業計画書』の提出を求め、交付決定にあたっては当該計画書に記載の事業内容について確認している。

しかし、当該計画書に記載されている事業内容は「せん定」「堆肥」等の文言記載に止まっており、実施の程度や時期等については把握することができない。このため、事業計画書としては十分なものとは言えず、市の確認も交付決定の審査として十分とは言えない。

以上から、実施予定の内容が交付目的に沿うものであり、実際に行われる予定であることが確認できるよう、当該計画書に実施の程度や時期等について記載を求める等、工夫を検討されたい。

また、保存樹に係る事業を完了した後、寝屋川市美しいまちづくり条例施行規則第 12 条第 5 項に基づき、助成金交付者から『保存樹等維持管理実績報告書』が提出され、助成金額の確定が行われる。

現状、当該実績報告書の提出にあたり、市は助成金交付者に対して実績の根拠となる領収書や現況写真等の提出を求めている。提出を求めている理由としては、当該実績報告書の提出後に市が直接、46 本すべての現況調査を行っていることを挙げている。

しかし、現況調査は目視に基づくことから、交付した助成金が当該実績報告書どおりに使用されているかを裏付ける証拠力が高いとは言えない。したがって、助成金が私的に流用されていないか、実績審査が十分に行われているとは言えない。

以上から、当該実績報告書の受領にあたっては、領収書等の根拠資料の提出を求めることを検討されたい。

- ③ 現状、助成金交付先が暴力団等でないことの確認について十分に行われていないことから、助成金の合规性を担保するため、助成金交付先が暴力団等でないことの確認について申請書に誓約を盛り込む等、書面による確認を行われたい。(意見)

寝屋川市補助金等交付規則第 3 条の 2 各号より、「市長は、寝屋川市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条例同条第 3 号に規定する暴力団員、同条例同上第 5 号に規定する暴力団密接関係者に対しては、補助金等を交付しない。」とされていることから、補助金等を交付する際には交付先が暴力団等でないことを確認する必要がある。

保存樹維持管理助成金の交付対象は、寝屋川市美しいまちづくり条例第 34 項第 1 項の規定により指定を受けた保存樹の所有者または管理者である。

現状、当該助成金の交付申請にあたり、交付対象者が暴力団等でないことの書面での確認が特段行われていないことから、例えば交付対象者が助成金の交付を受けようとする際に提出する『保存樹等交付金申請書』に暴力団等でないことの誓約を盛り込むなど、助成金交付時に交付先が暴力団等でないことについて書面による確認を行われたい。

34. 寝屋川市雨水貯留タンク設置助成金（上下水道局 下水道事業室）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市雨水貯留タンク設置助成金		
創設年度	平成 25 年度		
終期年度	—		
補助金等の見直しを行った年度	該当なし		
補助金等の見直しを行った理由	該当なし		
補助金等の目的	家庭でできる雨水の流出抑制及び雨水の利用を図る		
補助金等の概要及び対象事業	雨水貯留タンク 80 リットル以上の貯留容量を有する設備（本体及び付属品を含む。）であり、製品として購入可能なもので、3 万円を上限に購入費用の 2 分の 1 補助。		
補助金等の分類	その他事業費補助		
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市雨水貯留タンク設置助成金交付要綱		
補助金等の交付先	市民及び市内の事業所等		
補助金額の算出方法	雨水貯留タンク 1 基の購入価格（設置工事費を除く。）の 2 分の 1 とし（1,000 円未満は切り捨てる。）、30,000 円を限度とする。		
補助金等の支払方法	確定払		
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10（一般会計）		
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	（単位：円）		
		平成 30 年度	令和元年度
	当初予算額	3,000,000	2,000,000
	現計予算額	3,000,000	2,000,000
	決算額	106,000	68,000
補助金交付先数推移 （直近 3 年間）	（単位：件）		
		平成 30 年度	令和元年度
	交付先数	6	5
実績報告の時期	雨水貯留タンク設置後		
実績審査の方法	雨水貯留タンク設置前後の写真と領収書		

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	雨水貯留タンク設置費用を助成し、雨水の流出抑制及び雨水の有効利用を図る。			
効果指標	寝屋川流域協議会にハード面だけでなく、ソフト面でも貢献できる。			
効果指標の過去3年の推移	(単位：件)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	目標値	100	66	10
	成果実績	6	5	6

(2) 補助事業の概要

寝屋川流域は約4分の3が低平地であることから、雨水が河川に自然に流れ込まない地域になっており、一級河川寝屋川の京橋口にすべての雨水が集中する厳しい治水環境を有している。こうした治水環境の改善のため、これまで河道や下水道の整備・改修、貯留施設の整備をはじめ、寝屋川流域では総合治水対策が進められてきた。当該補助金も雨水貯留タンクを用いた家庭でできる治水対策の一環として創設されたものである。

(3) 監査の結果及び意見

① 交付実績が伸び悩む要因、例えば設置スペースの制約による設置の難しさなどへの対応として、交付対象者にとって設置を検討しやすい制度設計について検討されたい。(意見)

当該補助金が対象とする雨水貯留タンクは、家庭で設置できる規模であることから、タンク一台当たりが有する雨水流出抑制の効果(治水効果)は限定的である。設置台数が増えれば、治水効果が発揮されることや市民等の防災意識、自助意識の向上に繋がるため、設置は増えることが望ましいと考えられる。これに対し、当該補助金制度を創設した当初は年間20～30件の設置が行われたものの、現在は年間5～6件程度に止まっている。

このように交付実績が伸び悩んでいる一因として、市は設置スペースの制約による設置の難しさを挙げている。補助金交付対象となる雨水貯留タンクは、「80リットル以上の貯留容量」を条件としているが、設置者にとってはその分スペースが必要となる。このため、一般的な家庭にとって「80リットル以上の貯水容量」が設置にあたってのハードルとなっている可能性がある。

以上から、交付対象者にとって設置を検討しやすい制度設計になっているか、あらためて検討されたい。設置スペースがネックとなる場合、例えば制度の見直しとして、貯水容量の下限を引き下げる等、検討されたい。

② 交付実績の伸び悩みに対し、さらなる広報活動とともにその後の交付実績を踏まえた制度見直しを検討されたい。(意見)

交付実績が伸び悩んでいるその他の要因として、市は当該補助金制度に周知が行き届いていないことを挙げている。

現状、市の広報活動としては、市ホームページでの掲載（通年）、市広報誌への掲載（年数回）、貯水タンクを取り扱う展示販売店への事業紹介ちらしの配架等が行われている。

一方で、交付対象者に対して雨水貯留タンクを設置するメリットや補助金制度そのものが十分に浸透しておらず、広報活動の効果が十分に得られていない可能性がある。

以上から、市民等が取り組むことのできる数少ない治水対策メニューであることも考慮の上、寝屋川市内の各種イベントや広報の機会をとらえ、さらなる PR を推進するとともに、制度の見直しを行ってもなお交付件数が今後も伸び悩む状況である場合、補助金制度の廃止も含めた見直しを検討されたい。

35. 寝屋川市議会政務活動費（議会事務局）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市議会政務活動費			
創設年度	平成 13 年度			
終期年度	－			
補助金等の見直しを行った年度	平成 27 年度			
補助金等の見直しを行った理由	議員同士の協議の中で、見直しを行ったほうがいいという結論に至ったため。			
補助金等の目的	寝屋川市議会議員の調査研究その他の活動に資するため。			
補助金等の概要及び対象事業	地方自治法第 100 条第 14 項及び市条例に基づき、市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付する。			
補助金等の分類	その他			
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市議会政務活動費の交付に関する条例、寝屋川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則			
補助金等の交付先	会派または議員個人			
補助金額の算出方法	寝屋川市議会政務活動費の交付に関する条例により、金額が定められている。			
補助金等の支払方法	前金払			
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10			
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	（単位：円）			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	当初予算額	14,580,000	13,095,000	12,960,000
	現計予算額	14,580,000	13,095,000	12,960,000
	決算額	12,388,291	9,295,849	9,359,281
補助金交付先数推移 （直近 3 年間）	（単位：件）			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	交付先数	17	26	18
	【令和元年度について】			
	※ 令和元年度は改選期のため、4 月分政務活動費を交付した会派及び議員（7 件）を含んでいます。 ※ 令和元年 9 月 24 日付で無所属となった議員 1 名が 10 月～3 月分の政務活動費を無所属議員として申請したため、無所属議員として交付した分も件数として含んでいます。			

実績報告の時期	令和3年4月30日
実績審査の方法	収支報告書及び領収書等書類の審査

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	調査・研究、その他活動等を通して議員の資質向上を図る。
効果指標	なし
効果指標の過去3年の推移	なし

(2) 補助事業の概要

市では、政務活動費を年度の上半期及び下半期に分けて、各議員に月額 45,000 円を交付している。すなわち各議員は半期ごとに 270,000 円の交付を受けることとなる。また政務活動費の使途は寝屋川市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）に以下のとおり規定されている。

項目	内容
研究研修に係る経費	会派、会派に属する議員又は無会派議員（以下この表において「会派等」という。）が研究会・研修会を開催するために必要な経費若しくは他の団体等の開催する研究会・研修会に参加するために要する経費又は会派等が行う調査委託に要する経費
調査に係る経費	会派等が行う活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料に係る経費	会派等が行う活動のために必要な資料の作成又は図書、資料等の購入に要する経費
広報・広聴に係る経費	会派等が行う活動及び寝屋川市の政策について市民に報告し若しくはPRするために要する経費又は市民からの市政若しくは会派等の活動に対する要望、意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費
人件費等に係る経費	会派等が行う活動を補助する職員等を雇用する経費
事務所に係る経費	会派等が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費又は事務用品等の購入等に要する経費
要請・陳情活動に係る経費	会派等が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議に係る経費	会派等が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派等としての参加に要する経費

具体的な経費使途や金額の上限の詳細については、寝屋川市議会政務活動費使途基準細則（以下「細則」という。）にて規定している。

政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者または個別に交付を受けた議員若しくは無会派議員は毎年度当該収支報告を行っており、収支報告書及び領収書等を議長に提出している。提出された収支報告書及び領収書等については、議会事務局が支出内容と領収書を全件確認している。収支報告において、その年度に交付を受けた政務活動費の総額からその年度に支出した経費の総額を控除して残余がある場合には、当該残余分は市に返還されることとなっている。また、会計年度は4月1日から3月31日までであるが、特に支出については役務を受けた時点と実際の支払日が異なる場合もあることから、政務活動費事務処理要領で以下のような規定を設け、会計処理する時期を明確にしている。

2 会計年度及び改選期の取扱い

1 会計年度について

発注、納品及び契約締結等の日（以下「事由発生日」という。）に関わらず、代金の支払日（クレジットカード払いで領収書が発行されない場合は、クレジットカード会社への支払日）を政務活動費の支出の日とする。但し、支出の性質上の理由等これにより難い特別の事情があると議長が認める場合は、この限りではない。

また、当該政務活動費は、調査・研究、その他活動等を通して議員の資質向上を図るために創設されたものであるが、その効果を測定するための指標を設定することは難しいため、これまで特に効果測定を実施したことはないとのことである。さらに、平成27年度において、これまで1人当たり月額70,000円交付していたが、議会運営経費の削減を図ることを目的として、現在の月額45,000円としている。

(3) 監査の結果及び意見

① クレジットカード利用時に付与されるポイントの取扱いについて、細則等に規定されたい。（意見）

今回の実地監査に際して、令和2年度収支報告書等について任意で閲覧を実施したところ、クレジットカードにより支出した経費も見受けられ、その場合は当該カードの利用明細書と領収書を支出の根拠として提出されていた。通常、クレジットカードを利用して支払を行った場合は、利用額に応じてポイントが発生し、次回以降の支払に当該ポイントが利用できることとなる。閲覧した明細書においても、カード利用額とあわせて利用獲得ポイントが記載されていた。

当該獲得したポイントの取扱いについて市に確認したところ、当該ポイントの取扱いについては規定していないことから、実際の利用状況について確認したことはないとのことであった。市では、当該獲得したポイントを政務活動費に対する支出に充当することを認めており、政務活動費以外の支出に利用しないことについては各議員に理解してもらっているとのことである。

ここで、他自治体において当該ポイントの取扱いについて調べてみたところ、以下のとおり取扱いを規定しており、利用を認めている自治体もあれば、認めていない自治体も確認できた。

家電量販店等において物品を購入した際に付与されるポイントは、値引き等の効果が現実化する可能性及びその効果が相当程度高いと考えられること、また、航空機のマイレージは値引き等の効果が相当高いと考えられることから、これらの支出に政務活動費を充当する場合には、獲得したポイント等については政務活動の目的以外に使用しないようにする必要があります。

出典：政務活動費の手引き（大阪市）

クレジットカードの使用やポイントを使って物品等を購入することは可能であるが、政務活動費を充当する支出で得たポイントについては、私的な使用は控えるなど良識の範囲内で取り扱うこと。

出典：「東大阪市議会政務活動費運用マニュアル」（東大阪市）

ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められません。（家電量販店等、ポイント現金還元サービスを行っている店で購入した物品を政務活動費で計上する場合、購入時にはポイントカードや会員カード等は利用せず、現金で支払うこととします。）支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければなりません。また、保有する現金ポイントで支払う又は他の支払い手段と併用して支払った場合には、その支出を政務活動費として計上することはできません。

出典：政務活動費の使途運用指針（さいたま市）

市では、現在当該ポイントの利用を政務活動費としての利用に限りその利用を認めているが、当該取扱いを明記したものはない。政務活動費については、当該目的以外の使途に充てられるといった不正事例も起こり得ることから、使用の透明性や説明責任を果たすべく、毎年度収支報告書及び領収書等の提出が求められるものである。よって、その趣旨を補完すべく、当該ポイント利用の取扱いを明文化しておくべきである。

36. 寝屋川市立小学校校庭の芝生化維持管理事業（学校教育部 教育政策総務課）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市立小学校校庭の芝生化維持管理事業		
創設年度	平成 24 年度		
終期年度	—		
補助金等の見直しを行った年度	令和 2 年度（令和 3 年 4 月 1 日施行）		
補助金等の見直しを行った理由	寝屋川市立小学校校庭の芝生維持管理の開始から約 10 年が経過し、芝生の維持管理に必要な芝刈り機等の備品の老朽化に伴い、「寝屋川市立小学校校庭の芝生維持管理補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）別表に定める補助対象項目に修繕費等を追加（ただし補助限度額の追加はない）し、円滑な芝生の維持管理につなげるため		
補助金等の目的	市立小学校校庭の芝生化事業実施後の芝生の維持管理事業に対し交付することにより、市立小学校校庭の芝生化事業の円滑な推進に資することを目的とする。		
補助金等の概要及び対象事業	芝生の維持管理事業に対して、要綱の別表に定める補助金対象項目に該当する経費の補助を行う		
補助金等の分類	その他		
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市補助金等交付規則 寝屋川市立小学校校庭の芝生維持管理補助金交付要綱		
補助金等の交付先	寝屋川市立東小学校運動場の芝生化実行委員会他 23 委員会		
補助金額の算出方法	補助対象経費の合計額または 80,000 円のいずれか低い額		
補助金等の支払方法	概算払		
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10		
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	（単位：円）		
		平成 30 年度	令和元年度
	当初予算額	1,920,000	1,920,000
	現計予算額	1,920,000	1,920,000
	決算額	1,920,000	1,920,000
補助金交付先数推移 （直近 3 年間）	（単位：件）		
		平成 30 年度	令和元年度
	交付先数	24	24
実績報告の時期	令和 3 年 3 月 31 日		
実績審査の方法	事業の実績報告書類等の審査		

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	芝生の維持管理を通して、子ども、保護者、地域のコミュニティの推進につなげるとともに、街や地域への愛着を育むきっかけとするため		
効果指標	芝生維持に関するアンケートに対し肯定的に回答した学校数		
効果指標の過去 3 年の推移	(単位：学校数)		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
目標値	24	24	24
授業の一環として、芝生を活用	14	16	21
芝生を通して、世代間の交流を図った	9	13	11

(2) 補助金等の概要

本補助金は、寝屋川市立小学校校庭の芝生化事業実施後の芝生の維持管理事業に対し交付することにより、寝屋川市立小学校校庭の芝生化事業の円滑な推進を目的としており、本補助金の補助対象経費は、1校につき8万円を限度とし、申請を行った日の属する年度中に実行委員会が支出した経費であって、以下に該当するものである。(寝屋川市立小学校校庭の芝生維持管理事業補助金交付要綱第4条、第5条、別表)

- ① 肥料の材料に要する経費
- ② 目土散布の材料に要する経費
- ③ 芝刈り機の燃料に要する経費(5,000円以内)
- ④ 芝の補植に要する経費
- ⑤ 芝の維持管理に係る会議に要する経費(10,000円以内)

(3) 監査の結果及び意見

- ① 本補助金は概算払であるが、予算額と決算額が直近3年間で同額であることから、提出される実績報告書に経費をすべて報告させ、実態を把握することが望まれる。(意見)

本補助金は、一旦概算払いした後、決算報告で実績による確定精算を行うことになっている。直近3年間においては全24校で概算払額と決算額が一致し、補助対象経費80,000円、うち21校⁴¹で補助対象外経費0円と記載された実績報告書が提出されている。市は、実際には各校においてこれ以上の支出があることから、超

⁴¹ 令和2年度

える部分については報告対象とせず、補助限度額の8万円になるように報告しているのではないかと推測している。しかし、補助可能額を超えるからといって実際と異なる報告を行うことは望ましい形ではない。補助対象外経費も含めた報告があれば、市は、補助金を超過した支出実績があること、またその内容を伺い知ることができるが、補助対象外経費0円と報告されていることから、実際に芝生維持に全体としてどれだけの経費が掛かるのか、その内容、必要性の程度などが把握できない。

実際、24校すべてにおいて、8万円を超過する支出があったのであれば、確定額が上限の8万円に揃うことは理解できるが、21校において超過額が0と報告されている中、21校の実際使用額がぴったり8万円であり、原始証憑を徴求しても同額であることは不自然ともいえる。

したがって、市は、実態を把握するため、実績報告書に経費をすべて報告させることを検討されたい。

37. 寝屋川市市立校園 PTA 協議会安全共済会事業補助金（小学校・中学校・幼稚園）（学校教育部 学務課）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市市立校園 PTA 協議会安全共済会事業補助金																																			
創設年度	平成 10 年度																																			
終期年度	－																																			
補助金等の見直しを行った年度	平成 30 年度																																			
補助金等の見直しを行った理由	補助金の交付の対象となる経費を具体的に定めるため。																																			
補助金等の目的	校園の管理下における児童、生徒及び幼児の災害に関する補償の充実を図るため。																																			
補助金等の概要及び対象事業	市立校園 PTA 協議会安全共済会に対して、医療費の補てん等の補助を行う。																																			
補助金等の分類	運営費補助																																			
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市市立校園 PTA 協議会安全共済会事業補助金交付要綱																																			
補助金等の交付先	市立校園 PTA 協議会安全共済会																																			
補助金額の算出方法	寝屋川市市立校園に在籍する児童等の人数に、児童及び生徒については 1 人につき 100 円、園児については 1 人 50 円をそれぞれ乗じた額の合計額をもって、補助金の上限額とする。																																			
補助金等の支払方法	概算払																																			
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10																																			
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	(小学校) (単位:円) <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>当初予算額</td><td>1,115,000</td><td>1,094,000</td><td>1,064,000</td></tr><tr><td>現計予算額</td><td>1,115,000</td><td>1,094,000</td><td>1,064,000</td></tr><tr><td>決算額</td><td>1,114,300</td><td>1,093,700</td><td>1,063,200</td></tr></table> (中学校) <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td></tr><tr><td>当初予算額</td><td>539,000</td><td>524,000</td><td>520,000</td></tr><tr><td>現計予算額</td><td>539,000</td><td>524,000</td><td>520,000</td></tr><tr><td>決算額</td><td>538,700</td><td>523,700</td><td>519,300</td></tr></table>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	当初予算額	1,115,000	1,094,000	1,064,000	現計予算額	1,115,000	1,094,000	1,064,000	決算額	1,114,300	1,093,700	1,063,200		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	当初予算額	539,000	524,000	520,000	現計予算額	539,000	524,000	520,000	決算額	538,700	523,700	519,300
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																																	
当初予算額	1,115,000	1,094,000	1,064,000																																	
現計予算額	1,115,000	1,094,000	1,064,000																																	
決算額	1,114,300	1,093,700	1,063,200																																	
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																																	
当初予算額	539,000	524,000	520,000																																	
現計予算額	539,000	524,000	520,000																																	
決算額	538,700	523,700	519,300																																	

	(幼稚園)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	当初予算額	13,000	11,000	9,000
	現計予算額	13,000	11,000	9,000
	決算額	12,500	11,000	9,000
	(合計)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	当初予算額	1,667,000	1,629,000	1,593,000
	現計予算額	1,667,000	1,629,000	1,593,000
	決算額	1,665,500	1,628,400	1,591,500
補助金交付先数推移 (直近 3 年間)	(単位：件)			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	交付先数	1	1	1
実績報告の時期	令和 3 年 4 月 14 日			
実績審査の方法	事業の実績報告書類の審査			

② 効果測定について

補助金等に期待する 効果	児童、生徒及び園児の災害に関する補償の充実を図る。
効果指標	なし
効果指標の過去 3 年の 推移	なし

(2) 補助事業の概要

(スポーツ振興センターの共済掛け金)

日本の小学校、中学校など義務教育諸学校では、同学校等の管理下における災害に対して、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポーツ振興センター」という。）が災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行っている。この災害共済給付は、学校の設置者が保護者等の同意を得てスポーツ振興センターとの間に災害共済給付契約を結び、共済掛金を支払い、当制度へ加入することで行われる。共済掛金は保護者だけでなく学校の設置者である自治体も一部負担している。

同契約に加入義務はないが、市においても、教育委員会管理下の小学校、中学校及び幼稚園について、保護者等の同意を得て原則同制度に加入することとしている。共済掛金額は義務教育諸学校に通う一般児童生徒等は年額約 920 円、うち保護者の負担割合は 4 割から 6 割とされ、残りの額を学校の設置者が負担する（スポーツ振興セン

ターホームページより)。市では、1人当たり約920円の共済掛金額を保護者と市概ねで半々に負担している。

(共済会の共済掛け金)

市では、スポーツ振興センターが実施する共済制度における給付対象外の災害や、対象内であっても給付金額では費用が賄いきれないものがあることを想定して、スポーツ振興センターの災害給付制度だけでなく、寝屋川市市立校園 PTA 協議会安全共済会（以下「共済会」という。）による災害給付も実施しており、市は共済会が行う災害給付の補てんとして補助金を支給している。補助額（概算額）は児童及び生徒について1人につき100円、園児について1人50円が上限額で、共済未加入者分も含まれ、確定額は別途精算する（精算方法は後述）。市の管理下における義務教育諸学校は、小学校24校、中学校12校、幼稚園5園（令和2年度より4園）である。当補助金は例年7月末頃に概算交付され、年度末に精算し、不用額は返還されることとなっている。

保護者分担金は、補助金額算出方法と同様に、小学校及び中学校については1人につき100円、幼稚園については1人につき50円である。

両制度への加入は保護者の同意が必要で、市は両制度への原則加入を求めており、現状、一部を除きほとんどの児童の保護者が児童の卒業まで両制度に加入しているとのことである。

(両制度の給付内容の違い)

共済会の給付は、スポーツ振興センターが給付対象としていない範囲をカバーしている。具体的には、同制度加入同意書の中で記されているが、①スポーツ振興センターで給付基準に満たない少額の治療費(500円以下)、②災害発生場所から医療機関への移送費、③スポーツ振興センターによる障害見舞金及び死亡見舞金とは異なる同制度で設けている災害見舞金、④門歯欠損の際の差額補填、の4つが、同制度固有の給付である。

直近3年間の共済会の決算をみると、平成30年、令和元年度においては、事業費を当該年度の保護者分担金及び市の補助金で賄えず、基金⁴²からの一部繰り入れを行っている。一方、令和2年度においては、コロナ禍の影響もあって児童等の災害件数が減少し、事業費が減少(1,996,122円)したため、分担金と補助金の合計額(2,851,700円)の方が大きく、収支差額である1,595,595円(下表では予備費として表示)が資金留保されている(以下「繰越金」という⁴³)。

⁴² 正規の基金は創設されていないため、過年度収支差額の合計（繰越金）のこと。

⁴³ 共済会は繰越金残高に「基金」という名称を使用しているが、交付要綱第3条によると「前年度会計からの繰越金」が正規の名称である。「基金」とは正規には「特定の用途に充てるため、他の財産と区分して保有する金銭」のことであり、一定のルールに基づいて、創設、積み増し、取崩しを行う必要がある。しかし現在、共済会には相当する規定等はない。したがって共済会が呼称する「基金」は、正規には「基金」とは言えず、単なる現預金残高である。なお、基金は「その創設や積み増しについては財政規律の観点から厳に抑制するとともに、補助金等によ

(単位：円)

項	目	H30年度	R元年度	R2年度
学校園分担金	学校園分担金※1	1,274,500	1,267,550	1,260,200
補助金	市補助金	1,665,500	1,628,400	1,591,500
基金繰入金	基金繰入金※2	623,943	316,668	740,000
雑入	雑入※3	513	365	17
その他	その他	0	0	0
収入合計		3,564,456	3,212,983	3,591,717
会議費	会議費	0	0	0
	研修費	0	0	0
	計	0	0	0
事業費	差額補填※4	931,226	914,717	231,552
	見舞金	1,894,000	1,708,000	1,296,000
	手数料※5	739,230	590,266	468,570
	計	3,564,456	3,212,983	1,996,122
予備費	予備費	0	0	1,595,595
支出合計		3,564,456	3,212,983	3,591,717

令和2年度繰越金残高 9,932,705 円

出典：市から入手した共済会決算書を監査人が一部加工

※1 各児童等の保護者から徴収する会費のこと

※2 過去からの繰越金うち、当該年度の収入に繰入計上したもの

※3 預金利子等

※4 医療費の自己負担に対する補填⁴⁴と門歯欠損の差額補填

※5 医療機関への交通費

学校園分担金（各児童等の保護者の分担金）と市補助金は一人当たりでは同額であるが、決算書上同額になっていない理由は、補助金は前年度10月1日時点の児童数をもとに設計した予算を確定額としており、学校園分担金は補助金対象年度5月1日時点の実際の加入者数が基準となることから児童数が若干異なるためである。

(3) 監査の結果及び意見

- ① 事業費を超えて交付した補助金は過大交付であり、交付要綱に基づき精算する必要があるため、市は返還を含めた対応を共済会に求めるべきである。（結果）

当該補助金は概算払であり、確定額を精算することになっている。補助金交付要綱における精算は、以下のように定められている。

り造成された基金の執行状況をすべて公表し、使用実績も踏まえながら使用見込みの低い基金については返納を検討する（経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定））」という考え方からしても、みだりに積み立ててよいものではない。

⁴⁴ 自治体の医療費助成とスポーツ振興センターからの医療費補填がある中、共済会からの差額補填とは、医療費助成制度下でも本人負担とされている1回500円分を共済会の給付対象とすることを意味する。

(補助金の返還)

第9条 教育長は、前条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(補助金の確定)

第8条 教育長は、前条の規定による書類の提出があった場合は、その内容を精査し、補助事業の成果が第1条の目的及び教育長の意見等に適合すると認めるときは、第2条及び第3条に定めるところにより、遅滞なく補助金の額を確定して、寝屋川市立校園 PTA 協議会安全共済会事業補助金確定通知書（第3号様式）により、共済会の代表者に通知する。

(補助金の交付)

第2条 補助金は、共済会が寝屋川市立の校園の管理下における児童等の負傷、疾病、障害又は死亡につき、当該児童等の保護者に、医療費の補填並びに医療機関への移動に要した費用及び見舞金の給付を行う事業（以下「補助事業」という。）に対し、毎年度、予算の範囲内で、交付するものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、当該年度の補助事業に係る前条第2項に規定する補助金の交付対象となる経費の総額から、当該年度の補助事業に係る収入のうち、児童等の保護者が負担すべきものとして共済会が児童等の保護者から徴収する会費並びに預金利子及び前年度会計からの繰越金の合計額を控除した額とする。ただし、当該年度の4月1日における寝屋川市立校園に在籍する児童等の人数に、児童及び生徒については1人につき100円を、園児については50円を、それぞれ乗じた額の合計額をもって、補助金の上限とする。

別表（第2条関係）

補助事業の内容	補助金の交付の対象となる経費
医療費の補てん	児童等の保護者が支払った医療費と独立行政法人日本スポーツ振興センターが支給する災害共済給付との差額として共済会が児童等の保護者に支払った給付金
医療機関への移動に要した費用の給付	校園管理下における児童等の負傷又は発生時に当該発生場所からの医療機関への移動に要したタクシー代等として共済会が負担した費用
見舞金の給付	校園管理下における児童等の負傷、疾病、障害又は死亡について、共済会が児童等の保護者に支払った見舞金

- 第3条によると、補助金確定額の計算は各年度以下のように考えられる。
- ア. 事業に必要な額はまず保護者から徴収する会費と預金利息、及び前年度会計からの繰越金を充当し、不足額を補助金として確定する（第8条 補助金の確定）。
 - イ. 概算額として支払った補助金があをを超える場合は市に返還する（第9条 返還）。

令和2年度にあてはめると、事業に必要な額（1,996,122 円）は保護者から徴収した会費と預金利息⁴⁵及び前年度会計からの繰越金（基金）繰入額（1,260,200 + 17 + 740,000 = 2,000,217 円）の範囲内であるため、補助金確定額は0円となる。したがって、市は概算補助金 1,591,500 円の全額について返還を求めるべきである。

一方、担当課は、第3条に規定する「前年度会計からの繰越金」は「前年度から繰り越してきた繰越金の総額」ではなく、「前・単年度中に発生した繰越金」のことであり、令和元年度に新たに発生した繰越金は0円である、と主張する。仮に担当課の主張するように解釈して第3条の精算を行うと、事業費 1,996,122 円はまず保護者から徴収した会費 1,260,200 円と預金利子 17 円を充当し、補助金は差額の 735,905 円と確定するはずであるが、担当課はそのような計算を行っておらず、単純に保護者からの会費と同率負担として当初に概算払いした 1,591,500 円を交付確定している。この事実から見て、担当課が主張するような解釈が従来から存在し、それに従った精算行為を行っていたとは判定しがたく、第3条を正確に適用せずに補助金確定を行っていたと解釈せざるを得ない。

ここで市と監査人に第3条についての解釈の違いはあるにしろ、令和2年度における補助金は過大交付であることに変わりなく、市は第8条（補助金の確定）、第9条（返還）に従い返還を含めた対応を求める必要がある。

また、市は、どのように第3条を適用し運用することが正しいかを関係課とも協議し、共済会に対してその返還を含めた対応を求めるべきである。

- ② 令和2年度末に共済会は繰越金 9,932,705 円を保有しているが、補助金交付要綱上、当繰越金の保有を容認する根拠となる規定はない。年間事業費の約3年分に相当する多額の繰越金を保有しながら、市が毎年同水準の補助金交付を行う必要があるのかについては改めて透明性のある議論を行ったうえで、必要と判断された場合には相当する規則を制定すべきである。（結果）

共済会は、令和2年度末において繰越金 9,932,705 円を保有している。これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業費が縮小した令和2年度を例外として、平成30年度及び令和元年度の事業費を参考にすると、約3年分の事業費に相当する。

⁴⁵ 決算書上明細が不明なため、令和2年度決算書の雑入 17 円を全額預金利子と仮定して計算式を示す。

そもそも、共済事業とは構成員が相互に助け合うことを趣旨とするから、基本的には当年度中に構成員から広く薄く集めた資金で、当年度中の災害等により困っている人を助けるものである。公的な共済制度、互助制度においては、毎年度余剰額を配当金として構成員に再分配（返戻）している制度もある。PTA 共済においても、事業に必要な程度の水準で適切な額を定めて会費を徴収するという考え方から、多額の余剰金が発生することは想定していないと考えられる。わずかな残金（余剰金）を多数の保護者に再分配して 0 円にすることまでは求められておらず、現実的でもないが、長期間にわたって多額の繰越金を保有しているにもかかわらず、これを考慮せずに、保護者からの徴収会費や補助金の額について見直しを行わず、前年度と同額程度を徴収し続けることは共済事業の趣旨に反すると考えられる。交付要綱第 3 条はこのようなことにならないよう配慮した定めとして合理性があるといえ、毎年この条項に従って精算を行っていれば、繰越金残額は 0 円となっていたはずである。

共済会は営利団体と異なり、組織維持のための剰余金や自己資本を留保する必要はなく、負担者と受益者は年度ごとに互助しあう考え方からすれば、集めた資金は基本的に年度ごとに給付に使用してクリアになることが透明性のある会計といえる。

もっとも、会計年度末日及び 5 月末日までの出納整理期間を入れても、年度内の災害給付精算が完了しないため、一定程度の残額を保有しておくことが実務上必要である、と市は主張する。さらに、広範囲にわたる災害等があった場合に備えて、複数年度の事業費に相当する繰越金を保有することが必要とも考えている、とのことである。

しかし、交付要綱が正確に適用されていれば、少なくとも当補助金が創設された平成 10 年度以降に繰越金は生じることはなく、それ以前に寄附金等いかような収入が共済会にあったとしても、特別な使途指定寄附でない限り共済事業の趣旨に従った使い方は同様であることからすれば、使途指定寄附金以外に多額の繰越金が累積する余地はない。またそのような使途指定寄附金があったことについて、共済会では確認できないことから、平成 10 年度以前の繰越金についても通常の収入と同様に取り扱うべきであったといえる。

平成 10 年度以降多額の繰越金を共済会が保有したまま、さらに市が補助金を交付する必要性について、交付要綱上認めていないと読み取れることと考え合わせても、精算対象外の繰越金を容認する規定は、交付要綱上存在しない。また、市の見解では、共済会の規程上も同様の規定は存在しないとのことである。

なお言うまでもなく、実務上いかに必要であったとしても、交付要綱を改変するにあたってはその前段階として透明性のある議論と合理的な理由が必要であり、実際の改変は所定の手続に則る必要がある。この際、将来広範囲に不測の事態が起る場合に備えるためとの理由であったとしても必要な水準以上の残預金を保有し続けることは趣旨に鑑み、あるべき姿とは言い難いため、留意が必要である。

③ 自治体による医療費助成が拡充されたという社会環境の変化に応じ、市は寝屋川市市立校園 PTA 協議会安全共済制度のあり方を提案し、あわせて当補助金の必要性を検討されたい。(意見)

スポーツ振興センター及び共済会の災害共済制度が創設された当時の社会状況と異なり、各自治体では医療費助成が徐々に拡充され、当初は自治体間で大きく差のあった助成対象も、現在ではほぼすべての義務教育年齢のこどもの医療費をカバーできるようになっている。実際、令和3年度現在、市のこども医療費助成は、市に住民登録があり、健康保険に加入している0歳から高校生世代(18歳に達して以後最初の3月31日)までの方を対象に無償とする考え方を取っている。

このような中、両災害給付制度への加入は、法的には個々の保護者の同意に基づく自由契約であって、加入要否は個々人が選択し、意思決定できることになっているが、そのような趣旨での認知度は高くはない。市から小学校入学児童の保護者への当制度加入の案内資料(「災害共済制度への加入について」)によると、

「加入は任意となっており、あらかじめ保護者の皆様の同意が必要となりますが、原則全児童生徒の加入をお願いしています。給付内容等をご理解のうえ、同意書の提出をよろしくお願いします。本書での同意後、本市内の小学校に在学中は自動更新となります。」とあり、市が在籍する児童生徒に原則加入を呼びかけている。

現在においては、子どもの医療費に関する社会環境が変化しているにもかかわらず、上記加入時の案内や補助金交付を通じて共済制度に深く関りを持ち、一方で医療費助成も行っている市が、その必要性について十分な検証を行ってきたとは言い難い。

自治体の医療費助成が拡充し、なお不足する医療費や見舞金は一定スポーツ振興センターからも給付されるなか、当該共済会による共済の必要性の主目的は、現在ではスポーツ振興センターから補填されない医療機関への交通費補助と考えられる。確かに、先生方にとっては、交通費の心配をすることなく医療機関に連れて行ける安心感があることは否めない。しかし、教育に付随し不可避免的な費用であるならば、市費で当該費用を直接補助することが考え方としては相当であるし、決算書の推移から見ても直接費用を負担した方が安価に済む(平成30から令和2年度決算における交通費相当額は50万円内外であるところ補助金は150万円超)。

保護者の同意に基づき加入する制度ではあるとしても、一旦加入後は自動的に徴収される共済金であることから、見舞金や医療費の助成、交通費の補填を、この制度を使って行い続けるべきなのか、改めて検証を行う必要があると考えられる。各保護者が實際上、支払の可否を選択・検証できない立場にある以上、最大の資金の出し手である市において、同共済制度のあり方を提案し、あわせて当補助金の必要性を検討されたい。

38. 寝屋川市学校活性化事業補助金（英検受験料補助事業）（学校教育部 教育指導課）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市学校活性化事業補助金（英検受験料補助事業）		
創設年度	平成 17 年度		
終期年度	—		
補助金等の見直しを行った年度	(1) 平成 20 年度：小学 6 年生を対象とした英検 Jr. 受験料補助を開始 (2) 平成 30 年度：寝屋川市立小中学校の教員を対象とした英検受験料補助を開始（令和元年度をもって終了）		
補助金等の見直しを行った理由	(1) 中学校での英検受験への意欲につなげるため (2) 小中学校の英語の授業改善に向け、教員の英語力向上を図るため		
補助金等の目的	英語検定の受験を推奨するため		
補助金等の概要及び対象事業	市立小学校に在籍する 6 年生全員を対象に英検 Jr. 1 回分の受験料を補助する。また、中学校在籍 3 年間のうち、一人につき中学 2 年時に 1 回、中学 1 年時または 3 年時で 1 回、英語受験料の一部を補助する。		
補助金等の分類	その他		
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市補助金交付規則 寝屋川市学校活性化事業補助金交付要綱		
補助金等の交付先	寝屋川市教育活動活性化推進協議会		
補助金額の算出方法	英検及び英検 Jr. への補助額と推定受験者数により算出		
補助金等の支払方法	概算払		
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10		
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近 3 年間）	（単位：円）		
		平成 30 年度	令和元年度
	当初予算額	7,477,400	8,669,100
	現計予算額	7,477,400	8,669,100
補助金交付先数推移 （直近 3 年間）	（単位：件）		
		平成 30 年度	令和元年度
	交付先数	1	1
実績報告の時期	令和 3 年 3 月 31 日		
実績審査の方法	事業の実績資料等の実績報告書類の審査		

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	市内中学校在籍の生徒の英語検定の受検を推奨することにより、英語学習への意欲付けにつながる。		
効果指標	英検 3 級以上の受検率		
効果指標の過去 3 年の推移	(単位：%)		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
目標値	70	75	75
成果実績	69.1	74.1	74.3

(2) 監査の結果及び意見

- ① 効果指標が受検率というインプット指標のみで、アウトプット、アウトカム指標を持たないことから、本補助金の目標達成状況確認に最も合致する効果指標が設定されておらず、結果に基づく補助金の有効性や合目的性を検証できていない。結果に基づく振り返りにより補助金の有効性・合目的性を確保するためにも、英検 3 級以上の合格率を本補助金の効果指標の一つとするなど、施策の PDCA を行う目的に整合する効果指標を考案されたい。(意見)

本補助金は、市が寝屋川市内小中学校生徒の英語力を測る指標としている英検の受検料の一部を補助することで、受検の奨励につなげるために創設された。下記のとおり、寝屋川市内の中学生を対象に中学 2 年では 1 回原則全員が受検し、あと 1 回を中学 1 年または中学 3 年で受検する場合に英検の受検料を一部負担する補助を行っている。

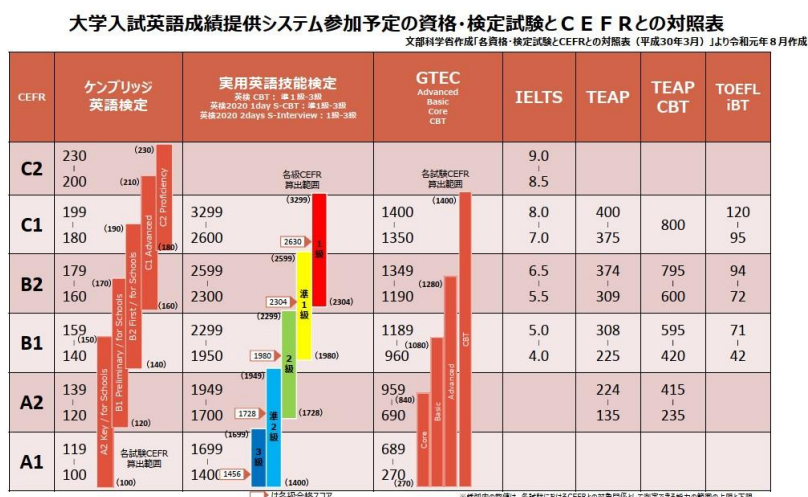
①	中学 1 年生または中学 3 年生で 1 回、英検受検定料の内、2,000 円の補助を行う。
②	中学 2 年生で 1 回、英検受検料の内、2,600 円を上限とし、補助を行う。

そして、受検の奨励が本補助金交付の目的となっていることから、下記のとおり、現状はその効果指標を中学 3 年生の英検 3 級以上の受検率としている。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
目標値	70%	75%	75%
成果実績	69.1%	74.1%	74.3%

元々、寝屋川市内小中学校生徒の英語力の測定、英検受検の奨励に至った背景には、市が国による特区認定（現文部科学省特別推進地域）を受け、平成 17 年度より「国際コミュニケーション科」を創設し、コミュニケーション力の育成を目指した英語教育を推進しており、その指標として、「中学校 3 年生卒業時に、英検 3 級程度の英語力の育成」を英語教育の達成目標に掲げたことがある。

市が掲げる「中学校 3 年生卒業時に、英検 3 級程度の英語力の育成」というのは、文部科学省より平成 25 年 12 月に公表された「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」の中で目標として掲げられていたものであり、現在でも、文部科学省より平成 27 年 6 月に公表された「生徒の英語力向上推進プラン」第 3 期教育振興基本計画（平成 30 年度～令和 4 年度）では、「卒業時まで中学校で CEFR A1（英検 3 級等）、高校は A2（英検準 2 級等）以上相当の生徒の割合を 50%以上とする」ことが目標として掲げられている。



確かに、小学生の英検 Jr. の受検は、中学校での英語教育への導入として興味を持たせる意味合いを市は重視しているのかもしれない。しかし、あくまで中学生においては、受検することそのものではなく、一定レベルの達成を目指しているのであるから、本補助金が創設された背景も踏まえ、補助金の有効性や合目的性をより向上させるためにも、インプット指標である「中学 3 年生の英検 3 級以上の受検率」だけでなく、アウトカム指標にあたる「中学校 3 年生卒業時点での英検 3 級程度の取得率」も効果指標の一つとしてとらえることを検討されたい。

令和2年5月1日の在籍数をもとに、令和2年度の受検、合格者実績を表で示すと以下のとおりである。

		中 3	中 2	中 1
(1)	在籍者数 ⁴⁶	1,708	1,801	1,769
(2)	英検 3 級受検者数	458	289	60
(3)	うち補助を活用した受検者数	305	211	31
(4)	受検率(2)÷(1)	26.8%	16.0%	3.4%
(5)	合格者数	267	188	35
(6)	在籍者に対する合格率(5)÷(1)	15.6%	10.4%	2.0%
	受検者に対する合格率	58.3%		
(7)	英検準 2 級以上受検者数	223	166	26
(8)	うち補助を活用した受検者数	123	114	17
(9)	受検率(7)÷(1)	13.1%	9.2%	1.5%
(10)	合格者数	65	66	8
(11)	合格率(10)÷(1)	3.8%	3.7%	0.5%
	受検者に対する合格率	29.1%		
(12)	英検 3 級以上受検者数 (2) + (7)	681	455	86
(13)	受検率(12)÷(1)	39.9%	25.3%	4.9%
(14)	合格者数(5) + (10)	332	254	43
(15)	合格率(14)÷(1)	19.4%	14.1%	2.4%
	受検者に対する合格率	48.8%	55.8%	50.0%
(16)	中 1～3 受検率(12)÷(1)	71.5%	－	－
(17)	中 1～3 合格率(14)÷(1)	36.8%	－	－

(出典) 市の提出した数値に基づき監査人が作成

- ※ 受検者数：寝屋川市内中学校を準会場として受検した生徒数
- ※ うち補助を活用した受検者数：寝屋川市内中学校を準会場として受検した生徒数のうち、本補助金を活用して受検した生徒数
- ※ (16)(17)は中1～3年生の受検者数、合格者数を合計して分子とし、中3在籍者数を分母として算定

⁴⁶ (1)在籍数は令和2年5月1日の生徒数

ここで、市は効果指標を「中学３年生の英検３級以上の受検率」とし、令和２年度は目標値 75%に対して実績が 74.3%と目標値に近く、施策の効果が上がっていると示している。

しかし、上表では「中学３年生の英検３級以上の受検率」は(13)の 39.9%である。これに対し、効果指標で示した実績 74.3%とは、中学３年生だけでなく、１・２年時の受検者数も含めているから、と市は説明している⁴⁷。確かに、１・２年時に３級以上を合格した場合には、３年時には同級での受検はしないと考えられることから、この数値の取り方には一定の合理性があるように感じられる。一方で、１・２年時で不合格であった場合には同一人が複数回受検しているケース、合格した場合はさらに上級を受検するケースなども考えられ、この要素を除外せず合計して算出した 74.3%という数値は正確ではない。このように数値が正確でないことも相まって、施策の PDCA を行えない効果指標では有効性が乏しい。

「英語に興味を持たせることに成功しているか」を測る目安として「英検受検率」を見ることも一つであるが、それだけに留まらず、市が英語の実力を測る「一つの目安」として英検受検を勧めているのであれば、合格率も効果指標とすることが素直で、端的である。国の制度を活用し、平成 17 年より府下で先駆けて小学校低学年からの英語教育を推進してきたことから、施策の成果を測ることは必要と考えられる。

「中学３年時の英検３級以上保有率」は、上表によると(17)の 36.8%である⁴⁸。英語特区に認定され、小学校低学年から英語授業を取り入れている市は府下でも多くないため、例えば他市と比較したとき、当市の施策に特別な効果があったのか、などを振り返り、将来に向けて積極的に施策の企画に活かすことこそが肝要である。

当効果指標は一例に過ぎないが、インプット指標だけでなくこのようにアウトカム指標を加えることによって、当該検定料の補助が英語教育施策全体として目標達成に効果があるのかどうかを測る一助となり、ひいては、効率的な予算配分について不断の検討を加えることにもつながるため、有効である。

なお、市によると、各中学校では英検に限らず英語力が「英検３級相当以上の生徒」がどれだけいるかを、定期考査等の結果などから把握しているとのことである。毎年、市内中学校に対し「CEFR A1 レベル⁴⁹（英検３級程度）以上を取得している生徒数」及び「同等以上の英語力を有すると思われる生徒数」に関して調査を

⁴⁷ 上表では(16)の合計 71.5%が近似的に相当する。

⁴⁸ 中３在籍者数に対する令和２年度時点の３級以上の合格者の割合。現中３生の３級以上保有者は１～３年時での合格者数を合計して保有率を算出することが正確だが、監査人の手元に過去のデータがないため、表中の令和２年度の数値を使って算出している。

⁴⁹ CEFR A1 レベルとは、外国語を用いて、「具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることができる。自分や他人を紹介することができ、住んでいるところや、誰と知り合いであるか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりすることができる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助けが得られるならば、簡単なやり取りをすることができる。」程度の英語力を表す。（出典：ブリティッシュ・カウンシル）

行っている。

これによると、３級以上取得者数及び３級以上相当の英語力を有すると思われる生徒は 74.1% となり、中学３年生で 7 割超の生徒が英検 3 級相当以上の英語力を有し、市や国の設定する目標をクリアしていることになる。この数値が正確な目安となるのであれば、英検の受検率を当事業の効果指標に特に取り上げる必然性はなく、また当該事業が必要かどうかを振り返る指標ともなっていない⁵⁰。

もっとも、中３生の 7 割超が英検 3 級相当以上の実力を持っているとすると、中３時における英検の合格率も 7 割程度以上はあったことが整合性があると考えられるが、実績での合格率は受検者の 58.3%（３級）と 29.1%（準２級以上）で、両者を合わせても 48.8%であり整合性が不明である。

英検 3 級以上の合格率を本補助金の効果指標の一つとするなど、施策の PDCA を行う目的に整合する効果指標を考案されたい。

⁵⁰ 令和２年度において、大阪府下で英検補助を行っている自治体は、市の把握しているところによると当市の他、東大阪市、四條畷市、大東市、交野市、摂津市、泉大津市、河内長野市、和泉市、太子町の 9 団体とのことである。

39. 寝屋川市文化スポーツ振興事業費補助金（寝屋川文化芸術祭事業、囲碁・将棋活動推進事業）（社会教育部 文化スポーツ室）

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市文化スポーツ振興事業費補助金 (寝屋川文化芸術祭事業、囲碁・将棋活動推進事業)
創設年度	・寝屋川文化芸術祭事業：平成 30 年度 ・囲碁・将棋活動推進事業：令和 2 年度
終期年度	・寝屋川文化芸術祭事業：－ ・囲碁・将棋活動推進事業：令和 4 年度（予定）
補助金等の見直しを行った年度	寝屋川文化芸術祭事業：令和元年度
補助金等の見直しを行った理由	事業内容の充実を図るため補助限度額を増額。
補助金等の目的	文化の振興
補助金等の概要及び対象事業	文化スポーツ振興事業を行う団体に対して、事業費の補助を行う。 ・寝屋川文化芸術祭事業：新たに文化芸術団体の組織構築と寝屋川市民文化祭の再編を主とし、「みる」「きく」「ふれる」をキーワードに、寝屋川市駅前の公共施設や学校等を会場に舞台・展示・体験等プログラムを実施する事業として、文化スポーツ振興事業に該当。 ・囲碁・将棋活動推進事業：伝統文化である囲碁・将棋の普及・継承並びに、礼儀礼節をわきまえた、青少年の育成をさらに推進することを目的に、市にゆかりのあるプロ棋士等の指導・助言を受けることができる、市内の小・中学生を対象とした囲碁・将棋大会等に係る事業として、文化スポーツ振興事業に該当。
補助金等の分類	事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	寝屋川市文化スポーツ振興事業費補助金交付要綱
補助金等の交付先	・寝屋川文化芸術祭事業：寝屋川文化芸術祭実行委員会 ・囲碁・将棋活動推進事業：寝屋川囲碁将棋連盟
補助金額の算出方法	自主収入を差し引いた補助事業費の合計額または限度額のいずれか低い額 ・寝屋川文化芸術祭事業：限度額 11,901 千円 ・囲碁・将棋活動推進事業：限度額 656 千円
補助金等の支払方法	概算払
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10

補助金等の予算額及び 決算額の推移 (直近3年間)	(単位：円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	寝屋川文化芸術祭			
	当初予算額	7,000,000	11,901,000	11,901,000
	現計予算額	7,000,000	11,901,000	11,901,000
	決算額	6,896,915	11,601,072	394,538
	囲碁・将棋活動推進事業			
	当初予算額	—	—	656,000
	現計予算額	—	—	656,000
	決算額	—	—	656,000
補助金交付先数推移 (直近3年間)	(単位：件)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	交付先数	1	1	2
実績報告の時期	・寝屋川文化芸術祭事業：令和2年12月18日 ・囲碁・将棋活動推進事業：令和3年3月26日			
実績審査の方法	事業の実績資料等の実績報告書類の審査			

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	事業実施を通じた文化の振興			
効果指標	参加者（来場者）数			
効果指標の過去3年の推移				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	寝屋川文化芸術祭事業			
	成果実績	21,998	24,015	中止
	囲碁・将棋活動推進事業			
	成果実績	—	—	698
※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、寝屋川文化芸術祭を中止し、文化芸術月間イベントPRのみを実施。				

(2) 監査の結果及び意見

- ① 寝屋川文化芸術祭は例年 11 月に実施されるため、例年、6 月ないし 7 月に補助金が概算払いされている。令和 2 年度においては新型コロナウイルス感染により祭典が中止される蓋然性が相当程度高く、また、実際に中止となったが、例年通り 12 月に精算が行われ補助金の大半が返金されている。このように長期間にわたり、不使用の資金を実行委員会に預けておくことの必要性、安全性を鑑み、補助金の交付・精算時期について再検討されたい（寝屋川文化芸術祭）。（意見）

寝屋川文化芸術祭は 11 月に実施される場所、寝屋川文化芸術祭に関する補助金は、支出を要する時期よりかなり前である 6 月ないし 7 月に概算額が一括先払いされ、事業が終了した後に精算が行われている。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、寝屋川文化芸術祭が中止される可能性が相当程度高い場合もこの取扱いに変更されていない。

上記取扱いによれば、交付先が相当期間補助金全額を預かることになるが、これは望ましいとは言えない。支出を要する時期と近接した時期に補助金の交付を行うこと、必要であれば、補助金を分割交付することを検討されたい。

- ② 予算編成がなされた後に予定されていた企画が実現できなかった場合の予算の流用の是非及び方法について慎重に検討されたい。（意見）

寝屋川文化芸術祭事業について、令和元年度、イベント当日に寝屋川市駅前の賑わいを創出する目的で、さわやかロードを歩行者天国にすることを前提に予算が増額されたが、警察協議等の中で問題点が指摘され、歩行者天国を実施することができなかった。しかし、歩行者天国の実施のために増額された予算は、キャラクターショーの開催日数の増加、子どもを対象とするプレイベントの講座数の増加等に充て、ほぼ全額消化された。

当初予定された企画が実現しない場合、予算をほかの企画に流用することは考えられるが、ほかの企画に流用することにより、寝屋川文化芸術祭全体がどの程度活性化されるかは慎重に検討されたい。

また、寝屋川文化芸術祭は複数のイベントの複合であるが、寝屋川文化芸術祭全体の活性化のため、イベントごとの参加者数をカウントする等して、イベントごとの費用対効果を検証されたい。

40. 寝屋川市文化スポーツ振興事業費補助金

(寝屋川ハーフマラソン事業、エンジョイフェスタ in ねやがわ事業、寝屋川市スポーツ少年団事業、寝屋川ダンスフェスティバル事業) (社会教育部 文化スポーツ室)

(1) 補助金等の内容等

① 補助金等の概要

補助金等の名称	寝屋川市文化スポーツ振興事業費補助金 (寝屋川ハーフマラソン事業、エンジョイフェスタ in ねやがわ事業、寝屋川市スポーツ少年団事業、寝屋川ダンスフェスティバル事業)
創設年度	・ 寝屋川ハーフマラソン事業：平成 25 年度 ・ エンジョイフェスタ in ねやがわ事業：平成 27 年度 ・ 寝屋川市スポーツ少年団事業：平成 16 年度 ・ 寝屋川ダンスフェスティバル事業：令和 2 年度
終期年度	—
補助金等の見直しを行った年度	寝屋川ハーフマラソン事業：令和元年度
補助金等の見直しを行った理由	警備員の増員、仮設トイレの増加、消費増税、警備人件費単価の上昇のため補助限度額を増額。
補助金等の目的	スポーツの振興
補助金等の概要及び対象事業	文化スポーツ振興事業を行う団体に対して、事業費の補助を行う。 ・ 寝屋川ハーフマラソン事業：市民の健康の保持増進、体力の向上を目指し、市民ボランティアにより企画運営がなされる、寝屋川市内の公道等を利用して実施するマラソン等の事業として、文化スポーツ振興事業に該当 ・ エンジョイフェスタ in ねやがわ事業：毎年 10 月の第 3 日曜日において行う、市民に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事として位置づけられる事業として、文化スポーツ振興事業に該当 ・ 寝屋川市スポーツ少年団事業：寝屋川市における少年スポーツに係る運動会、競技会、スポーツ教室その他スポーツ行事の実施事業、少年スポーツの指導者の養成及び資質の向上のための研修事業、寝屋川市における少年スポーツの振興に資すると認められる事業として、文化スポーツ振興事業に該当 ・ 寝屋川ダンスフェスティバル事業：本市のダンス文化の推進と青少年の健全育成に寄与することを目的に、寝屋川市内の学校のダンス部やダンス団体が、日頃の練習成果を発表し、市にゆかりのあるプロダンサー等の指導・助言を受けることができる場を提供する事業として、文化スポーツ振興事業に該当
補助金等の分類	事業費補助

根拠法令・交付要綱等の名称	・ 寝屋川市文化スポーツ振興事業費補助金交付要綱 ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための寝屋川ハーフマラソンの中止に係る補助金交付要綱（令和２年度寝屋川ハーフマラソン事業のみ）																																																																						
補助金等の交付先	・ 寝屋川ハーフマラソン事業：寝屋川ハーフマラソン実行委員会 ・ エンジョイフェスタ in ねやがわ事業：エンジョイフェスタ in ねやがわ実行委員会 ・ 寝屋川市スポーツ少年団事業：寝屋川市スポーツ少年団 ・ 寝屋川ダンスフェスティバル事業：寝屋川ダンスフェスティバル実行委員会																																																																						
補助金額の算出方法	自主収入を差し引いた補助事業費の合計額または限度額のいずれか低い額 ・ 寝屋川ハーフマラソン事業：限度額 15,050 千円 ・ エンジョイフェスタ in ねやがわ事業：限度額 7,000 千円 ・ 寝屋川市スポーツ少年団事業：限度額 150 千円 ・ 寝屋川ダンスフェスティバル事業：限度額 1,000 千円																																																																						
補助金等の支払方法	概算払																																																																						
財源構成比（国費・府費・市費・その他）	市費 10（寝屋川ハーフマラソン事業のみ、市費 7,050 千円、その他 8,000 千円）																																																																						
補助金等の予算額及び決算額の推移 （直近３年間）	（単位：円） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 30 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">寝屋川ハーフマラソン事業</td></tr> <tr> <td>当初予算額</td><td>12,000,000</td><td>15,050,000</td><td>15,050,000</td></tr> <tr> <td>現計予算額</td><td>12,000,000</td><td>15,050,000</td><td>15,050,000</td></tr> <tr> <td>決算額</td><td>11,556,656</td><td>6,196,780</td><td>6,774,115</td></tr> <tr> <td colspan="4">エンジョイフェスタ in ねやがわ事業</td></tr> <tr> <td>当初予算額</td><td>7,000,000</td><td>7,000,000</td><td>7,000,000</td></tr> <tr> <td>現計予算額</td><td>7,000,000</td><td>7,000,000</td><td>7,000,000</td></tr> <tr> <td>決算額</td><td>5,952,172</td><td>5,031,115</td><td>23,104</td></tr> <tr> <td colspan="4">寝屋川スポーツ少年団事業</td></tr> <tr> <td>当初予算額</td><td>150,000</td><td>150,000</td><td>150,000</td></tr> <tr> <td>現計予算額</td><td>150,000</td><td>150,000</td><td>150,000</td></tr> <tr> <td>決算額</td><td>150,000</td><td>150,000</td><td>10,400</td></tr> <tr> <td colspan="4">寝屋川ダンスフェスティバル事業</td></tr> <tr> <td>当初予算額</td><td>—</td><td>—</td><td>1,000,000</td></tr> <tr> <td>現計予算額</td><td>—</td><td>—</td><td>1,000,000</td></tr> <tr> <td>決算額</td><td>—</td><td>—</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>				平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	寝屋川ハーフマラソン事業				当初予算額	12,000,000	15,050,000	15,050,000	現計予算額	12,000,000	15,050,000	15,050,000	決算額	11,556,656	6,196,780	6,774,115	エンジョイフェスタ in ねやがわ事業				当初予算額	7,000,000	7,000,000	7,000,000	現計予算額	7,000,000	7,000,000	7,000,000	決算額	5,952,172	5,031,115	23,104	寝屋川スポーツ少年団事業				当初予算額	150,000	150,000	150,000	現計予算額	150,000	150,000	150,000	決算額	150,000	150,000	10,400	寝屋川ダンスフェスティバル事業				当初予算額	—	—	1,000,000	現計予算額	—	—	1,000,000	決算額	—	—	0
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																																																																				
寝屋川ハーフマラソン事業																																																																							
当初予算額	12,000,000	15,050,000	15,050,000																																																																				
現計予算額	12,000,000	15,050,000	15,050,000																																																																				
決算額	11,556,656	6,196,780	6,774,115																																																																				
エンジョイフェスタ in ねやがわ事業																																																																							
当初予算額	7,000,000	7,000,000	7,000,000																																																																				
現計予算額	7,000,000	7,000,000	7,000,000																																																																				
決算額	5,952,172	5,031,115	23,104																																																																				
寝屋川スポーツ少年団事業																																																																							
当初予算額	150,000	150,000	150,000																																																																				
現計予算額	150,000	150,000	150,000																																																																				
決算額	150,000	150,000	10,400																																																																				
寝屋川ダンスフェスティバル事業																																																																							
当初予算額	—	—	1,000,000																																																																				
現計予算額	—	—	1,000,000																																																																				
決算額	—	—	0																																																																				

補助金交付先数推移 (直近3年間)	(単位：件)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	交付先数	3	3	3
実績報告の時期	・ 寝屋川ハーフマラソン事業：令和3年2月16日 ・ エンジョイフェスタ in ねやがわ事業：令和2年12月18日 ・ 寝屋川市スポーツ少年団事業：令和3年3月31日 ・ 寝屋川ダンスフェスティバル事業：交付せず			
実績審査の方法	事業の実績資料等の実績報告書類の審査			

② 効果測定について

補助金等に期待する効果	事業実施を通じたスポーツの振興			
効果指標	参加者（来場者）数 ※寝屋川市スポーツ少年団事業：団員数			
効果指標の過去3年の推移	(単位：人)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	寝屋川ハーフマラソン事業			
	成果実績	5,680	中止	中止
	エンジョイフェスタ in ねやがわ事業			
	成果実績	30,408	中止	中止
	寝屋川市スポーツ少年団事業			
	成果実績	541	516	515
	寝屋川ダンスフェスティバル事業			
	成果実績	—	—	中止
※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各イベントを中止。				
※ 令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、寝屋川ハーフマラソン事業を中止、天候不良によりエンジョイフェスタ in ねやがわ事業を中止。				

(2) 監査の結果及び意見

① 補助金の交付時期について検討されたい（寝屋川ハーフマラソン事業、エンジョイフェスタ in ねやがわ事業）。（意見）

寝屋川ハーフマラソン事業は、例年2月に開催予定のところ、補助金は平成30年度及び令和元年度は8月、令和2年度は9月に概算額（平成30年度は12,000,000円、令和元年度、令和2年度は15,050,000円）が一括先払いされ、平成30年度及び令和元年度は3月、令和2年度は2月に精算が行われている。これは、エンジョイフェスタ in ねやがわ事業も同様で、イベントは例年10月に開催予定のところ、補助金は毎年8月、概算額（平成30年度から令和2年度まで毎年7,000,000円）が一括先払いされ、事業が終了した後12月に精算が行われている。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、寝屋川ハーフマラソン事業、エンジョイフェスタ in ねやがわ事業が中止される可能性が相当高かった令和2年度もこの取扱いは変更されていない。

上記取り扱いによれば、交付先である実行委員会が相当期間補助金全額を預かることになるが、これは望ましいとは言えない。

寝屋川ハーフマラソン事業もエンジョイフェスタ in ねやがわ事業も、準備段階で広報や警備計画等のため若干の支出を要するものの、支出の大半は企画本体実施の際に必要となる。実行委員会にいつどの程度の支出が必要となるか聴き取り調査を実施し、関係各課とも調整の上、支出を要する時期と近接した時期に補助金の交付を行えないか、また、補助金を分割交付することは可能か検討されたい。